

45-R002



データコード標準化体系調査報告書(その2)

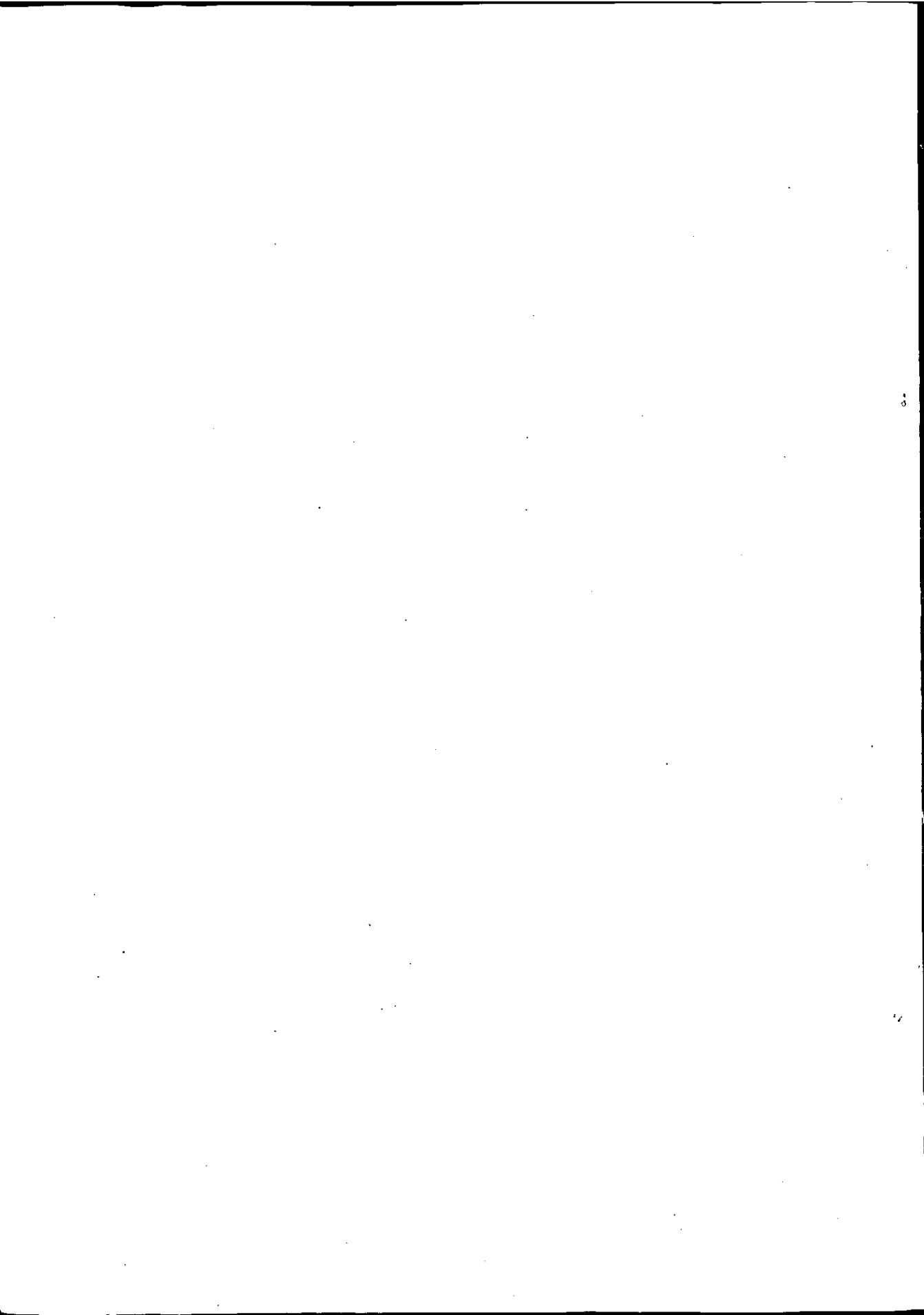
(情報処理の標準化に関する調査)

昭和46年5月



財団法人 日本情報処理開発センター

本調査は、日本自転車振興会の機械工業振興資金による「昭和45年度情報処理普及促進に関する補助事業」の一環として実施したものであります。



序 に か え て

社会、経済の発展にともない、各種情報の蓄積・加工・供給を有機的かつ効果的に行なう方法として、とくにコンピュータによる情報処理の役割りの重要性が認識されております。

また、最近は通信回線との有機的な結合により、その利用が企業内での地域的拡大のみならず、企業間の結びつきも情報の交換・共同利用を目指して強くなる傾向にあります。

このような状況において情報交換の円滑化を図り、情報処理の効率を高めるという観点から、データコードの標準化は欠くべからざるものであります。

当財団は昭和44年度にデータコード標準化体系調査委員会を設置し実態調査を実施するとともに、将来に対するデータコード標準化の指針を検討しましたが、本年度は引続いて、前年度の調査の結果、標準化を急ぐ必要ありと判定されたコードを重点的にとりあげ、さらに掘り下げた調査検討を実施しましたので、こゝにその結果を報告致します。

本調査実施にご尽力ならびにご支援を賜った関係各位に心から感謝の意を表しますとともに、本報告書が各方面に利用され、わが国情報処理産業発展の一助として寄与できますよう念願いたす次第であります。

昭和46年5月

財団法人 日本情報処理開発センター

会長 難波捷吾

データコード標準化体系調査委員会

(敬称略 50音順)

委員長	小 沢 暢 夫	三菱商事株式会社
委 員	赤 池 仁	国税庁
	新 井 弘 茂	株式会社日立製作所
	上 田 陸奥夫	社会保険庁
	大久保 秀 典	東京芝浦電気株式会社
	大 槻 芳 樹	労働省
	奥 住 暢 男	防衛庁
	黒 河 亀千代	通商産業省工業技術院
	桑 名 靖 典	自治省
	近 藤 久	日本電信電話公社
	島 成 嘉	日本航空株式会社
	高 橋 三 雄	横浜市立大学
	田 代 兼 光	通商産業省
	田 中 良 知	千代田生命保険相互会社
	塚 原 博	慶応大学
	徳 増 肇	日本機械工業連合会
	仁 田 修	防衛庁
	吹 田 昇	(社)日本情報センター協会
	船 崎 武 男	行政管理庁
	松 山 俊 介	日本ユニパック株式会社
	宮 川 東 一	国分株式会社
	安 井 達 也	大阪商船三井船舶株式会社
	安 田 武 男	新日本製鉄株式会社
	矢 田 光 治	電子技術総合研究所
	若 杉 明	横浜国立大学
	篠 崎 敬	(財)日本情報処理開発センター
	高 橋 澄 夫	(財)日本情報処理開発センター

データコード標準化体系調査委員会

主 査 会

委員長	小 沢 暢 夫	三菱商事株式会社
	上 田 陸奥夫	社会保険庁
	黒 河 亀千代	通商産業省工業技術院
	吹 田 昇	(社)日本情報センター協会
	船 崎 武 男	行政管理庁
	篠 崎 敬	(財)日本情報処理開発センター
	高 橋 澄 夫	(財)日本情報処理開発センター

個 人 コード分科会

主 査	上 田 陸奥夫	社会保険庁
	新 井 弘 茂	株式会社日立製作所
	大 槻 芳 樹	労働省
	黒 河 亀千代	通商産業省工業技術院
	桑 名 靖 典	自治省
	田 中 良 知	千代田生命保険相互会社
	仁 田 修	防衛庁
	安 田 武 男	新日本製鉄株式会社
	篠 崎 敬	(財)日本情報処理開発センター
	高 橋 澄 夫	(財)日本情報処理開発センター

事業体コード分科会

主 査	船 崎 武 男	行政管理庁
	大久保 秀 典	東京芝浦電気株式会社
	黒 河 亀千代	通商産業省工業技術院
	近 藤 久	日本電信電話公社
	松 山 俊 介	日本ユニバック株式会社
	宮 川 東 一	国分株式会社
	矢 田 光 治	電子技術総合研究所
	篠 崎 敬	(財)日本情報処理開発センター
	高 橋 澄 夫	(財)日本情報処理開発センター

経営経済コード分科会

主査	吹田 昇	(社)日本情報センター協会
	赤池 仁	国税庁
	伊藤 憲太郎	日産自動車株式会社
	黒河 亀千代	通商産業省工業技術院
	高橋 三夫	横浜市立大学
	若杉 明	横浜国立大学
	篠崎 敬	(財)日本情報処理開発センター
	高橋 澄夫	(財)日本情報処理開発センター

物品コード分科会

主査	小沢 暢夫	三菱商事株式会社
	奥住 暢男	防衛庁
	黒河 亀千代	通商産業省工業技術院
	島 成嘉	日本航空株式会社
	田代 兼光	通商産業省
	塚原 博	慶応義塾大学
	徳増 肇	日本機械工業連合会
	安井 達也	大阪商船三井船舶株式会社
	篠崎 敬	(財)日本情報処理開発センター
	高橋 澄夫	(財)日本情報処理開発センター

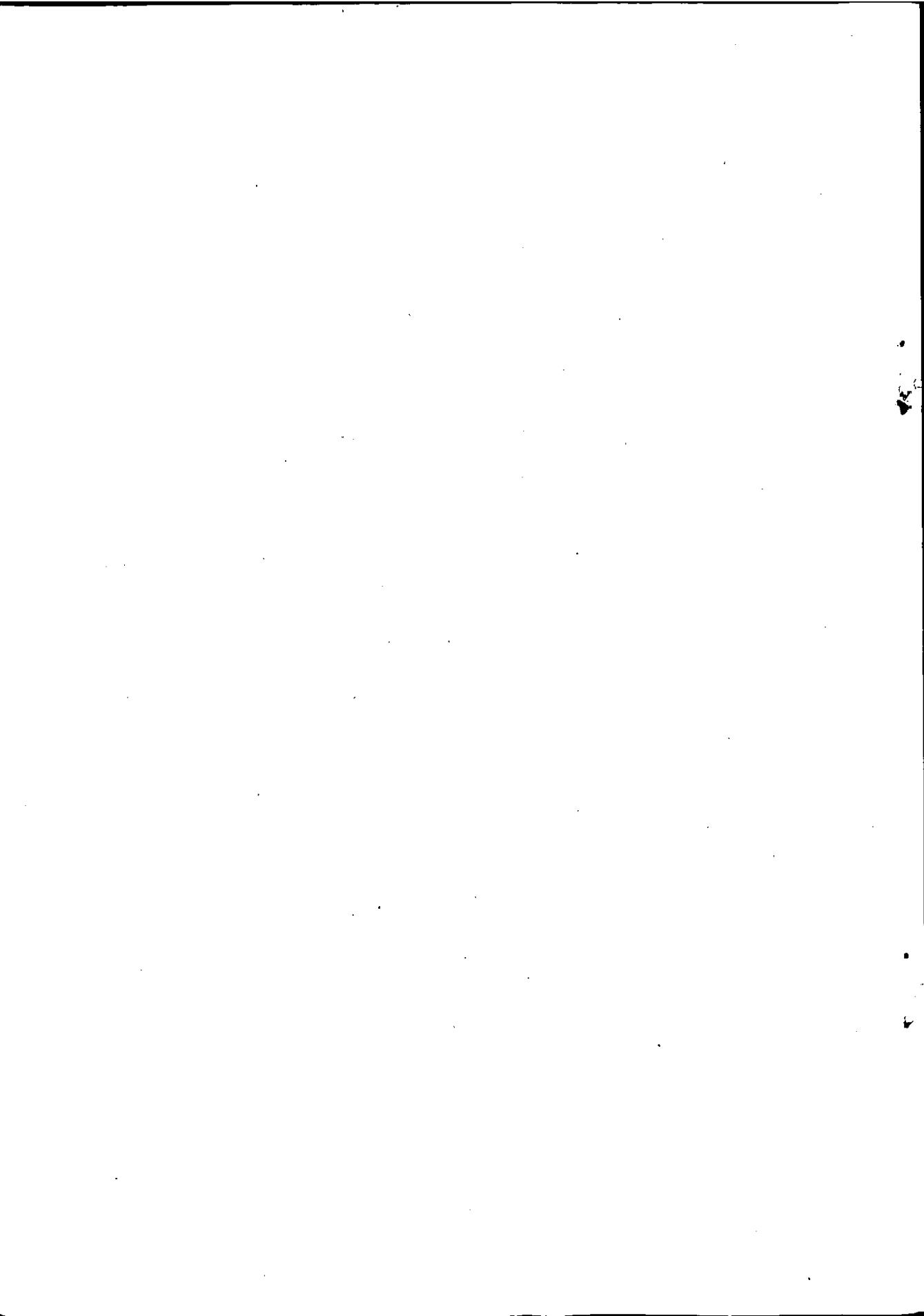
事務局	境 良夫	(財)日本情報処理開発センター
	相沢 正雄	(財)日本情報処理開発センター
	尾形 征夫	(財)日本情報処理開発センター
	村上 功	(財)日本情報処理開発センター

目 次

はじめに	1
I アンケート調査	
1. 調査の概要	3
1.1 調査の目的	3
1.2 調査対象	3
1.3 調査内容	3
1.4 回答状況	9
II 各 論	13
1. 人に関するコード	
1.1 コードの現状	13
1.1.1 国籍(国名)コード	13
1.1.2 住居表示コード	13
1.1.3 国民コード	15
1.1.4 個人コード	17
1.1.5 血液型コード	18
1.1.6 障害等級コード	19
1.1.7 世帯コード	21
1.1.8 続柄コード	22
1.1.9 学歴コード	26
1.1.10 職種コード	29
1.1.11 職階コード	31
1.1.12 技能コード	32
1.1.13 免許・資格コード	33
1.2 標準化の問題点	34
1.2.1 国籍(国名)コード	34
1.2.2 住居表示コード	35
1.2.3 国民コード	35
1.2.4 個人コード	37
1.2.5 血液型コード	37
1.2.6 障害等級コード	37
1.2.7 世帯コード	37

1.2.8	続柄コード	38
1.2.9	学歴コード	38
1.2.10	職種コード	39
1.2.11	職階コード	39
1.2.12	技能コード	39
1.2.13	免許・資格コード	40
1.3	提 言	40
1.3.1	国籍(国名)コード	40
1.3.2	住居表示コード	40
1.3.3	国民コード	40
1.3.4	個人コード	40
1.3.5	血液型コード	41
1.3.6	障害等級コード	41
1.3.7	世帯コード	41
1.3.8	続柄コード	42
1.3.9	学歴コード	42
1.3.10	職種コード	42
1.3.11	職階コード	42
1.3.12	技能コード	42
1.3.13	免許・資格コード	42
1.4	結 論	43
2.	事業体コード	47
2.1	コードの現状	47
2.1.1	事業体の概況	48
2.1.2	一般的コードの現状	54
2.1.3	個別企業における事業体コードの事例および意見	65
2.2	標準化の問題点	76
2.2.1	体系上の問題点	76
2.2.2	コード系列の編成	77
2.2.3	コードの種類	79
2.2.4	標準化への移行	80
2.2.5	コードの決定と管理	80
2.3	提 言	82
2.3.1	標準化の必要性	82

2.3.2	標準化の手順	82
2.3.3	対象とする事業体の範囲	83
2.3.4	コード系列の編成	83
2.3.5	金融機関の特殊性に対する配慮	84
2.3.6	構成要素の選択	84
2.3.7	事業体ファイルとの関連の重視	85
2.4	結 論	87
3.	経営・経済コード	91
3.1	コードの現状	91
3.1.1	企業形態コード	91
3.1.2	固定資産品目コード	106
3.1.3	取引き決済条件コード	138
3.2	標準化の問題点	148
3.2.1	企業形態コード	148
3.2.2	固定資産品目コード	151
3.2.3	取引き決済コード	154
3.3	提 言	157
3.3.1	企業形態コード	157
3.3.2	固定資産品目コード	157
3.3.3	取引き決済コード	163
3.4	結 論	163
4.	物品コード	165
4.1	コードの現状	165
4.1.1	材料コード	165
4.1.2	輸送機種、船種コード	172
4.2	標準化の問題点	180
4.3	提 言	181
4.4	結 論	284
	あ と が き	286



は　じ　め　に

データ・コードは、数字や文字でつづられた一つの語・句に1対1で対応する約束語である。この約束語を1対1に対応させるためには、重複などおこなないように概念規定を明確にする必要がある。概念規定を明確にするには、事象や対象物を体系的に分類することが近道である。

情報技術の進歩により、データは今後、自然語のまま入力され、処理されて、アウトプットされるであろうといわれているが、自然語は一つの同じ意味のコトバに、数語があるのみでなく、概念規定の明確さを欠くものがきわめて多い。このため事象や対象物をまちがいにあらわすには、どうしてもデータ・コードにたよらざるをえない。

データ・コードには、このような意義があることのほかに、データの流通を容易にしてくれる。一企業内でも同じ対象物に二つのコードがつけられているとすれば、コードの変換の過程を経なければ流通は困難である。このため一企業内のデータ・コードは標準化され、体系化されているのが普通である。

ところが、データ処理システムは、企業内のデータのみによって処理されているものではなく、多くは企業外のデータとからみ合って処理されている。このうち問題なのは、企業の外からのデータをいかに企業内でデータに融合させるかということである。多くは同じ事象や対象にかかわらず、企業外データを企業内データ処理にあわせるための変換を行なっているのが実状である。このことは非常にムダなことであるが、企業間に統一されたデータ・コードがないことによる。自分の企業にとって売りであるなら、先方の企業にとって買いであるから、これの対象物は同一なはずである。

このように考えると、データ・コードが社会的に標準化されていれば、ムダがなくなり、データの流通がきわめてスムーズになり、データの互換性や共同利用へのみちが開かれることになるだろう。

そこで、標準コードの設定を試みることになったが、口でいうのはやさしく、いざ実行となるとまことに困難な壁にぶつかるであろうことが予想される。

昨年度は、この観点からデータ・コードの標準化をとりあげ、広くコンピュータ・ユーザに「調査票」を配布して、データ・コードの現状とコードに対する意見を求めた。この結果をもとにして各項目ごとに必要性、緊急性、実現性の3点からの吟味を行ない標準化の優先度をあらまし定めるとともに、データ・コードの標準化についての一般的方針を検討した。

上記に引き続いて今年度は、その各論として昨年度の調査の結果とくに優先度の高いものを対象とし、個人コード、事業体コード、経営・経済コード、物品コードについて調査し、分析することにした。

このため、データ・コードの現状とこれに対する意見を再度重点的にコンピュータ・ユーザに求め「データ・コードを標準化体系調査票」を送付し、できるだけ企業で使用しているデータ・コードの実物を収集することに努めた。これらを基にして、4分科会を設置し、実質上の審議を行なうとともに

に、各分科会相互の関連事項の審議調整の場として、分科会の主査会をもった。

本報告書は、内外の状況と今後進展するであろう情報化社会の未来図を想定して、近い将来にJIS化すべき必要があると考えられるものについて体系的にとりあげ、それぞれについて項目別に、検討してまとめたものである。

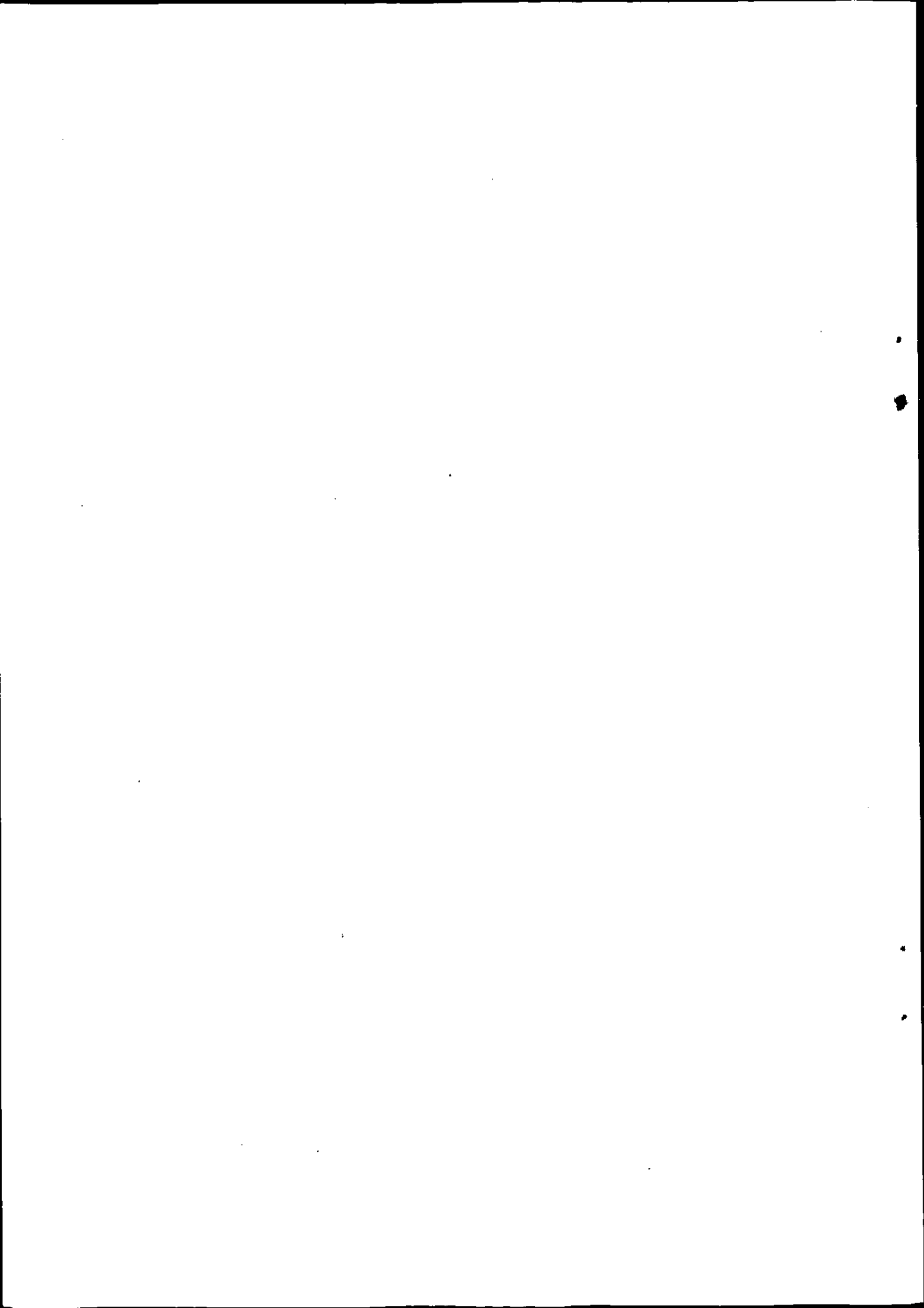
本報告書の目的は、JIS原案作成のための資料を提供することにあるので、JIS原案を作成するにあたって、参考となれば幸甚である。なお、内容について、十分意のみにない部分も多いと思われるので、諸賢のご批判をいただければ幸いである。

最後にアンケート調査にご協力くださったユーザ各位に深く感謝の意を表わし、本報告書作成にたずさわった委員各位の献身的な奉仕に心から敬意を表するものである。

データ・コード標準化体系調査委員会

委員長 小 沢 暢 夫

I アンケート調査



1. 調 査 の 概 要

1.1 調査の目的

本調査は、昨年度の「データコード標準化体系調査」の継続として、官公庁および各種業界の代表的企業を対象とし、昭和45年10月、当財団が行なったものである。昨年度の調査でデータコード標準化を促進するにあたり、必要性、緊急度が高かった“人に関するコード”、“事業体コード”、“経営・経済コード”、“物品コード”を調査対象とし、その標準化に当って構造、形態および標準化の範囲の問題点と現状を把握することが本調査の目的である。

1.2 調査対象

本調査の対象は、わが国官公庁、昨年度の調査対象より各種業界の代表的企業150機関を抽出しアンケート調査ならびに面接調査を行なった結果、調査票については79通の回答を得た。回収率はほぼ53%であった。また21社について面接調査を行なった。業種別にみた回答数を第1.1表に示す。

第1.1表 調査票回答数

業 種	回答数	9. 業 種	回答数	業 種	回答数
1. 鉱 業	2	9. 鉄鋼・非鉄鋼	2	17. 運 輸 倉 庫	4
2. 建 設	1	10. 機械・精密機器	3	18. 電 力 ・ ガ ス	5
3. 食 品	1	11. 電 気 機 器	5	19. 計 算 セ ン タ ー	2
4. 水 産		12. 電子計算機メーカー	3	20. 学 校 そ の 他	1
5. 織 維		13. 輸 送 機	4	21. 官庁・政府機関	20
6. 紙・パルプ		14. そ の 他 製 造	1	22. 地方公共団体	7
7. 石油・化学・ゴム	4	15. 商業・サービス	7		
8. 窯 業		16. 金融・保険証券	7	合 計	79

1.3 調査内容

調査項目は次の2つに大別される。

(1) コードの構造・形態

現在各機関で考えられる“人に関するコード”、“事業体コード”、“経営・経済コード”、“物品コード”について標準化するにあたってどのような構造と形態のコードがよいか調査した。

(2) 標準化の範囲

各コードは標準化するとしたならば、コードのどの範囲までをどの機関で標準化すべきか調査した。

調査票の様式を次に示す。

データコード標準化体系調査票

ご記入にあたっての注意事項

1. 調査票提出期限 昭和45年10月31日
2. 調査票のご記入内容については秘密を厳守致します。
3. 不明の点のお問合せ電話番号

東京(03)434局8211番 内線536番
技術部技術課

東京都港区芝公園2-1号地1番5 機械振興会館内

財団法人 日本情報処理開発センター

(ご記入担当者)

官公庁名または 会 社 名			
所 在 地	都 道 府 県	市 区 郡	町 村 番 号 (〒 -)
ご 氏 名			
所 属		電 話	内 線

記 入 例

コード名	コードの説明	構造・形態および標準化の範囲等についての意見
企業コード	わが国の全企業またはある規模以上(たとえば資本金1億円)の企業名のコード	記入例1. <u> NN </u> <u> NN </u> <u> NNNN </u> <u> N </u> <u> NN </u> <u> NN </u> 主たる事務 主な 一連番号 支店・ 支店・工 一連 所の所在地 産業 工場な 場などの 番号 (都道府県) 分類 どの別 別 J I S の範囲 企業内で標準化
学校コード	大学、高校、中学、小学校などの学校名のコード	記入例2. <u> N </u> <u> N </u> <u> N </u> <u> NNNN </u> 国公私大・高 一連番号 中・小 総合、実業、普通 J I S 地方公共団体
個人コード	国民個人番号、社内個人番号等	記入例3. <u> NN </u> <u> NNNNNN </u> <u> N </u> <u> NNNN </u> 出生地 生年月日 性別 一連番号 (都道府県) J I S で制定
材料コード	各種材料のコード	
土地コード	山林、農地、宅地などの地目コード	
輸送機種 船種コード	陸運、海運、空輸に関する一切の輸送機および船舶の種類別、車種別、船種別、型式別等のコード	

コード名	コードの説明	構造・形態および標準化の範囲等についての意見
建築物コード	建築物を建築するための材料別、用途別、構造別等についてのコード	
官公庁コード	官公庁名のコード	
学校コード 研究機関	学校および研究機関名のコード	
企業コード (会社名)	わが国の全企業またはある規模以上の企業名のコード	
銀行コード 金融機関	銀行および金融機関名のコード	
事業所コード	本店、支店、工場、営業所、出張所等の事務所名コード	
病院コード	病院、医院名のコード	

コード名	コードの説明	構造・形態および標準化の範囲等についての意見
個人コード	国民個人番号、社内個人番号等	
血液型コード	A型、B型、O型等の血液型のコード	
続柄コード	世帯主、夫、妻、長男、次男等の続柄のコード	
学歴コード	大学、短大、高校、中学卒の学歴のコード	
職種コード	タイピスト、溶接工、自動車整備工、建築大工、配管工、塗装工などの職種コード	
技能コード	英会話、ソロバン、簿記などの技能コード	
職階コード	部長、課長、係長、班長、組長等の階級コード	

コード名	コードの説明	構造・形態および標準化の範囲等についての意見
免許・資格コード	電気主任技術者, ボイラ技士, 危険物取扱技術者, 建築士など資格を得て初めて就業する資格コード	
企業形体コード	株式会社, 有限会社, 合資会社等の企業形体コード	
固定資産 品目名 コード	各種固定資産品目名のコード	
取引決済 条件コード	商品取引に関する決済方法に(たとえば現金取引, 手形取引等)関する条件のコード	

調査と協力ありがとうございました。お手数でも下記あてご返送下さい。

東京都港区芝公園21号地1番5号 機械振興公館

(財)日本情報処理開発センター 技術部技術課長

〒105

境 良 夫

1.4 回答状況

前掲の調査票によるアンケート調査の回答数は、79通である。これを各調査項目別によりまとめたのが第1.2表、第1.3表、第1.4表である。

第1.2表 コード・産業別回答結果

産業別 コード	鉱業	建設	食品	石油・化学・ゴム	電子計算メーカ	鉄鋼・非鉄鋼	機械・精密機器	電気機器	輸送機器	その他製造	商業サービス	金融・保険・証券	運輸倉庫	電力・ガス	計算センター	学校・その他	官庁・政府機関	地方公共団体	合計
材料コード	1		1	2	2	2	2	6	2		1			3	1	1	6	1	31
土地コード	1	1			1			3	1		3			3	1	1	3	2	20
輸送機種 船種コード		1		1	1	1		2	1		1	1	3	3		1	5		21
建築コード					1			2	1		2	1		2	1	2	3	2	17
官公庁コード					2	1	1	3			3	2		3	1		5	2	23
学校 研究機関コード					3			3			3	3		2	1	1	5	4	25
企業コード	2	1	1		3	2	1	6	2		4	5	2	2		1	6	3	41
銀行 金融機関コード	1	1	1	1	2	2	3	2	2		4	4	4	4		1	8	5	45
事業所コード	2	1	1	2	2	2	2	7	2		4	4	3	3	1	2	9	4	51
病院コード					2			1			2	1		2		1	6	3	18
個人コード	2	1	1	3	3	2	2	6	3		5	6	4	4	2	2	12	5	63
血液型コード	1	1			2	1		3			1		1	2		1	4	1	18
続柄コード	2	1			3	1	1	3			1	4	2	2	2	1	7	3	33
学歴コード	1	1		3	3	2	3	6	2		4	5	4	4	2	1	11	6	58
職種コード	1	1			2	1	3	5	3		1	3	1	4	2	1	9	6	43
技能コード	2				3	1		2	2		1	1	1	1	1	1	8	3	27
職階コード	1			2	2	1	3	6	4		3	3	4	4	2	1	9	5	50
免許資格コード	1	1			3	1		2	2		1	2	1	3	1	1	8	4	31
企業形態コード		1			2			1			1	1		1	1		5	3	16
固定資産 目録名 取決 引済 別コード		1	1	2	3	1	2	5	2		3	3	2	2	2	2	5	1	37
		1		1	2	1	2	2	1		2		1	1		1	3		18
合計	18	14	6	17	47	22	25	77	30		50	49	33	55	21	23	137	68	684

第1.3表 J I S 化希望アンケート

業 別 コ ー ド	鉱 業	建 設	食 品	石 油・化 学・ゴ ム	電 子計 算セン タ	鉄 鋼・非 鉄鋼	機 械・精 密機器	電 気機 器	輸 送機 器	そ の他 製造	商 業サ ービ ス	金 融・保 険・証 券	運 輸倉 庫	電 力・ガ ス	計 算セン タ	学 校そ の他	官 庁政 府	地 方公 共団 体	合 計
材 料 コード	1				2			2						2			1	1	8
土 地 コード	1		1	1	1			1				1		1			1	1	8
輸送機種 船 種コード			1		1			2				1		2					7
建 築 物 コード					1			1				1		1			1	1	6
官 公 庁 コード			1		1			1				1		2			2	1	9
学 校 コード			1		2			2				2		2		1	2		12
企 業 コード	1		1		3			1				3		2			2		13
銀 行 コード			1		1			1				2		2		1	4	1	13
事 業 所 コード	1		1		2							1		1			2		8
病 院 コード					1			1				1		1		1	2	1	8
個 人 コード	1		1		3			2				3		2		1		1	14
血 液 型 コード	1		1		2			2						2		2	1	1	12
統 柄 コード	1		1		3			2				2		1		2			12
学 歴 コード	1		1		3			2				3		3		2	2	1	18
職 種 コード	1		1		2			2						2		2		1	11
技 能 コード	1		1		2			1						1		1		1	8
職 階 コード	1				2			2				1		1		2			9
免許資格コード			1		3			2				1		2		2		1	12
企業形体コード			1		2			1						1		1		1	7
固定資産 品 目コード			1		3			1				1		2					8
取 引 条件 決 済 条件コード					1			2						1					4
合 計	11		16		41			31				24		34		18	20	12	

第1.4表 企業内および団体で標準化希望

業 別 コ ー ド	鉱 業	建 設	食 品	石 油・化学 ゴム	電 子計算 メーカ	鉄 鋼・非鉄 鋼	機 械・精密 機器	電 気機 器	輸 送機 器	そ の 他 製 造	商 業サ ービ ス	金 融保 険	運 輸倉 庫	電 力ガ ス	計 算セ ンタ ー	学 校そ の 他	官 庁政 府	地 方公 共団 体	合 計
材 料 コ ー ド				1		1	1	1						1			3		8
土 地 コ ー ド							1		1							1	2		5
輸送機種 船 種 コー ド							1		1							1	2		5
建 築 コ ー ド				1					1							1			3
官公庁 コー ド																	1		1
学 校 コー 研究機 関 コー ド					1												1		2
企 業 コ ー ド				2				1	1			1		1		1	2		9
銀 行 コー 金融機 関 コー ド									1			1	1	2			3	1	9
事 業 所 コー ド				2				1	1			1		2		1	2		10
病 院 コ ー ド																	1		1
個 人 コ ー ド				1					1								2		4
血 液 型 コー ド														1					1
続 柄 コ ー ド				1													1		2
学 歴 コ ー ド				1					1								2		4
職 種 コ ー ド				2					1								3	1	7
技 能 コ ー ド									1								3		4
職 階 コ ー ド		1		1					1					1		1	3		8
免 許 資 格 コード				2					1								3		6
企業形体コー ド																			
固定資産 品 目 名 取 引 条件 コード					1									2	1	1	1		5
取 引 条件 コード		1			1												1		3
合 計		2		17		3	3	13				3	1	10	7	7	36	2	97

(1) コードの構造・形態について

この意見は、産業別、コード別にまとめたのが、第1.2表である。各列上段の数字は各種業界ごとの回答数を示し、また、各列下段の数字はコード名ごとに各種業界における回答数を示している。すなわち土地コードを例にとれば電力・ガス業では3件、官庁・政府機関で3件、他………の計20件の回答があったということである。

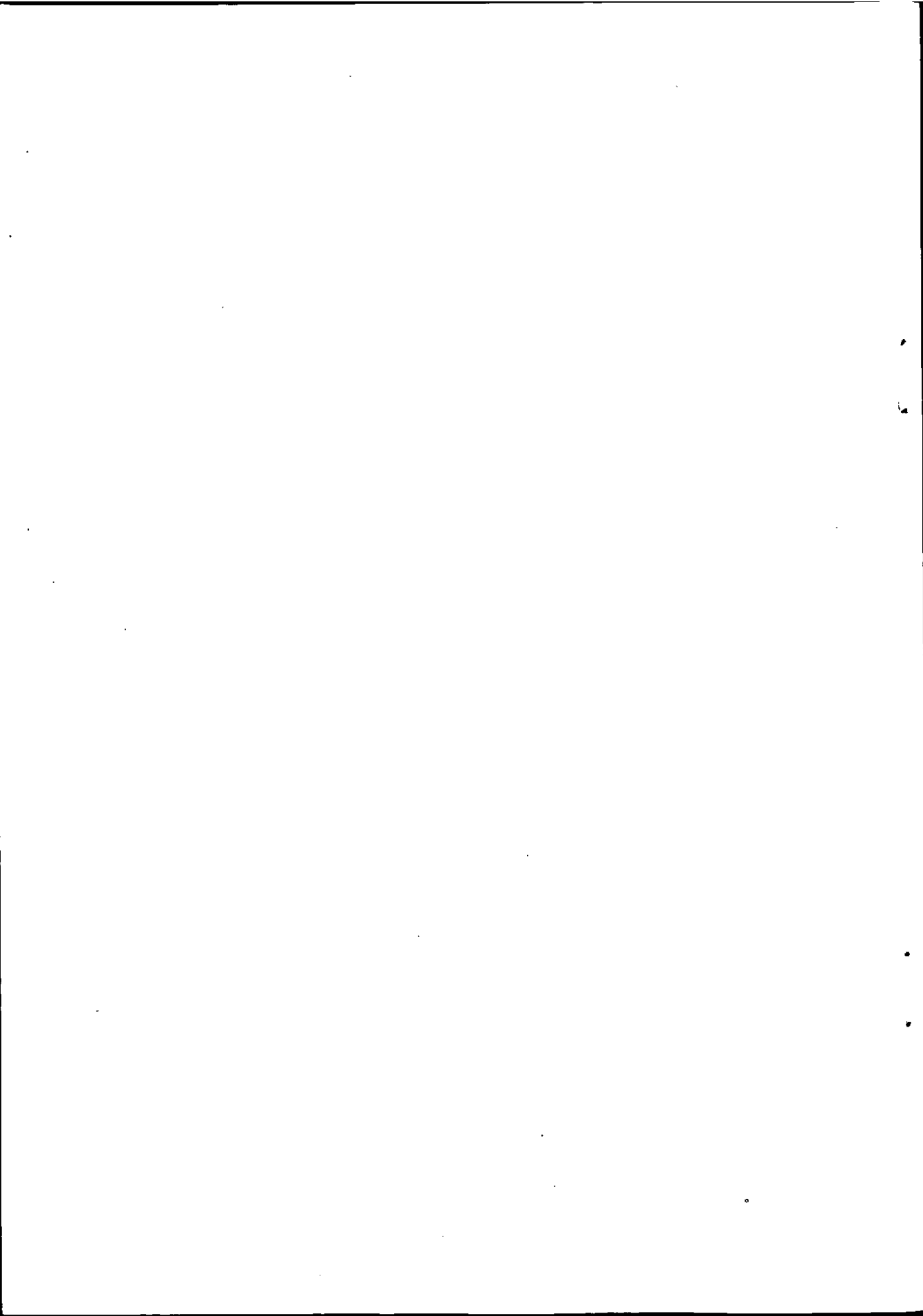
回答数の順位別に見ると、“個人コード”の63件が第1位で、次いで“学歴コード”の58件、“職階コード”の50件、“銀行金融機関コード”の45件の順になっている。これらの回答の件数はコードに関する関心度を示したものであり、上位の大半が“人に関するコード”に集中している。これは昨年度の調査でコードの標準化の必要性の高い各コードについて調査をしたわけであるが、中でも“人に関するコード”が今年も一番関心の高いものであった。また“人に関するコード”以外で“銀行金融機関コード”が上位にあるが、これは“銀行金融機関コード”が全国銀行協会連合会で標準化された“銀行金融機関コード”がすでにありかなり利用されていると思われる。

(2) 標準化の範囲について

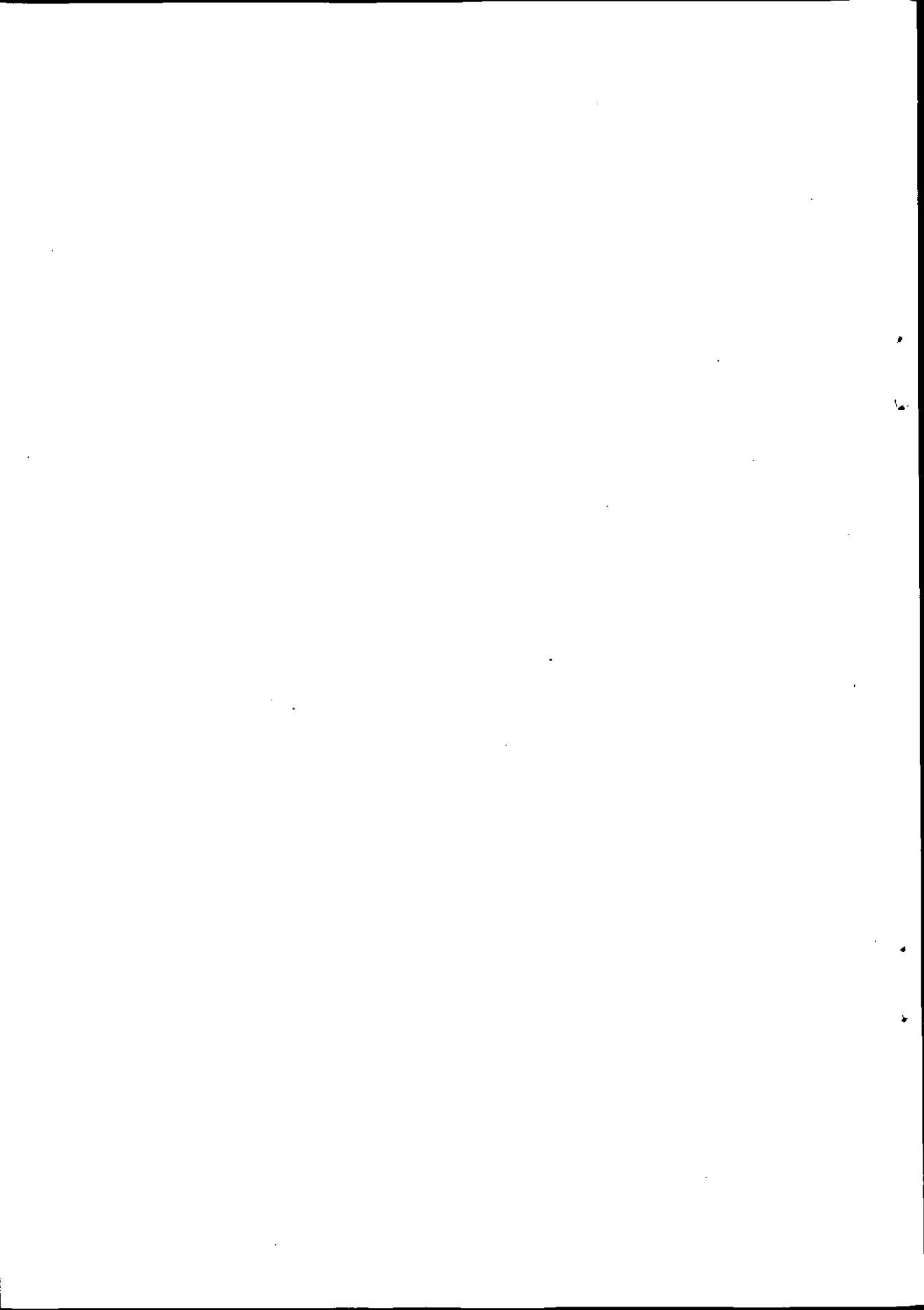
この意見は産業別、コード別にJIS化希望に関してまとめたのが第1.3表に、また企業団体で標準化希望に関してまとめたのが第1.4表である。なお、一部については1つの1コードでJISの範囲および企業標準化の双方が含まれるものがあり、これについては、両方の表に入れてある。JIS化希望の順位についてみると回答件数の第1位が“学歴コード”で18件、以下“個人コード”の14件、“企業コード”、“銀行金融機関コード”のそれぞれは13件である。企業内、団体内で標準化希望の順位は第1位が“事業所コード”で10件、以下“銀行金融機関コード”、“企業コード”のそれぞれ9件、“職階コード”が8件となっている。

II 各

論



1. 人に関するコード



1. 人に関するコード

1.1 コードの現状

1.1.1 国籍(国名)コード

国籍コード(国名コード)を利用する対象業務としては、行政官庁においては渡航業務、住民記録・録事務、外人登録事務等に、民間企業においては、外国為替業務、輸出入業務、統計、受給販売管理、経済分析、経営分析、情報検索等に、それぞれ利用されている。

現在使用されているコードのうち、一般的なものを列挙すると次のとおりである。

X X X X	X X X X
⏟	⏟
圏 州 国名	地域 国 名
X X X X X X X	X X X
⏟	⏟
州 国名 地方 都市	国 名

② コードは、国連で用いている形式(州+国名)のものが多く、また、通貨圏を示すコードを組み込んだものがある。また、都市のコードを組み込んだものもある。

1.1.2 住居表示コード

住居表示コードを利用する対象業務としては、民間企業等においては資産管理、販売管理、顧客管理、納税関係事務等に、行政機関においては住民記録事務、税務事務、その他一般行政事務等にそれぞれ利用されている。

現在、使用されているコードのうち、一般的なものを列挙すれば、次のとおりである。

X X X	X	
⏟	⏟	
町名	丁目	
X X X	又は X X X X	
⏟	⏟	
町字	町字	
X X X	X X	
⏟	⏟	
大字	小字	
X X X	X X X X	X X
⏟	⏟	⏟
市町村	大字	小字

このほか、都道府県コード(JIS C 6260-70)、市区町村コード(JIS C 6261-70)と組合せて使用している例も多い。

コード例

福 島 県 - 12

ウ チ ゴ ウ シ 13 内 郷 市			ナ コ ソ シ			14 勿 来 市		
ウ	ウチマチ	005	内	町	ア	アズマダマチ	017	東 田 町
オ	オジママチ	001	小	島 町	イ	イワママチ イシツカマチ	009 016	岩 間 町 石 塚 町
コ	コウヤマチ	009	高	野 町	ウ	ウシロダマチ ウエダマチ ウエダマチ ホンジョウ " ミナミジョウ	018 012 028 029	後 田 町 植 田 町 植 田 町 本 植 田 町 南
シ	シラミズマチ	007	白	水 町	エ	エバタマチ	013	江 畑 町
タ	タカサキマチ	004	高	坂 町	オ	オオタカマチ オバママチ オガワマチ	007 010 022	大 高 町 小 浜 町 小 川 町
ツ	ツズラマチ	006	綴	町	ク	クボタマチ	001	窪 田 町
ミ	ミヤマチ ミダイサカイマチ ミマヤマチ	008 002 003	宮 御 台 境 御 蔵	町 町 町	ヨ	ココズラマチ	005	九 面 町
					サ	サカイマチ サヌカマチ	006 019	酒 井 町 佐 糠 町
					シ	シサワマチ シロヨネマチ	002 004	四 沢 町 白 米 町
					セ	セキタマチ セトマチ	003 024	関 田 町 瀬 戸 町
					ソ	ソエノマチ	015	添 野 町 高 倉 町
					タ	タカクラマチ	014	高 倉 町
					ト	トミズマチ	027	富 津 町
					ニ	ニイダマチ ニシキマチ	011 020	仁 井 田 町 錦 町
					ヌ	ヌマバマチ	023	沼 部 町
					ミ	ミサワマチ	021	三 沢 町
					ヤ	ヤマダマチ ヤマタママチ	008 025	山 田 町 山 玉 町

1.1.3 国民コード

ここでいう国民コードは、国民背番号のことである。すなわち、一般国民を対象として付与される数字の認識番号である。

個人コードという形では、以前から行なわれている貯金通帳の番号とか、保険証書の番号のような特定の個人に対して付けられてきた。これらは、それぞれの業務を円滑に処理するための目的でコード化されてきた。したがって、業務ごとに個人コードが異なっている。

現在、わが国および諸外国の個人コードの実例はつぎのとおりである。

区 分	コ ー ド の 構 成	ユーザ又は コード名	けた数
民 間	<u>X X</u> 支店営業 所コード <u>X X</u> 丁目・町 名コード <u>X X X</u> 整理番号 <u>X X</u> 契約種別	保険会社	9
企 業	<u>X X</u> 営業所 <u>X X</u> 行政 区 <u>X X</u> 町名 <u>X X X</u> 検針員 コード <u>X X</u> 顧客 コード <u>X X</u> チェック	サービス 提供企業	11
国 の 機 関	<u>X X</u> 西暦 生 <u>X X</u> 月 年 <u>X X</u> 日 月 <u>X X</u> 日 日 <u>X X</u> 県 番 号 <u>X X</u> 安定所 コード <u>X X X X X X X</u> 安定所ごとの被保険者 コード	失業保険 者 コード	16
	<u>X X</u> 県 コ ー ド <u>X X</u> 社会保険 事務所 コ ー ド <u>X X X X X X X</u> 社会保険事務所ごとの被保険者コード	厚生年金 被保険者 コード	10
	<u>X X</u> 郵便局 局 内 ド <u>X X</u> 郵便局 コード <u>X X X X X X X X</u> 契約者コード	郵便貯金預 金者コード	11
地 方 公 共 団 体	<u>X X X X X X</u> 一連番号 <u>X X X</u> チェック	中野区	9
	<u>X X X</u> 地区コード <u>X X X</u> 世帯コード <u>X X</u> 技番 <u>X X</u> 個人番号	古河市	10
諸 外 国	<u>X X</u> 日 生 <u>X X</u> 月 年 <u>X X</u> 年 月 <u>X X X</u> 一連コード (下1けたは性別) <u>X</u> チェック	デンマーク	10

区 分	コ ー ド の 構 成	ユーザ又は コード名	けた数
諸 外 国	X X X X X X X X X X 年 月 日 一連コード チェック (下1けたは性別) 生 年 月 日	スウェーデン	10
	X X X X X X X X X X X X 日 月 年 性別 一連コード チェック 生 年 月 日	西ドイツ	12
	X X X X X X X X X X X X X X 性 年 月 県 市町村 一連コード チェック 生 年 月	フランス	15
	X X X X X X X X X X 地域コード グループ番号 一連番号	アメリカ	9

今回のアンケート調査については、主としていわゆる職員コード（社員コード、従業員コード等）に関する意見が多かった。国民コードについて回答のあった例は次のとおりである。

コ ー ド の 構 成	けた数
X X X X X X X X X X X 一連番号 チェック ク	10
X X X X X X X X 生コ 一連番号 チェック 死I 別D	7
X X X X X X X X X X X X 生年月日 性 ブロック別 チェック ク	13
X X X X X X X X X X X X 出生地 生年月日 性 一連番号 J I S 希望	13

コードの構成	けた数
X X X X X X X X X 性 生年 生誕地 一連番号 J I S 希望	9
X X X X X X X X X X X X X 出生地 生年(西暦) 生月 生日 性 一連番号 J I S 希望	14
X X X X X X X X X X X X X 本籍地 性 生年月日(年は西暦下2けた) 一連番号 J I S 希望	13
X X X X X X X X X X X X X 性 生年月日 出生地の郵便番号 一連番号 J I S 希望	14

なお、アンケートに対してコード例は示されていないが、少数意見として、標準化の早期決定を希望する、けた数はできるだけ短かく、また、使用方法について問題点が多いので、J I Sで標準化することに疑問がある、という意見があった。

1.1.4 個人コード

ここでいう個人コードで対象としようとしているものは、いわゆる社員コード、従業員コード、職員コード等と称せられているもので、企業、事業所、行政官庁等において、その社員、従業員、職員等に付与されるものである。

対象業務としては、人事、労務管理、給与計算、販売管理、売掛金等の徴収管理、職員の厚生関係等が考えられる。

コードの種類(名称)としては、その用途に従い、社員コード、従業員コード、株主コード、会員コード、職員コード、クレジット客コード、預金者コード等がある。

現在使用されているコードのうち、一般的なものを列挙すれば、次のとおりである。

一連番号

X X X X X X

使用事由(たとえば社員コードであれば入社)の発生の順に従ってnけた意味をもたせるコードとの組合せ

X	X			X	X	X	X
使用率発 生年の表示				左の表示区分ごとの 発生の一連番号			
X	X	X		X	X	X	
性 別	職種			左の表示区分ごとの 発生の一連番号			
X	X	X	X	X	X	X	X
部署、地位、資格、 地位等の表示				左の表示区分ごとの 発生の一連番号			
X	X	X	X	X	X	X	X
以上、例の各種の組合せ							

アンケートの意見として一般的なコードに例示されたもののほか、社員（従業員、その他）の入社時に必要な採用区分、学歴区分等を取り入れたらどうかという意見が見受けられた。

1.1.5 血液型コード

血液型のコード化は、官庁、民間共一部を除いてはあまり関心がない。しかし、情報交換の一般化、円滑化が可能となった場合、輸血および献血という面で患者管理、交通事故対策上コード化の必要性は高いと考えられる。

血液型の判定方式は、A B O式、R h式、M N式、P式、Q式、E式、S式等があるが、これらは医学研究、法医学上、局部的に使用されているものも多く、輸血および献血上の必要性からはA B O式とR h式が使用されている。

アンケート回答79件中、血液型については、16件の回答を得た。

コードの制定については、8件がJ I Sによることを希望し、その他は記載されていない。コードの構造・形態についての意見は次のとおりである。

- (1) A B O式（1けた）とR h式（1けた）との組合せ …………… （2件）
- (2) A B O式（2けた）とR h式（1けた）との組合せ …………… （3件）
- (3) A B O式とR h式の組合せ8通りを1けたにコード化 …………… （1件）
- (4) A B O式をそのまま2けた …………… （3件）
- (5) A B O式をコード化して1けた …………… （3件）
- (6) A B O式（2けた）と因子（2けた）をそのまま4けた …………… （1件）
- (7) A B O式、R h式、P Q式、M N式を組合せて2けた …………… （1件）
- (8) 実用化されている判定法についてのコード化 …………… （2件）

また、以上の回答から、

- (1) 血液型については、回答総数の20%しか記載されず、関心がうすい。

(2) コードの構造は、A B O式の単独または、A B O式とR h式の組合せの意見が大部分である。

(3) 企業内等での標準化は考えられず、ほとんどがJ I Sによる制定を希望している。

なお、面接調査により、日本赤十字社および科学警察研究所からつぎのような意見がよせられた。

○日本赤十字社

血液型の分類は非常に多いが、現在の輸血、献血に必要な分類はA・B・O型とR h型の血清反応によって行なっている。

献血による日本人の血液型分布	A型	40%
	O型	30%
	B型	20%
	A B型	10%
輸血に使用する血液型分布	A型	39%
	O型	33%
	B型	18%
	A B型	10%

したがって、A B O型分類の8通りが明瞭化されれば十分である。

○科学警察研究所

輸血、献血の場合は、A B O型とR h型の区分のみで十分である。しかし、法医学的見地からだと交叉試験(Cross match)を実施するが、その血清の種類も多く、血清は輸入品を使用する。

M N式、P式、ルイス式、ルセラン式、ダフィ式、キッド式、ケル式等があるが、これらは警察としての必要性はあるが、一般的には必要がない。

1.1.6 障害等級コード

障害等級については、特にコード化しているところは少ないと思われるが、労働者災害補償保険法施行規則および国家公務員災害補償法に記載されている障害等級表は、障害等級、給付の内容および身体障害とともに完全に一致しており、適用上全国的に統一されている。

また、データコード標準化については、コンピュータによる情報交換が一般化された場合、労災保険処理、労働力状況把握、災害発生状況調査等その利用価値は十分に存在すると考えられる。

コードについては、アンケート未実施のため、コンピュータに適用されているコードは不明であるが、労働者災害補償保険法施行規則および国家公務員災害補償法に記載されている障害等級表には、障害等級(第1級から第14級まで)および身体障害(第1級から第14級まで)はそれぞれ数字化されている。

障害等級表の内容はは次のとおりである。

労働者災害補償保険法施行規則

(昭和三五労令五・四四〇労令一四・四四一労令二・昭四二労令二九・一部改正)

障害等級表

障害等級	給付の内容	身体障害
第一級	当該障害の存する期間一年につき給付基礎日額の二四〇日分	一 両眼が失明したもの 二 そしやく及び言語の機能を廢したものと 三 精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、介護を要するもの 五 半身不随となつたもの 六 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 七 両上肢の用を全廢したもの 八 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 九 両下肢の用を全廢したもの
第二級	同 二二三日分	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの 三 両上肢言腕関節以上で失つたもの 四 両下肢を足関節以上で失つたもの
第三級	同 一八八日分	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二 そしやく又は言語の機能を廢したものと 三 精神に著しい障害を残し、終身勞務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身勞務に服することができないもの 五 両手の手指の全部を失つたもの
第四級	同 一六四日分	一 両眼の視力が〇・〇六以下になつたもの 二 そしやく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三 鼓膜の全部の欠損その他により両耳の聴力を全く失つたもの 四 一上肢をひじ関節以上で失つたもの 五 一下肢をひざ関節以上で失つたもの 六 両手の手指の全部の用を廢したもの 七 両足をリスフラン関節以上で失つたもの

以下略

1.1.7 世帯コード

世帯とは、^{注1)} 現実に住居および生計を同じくしている者の集りをいう。世帯は一定の親族（家族）中心としているもの、すなわち家族世帯が多いが、他人がはいっていることがありうる。（各家族はそれ自身でいわば経済圏を形作り、この経済圏は世帯の名をもって呼ばれ、家族とはほぼ同じ意味をもっている）＜エンゲル＞。このほか家族の外において、あるいは家族なしに生活しているものを単独世帯、諸種の施設内で生活している者を施設世帯と呼ぶことができる。世帯の構成については、世帯の長を世帯主、同一の世帯に属する者を世帯員と呼ぶことができる。法律上世帯をとり上げた例としては、住民基本台帳法、生活保護法、農地法などがあるが、住民基本台帳法では個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して住民基本台帳を作成するものとし、世帯主に届出の義務を課しており、生活保護法は世帯を単位として保護をきめるとしている。経済的には、世帯とは消費生活の単位であるが、これはいいかえると、労働力の日々の再生産の場所であると同時に、その労働力のない手自身の再生産すなわち産児および育児による次世代の労働力の育成の場所である（黒木利克）。

親等とは、親族間のへだたりの遠近をはかる尺度、直系親族については、たとえば自分と父母または子とは一親等、祖父母または孫とは二親等というように世数を数えて定める。傍系親族については同一始祖にさかのぼり、その始祖から当該者に下るまでの世数によるから、例えば自分と兄弟姉妹なら、同一始祖は父母であり、自分から父母まで一親等、父母から兄弟姉妹まで一親等、合計二親等となり、自分と伯叔父母なら、同一始祖は祖父母であり、祖父母まで二親等、祖父母から伯叔父母まで一親等、合計三親等、従兄弟姉妹なら、二親等と二親等で合計四親等ということになる（民法第726条）。

世帯コードは、行政上の世帯を単位に番号を付した世帯番号のほか、国勢調査で、世帯単位に調査票に記入する世帯主との続柄、世帯構成、また各企業、官庁で給与計算に用いる扶養親族のコードなどがある。

今回のアンケート調査では、続柄コードとして照会のため、まとまった回答が得られなかった。しかし、住民基本台帳法、生活保護法等世帯を単位としているので、検討の必要があると思われる。なお、世帯番号については、行政上の必要はますます高まると思う。

世帯番号については、44年のアンケート調査では事業体の分類に含めてJIS化の必要性、緊急性、実現性の判定を行なったが、いずれも否定的であり、ここでいう世帯とは、世帯コードならびに世帯構成コードの範囲を検討することにする。

注1) 平凡社 世界大百科事典より。

例：世帯コード

一般的なコード

N
└──
世帯コード

アンケートの意見として

- (1) $\underbrace{N}$
 1. ～世帯主で扶養者あり
 2. ～世帯主で扶養者なし
 3. ～その他
- (2) $\underbrace{N}$
 1 ～世帯主
 2 ～準世帯主
 3 ～独 身
- (3) $\underbrace{N}$ $\underbrace{N \quad N}$
 ↑ ↑ 続 柄
 世帯主か否かのコード
- (4) $\underbrace{N \quad N}$
 世帯主との続柄

(5) 世帯構成コード

	世 帯 の 構 成	コ ー ド
親 族 世 帯	世帯主, 親族	1
	世帯主, 親族+家事使用人+(同居人)	2
	世帯主, 親族+営業使用人+(同居人)	3
	世帯主, 親族+家事使用人+営業使用人+(同居人)	4
	世帯主, 親族+同居人	5
非親族世帯	世帯主+非親族	6
独 身 世 帯	世帯主	7
準 世 帯		X

調査方法に問題があったかと思うが、続柄のJ I S化を希望している意見が多く、「世帯主との続柄」と明確に定義している例はない。しかし、目的から見て世帯主との続柄を想定して書いていると見られるものもあった。

1.1.8 続 柄 コー ド

続柄コードとしては、国勢調査に用いる世帯主との続柄を主としたものと、各官庁および企業等で扶養家族、税金の控除等に用いるコードと親族を対象にコードを付したものとに大別できる。

一般的なコード

X X
続柄

アンケートの意見としては

(1) 1けた構成

N 1～父 2～母 3～祖父 4～祖母 5～兄 6～姉

1けたコードとしては他に二、三の例があるが、ほぼ同じ考えで構成されている。

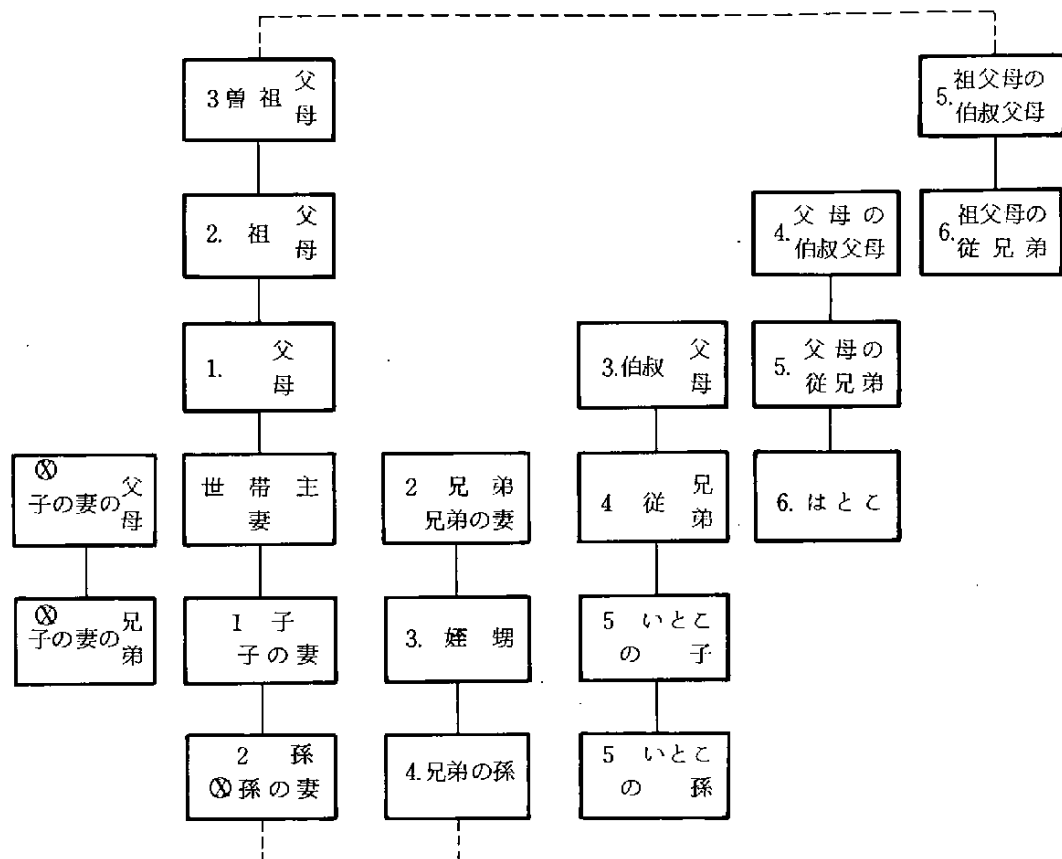
(2) 2けた構成

○ N N
1～一子 2～二子 3～三子 4～四子以下
1～男 2～女

このコードは続柄コードとして若干不備のように見受けられる。

○ N N
定義の別 続柄

親族世帯員の範囲（S40国勢調査）



注：ア 数字は血族の親等を示す。

イ ㊦印を付した続柄の世帯員は民法上の親族ではないが、本製表上では特に親族世帯員として取り扱う。

ウ 兄弟と表示してある親等は姉妹を含む。

エ ……の上または下には親等の数が6に達するまでの親等が存在するものとする。

オ 申告面から法縁上の養子、養父母などであることが判明した場合はすべて実父母に準じて取り扱う。

○ N N

00~19 男子系統柄 長男→甥

20~39 女子系統柄 長女→姪

○ N N

父 01 兄弟 50~64

母 02 姉妹 65~79

夫 10 祖父母 80~89

妻 20 その他 90~99

長男 11~19

1 31~39

長女 21~29

1 41~49

(3) 3けた構成

○ N N N

カナと数字の表意記号

○ N N N ← 性別コード

↑
続柄 男女別に連番をつける

配偶者、子供、父母、兄弟姉妹、祖父母、孫、叔父叔母、従兄弟、甥、姪、その他扶養者を表わす。

(4) 4けた構成

○ N N N N

等 男 続
親 女 柄

○ N N N N

先 当
代 代

世帯主 0001

夫 0003

妻 0002

長男 0021

二男 0022

世帯主の長男の長女 2131

アンケート150件中、白紙117件、記入33件、ほぼ25パーセントしか記入がなく、しかも世帯コードとの区別が明確でないものがあったが、JIS化の希望が多い。

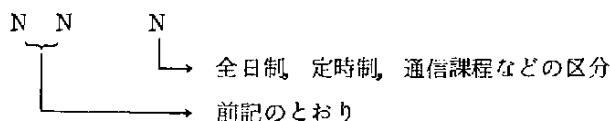
個人コードと続柄コードの組合せ、ほかに民法上の親族をコード化、JISにするようにとの意見が寄せられている。

企業内においては、従業員コードなどと同じように昇進、昇格、昇給などに関して学歴コードを設定しているが、各企業ともコード設定の方法がまちまちで統一的なコードとなっていない現状である。

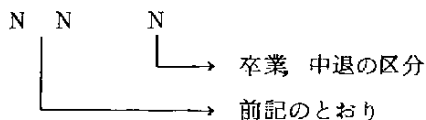
(i) 1けたまたは2けたで最終的な学歴を表示しようとするもの(新制、旧制の区分、大学院を包含するものが多い)

1 けたの場合は大学、短大、高専、高校、中学の区分を表わし、2 けたの場合はこれを更に細分化し、新制、旧制の別、大学院の別を表わす。

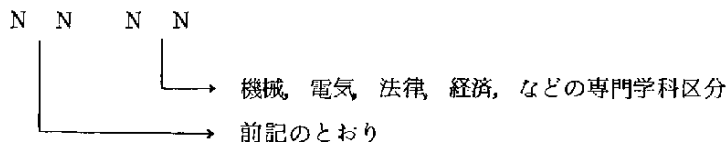
例



例



例



- (1)に地域、学校名コードを組合せて学校名まで明らかにしているもの
- 社内認定学歴を併記するもの
- 各種学校修了を一定の範囲で併記するもの

(1) 基本的學歷区分

1けたの場合は、新制、旧制区分および大学院区分が表示できないので2けたが必要である。また、必要な場合は卒業年月を併記することも考えられる。

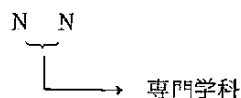
学歴コード表

学 歴 区 分	コード	学 歴 区 分	コード
新 制 中 学 卒	1 0	旧 制 専 門 卒	8 0
尋 小 卒	3 0	新 制 大 学 卒	9 0
高 小 卒	3 5	新 制 大 学 院 (博士課程)	9 2
新 制 高 校 卒	4 0	(修士課程)	9 4
旧 制 中 学 卒	6 0	旧 制 大 学 卒	9 6
高 専 卒	7 0	旧 制 大 学 院	9 8
短 大 卒	7 5		

(2) 付加的学歴区分

○ 専門学科

専門学科を2けたコードで表示する。



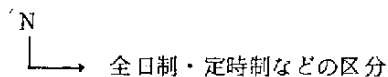
専門学科コード表

専 門 学 科	コード	専 門 学 科	コード	専 門 学 科	コード
(文芸関係)		経 済	1 5	船 舶	3 4
哲 学	0 1	商 業	1 6	航 空	3 5
文 学	0 2			電 気	3 6
史 学	0 3	(理学関係)		電 子	3 7
美 学	0 4	数 学	2 1	通 信	3 8
教 育	0 5	物 理	2 2	応 用 化 学	3 9
教 養	0 6	化 学	2 3	工 業 化 学	4 0
心 理	0 7	生 物	2 4	高 分 子 工 業 機 械 学	4 1
社 会	0 8	生 化 学	2 5	化 学 工 機 械 学	4 2
芸 術	0 9	地 球 物 理	2 6	織 維 化 学	4 3
		天 文 ・ 宇 宙	2 7	窯 業	4 4
(法経関係)				土 木	4 4
法 律	1 1	(工学関係)		建 築	4 5
政 治	1 2	計 数 工 学	3 1	鉱 山 ・ 地 質	4 6
政 経	1 3	機 械	3 2	金 属 ・ 冶 金	4 7
経 営	1 4	精 密	3 3	熔 接	4 8
				基 礎 工 学	4 9

専 門 学 科	コード	専 門 学 科	コード	専 門 学 科	コード
応 用 物 理	5 0	農 芸 化 学	6 3	ポルトガル語	8 5
原 子 力	5 1	水 産	6 4	ロ シ ア 語	8 6
計 測	5 2			中 国 語	8 7
制 御	5 3	(医学関係)		その他の 語 学	8 8
機 械 制 御	5 4	医 学	7 1		
工 業 経 営 学	5 5	歯 学	7 2	(その他)	
情 報	5 6	薬 学	7 3	体 育	9 1
意 匠	5 7			家 政	9 2
写 真	5 8	(語 学)		栄 養	9 3
		英 米 語	8 1		
(農林関係)		フ ラ ン ス 語	8 2	技 術 系 その他	9 6
農 林	6 1	ド イ ツ 語	8 3	事 務 系 その他	9 7
農 業 工 学	6 2	ス ペ イ ン 語	8 4		

○ 全日制・定時制区分

定時制・通信課程などの区分を表示する。

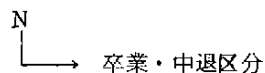


全日制・定時制区分コード表

区 分	コード
全 日 制	1
定 時 制	2
通 信 課 程	3

○ 卒業・中退区分コード表

学歴のうち中退を把握しようとする場合は、卒業・中退区分により表示する。



卒業・中退区分コード表

区 分	コード
卒 業	1
中 退	2

1.1.10 職 種 コード

職種コードのアンケート調査の結果を分類体系に整理してみると次のようになる。

アンケート調査分類表

白 紙	25社
J I S 化必要なし	6社
J I S して欲しい	8社
企業独自のコードを使用している	26社
日本標準職業分類でよい	2社
計	67社

以上のことからJ I S 化の必要がないと明確に意思表示している企業は6社、これに白紙25社を加えると31社、約50%の企業が自社内でも使用していないか、あるいはコード化の必要はないという意見である。

J I S 化して欲しいと意思表示している企業は8社あるが、これもそのほとんどは上位分類でよいといっている。

企業のなかで職種コードを使用している所は26社、約40%あるが、その体系はまちまちである。しかも、これ等の企業がJ I S 化を要望しているのか、企業内で独自にコード化すれば十分であるとしているのか、明確な意思表示はない。

いずれにしても早急にJ I S 化すべきであるとの積極的な意見は少ない。

企業内で使用しているコードの例は、次のとおりである。

例1. ある自動車メーカー

区 分	職 種	コ ー ド	区 分	職 種	コ ー ド
事 務	経 営 管 理	100100		渡 金	302900
	法 規	100200		:	
	事 務 管 理	100400	特 務	機 械 計 算	401000
	:			電 話 交 換	401200
技 術	技 術 計 画	200100		受 付	401600
	品 質 管 理	200500		:	
	工 作 技 術	204300	管 理	部 長	500100
	:			次 長	500200
現 業	中 子	300100		課 長	500300
	車 輛 組 立	302400		:	

例2. ある鉄鋼メーカー

区分	コード	職 種	区分	コード	職 種
製 鉄	001	高 炉 職	試 験 検 定	253	珪素鋼試験職
	003	焼 結 職		254	製品検定職
	005	コークス職		255	原燃料試験職
		⋮			⋮
		⋮			⋮
製 鋼	051	平 炉 職	整 備	301	機械整備職
	052	転 炉 職		302	電気整備職
	054	造 塊 職		303	計測整備職
		⋮			
		⋮			
圧 延	151	条鋼加熱職	⋮ ⋮ ⋮ ⋮ ⋮		
	152	" 圧延職			
	154	厚板加熱職			
		⋮			
		⋮			

例3. ある電気メーカー

大 分 容		中 分 類		説 明
コード	職 種	コード	職 種	
010	製 造 製 作	011	製 造 製 作	製作課, 電工課, 機械課 鋳造課等の製品の直接作業及びその に関する業務
		012	生 産 技 術	
020	工 場 技 術	021	工 場 技 術	
		022	図 面 管 理	
030	設 計 開 発	031	開 発 試 作	
		032	製 品 設 計	
			↓	
040	工 務 工 程	041	工 程 企 画	
		042	日 程 管 理	
050	検 査 試 験	051	検 査 試 験	
		052	品 質 管 理	
060	資 材 購 売	061	資 材 管 理	
		062	購 売	
			↓	

大 分 類		中 分 類		説 明
コード	職 種	コード	職 種	略
↓			↓	
110	事 務 管 理	111	EDPS 企画	
		112	プログラム	
120	営 業 販 売	121	国内直接営業	
			国内間接営業	
↓			↓	

以上のように同業種ではある程度の共通性はあると思われるが、異業種間ではほとんど共通性が無い。

1.1.11 職 階 コード

職階コードのアンケート調査結果を分類体系に整理してみると次のようになる。

白 紙	20社
J I S 不必要	40社
J I S 要望	7社
計	67社

以上のことから J I S 化を要望した企業はわずか7社で、ほとんどは自社内でコード化した方が良いという意見である。

企業で使用しているコードの例は次のとおりである。

例 1. ある鉄鋼メーカー

所 長	11	専門副部長	25
副 所 長	12	課 長	31
部 長	21	工 場 長	32
専 門 部 長	22	部 長 代 理	33
次 長	23	係 長	41
副 部 長	24	作 業 長	42

例 2. ある電機メーカー

事業部長	01	部長代理	23
次 長	11	課 長	31
技 師 長	12	主任技師	32
部 長	21	課長代理	33
副 部 長	22	主 任	41

以上のように呼称、内容等各社それぞれ異なる。また、このような職階を設けていない企業も最近増えてきている。

1.1.1.2 技能コード

国では技能者の技術の向上をはかり、技能者の社会的評価を高めるために技能検定制度を設けて、機械工、仕上工・配電工・洋服工・大工……など83職種について技能検定を行なっている。

検定には、1級と2級があって、その合格者は、それぞれ1級技能士、2級技能士とよばれる。

企業内においては、特定の企業のみ存在するもの、あるいは特定の企業が専有する技術に関連する技能にかかるものがあり、これらは、国の行なう技能検定の対象から除外されている。

技能者の社会的、経済的地位の格付けは企業内における人事管理、労務管理、または生産管理などのために標準化の必要性が認められる。

現在使用されているコードを大別すると、

(1) 2けたは3けたで、技能の種類を一連番号で表示しているものが多くみられる。

2けた表示は、技能の種類を網羅的にコード化しようとするのである。

例

N N
└───
種類

3けた表示は、これに技能の級別あるいは技能の程度を付加したものである。

例

N N N
└───
種類 程度(1種、2種、1級、2級など)

アンケートの意見としては、技能コード、免許資格コードをあわせて同一体系、一連番号でよいとする意見がみられた。

例

技能検定職種一覧表

自由鍛造	電気調和設備配管	和裁	機械製図
鑄鉄鑄物鑄造	給排水衛生設備配管	横編みメリヤス縫製	構造物現図製作
鑄鋼鑄物鑄造	銅工	丸編みメリヤス縫製	車両現図製作
銅合金鑄物鑄造	造船撓鉄	たて編みメリヤス縫製	凸版印刷
軽合金鑄物鑄造	鉄工	車両機器ぎ装	オフセット印刷
鉄鋼熱処理	光学ガラス研磨	車両内部ぎ装	活版文選
普通旋盤加工	時計修理	車両配管ぎ装	活版植字
タレット旋盤加工	回転電機組立て	車両電気ぎ装	写真凸版製版
フライス盤加工	変圧器組立て	左官	プロセス製版写真撮影
形削り盤加工	配電盤組立て	タイル張り	プロセス製版修整
ボール盤加工	開閉制御器具組立て	築炉	プロセス製版焼付け
平面研削盤加工	回転電機巻線	畳製作	プロセス製版校正
治工具仕上げ	更生タイヤ製造	ブロック建築	木工塗装
金型仕上げ	化学分析	とび	建築塗装
機械組立て仕上げ	絹人絹ドビー織機調整	建築大工	金属塗装
機械検査	絹人絹ジャガード織機調整	鉄筋組立て	広告美術仕上げ
金属プレス加工	横編みメリヤス製造	指物製作	印章彫刻
工場板金	丸編み機調整	いす木地製作	合成樹脂製品圧縮成形
建築板金	くつした編み機調整	建具製作	合成樹脂製品射出成形
製罐	洋服仕立て	木型製作	表具
電気めっき	洋裁	いす張り	

1.1.1.3 免許・資格コード

一定の免許あるいは資格を必要とする職業を資格職業といい、これらは、次のような分野に類型化される。

- (1) 産業安全に関する職業
- (2) 交通安全に関する職業
- (3) 保健および衛生に関する職業
- (4) 国民の権利・財産に直接関係する職業
- (5) 国家公務や教育・社会福祉に関する職業

現在、このような職種は数多くあるが、技術革新の進歩、作業内容の高度化、複雑化、あるいは社会制度の近代化にともなって、今後、資格職業の数はさらに増加するであろうことが予想される。

現在使用されているコードは、技能コードと同じく、2けたまたは3けたによる一連番号で表示されていることが多い。

アンケートの意見としては

技能コードで述べたように、技能コードと同一体系でよいとする意見がある。さらに、これらのコードに職種コードも合わせて、特技コードを企業内部で標準化したいという意見もみられた。

1.2 標準化の問題点

1.2.1 国籍(国名)コード

体系上の問題点として、

国籍(国名)コードについては、今後、あらゆる方面において相互の利用が考えられるので、体系的なコードを標準化しておく必要があると思われる。この場合、体系上は、その区分にいろいろあると考えられるが、一般的にいて、地域を一つのカテゴリーとして区分することが適当であろう。

コードの種類としては、国籍のみにとらえられることなく、国名(外国名)コードとして、あらゆる分野においても活用できるようにすべきであろう。

国名コードの例を示すと次のとおりである。

アジア		中近東アフリカ	
韓 国	0 0 0	イラン	4 0 0
中 国(台湾)	0 0 1	イラク	4 0 1
香 港	0 0 2	トルコ	4 0 2
マカオ	0 0 3		
⋮		⋮	
⋮		⋮	
⋮		⋮	
大洋州		特定地域	
オーストラリア	1 0 0	東 独	5 0 6
ニュージーランド	1 0 1	中 共	6 0 0
⋮		北ベトナム	6 0 2
⋮			
⋮			
米 州			
米 国	2 0 0		
カナダ	2 0 1		
⋮			
⋮			
ヨーロッパ			
英 国	3 0 0		
ドイツ	3 0 1		
フランス	3 0 2		
イタリア	3 0 3		

国名コードは、情報把握基盤の全国的共通性があるため、標準化の必要は十分にある。

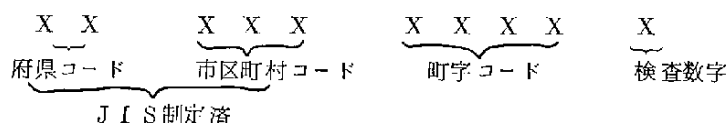
また、国際的な基準としての制定が望ましく、それに従ったJISとすべきである。

1.2.2 住居表示コード

全国的に利用できる要素が多いので、都道府県コードおよび市区町村コードの下位分類として、標準化の対象にはなり得る。しかし、番地までの細目までとするか、あるいは町、字程度にとどめるかの問題がある。

コードの種類としては、市区町村コードの下位分類としての体系づけを確立し、混乱のないようにすべきである。ただ、コード体系として既成のコードとの関連を考慮しないと標準化の移行が円滑に行なわれない。

町、字コードまでの段階として、つぎのようなコード体系が考えられる。



ただし、この方法が新住居表示の実施に伴って、従来の地番（地点の表示）と新住居表示（家屋の表示）と概念において一致しないものがあるが、新住居表示実施地区においては、その表示が地点の表示の機能を果たしている。したがってコードの名称は「住居表示コード」ではあるが、その性格は「住所（地点）表示コード」であるといえる。

さらに、住居表示のほかに、社会地域要素に関係のない

Point Location

地域メッシュ

のような分類表示コードの体系が論議されているが、国際的にもかなり理論的な体系整備も行なわれており、

Mailing and Shipping Address

とならんで、ISO TC 97 WGK（データコード委員会）の研究課題にもなっているので、住居表示コードではなく、場所コードあるいは小地域コードの標準化が体系的に容易であるので、JIS化の可能性もでてくる。

1.2.3 国民コード

国民コードの標準化にあたっては、つぎのような問題点がある。

(1) 国民コードの利用形態

以前から行なわれている各業務の個人コード（全国民でないで個人コードという）の利用形態をみると、

○ 組織体における情報処理

○ 対個人サービスとしての情報処理

とに分けられるが、ほとんどは前者の形態であり、企業もしくは公共団体がそれぞれの個人に関する情報を処理するためにそれぞれの立場でもっとも効率のよい個人コードを設定している。後者の目的で個人コードを付与している例は少ない。

ここで、両形態を同時に満足する国民コードの標準化は、従来の個人コードの移行を考えると大きな問題である。

標準化の基本原理として利用者側にとって情報処理の効果がなければならない。国民コードについても同様である。しかし、この場合の利用者は、各組織体（民間、公共を含む）だけでなく国民個人もサービスの利用者である。

これは、他のコードの標準化が主として情報処理の利用者のために行なわれているのとは本質的に異なる。

(2) 国民コードの適用範囲

各組織体において定められた個人コードは、それぞれ少ない個人集団を対象としているので標準化の必要もない。また、各業務の適用範囲が異なるために、個人コードの標準化への動きもない。したがって、全国民に国民コードを設定し、従来の個人コードを変換した場合に、国民コードによる各業務の情報処理の効果が期待できるものでなければならない。

(3) 国民のメリット

各組織体における個人コードは、個人に負担がかかっていないので個人のメリットについてはとくに問題はない。

しかし、国民コードが実施されたときには、義務としてコードに対する国民の負担は増加する。この増加に匹敵する国民へのメリットがなければならない。

国民コードの目標として、

- ① 行政機関への各種申告、登録、届出などの一体化
- ② 各企業が利用できる
- ③ 対個人サービスの向上

などがあるが、国民コードの実施がこのような国民のメリットに直結することが必要である。これらのメリットがあって始めて、国民コードの標準化の意義はある。しかし、JISとしての制定にはなお疑問が残る。

(4) プライバシー保護

国民としては、各業務に共通な国民コードによる情報処理の結果、個人情報に自由に流通し、個人のプライバシーが常に侵害されているという不安感に圧迫され、基本的人権の享有を妨げられるという恐れがある。

したがって、ある程度の国民へのメリットの期待ができて、このような疑問に対しては、個人情報のファイル、検索システムなどを明らかにして、その理解に努めるとともにプライバシーの保護を

考える必要があろう。

1.2.4 個人コード

個人コードは、いわゆる企業、事業所等において、その内部管理に用いられているものであって、その目的に応じ、その体系もおのずから異なり、利用目的によって必要な項目、要素等を利用しやすい形で構成すれば十分であって、特に体系上の問題点として考えられるものはない。また、標準化に関連して、コードの種類を限定あるいは、例示することは困難であらう。

したがって、標準化の移行も考えられず、また、標準化制定の問題もあり得ない。

1.2.5 血液型コード

体系的には、A B O式とR h式の複合とが考えられる。

コードの種類は、A B O式が4通り(O, A, B, A B), またR h式が2通り(+, -)とがあり、これの標準的コード付与は軽易である。また、制定機関については、アンケート結果の意見及び利用面からJ I Sで実施すべきであると考ええる。

1.2.6 障害等級コード

障害等級コードに付帯する他のコードとしては、

- (1) 負傷または発病の年月日
- (2) 災害の原因および発生状況
- (3) 発生事業の名称および所在地

等が考えられる。前(1)項および(3)項は既にJ I S化または標準化検討項目として取り上げているが、災害の原因および発生状況については未着手である。

コードの種類は、障害等級(2けた)と各等級内の身体障害(2けた)の複合であるが、身体障害については、そのコードの取扱いにプライバシーを侵害する恐れが考えられ注意を要する。

障害等級コードは、個々の企業内で使用されることは少なく、労災保険処理その他行政体等との情報交換可能時期に必要となるものである。標準化について緊急を要するものではないが、コードはJ I Sで制定すべき性格のものである。

コードの種類

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 障害等級(2けた) | 01~14 |
| (2) 身体障害(2けた) | 01~14 |

1.2.7 世帯コード

現時点では、標準化することは、特に問題ないと思われるが、利用目的により、項目構成要素が違ってくるので、単独なコード設定でなしに、他のコードとの組合わせでできるように配慮しておく必要があろう。

コードの種類は、アラビア数字とし、標準化の移行については、既にデータベースを持つ企業においては、けた数が増すなどの問題点もある。しかし、コードのコンバージョンもあまりむずかしくなく、メンテナンスは世帯主の変更、独立などにより、随時必要となるが、これもさほど問題にならない。

制定機関としては、税法、民法等の関連から官公庁が適当と思われるが、設定後の動きが少ないので、他のコードと同じようにJISにおいて設定するのが望ましい。

1.2.8 続柄コード

続柄の範囲については、民法上の親族に限定する等範囲を明確にして、けた数をおさえ、目的に応じて他の関連コードを組合わせ、目的を達成できるコード体系を指向する必要がある。

扶養家族を対象とした場合、第1子、第2子の他18才未満等の区分、身体障害者、老人、学生等のコードの設定が必要となるが、各官庁、企業に依り、扶養手当の支給条件が異なるため、標準的なコードを作成することが難かしいと思われる。

現在は給与計算、国勢調査等に利用されているが、遺産相続までも含めて考えた場合、相当広範囲なコードが必要となる。

コードの種類は、アラビア数字でできるだけ分かり易く構成する。また人に関する他のコードと複合して矛盾のないようにしなければならない。

標準化の移行の問題として、

- (1) 共通コードはないが、対象が明確でけた数も2けたで収められる点からみて移行の問題は比較的少ない。
- (2) 移行の期間については、できるだけ短期間が望ましい。
- (3) 個人番号等と同一年度に制定する必要がある。
- (4) 人に関するコードはできればチェック・ディジットを設けて、移行時よりミスの絶無を期す必要がある。続柄だけでチェック・ディジットを設けることは、計算機の使用効率からみて好ましくない。他のコードと組合せて8～10けた毎に1欄必要であろう。

制定機関としては、税法、民法等の関連から官公庁が適当と思うが、設定後の動きが少ないので、他のコードと同じようにJISにおいて設定すべきである。

1.2.9 学歴コード

現在各企業においては、人事管理上の重要な要素として学歴をとらえているが、学歴を考える際の基礎となる学校については、歴史的な変遷もあり、その時代の必要性を反映して種類は極めて複雑なものになっている。また、過去から現在にわたって存在したいくつかの特殊学校、各種学校、社内学校については、それを現行の基本的学校区分のどこにあてはめるかは、各企業等により異なるのが実状であり、一律に規定することは困難である。

以上の点を考慮すると、学歴を標準化するにあたっての学校は、基本的学校区分によることが妥当と思われる。

学歴を考える場合にどの範囲までとらえるかは、その学歴をどう利用するかにより異なってくる。たとえば出身学校をはあくしようとすれば、学校名まで必要となるし、中退をはあくするためには、卒業・中退の区分が必要となってくる。しかし、一般的に必要な学歴は、基本的な学校区分の卒業の有無であると考えられ、それ以外の項目は基本的学歴区分に必要なに応じて付加するような体系にするのが妥当である。

コードの種類としては、コード体系との関連で学歴コードとしてどこまで決めるかによりコードの種類も異なってくる。現在各分野で使われているコードはそれぞれの必要性から生まれており、その種類はかなり多いのが実状である。これを標準化するにあたっては基本的な学歴区分と必要に応じて付加する付加区分が考えられる。付加区分としては、専門学科、卒業・中退区分等がある。

標準化への移行については、現在各分野で使用されている学歴コードは多いが、標準化の方向は見当らない。しかし、学歴として表わす対象は比較的明確で、標準化の移行は比較的容易であると考えられる。標準化されれば、情報交換や共同利用に際しメリットがあり、早急な標準化が望ましい。

制定機関については、現在は企業内において人事管理、労務管理上の必要からそれぞれ定められているが、標準化にあたっては、学歴としての基本部分はJ I Sで決め、それ以外については基準ないし標準を提供し、混乱を防ぐようにすることが望ましい。

1.2.1.0 職 種 コード

職種コードは企業の業種、企業独自の組織制度および人事管理の考え方等により異なるため、体系的に整理して統一的方向を見出すことは非常に難しい。また、今回のアンケート調査ではJ I S化の要望が少なくむしろ企業内で独自にコード化したほうが良いという意見が多い。

日本には、アメリカのような職種別組合がない。即ち職業の移動が非常に少ない日本では今日のところ公共的利用範囲はほとんどないと思われるし、また、職業に対する貴族の観念からいまだ脱しきれない日本では、自己の職種を正確に申告することは社会環境が余程変らない限り当分望めないように思われるので現実の運用面で非常に大きな困難がある。

したがって職安行政等の単独目的に利用する場合は、職業コードと自己申告に基づく独自の目的コードの併用で十分目的が達せられるものと思う。

しかし、一方では、技術革新が激しく、新製品、新設備が続々誕生しており、これに伴い当然新しい職種が生まれ、古い職種が消えていっている。したがって、各企業では、管理の必要性からこれに即応したメンテナンスを行なっているが、J I S化した場合タイミング的にこれらの要請に直ちに答えられるかどうかについて不安がある。

職業コード（日本標準職業分類）と職種コードは概念的に同一と考えてよい。したがって、国勢調査、職安行政などに利用する場合は、職業コードで十分目的は達せられる。

1.2.1.1 職 階 コード

職階コードは、企業独自の組織制度および人事管理のあり方により当然異なるものであり、標準化は非常に困難である。また、アンケート調査でも標準化の要望は至って少なく、具体的な利用の目的が明確でない。

1.2.1.2 技 能 コード

技能コードと免許資格コードとの体系上の明確な区分が実状に即して可能かどうか再検討を要する問題である。前述1.1.1.2で述べたように、企業内では、同一体系でよいとする意見がある。

コードの種類には、一般的には、技能の種類、程度の項目を表示することによって共同利用に役立つこととなるが、企業内部で特定の基準による技能度（熟練度）を判定する必要がある場合は、企業

内判定基準を付加する必要が生ずる。

技能の内容、およびその程度が明確にされれば、情報交換、共同利用に際してメリットが得られるので標準化への移行が望まれる。

標準化の制定機関としては、種類、程度の基本部分はJ I Sで制定し、生産管理上、企業独自の必要部分は、企業内で制定することが望ましい。

1.2.1.3 免許・資格コード

技能コードと同様の問題点がある。

コードの種類としては、資格職業の大分類をアルファベットにより表示する方法があるが、職種コードとの関連、統計事務の有効性などについて検討を要する。

なお、免許・資格の種類を、国家資格（法律上の資格）、各種資格（法律外の資格）に分ける方法についての検討が必要である。

標準化への移行については、技能と免許・資格職種とを明確に分離して標準化し、移行の際の便を考えるべきである。

制定機関として、免許・資格職種について許可または認定する機関の基準に合わせてJ I Sで制定することが望ましい。

1.3 提 言

1.3.1 国籍（国名）コード

人に関するコード体系の一環として、国籍コードの体系化が問題となっているが、国籍ということのみに着目せず、広く一般に利用できる国名コード（外^国名コード）として標準化すべきであろう。

ただし、国名コードは、国連などの国際機関で用いているコードを参照する必要がある。

1.3.2 住居表示コード

J I S化の時期については遅延すると、将来大きな混乱が予想されるので、すみやかに制定すべきであろう。

なお現在団体コードとしては、郵便コード、損保コードなどがあるが、このうち損保コードは行政区画コードとして20年ほど使用されているので、市区町村コードの関連規格としてJ I S化の必要があろう。

1.3.3 国民コード

国民コードの統一化にあたっては、その利用目的、利用形態、国民の理解およびプライバシー保護などの重要な問題が多いが、将来の情報の交換およびデータの共同利用などの情報処理効率の向上をはかるという積極的な面に立って、種々の障害を乗り越えて行なう必要が生じよう。

ただし、その実施にあたっては、移行などの問題もあるので十分な準備と長期にわたる検討が必要であると思われる。

1.3.4 個人コード

個人コードの標準化については、当該コードが、企業、事務所、行政官庁等において、その内部管

理に用いられるものであって、全国的システム化の必要性、情報はあく基盤の全国的共通性等から考えて、JIS化する必要性は少ない。

1.3.5 血液型コード

血液型コードは、その利用面から見て、人命に関するもので、情報として収集することは非常に意義があり、またそのコードの簡易性からしてもJIS化が適当であると考えられる。

コードの構成は、ABO式とRh式の組み合わせが適当であろう。

1.3.6 障害等級コード

障害等級コードは、情報流通手段が構成されない限り、JIS化の意味がほとんどない。また、プライバシーとの関連でその使用目的が明確でない場合は、若干問題があると考えられる。

したがって、情報流通手段、使用目的がほぼ見通しがたった段階に再検討し、JIS化するのが適当であるとする。

1.3.7 世帯コード

- ① 世帯番号
- ② 世帯構成
- ③ 世帯

の3つのうち、世帯番号は前に述べたとおり事業体の分類に含めてJIS化の必要性、緊急性、実現性の判定を行なったが、いずれも否定的であり、別途検討した。

世帯構成コードについては、国勢調査で用いたものがまとまっており、使用目的もはっきりして使い易いが、データ交換の対象となりにくいと思われること、またアンケートでは、この種のコードを持つところが多かったため、JIS化を急ぐ必要はない。

世帯コードは、世帯主との関連で定義するコードとして世帯コードをJIS化する。

このコードは使用目的によっては、次の続柄コードと組み合わせて更に詳しい内容とするのが望まれる。

例えば

① 本人＝世帯主	0 0 1
本人の父	1 0 3
② 本人の父＝世帯主	1 0 1
本人	0 0 3

となるように使うこととする。

JIS案として参考まで提案すると次の通りである。

1	世 帯 主	
2	準世帯主	独身で扶養親族あり
3	世 帯 員	妻・子
4	そ の 他	親族以外（同居人）

1.3.8 続柄コード

アンケートでもJIS化の希望が多く、実際にJIS化した場合の効果は大きい。また制定後のメンテナンスは、非常に少ないと思われるので、早急に実施すべきである。

人に関するコードは、世帯主との続柄だけのコードでは不備と思われる。したがって世帯コードと別に続柄コードを設け、必要に応じて組み合わせて使うのがよい。

続柄の範囲は、民法で六親等内の血族、三親等内の姻族、配偶者を親族として認めているので、それまでをコード化することが望ましい。また、養子、養父母等については、実子、実父母に準じて取り扱う。

我が国特有の考え方もあるので、必ずしも外国の慣例と一致しないかもしれないが、JIS化の意義はあろう。

1.3.9 学歴コード

JISの形態としては、基本的学歴区分として、原則的に卒業した最終学校区分を2けたで表示する。理由として1けたの場合は、新制、旧制区分、大学院区分が表示できないので2けたが必要である。また場合によっては、卒業年月も必要であろう。

付加的学歴区分には、専門学科別卒業・中退などのコードが考えられる。

1.3.10 職種コード

職種コードは、企業内の人事管理等に部分的に使用されているが、各企業独自の管理の考え方により当然異なるものである以上、その標準化は至って困難であるし、また、JIS化の要望も今のところ非常に少ないので、当該コードの具体的利用方法が明確になり、社会環境もこれらを受入れる体制が整うまで、JIS化の必要は少ないと思われる。標準化を行なう場合には、職業コードと競合する点については、十分に検討の必要がある。

1.3.11 職階コード

職種コードと同様に、企業内の人事管理などに部分的に使用されているもので、企業独自のものが多く、標準化の対象も明確ではないので、将来具体的な利用が明確になるまでJIS制定の必要はないと思われる。

また、職業コードとの競合については、職種コードとともに十分に検討の必要がある。

1.3.12 技能コード

今後、技能革新の進展とともに、標準化の対象となる技能の種類も拡大されることが予測されるが技能コードの標準化については、企業内の作業条件が要求する技能および労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これをコード化することは企業相互の共通性、労働者の技能の正しい評価のために望ましいことである。

1.3.13 免許・資格コード

技術革新に伴う各種技術者の広範囲な需要増は、社会的にも各種免許・資格コードの増加をきたすであろう。個人の情報としての免許・資格コードは将来何らかの形で統一する必要があると思われるが、その内容は多種多様になるので、まずコード体系の確立をいそぐことである。将来は個人情報

の一部としてJ I S 化の対象になるであろう。

1.4 結 論

個人コード分科会では、

○場所関係のデータ・コード

国籍（国名）コード

住居表示コード

○個人関係のデータ・コード

国民コード

個人コード

血液型コード

障害等級コード

世帯コード

続柄コード

学歴コード

職種コード

職階コード

技能コード

免許・資格コード

の13種類のデータ・コードについての調査研究を行なった。

(1) 場所関係のデータ・コード

場所関係のデータ・コードは、体系的には、さきにJ I Sとして制定された都道府県コード（J I S C 6 2 6 0）、市区町村コード（J I S C 6 2 6 1）と対応してその上位分類として国籍（国名）コード、下位分類として住居表示コードがある。

国籍（国名）コードについては、わが国だけでなく国連およびその他の国際機構、ならびに情報処理関係の国際機構であるI S Oの動きにも注目し、わが国だけが先走った標準コードの設定はできない。

住居表示コードについては、現在の住居表示はもちろん絶対的なものでなく、社会環境の変化あるいは市区町村の合併などによって変化する性質のもので、新住居表示の実施状況あるいは郵便コードの普及状況との関係もあり、J I Sコードの設定には慎重な審議を前提とすべきであろう。

(2) 個人関係データ・コード

個人関係のデータ・コードの情報の処理・交換などは、

- ・組織体における情報処理
- ・对个人サービスとしての情報処理

の両分野のうち、現在は主として前者の分野において行なわれているが、将来は後者の分野での利用

が多いと思われるので個人関係データ・コードは、組織体における情報処理の効率の面からでなく、将来の対個人サービス時代のデータ・コードとして

- 理解し易い
- プライバシーが保護できる
- けた数の少ない。
- 個人にもメリットがある。

ことなどの条件が必要であろう。各コードについてこれらをまとめてみると、

○国民コード

一般的な社会情報としての国民コードを実際に処理するは官庁であるが、最大の受益者である国民の利益を考えた国民コードの統一が必要である。情報化社会において、個人の受ける情報処理の恩恵は当然期待できるものであるが、そのための国民コードの設定のハイレキーが確立していなければならない。すなわち、将来を見越したコード体系が確立して始めて標準化の対象となり得る。

- 世帯コード
- 続柄コード
- 血液型コード

これらのコードは、分類表示の目的が強いのと、その体系が明確であり、その要素との関連が比較的独立しているので、標準化の対象となり得る。それぞれ単独に標準化への移行についての問題点は少なく、標準化の効果は個人情報処理過程において表われるので、J I S 制定の意義は大きい。

○学歴コード

このコードは、企業内部でもあるいは社会情報としても必要なケースが多くなる可能性があり、個人情報にしめる学歴または学校などの項目は、職業、職種などとも関連があり、これらのコードの基礎として重要である。

学校コードの形態をとるときは、事業体コードとの関連を考えなければならない。事業体コードのサブ・コードになるであろう。また、学歴コードの形態をとるときは、学歴の分類表示コードとなり識別コードである学校コードとは異質のものである。したがって、標準化の対象としては学歴コードが考えられ、分類体系も明確であり、標準化の効果も大きいのでJ I S 制定が望まれる。

- 職種コード
- 職階コード
- 技能コード

職業コードは、日本標準職業分類にもとづいてJ I S 制定が進められており、個人情報の重要なコードになるであろう。職種・職階・技能の各コードはこの職業コードにもとづいて、企業内部で人事管理、労務管理上の目的で設定する性質のもので、企業内標準化の意見が多く、J I S 制定は職業コードのサブ・コードとしての体系を示すに止まるであろう。

○免許・資格コード

法律上の資格については、その資格認定の制定が明白であり、個人の資格としての要素が強く個人

情報として企業あるいは組織体に関係なく資格の分類体系（法律上制定されている）をもとに標準化が考えられる。

技能的資格の社会的あるいは経済的地位の向上と社会構造の複雑化に伴う免許・資格の増加を考えると、将来の情報の交換には必要であり、法律上で定められた資格についてのコードのJ I S 化が必要であろう。

(3) J I S 制定の可能性

J I S 制定の容易なものとして、

血液型コード

世帯・続柄コード

学歴コード

条件つきでJ I S 制定の対象となるものに

免許・資格コード

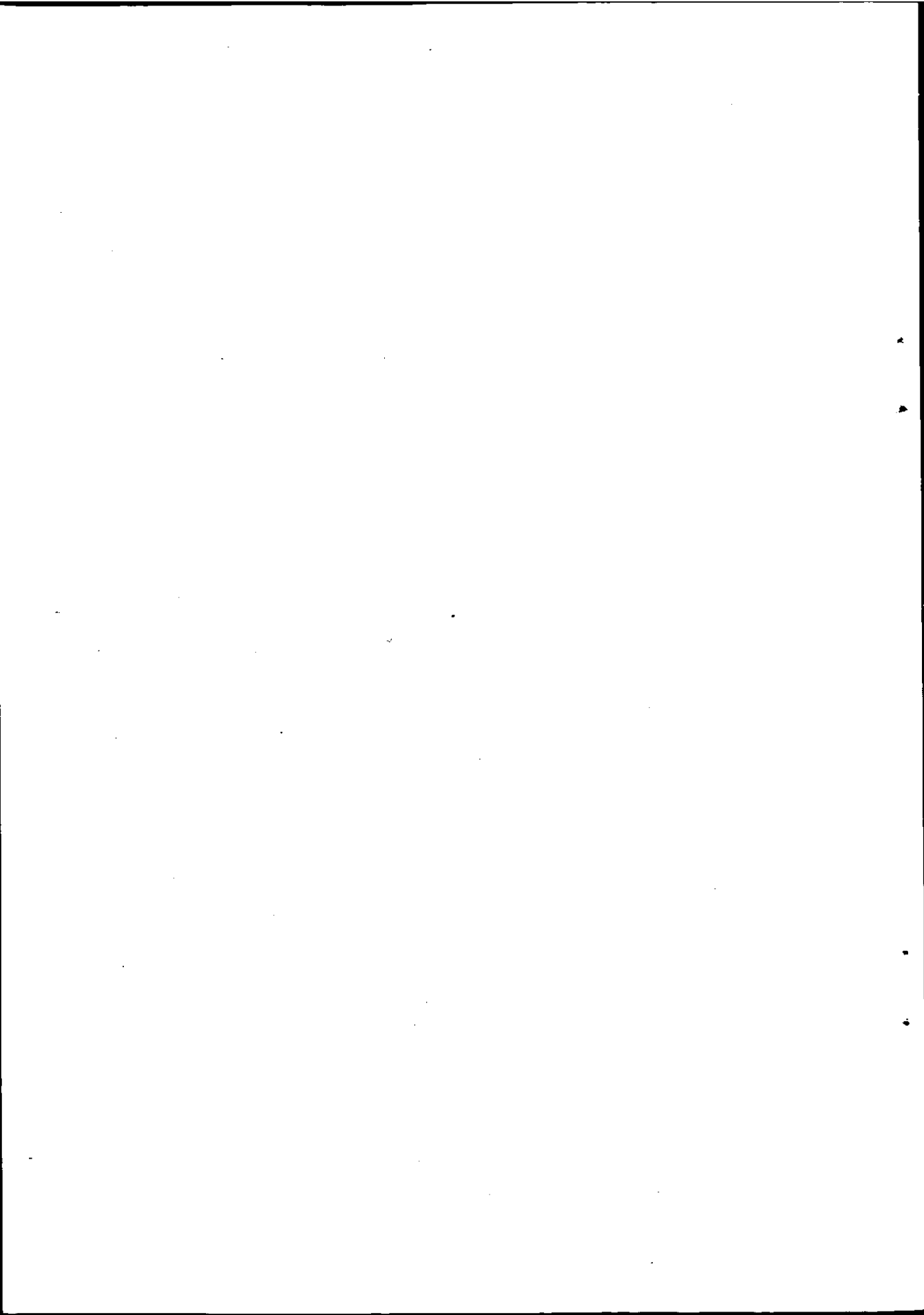
国籍（国名）コード

住居表示コード

J I S 制定の対象として、現状では慎重に検討を要するものに

国民コード

がある。



2. 事業体コード

2. 事業体コード

事業体に関するコードの標準化を考える場合に、その前提となる基本的かつ直接的な条件が二つはあげられる。その一つは、コード化の対象とする事業体の範囲をどこまでとするかということ、すなわち対象領域の問題であり、他の一つは、コードにどのような機能を期待するかということ、すなわちコードの性格ともいえるべき問題である。そして、これら二つの問題は、いずれも、標準化の目的いかんによって、その結論が異なってくる性質のものである。

ところで、データ・コードの標準化は、一般的にいて、個々の企業経営の立場というよりは、広く国民経済的な観点に立ったときに、初めてその意義が認められるものであるが、このような観点から事業体コードの利用目的を想定すると、次の4点に集約される。

すなわち、(1)統計作成、(2)徴税、(3)行政上の監督、^(注1)(4)商取引を中心とする企業活動^(注2)がこれである。

(注1)初めの三つは、広い意味の行政作用に含まれるものであるから、これらを一括した行政事務と、商取引の2種類という見方も成り立つであろう。

(注2)企業活動には、商取引以外にも種々のものが考えられる。特に情報化社会の進展に伴って、企業による情報調査活動というようなものが活発になると思われるが、以下では「商取引」という言葉で代表させた。

標準化の対象領域を上述の4種類の目的に即して考えてみると、それぞれの目的に応じて、大きな差がでてくる。たとえば、徴税だけを問題にするとすれば、国営企業は対象外としてよいであろう。コードの性格についても、統計作成だけを問題にするならば、識別コード(Identification Code)よりも分類コード(Classification Code)の方が、メンテナンス、分類集計等のあらゆる面で優れているが、商取引のためには、識別コードであることが必須の要件である。事業体コードの標準化によるメリットを、前述のように、広く国民経済的な立場から期待するとすれば、上述4種類の目的のすべてを効果的に満たし得るようなコード体系を組み立てることが望ましいことはいうまでもない。

したがって、ここでは、標準化の対象領域については、技術的および経済的な諸要因による制約があるにしても、さしあたりは、いわゆる企業および事業所のほか、官庁、地方公共団体等の組織をも含めた、できるだけ広い範囲のものを対象とし、それぞれに識別コードを付与することを目標として検討を進めることとした。

2.1 コードの現状

現行の各種事業体コードを通覧していえることは、いずれも特定の目的にしたがって作成されたものであるため、対象事業体の範囲が、それぞれ特定の種類のものに限定されていることである。事業体コードの現状を総合的に理解するためには、その前提として、事業体そのものの現状を理解してお

く必要があろう。以下、事業体の現状および現行の各種事業体コードについて概観してみることにする。

2.1.1 事業体の概況

(1) 企業形態別事業体数

事業体コードの標準化との関連において事業体の現状を理解するためには、一次的な分類として、「企業」と「事業所」とに分けて考察するのが有効であると思われる。この場合に「企業」の範囲には、通常いわれる企業そのもののほかに、国、地方公共団体および国・公営事業をも便宜的に含めるものとする。

このような前提を設けて、わが国における最近の事業体数を、企業形態別にみると、表2-1のとおりである。

注 企業および事業所については、種々の定義づけが行なわれているが、ここでは、できるだけ広い範囲のものをカバーするという意図のもとに、次のような定義に従った。

企業：一定の経済的事業の遂行の目的をもって人および物を有機的に組み合わせたものをいう。

これを行なう者が私人であるか国であるかを問わず、その事業が営利を目的とするかどうかを問わない。（佐藤達夫ほか2名編・法令用語辞典による。）

事業所：「物の生産またはサービスの提供が業として行なわれている個々の物理的場所」のことである。通例、工場、精練所、鉱山、商店、農家、病院、事務所などと呼ばれ、1区画を占めて経済活動を行なっている場所である。（日本標準産業分類第4章第3項による。）

なお、企業形態の分類については、次章（経営・経済コード）の3.1.1(2)以下をあわせて参照されたい。

(2) 業種別会社企業数

国税庁の統計によると、最近における業種別会社数の年次別変遷は、表2-2のとおりであり、資本金階級別会社数の年次別変遷は、表2-3のとおりである。これらを通じてうかがえることは、各産業を通じて会社数の増加が毎年著しいことと、資本金規模が増大していることである。

(3) 会社の設立件数

昭和44年における会社登記件数は、表2-4のとおりであるが、同表によると会社の年間設立件数は、約8万7千件で、その圧倒的部分が株式会社および有限会社である。

なお、有限会社から株式会社への組織変更と推定されるものが年間千件を越えている点も注目値する。

表 2-1 企業形態別事業体数

企 業 形 態		企 業 数	事 業 所 数
国 ・ 公 営 事 業 等	国の機関（現業を除く）	1	16) ...
	都道府県・市町村・特別区	1) 3,354	16) ...
	国営事業	2) 43	} 17) 35,325
	特殊法人	3) 112	
	地方公共団体の組合	4) 2,394	} 17) 102,207
	財産区	5) 2,700	
	地方公営企業	6) 6,185	
	その他の地方公営事業	7) 5,447	
	小 計	20,236	136,532
会 社	株式会社（特殊法人を除く）	8) 314,070	8) 532,956
	有限会社	8) 225,253	8) 250,771
	合名会社・合資会社	9) 41,084	8) 47,624
	相互会社	10) 18	} 8) 10,382
	外国会社	10) 625	
	小 計	8) 581,050	8) 841,733
組 合 等 の 法 人	農業協同組合・同連合会	11) 19,369	} 8) 72,109
	農事組合法人	11) 2,645	
	森林組合・同連合会	11) 3,259	
	水産業協同組合	11) 4,682	
	中小企業等協同組合（企業組合を除く）	10) 22,970	
	消費生活協同組合・同連合会	10) 1,050	
	その他の組合等	10) 7,649	
	小 計	61,624	72,109
公 益 法 人 等		12) 5,094	8) 118,007
任 意 団 体	農業の協業経営体	13) 3,364	13) 3,364
	林業事業体	14) 243,820	14) 243,820
	漁業の共同経営体	11) 4,253	11) 4,253
	その他の任意団体	8) 22,046	8) 22,046
	小 計	273,483	273,483
個 人 以 外 の 事 業 体 の 合 計		941,487	1,441,864
個 人		15) 8,210,000	15) 8,210,000
総 計		9,151,487	9,651,864

注：

- 1) 昭和44年4月1日現在の数字である。
- 2) 国営事業の範囲をどこまでと考えるかについては問題があるが、ここには昭和45年度における特別会計の数を掲げた。
- 3) 行政管理庁編「行政機構図」による昭和46年1月1日現在の数字である。
- 4) 自治省編「地方公共団体コード」による昭和44年4月1日現在の一部事務組合数である。
- 5) 昭和45年2月1日現在の「1970年世界農林業センサス」において、「林業事業体」とされた財産区(保有山林面積が10アール以上の財産区)の概数である。財産区の総数は、もっと多いと思われる。
- 6) 自治省編「地方財政の状況」(昭和44年3月)による地方公営企業数に、4)の資料による地方開発事業団数(14)を加えたものである。
- 7) 上記「地方財政の状況」による。
- 8) 総理府統計局の「昭和41年事業所統計調査」の結果による。昭和44年の同調査の結果による民営の事業所総数は、4,666,751事業所で、41年に比べて427,359事業所増加しているが、企業形態別の内訳と会社数が未公表のため、41年の数字を掲げた。
- 9) 「昭和41年事業所統計調査」による合名・合資・相互・外国の各会社数の合計から、10)による相互会社と外国会社の数を差し引いたものである。
- 10) 「国税庁統計年報書」(昭和44年度版)による。
- 11) 農林省統計調査部編「ポケット農林水産統計」(1970)による。
- 12) 財団法人、社団法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人、宗教法人、監査法人、職業訓練法人等の合計である。企業数は、前掲「国税庁統計年報書」によった。
- 13) 前記「ポケット農林水産統計」による最近の協業経営体数から前掲の農事組合法人数を差し引いたものである。便宜「企業数」と「事業所数」に同じ数字を掲げたが、この点は、次の「林業事業体」以下の各欄についても、同様である。
- 14) 「1970年世界農林業センサス」による林業事業体のうち、「共同」、「各種団体・組合」および「慣行共有」のうち財産区を除いたものの合計で、一部に法人を含んでいる可能性もある。
- 15) 「個人」については、次の4種類の数字の合計を掲げた。
 - (1) 農家：「1970年世界農林業センサス」による総農家数(5,341,800戸)から第2種兼業(農業よりも兼業のウェイトの高いもの)のうち自営事業によるもの(592,200戸)を差し引いたもの(4,749,600戸)
 - (2) 林家：上記センサスによる「農家でない林家」(286,400戸)から保有山林面積が1ヘクタール未満のもの(194,000戸)を除いたものに、「農家である林家」のうち林業が主業であるもの(18,900戸)を加えたもの(111,300戸)
 - (3) 漁業世帯：農林省の「第4次漁業センサス」による漁業世帯総数(248,300戸)か

ら、兼業世帯であって兼業のウェイトが漁業よりも高いもの（80,400戸）を差し引いたもの（162,900戸）

(4) 前記「昭和41年事業所統計調査」による非農林水産業の個人経営事業所数（3,185,497）。

16) 国または地方公共団体の機関で非現業のもの（日本標準産業分類の大分類M：公務に該当するもの、については、明確な統計が見当たらない。

17) 前記「昭和44年事業所統計調査」の結果による。

表2-2 業種別普通法人数の累年比較

業 種	38	39	40	41	42
製 造 業	214,457	227,406	235,547	244,875	253,672
卸 売 業	117,073	124,895	130,429	137,560	144,273
小 売 業	137,773	144,432	149,104	155,928	160,414
建 設 業	48,837	56,413	63,046	70,394	78,082
運輸・通信・公益事業	22,276	24,315	26,203	28,044	29,547
サ ー ビ ス 業	45,316	50,768	55,647	61,679	67,447
料理・飲食・旅館業	30,563	32,854	34,921	37,839	40,734
農 林 水 産 業	4,548	5,533	6,440	7,216	8,408
鉱 業	3,843	4,087	4,151	4,416	4,655
金 融 保 險 業	12,455	12,969	13,574	14,058	14,576
不 動 産 業	23,728	27,918	31,754	35,545	39,431
そ の 他 の 産 業	1,602	1,600	1,720	1,836	2,252
合 計	662,471	713,190	752,536	799,390	843,491

注：1. 「第93回国税庁統計年報書」による。

2. その年2月1日から翌年1月31日までの間に事業年度が終了した普通法人について示したものである。

3. 普通法人には、会社等のほか、企業組合、相互会社および医療法人を含むが、公益法人および外国法人は除かれている。

4. その後発表された統計によると、43年の合計法人数は898,276法人、44年の合計法人数は943,782法人で、引き続いて増加の傾向が著しい。

表2-3 普通法人数の累年比較

年度	資 本 金 階 級 別							計
	100万円 未 満	100万円 以 上	500万円 以 上	1,000万円 以 上	5,000万円 以 上	1 億 円 以 上	10 億 円 以 上	
38	310,466	281,047	37,716	25,131	3,835	3,486	790	662,471
39	315,124	312,581	44,471	31,351	4,742	3,995	926	713,190
40	315,141	339,900	49,924	37,258	5,123	4,229	961	752,536
41	317,960	370,734	56,239	43,230	5,540	4,665	1,022	799,390
42	318,880	401,691	62,166	48,845	5,841	4,967	1,101	843,491

注：表2-2の注記に同じ。

表2-4 会社登記の件数(昭和44年)

会社および登記の種類		総数	資本金階級別									
			50万円未満	50万円以上	100万円以上	500万円以上	1,000万円以上	5,000万円以上	1億円以上	10億円以上	50億円以上	100億円以上
総数	設立	86,830	3,785	12,188	57,818	8,315	4,198	275	235	16	—	—
	合併による設立	57	1	1	12	14	20	3	5	1	—	—
	組織変更による設立	1,138	33	99	641	216	146	3	—	—	—	—
	資本の増加	59,189	2,828	6,557	27,949	9,163	9,926	1,060	1,232	307	52	115
	合併による資本の増加	916	14	44	295	139	286	49	72	14	—	3
	会社の継続	514	68	97	272	54	20	2	1	—	—	—
	解散	11,922	1,691	2,816	6,088	818	442	38	28	1	—	—
	合併による解散	977	24	61	379	224	213	29	37	7	2	1
	組織変更による解散	1,053	43	110	594	179	124	3	—	—	—	—
	清算の終了	3,354	392	722	1,745	282	179	16	18	—	—	—
	資本の減少	370	1	4	79	74	144	37	27	2	2	—
株式会社	設立	47,055	758	3,976	31,116	6,803	3,883	268	235	16	—	—
	合併による設立	55	1	1	10	14	20	3	5	1	—	—
	組織変更による設立	1,107	29	96	621	213	145	3	—	—	—	—
	資本の増加	48,617	1,239	3,815	22,583	8,503	9,718	1,058	1,228	306	52	115
	合併による資本の増加	873	13	38	268	135	282	48	72	14	—	3
	会社の継続	343	29	46	198	50	17	2	1	—	—	—
	解散	6,420	411	985	3,836	708	413	38	28	1	—	—
	合併による解散	862	19	37	318	206	207	29	36	7	2	1
	組織変更による解散	38	3	5	21	5	4	—	—	—	—	—
	清算の終了	2,010	107	270	1,171	258	170	16	18	—	—	—
	資本の減少	299	1	1	42	56	133	35	27	2	2	—
有限会社	設立	39,775	3,027	8,212	26,702	1,512	315	7	—	—	—	—
	合併による設立	2	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—
	組織変更による設立	31	4	3	20	3	1	—	—	—	—	—
	資本の増加	10,572	1,589	2,742	5,366	660	208	2	4	1	—	—
	合併による資本の増加	43	1	6	27	4	4	1	—	—	—	—
	会社の継続	171	39	51	74	4	3	—	—	—	—	—
	解散	5,502	1,280	1,831	2,252	110	29	—	—	—	—	—
	合併による解散	115	5	24	61	18	6	—	1	—	—	—
	組織変更による解散	1,015	40	105	573	174	120	3	—	—	—	—
	清算の終了	1,344	285	452	574	24	9	—	—	—	—	—
	資本の減少	71	—	3	37	18	11	2	—	—	—	—

注：法務省の「第83登記・訟務・人権統計年報」による昭和44年中の登記件数である。

2.1.2 一般的なコードの現状

(1) 国の機関が用いている事業体コード

国の機関が用いている事業体コードには、次のようなものがある。これらは、いずれも、当該省庁等が独自に定めたものであるが、関連事業の遂行を通じて、他の関係機関や、一般大衆にも影響を与えているものが少なくない。

(イ) 総理府統計局の企業番号：同局編集の「会社企業名鑑」（昭和43年版）では、資本金300万円（相互会社については基金100万円）以上の会社企業（約143,000社）のうち1社で2以上の事業所を有するもの（約38,000社）について、7けたの企業番号を用いている。同名鑑は、3年目ごとに行なわれる事業所統計調査の調査票を企業単位に名寄せして編集するので、名寄せ作業の便宜上この企業番号が用いられるが、同名鑑編集のつど新たに付けられるため、同一企業についての継続性はみられない。コードの構成は、次のようになっている。

NN	N	NNNN
産業中分類	資本金階級	一連番号
例： 2 3	1	0 0 0 1
鉄 鋼 業	5 0 億円以上	一連番号

(ロ) 国税庁の納税者番号：東京・大阪の申告所得税納税者と法人税納税者を対象に、課税用ファイルの管理のために用いられている。この番号は、同一の納税者については、当面は税務署単位に固定して、毎年同じものが用いられる。申告所得税納税者には、給与所得者で家賃、原稿料等の所得が一定額を越える者などのように、事業所得以外の所得だけの者も含まれるので、必ずしも事業体コードの範囲とは一致しない。また、個人については、課税水準に達しないものは通常除外される。

大蔵省証券局では、従来から継続的に法人企業統計調査を実施しており、同調査との関連で、固定的な企業番号を設定すべきだという意見があるが、目下のところ具体的な検討は行なわれていない。

(ハ) 官公庁コード：官公庁のコードを、その内部組織に対して付けるものまでを含めて事業体コードと呼ぶのは、異論があるかも知れないが、コード体系の検討のためには、これも含めて取り上げる必要があると思われる。

この種のコードには、①当該官公庁自体が、内部組織の管理や、給与計算等の業務に用いるためのもの、②地方公共団体等を指導監督するためのもの（地方公共団体コード等）、③対国民サービスに関連するもの（郵便番号は、集配局を単位としてつけられている。）などがあるが、官公庁全体を通じて、統一的なものは、まだ作成されていない。

表 2-5 事業体コードの事例(1)

官庁の組織コード(その1)

機 関	カ ナ 略 称	コ ー ド
東海電気通信局	トウカイ ツウシンキョク	29 11 01
秘 書 課	ヒシヨカ	29 11 02
文 書 広 報 課	ブンシヨコウホウカ	29 11 04
経 営 調 査 室	ケイエイチヨウサシツ	29 11 08
監 査 部	カンサブ	29 11 12
職 員 部	シヨクインブ	29 11 14
営 業 部	エイギョウブ	29 11 16
運 用 部	ウンヨウブ	29 11 18
計 画 部	ケイカクブ	29 11 20
施 設 部	シセツブ	29 11 22
建 設 部	ケンセツブ	29 11 24
保 全 部	ホゼンブ	29 11 26
経 理 部	ケイリブ	29 11 28
資 材 部	シザイブ	29 11 30
建 築 部	ケンチクブ	29 11 32
土 木 工 事 部	ドボクコウジブ	29 11 34
デ ー タ 通 信 部	データツウシンブ	29 11 36
東海電気通信工事事務所	トウカイ コウジジムシヨ	29 11 01
東海電気通信費目配給局	トウカイ ハイキョウ	29 15 01
東海電気通信保全工事事務所	トウカイ ホゼンジムシヨ	29 16 01
東海電気通信学園	トウカイ ガクエン	29 21 01
鈴鹿通信病院	スズカ ビョウイン	29 31 01
豊 橋 通 信 診 療 所	トヨハシ シンリョウシヨ	29 39 01
一 宮 通 信 診 療 所	イチノミヤ シンリョウシヨ	29 39 02
四 日 市 通 信 診 療 所	ヨツカイチ シンリョウシヨ	29 39 03
伊 勢 通 信 診 療 所	イセ シンリョウシヨ	29 39 04
上 野 通 信 診 療 所	ウエノ シンリョウシヨ	29 39 05
浜 松 通 信 診 療 所	ハママツ シンリョウシヨ	29 39 06
清 水 通 信 診 療 所	シミズ シンリョウシヨ	29 39 07
岐 阜 通 信 診 療 所	ギフ シンリョウシヨ	29 39 08
多 治 見 通 信 診 療 所	タジミ シンリョウシヨ	29 39 09

機 構	カ ナ 略 称	コ ー ド
愛知電気通信部	アイチ ツウシンブ	2 9 4 1 0 1
愛知電気通信部豊橋駐在所	アイチトヨハシ チュウザイ	2 9 4 1 2 2
豊 橋 電報電話局	トヨハシ ホウワ	2 9 4 1 2 1
瀬 戸 電報電話局	セト ホウワ	2 9 4 1 2 2
津 島 電報電話局	ツシマ ホウワ	2 9 4 1 2 3
春日井 電報電話局	カスガイ ホウワ	2 9 4 1 2 4
一 宮 電報電話局	イチノミヤ ホウワ	2 9 4 1 2 5
半 田 電報電話局	ハンダ ホウワ	2 9 4 1 2 6
豊 川 電報電話局	トヨカワ ホウワ	2 9 4 1 2 7
蒲 部 電報電話局	ガマゴウリ ホウワ	2 9 4 1 2 8

表2-6 事業体コード事例(2)

官庁の組織コード(その2)

コード	名 称	コード	名 称	コード	名 称
19	建設大学校	049	沼津分校	0046	中央訓練所
21	東北地方建設局	054	青森工事事務所	0050	五所川原出張所
				0060	藤崎出張所
				0070	青森海岸出張所
				0080	八戸出張所
				0090	十和田国道維持出張所
				0100	大鰐国道出張所
				0120	青森国道維持出張所
		058	岩手工事事務所	0130	盛岡出張所
				0140	水沢出張所
				0150	一関出張所
				0160	厨川国道出張所
				0170	福岡国道維持出張所
				0180	水沢国道維持出張所
				0190	盛岡国道維持出張所
				0200	北上国道出張所
				0210	盛岡国道出張所
		062	御所ダム調査事務所	0220	宮古出張所
		066	三陸国道工事事務所	0230	久慈出張所
				0240	釜石出張所
				0250	大船渡出張所

表2-7 事業体コードの事例(3)

郵便局番号

局 名	コード	郵便番号	局 名	コード	郵便番号	局 名	コード	郵便番号
本 所	01001	130	芝	01022	105	朝日ビル内	01043	104
新 橋	01002	105	九 段	01023	102	墨 田 二	01044	131
麻 布	01003	106	神田淡路町	01024	101	世 田 谷	01045	154
四 谷	01004	160	拜 島	01025	196	御 茶 ノ 水	01046	113
牛 込	01005	162	小平小川	01026	187	慶応義塾前	01047	108
小 石 川	01006	112	芝 田 町	01027	108	芝 園 橋	01048	105
本 郷	01007	113	京橋新富町	01028	104	文京根津	01049	113
神 田	01008	101	防衛庁舎	01029	106	台東根岸二	01050	110
下 谷	01009	110	台東根岸三	01030	110	台 東 浅 草 橋 三	01051	111
浅 草	01010	111	麴町本通	01031	102	品川上大崎	01052	141
足 立	01011	120	台 東 東 上 野 五	01032	110	池 上	01053	143
墨田吾妻橋	01012	130	羽 村	01033	190-11	檜 原	01054	190-02
芝二本榎	01013	108	麴 町 飯 田 橋 通	01034	102	港 田 島 町	01055	106
豊 島	01014	170	麻布三軒家	01035	106	立 川	01056	190
中央京橋二	01015	104	文京本郷一	01036	113	鶴 川	01057	194-01
東京中央	01016	100	全 共 連 ビ ル 内	01037	102	八 王 子 町 幡	01058	192
赤 羽	01017	115	中央銀座西	01038	104	沢 井	01059	198-01
葛飾新宿	01018	125	文 京 小 石 川 一 南	01039	112	品 川	01060	140
世田谷一	01019	154	文京水道	01040	112	赤坂中ノ町	01061	107
日 本 橋 人 形 町	01020	103	渋 谷	01041	150			
大 森	01021	143	神田三崎町	01042	101			

(二) 学校コード：代表的なものに文部省の「学校調査番号」がある。このコードは、同省が行なう学校基本調査、学校教員需給調査、学校保健調査等、学校を単位とする各種の統計調査に共通して用いるために設定されたもので、4けたの数字で構成され、同一の学校については、調査のつど変更することなく固定的に用いられている。このコードは、同省の所掌事務との関連で、学校教育法に定める種類の学校だけを対象に設けられているので、大学（大学院を含む。）、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園および各種学校のすべてを網羅しているが、その反面、防衛大学校、税務大学校、水産大学校等、各省庁が設置する教育機関や、保

育所など、学校教育法の適用を受けない保育施設は除かれている。なお、現在の学校だけを対象としているので、旧制の学校は当然含まれていない。

表2-8 事業体コードの事例(4)

学校コード(その1) — 文部省の学校調査番号

国立大学

学 校 名	コード	学 校 名	コード	学 校 名	コード
北海道大学	0100	東京水産大学	0200	大阪教育大学	0300
北海道教育大学	0104	お茶の水女子大学	0204	神戸大学	0304
室蘭工業大学	0108	東京学芸大学	0208	神戸商船大学	0308
小樽商科大学	0112	東京農工大学	0212	奈良教育大学	0312
帯広畜産大学	0116	電気通信大学	0216	奈良女子大学	0316
北見工業大学	0120	一橋大学	0220	和歌山大学	0320
弘前大学	0124	横浜国立大学	0224	鳥取大学	0324
岩手大学	0128	新潟大学	0228	島根大学	0328
東北大学	0132	富山大学	0232	岡山大学	0332
宮城教育大学	0136	金沢大学	0236	広島大学	0336
秋田大学	0140	福井大学	0240	山口大学	0340
山形大学	0144	山梨大学	0244	徳島大学	0344
福島大学	0148	信州大学	0248	香川大学	0348
茨城大学	0152	岐阜大学	0252	愛媛大学	0352
宇都宮大学	0156	静岡大学	0256	高知大学	0356
群馬大学	0160	名古屋大学	0260	九州工業大学	0360
埼玉大学	0164	名古屋工業大学	0264	福岡教育大学	0364
千葉大学	0168	愛知教育大学	0268	九州大学	0368
東京大学	0172	三重大学	0272	九州芸術工科大学	0372
東京医科歯科大学	0176	滋賀大学	0276	佐賀大学	0376
東京外国語大学	0180	京都大学	0280	長崎大学	0380
東京芸術大学	0184	京都教育大学	0284	熊本大学	0384
東京教育大学	0188	京都工芸繊維大学	0288	大分大学	0388
東京工業大学	0192	大阪大学	0292	宮崎大学	0392
東京商船大学	0196	大阪外国語大学	0296	鹿児島大学	0396

公立大学

学 校 名	コード	学 校 名	コード	学 校 名	コード
札幌医科大学	1100	愛知県立大学	1196	神戸医科大学	1244
福島県立医科大学	1124	愛知県立女子大学	1200	神戸市外国語大学	1248
高崎経済大学	1136	名古屋市立大学	1204	神戸商科大学	1252
東京都立大学	1148	愛知県立芸術大学	1208	兵庫農科大学	1256
横浜市立大学	1152	三重県立大学	1212	姫路工業大学	1260
金沢美術工芸大学	1164	京都市立美術大学	1220	奈良県立医科大学	1264
都留文科大学	1172	京都府立大学	1224	和歌山県立医科大学	1268
岐阜県立医科大学	1180	京都府立医科大学	1228	島根農科大学	1276
岐阜薬科大学	1184	大阪女子大学	1232	広島女子大学	1284
静岡女子大学	1188	大阪市立大学	1236	下関市立大学	1288
静岡薬科大学	1192	大阪府立大学	1240	山口県立医科大学	1292

(ホ) 医療施設のコード：厚生省では、国・公・私立の病院、診療所および歯科診療所の全部を対象に、定期的に医療施設調査を実施しており、その際に各医療施設に、個別の整理番号を付している。この番号は、調査のつど便宜的に定められるので、統一的、固定的なものとはいえないが、標準化する場合には、その手掛りになるものと思われる。

(2) 業界の統一コード

(イ) 金融機関共同コード：昭和40年に全国銀行協会連合会が制定したもので、企業単位に4けたの固有番号を定めてある。支店、出張所等については、コードのけた数だけを統一しているが、具体的には当該銀行等が適宜定めて使用できることにしている。組合金融機関（信用組合、農協等）も対象に含められているが、郵便局については、一括して「郵便局」という種類を示すコードだけを定めてある。

表2-9 事業体コードの事例(5)

金融機関コード

統一金融機関番号

中 央 銀 行 0000 日 本 銀 行	0121 荘 内 銀 行 0122 山 形 銀 行 0123 岩 手 銀 行 0124 東 北 銀 行 0125 七 十 七 銀 行 0126 東 邦 銀 行
都市銀行および外為専門銀行 0001 第 一 銀 行 0002 三 井 銀 行 0003 富 士 銀 行 0005 三 菱 銀 行 0006 協 和 銀 行 0007 日 本 勸 業 銀 行 0008 三 和 銀 行 0009 住 友 銀 行 0010 大 和 銀 行 0011 東 海 銀 行 0012 北 海 道 拓 殖 銀 行 0014 神 戸 銀 行 0015 東 京 銀 行 0021 太 陽 銀 行 0032 埼 玉 銀 行	0128 群 馬 銀 行 0129 足 利 銀 行 0130 常 陽 銀 行 0131 関 東 銀 行 0133 武 蔵 野 銀 行 0134 千 葉 銀 行 0135 千 葉 興 業 銀 行 0137 東 京 都 民 銀 行 0138 横 浜 銀 行
地 方 銀 行 0116 北 海 道 銀 行 0117 青 森 銀 行 0118 青 和 銀 行 0119 秋 田 銀 行 0120 羽 後 銀 行	0140 第 四 銀 行 0141 北 越 銀 行 0142 山 梨 中 央 銀 行 0143 八 十 二 銀 行 0144 北 陸 銀 行 0145 富 山 銀 行 0146 北 国 銀 行 0147 福 井 銀 行

(四) Shippers' Code: 昭和43年に海運中核6社が共同で制定した荷主コードで、その後さらに海運2社が追加加入した。このコードは、5けたの数字を用い、事業所(営業所)単位に固有番号を定めている。

表2-10 事業体コードの事例(6)

SHIPERS' CODE

コード	英 文 社 名	和 文 社 名
10001	A & A JAPAN LTD.	
10002	A & B. INDUSTRIES CO., LTD.	
10003	A & R SIMON CO., LTD.	
10004	A LEVY & J. ZENTNER CO., LTD.	
10005	A R BROWN MCFARLANE & CO., LTD.	
10006	A. ABDULHUSAIN & CO., LTD.	
10007	A. ANDREWS & CO., LTD.	
10029	A. CAMERON & CO., LTD.	
10009	A. DEBS & CO.	A. デビス 商会
10010	A. GERCIK	
10012	A. ISHIDA & CO., LTD.	石田商店
10013	A. ITOH & CO., LTD.	
10014	A. JACKEL & CO., (JAPAN) LTD.	ジャケル商会
10015	A. KATIRAI	
29226	A. LATIF & CO. NASSER.	ナッサ エイ. ラティフ 商会
10017	A. LATIF & CO., LTD.	
10138	A. LEVY & J. ZENTNER CO., LTD.	
10018	A. MATSUMOTO CO.	
10019	A. MITCHELL & CO., LTD.	
10020	A. MOGHBEL	
10021	A. PONVE CO., LTD. (PONVE CO., LTD.)	
10022	A. SAITO	
10023	A. SHIO & CO., LTD.	
10024	A. SKOLNIK	
10025	A. TAKAHASHI & CO., LTD.	高橋愛次郎商店
10026	A. YAMAMURA & CO.	山村商会
10027	A. A. CHEMICAL CO.	
10028	A. B. HERBERT DIEDEN & CO., LTD.	
23570	A. B. KJELLBERG SUCCESSORS (KJELLBERGS K.K.)	チェル・ベルジ
10030	A. D. GULAB	
10032	AG. FERROSTAAL	
10033	A. M. E. CONSULTANT & AGENCY	
10034	A. M. P. JAPAN LTD.	
10035	A. R. BORNARD CORP.	
10036	A. R. BROWN MCFARLANE & CO., LTD.	エ. ア. ブラウン. マックファーレン
10037	A. R. LARSSON & CO.	
10038	A-CO.	エー・シー・オー
10039	A-DAI TRADING CO., LTD.	
10040	A-H. COMMERCIAL CO., LTD.	

(7) 日本写真機工業会の統一コード：昭和41年に同工業会（メーカーの団体）の統一コード協議会が作成したもので、カメラのメーカー、卸、小売店のほか、カメラ用アクセサリーの販売店を含めて、事業所単位に10けたの固有番号を付けている。小売店では、カメラなどを販売したつど、業会統一の愛用者カードに所要欄の記入をするとともに、同工業会から配布された店名コード入りのゴム印を押してメーカーあて送付する方法をとっているので、小売商の組織率50%程度という状態にもかかわらず、メンテナンスは行き届いているということである。このコードは、メーカー側の必要性に基づいて設けられたもので卸、小売商等は、その運営にもっぱら協力はしても、直接このコードを利用することはない模様である。

表2-11 事業体コードの事例(7)

取引先コード（その1）

* 24-01-101(01)	1	中 央 薬 局	010	秋田市南通町6-12	33-8344 (例)	
* 24-01-102(01)	1	有光堂写真機店	"	" 南通り中町	62-3643	
24-01-103(01)	1	岩間写真機店	"	" 金座町	62-2193	
* 24-01-104(01)	1	Nカメラの川原駅前店	"	" 秋田駅前	62-7521	
24-01-105(01)	1	美光堂写真商会	"	" 中通2-7-4	33-0887 3072	70.4/22
* 24-01-106(01)	1	越中谷写真商会	011	" 土崎港中央5-7	45-1573	
24-01-107(01)	1	大 塚 商 店	010	" 保戸野中町1-17	62-4350	3/16
24-01-108(01)	1	柳川原写真機店	"	" 中通り	33-7404~5	
* 24-01-109(01)	1	木内百貨店写真部	"	" " 1-3-1	33-0131	
24-01-110(01)	1	東 光	"	" ナラヤマナガサワ	62-6936	
24-01-111(01)	1	盛美堂写真機店	"	" 川反3-15	62-3269	
* 24-01-112(01)	1	フジ写真機店	"	" 大町3-2-30	62-2322	
24-01-113(01)	1	みどり光学社	"	" " 4-2-5	62-5180	70.4/26
24-01-114(01)	1	佐藤写真機店	"	" 中通1-4-38	33-6396 (例)	70.6/23
* 24-01-115(01)	1	みどり薬局写真部	"	" 手形山崎町6-9	62-5154	
* 24-01-116(01)	1	須 田 薬 舗	010-01	" 追分新町		
* 24-01-117(01)	1	フ ァ ー ト 喜 名	010	" 大町2丁目名店街	62-3220	
* 24-01-118(01)	1	東北文化企業社	"	" 中通3丁目3の3	62-4532	
24-01-119(01)	1	造酒写真館DP部	"	" 保戸野中町1-12	62-4048	70.8/31
24-01-120(-)	7	村 越 時 計 店	"	" 上中城町	62-1258	
24-01-121(-)	7	大 森 写 真	"	" 寺町5	33-0642	
24-01-122(01)	1	D P E 光 映	"	" 保戸野北鉄砲町東町1	62-3089	
* 24-01-123(01)	1	猫の目写真材料店	"	" 中通4丁目37	43-3033	
* 24-01-124(01)	1	朋 光 堂	011	" 土崎港中央3丁目1-9	45-0360	
24-01-125(-)	7	大 野 ラ ボ	"	" 寺内将軍野	45-1285	
* 24-01-126(01)	1	川原写真土崎支店	"	" 土崎港中央6-4-12	45-1896	
* 24-01-127(01)	1	なめかわカメラ店	010	" 中通り2-1-34		
* 24-01-128(01)	1	水 谷 写 真 店	011	" 寺内将軍町39	45-1039	
* 24-01-129(01)	1	コンノ写真商会	010	" 南通り亀ノ町12-14	42-7813	
* 24-01-130(01)	1	秋田写真センター	"	" 旭町北栄町6-15	23-3617	

(二) 株式銘柄コード：昭和35年に証券コード協議会が設定した株式・公社債コードの一部をなすもので、4けたの数字を用いて、上場会社に固有番号を付けている。このほかに、新株、優先株等を区分するコード（1けた）を付加する方法も用いられており、文字どおり個々の株式銘柄を示すものであるから、観念的には事業体コードといえないが、コードの主要部分が企業を示しているので、事業体コードの一種とみなしてさしつかえないと思われる。

表2-12 事業体コードの事例(8)

株式銘柄コード

-化学工業-

小分類	コード	銘柄	決算期	意義書換代理人	東京	大阪	名古屋	京都	広島	福岡	新潟	札幌
医薬品 (4500)	4501	三共	3.9	東	⑤	③	③			○	○	○
	4502	武田薬品工業	3.9	東	⑤	③	③		○	○	○	○
	4503	山之内製薬	6.12	中	⑤	③	③					
	4504	中滝製薬工業	3.9	井	⑤	③						
	4505	第一製薬	3.9	安	⑤	③						
	4506	大日本製薬	5.11	住	⑤	③	③					
	4507	塩野義製薬	3.9		⑤	③	③			○		○
	4508	田辺製薬	4.10	東	⑤	③	③		○	○		○
	4509	吉富製薬	3.9		⑤	③				○		
	4510	星製薬	11									
	4511	藤沢薬品工業	3.9	東	⑤	④	③					
	4512	わかもと製薬	3.9	* 中	2							
	4513	八洲化学工業	3									
	4514	帝国臓器製薬	9	* 東	2							
	4515	萬有製薬	3.9	中	⑤							
	4516	日本新薬	3.9	中	⑤	④		○				
	4517	ビオフェルミン製薬	5			2						
	4518	富山化学工業	5.11	中	2	2						
	4519	中外製薬	3.9	東	⑤	④	③			○		
	4520	和光堂	3.9		2							
	4521	科研化学	3.9	中	⑤							
	4522	㈱ミドリ十字	6.12	阪	⑤	④	③	○		○	○	
	4523	エーザイ	320 920		⑤	④						
	4524	森下仁丹	11	東	2	2						
	4525	改源	12									
	4526	理研ビタミン油	6.12	東	2							
	4527	ロート製薬	3.9	菱	⑤	④						
	4528	小野薬品工業	11	中	2	2						
	4529	日研化学	3	安	2							
	4530	久光製薬	2	東	2	2				○		
	4531	有機合成薬品工業	3.9		2							
	4532	東京田辺製薬	3.9	安	2							
	4533	科研薬化工	9	井	2							
	4534	持田製薬	3	安	2							
	4535	大正製薬	3	菱	⑤							

(4) 酒類食料品店コード：東京都（昭和40年発足）と神奈川県（昭和43年発足）に、会員制による「酒類食料品店コードセンター」があり、酒類販売店および食料品小売店のコードを登録している。センターの会員資格は、酒類食料品の卸売業者および生産者で、両地区の登録小売店数は、それぞれ約2万店または1万店である。

2.1.3 個別企業における事業体コードの事例および意見

(1) アンケートの回答状況

アンケートに対する回答結果によれば、事業体コードの性格についての各社の考え方は大きく二つに分かれている。

一つは商取引の当事者としての性格を有するコードとしてであり、他は、官公庁、教育機関等のそれぞれについての行政上、あるいは分類集計のためのコードとしてである。前者に対しては、「企業コード」として記入しているものが一般的であった。しかし、これは事業体コード中の部分集団としての企業コードではなく、当該企業の商取引の対象となる事業体を包括したコードとなっている。そして、各社の考え方では、当然のことながら、これを特に全事業体の部分集団であるという意識の下でコード化しているという例はほとんどなく、すべてが同一レベルで取り扱われているのが通常の形態である。そこでこの種のコードを「取引先コード」と呼ぶことにする。

後者については、さらに、取引先コードとは別個に、たとえば、銀行コード、学校コードなどが、それぞれの目的に応じて設定されている。つまり銀行は取引先コードにも含まれているし、金融機関コードにも含まれているということである。そしてこのような意味での企業コードとしての独立的なコード体系についての意見はほとんどなかった。

このほか、アンケートに対する回答をみて、一般的にいえることは、当然のことであるが、各社とも現在自在で採用しているコード体系の範囲内での標準化を望んでいることである。したがって、今回の意見調査においては、現状調査とはほぼ同じ結果しか得られなかったのは残念であるが、この標準化の問題が単に事業体だけの問題でないことを端的に表わしているともいえる。

(2) 取引先コード

取引先コードは、その使用範囲が広く、しかも種類も多い。そのうえ、識別コードであることから、各企業によってまちまちで、コード体系という観点からの共通点は見当たらない。

しかしながら、強いて典型的な例を上げれば、多くの場合5けたないし6けたの一連番号の形式を用いており、コーディングの順序として名称のアルファベット順によっているものが多かった。その他に所在地や、業種区分、自社の販売担当者などをその構成要素としているコードも若干見受けられた。

コード体系についての意見は、上述のとおりであるが、いずれにしても、「取引先コードとして、全事業体を対象に体系化を図れ」という趣旨の意見が多かった。

けた数についての意見は、全体として非常に少なかったので、あまり参考にはならないが、いずれも現在使用しているコードのけた数以内（通常5～6けた）でのJIS化を希望している。これはJISコードを利用する際、自社のシステムを修正する必要がないからと思われる。

今回の調査結果の典型的なものを2, 3例示すると、次のとおりである。

1 2 3 4 5

アルファベット順に連番

1 2 3 4 5 6

頭文字の
コード

連続番号

1 2 3 4

産業分類

5 6

所在地(都道府県)

7 8 9 10

連続番号

表2-13 事業体コードの事例(9)

取引先コード(その2)

	得意先名	機械で使用する基準得意先名	コード46	地域コード
ア行(カ)	アイワ(株)	アイワ	0001	131
	アルプス電気(株)	アルプスデンキ	0002	131
	赤井電気(株)	アカイデンキ	0003	131
	赤井商事(株)	アカイショウジ	0004	
	安立電気(株)	アンリツデンキ	0005	131
	安立電波工業	アンリツデンパ	0006	131
	安立計器	アンリツケイキ	0007	
	安展工業(株)	アンテンコウギョウ	0008	131
	旭電機工業(株)	アサヒデンキ	0009	133
	安藤電気(株)	アンドウデンキ	0010	131
	アルコン	アルコン	0011	
	愛光電機	アイコウデンキ	0012	
	暁製作所	アケボノSS	0013	
	安芸弱電機	アキジャクデンキ	0014	
	麻沼工業(株)	アサヌマコウギョウ	0015	131
	アンテナ工事	アンテナコウジ	0016	131
	旭光学	アサヒコウガク	0017	
	アンペックス	A M P E X	0018	
	朝日電気(株)	アサヒデンキ	0019	
	アシダ音響(株)	アシダオンキョウ	0020	131
	愛知時計電気(株)	アイチトケイデンキ	0021	151
	旭日産業	アサヒサンギョウ	0022	131
	旭通信工業	アサヒツウシン	0023	
	アイ電子	アイデンシ	0024	
	相合谷宝石	アイゴウヤホウセキ	0025	
	浅川電機	アサカワデンキ	0026	
	(日本)IBM	I B M	0027	131
	アービン	アービン	0028	
	愛知電子(株)	アイチデンシ	0029	
	アイデン産業	アイデンサンギョウ	0030	
	アイホン	アイホン	0031	
	朝日電器(株)	アサヒデンキ	0032	133
	朝日放送(株)	アサヒホウソウ	0033	
	安部商事	アベショウジ	0034	
	IT電気貿易	ITデンキボウエキ	0035	

表 2-14 事業体コードの事例(10)

取引先コード(その3)

	店 名	代 表 者 名	住 所	電 話
11301				
11302	(株) アバン靴店	松 本 哲 夫	千代田区神田鍛冶町2の1	(251) 6945
11303				
11304	(株) 大塚屋商店	栗 原 元 治	千代田区神田鍛冶町1~5	(256) 1877
11305				
11306	(株) サ ト ウ	佐 藤 信太郎	杉並区阿佐ヶ谷南1の36の11	(311) 3132
11307	(株) 山 陽 堂	守 安 晴 二	千代田区神田須田町1の26	(252) 5896-7
11308				
11309	(株) 大 和 靴 店	木 内 豊 助雄	港区東麻布1-4-1	(583) 3345 0658
11310				
11311	(株) 地 球 堂 靴 店	丹 羽 康 之	品川区西五反田1-17-6	(491) 4361 6829
11312				
11313	(株) 平 和 堂 靴 店	佐 宗 茂	千代田区神田小川町2-4	(291) 2571-2
11314	(株) ヨ シ ノ ヤ 靴 店	矢 代 太郎	中央区銀座6-2	(572) 0391
11315				
11316	梅 沢 靴 店	梅 沢 安 平	千代田区九段南4-6-6	(261) 3877
11317				
11318				
11319				
11320	(株) 桜 組 製 靴	斉 藤 甚 一	千代田区丸の内2丁目2番地丸ビル1F	(201) 4195
11321	(株) 佐 藤 商 店	佐 藤 清五郎	新宿区戸塚町3ノ5	(361) 3072
11322	(株) 佐 藤 靴 店	関 口 善 作	千代田区飯田橋3丁目1番3号	九段(261) 3798
11323	(株) 三 栄 堂 靴 店	伊 藤 多 喜	中央区日本橋人形町1-1	(666) 4019
11324	(株) マツムラ(産経売店)	松 村 敬	千代田区平河町2丁目7番地全共連ビル内	(231) 7111 (内355)
11325	シ ノ キ 靴 店	篠 木 長 八	千代田区神田錦町2-2	(291) 2482
11326				

(3) 官公庁のコード

官公庁を取引先の一部としてコード化する以外に特別にコード化していたり、またはこれに関する意見を述べた企業はきわめて少数であるが、これらの事例においては、所在地（都道府県コード）、官公庁種別、一連番号というような要素を何らかの形で含んでいる。

典型的な例は、以下のとおりである。

1 2	3 4	5 6 7 8	9 10
└──┘	└──┘	└──┘	└──┘
国・地方別	所在地（都道府県）	一連番号	支所・出張所

1 2	3 4	5 6 7
└──┘	└──┘	└──┘
官公庁の区別	所在地（都道府県）	一連番号

1 2	3 4	5 6 7
└──┘	└──┘	└──┘
省	局	所在地一部課等の区分

その他官公庁コードの問題点として、表示レベル（局、部、課、係、出張所等の出先機関など）の程度については十分に検討すべきであるとの指摘があった。

(4) 金融機関コード

金融機関コードを有している事例は、取引先コードについて多かった。これは、金融機関コードが商取引において取引先コードとともに使われるポピュラーなコードであることを示しているといえる。また、このコードについては、金融業界で設定している統一コードが存在していること、および金融機関の特殊な性格による結果として、各使用企業とも、コード体系が共通している（けた数に若干の相違が見られる程度）。つまり、大部分のコードは、「金融機関コード」と「支店コード」の二つから構成されている。

1 2 3 4	5 6 7	 業界統一コード
└──┘	└──┘	
銀行コード	支店コード	

1 2	3 4
└──┘	└──┘
銀行コード	支店コード

さらに、大半の企業の要望として、金融業界で定めてある統一コードをそのままJ I Sとして採用すべきであるとの意見を述べている。

また、わずか1件であるが、「金融機関コード以外に口座番号についても統一してほしい」との要望があった。これは、自動振り込みなどのような場合に問題になるものと考えられるので、おそらくけた数の統一ということであろうと思われる。

(5) 学校・研究機関コード

金融機関コードと同様に、その特殊性によりコード体系としては比較的まとまっている。

- ・所在地(都道府県)
- ・校種(国・公・私区分、大・高・中区分、専門分類等……)
- ・連番

以上の項目の組合せであるが、校種の内容については、回答企業間でかなりばらつきがあった。

例

<u>1</u>	<u>2 3</u>	<u>4</u>	<u>5 6</u>		
学校区分	都道府県	国・公・私	連番		
<u>1 2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>6 7 8 9</u>	
都道府県	国・公・私	大・高・中の区分	校種	連番	
<u>1</u>	<u>2 3</u>	<u>4 5 6 7</u>			
国・公・私	研究内容	一連番号			

なお、旧制学校に対するコード化の希望が1件あった。

表2-15 事業体コードの事業例(1)

学校コード(その2)

IV 大 学(7×××)

1. 国立大学

コード	学 校 名	英 文 名 称	略 称
7100	北海道大学	Univ. of Hokkaido	UNV OF HOKKAIDO
7101	北海道教育大学	Hokkaido Univ. of Education	HOKKAIDO UNV EDUCATION
7102	帯広畜産大学	Obihiro College of Stock-Raising	OBIHIRO COL STOCK-RAISING
7103	室蘭工業大学	Muroran Univ. of Eng. Technology	MURORAN UNV OF ENG TECH
7104	小樽商科大学	Otaru Commercial College	OTARU COMMERCIAL COL
7105	北見工業大学	Kitami Institute of Technology	KITAMI INSTTTUTE OF TECH
7106	弘前大学	Hirosaki Univ.	HIROSAKI UNV
7107	岩手大学	Iwate Univ.	IWATE UNV
7108	東北大学	Tohoku Univ.	TOHOKU UNV
7109	宮城教育大学	Miyagi Univ. of Education	MIYAGI UNV OF EDUCATION
7110	秋田大学	Akita Univ.	AKITA UNV
7111	山形大学	Yamagata Univ.	YAMAGATA UNV
7112	福島大学	Fukushima Univ.	FUKUSHIMA UNV
7113	茨城大学	Ibaragi Univ.	IBARAGI UNV
7114	宇都宮大学	Utsunomiya Univ.	UTSUNOMIYA UNV
7115	群馬大学	Gunma Univ.	GUNMA UNV
7116	埼玉大学	Saitama Univ.	SAITAMA UNV
7117	千葉大学	Chiba Univ.	CHIBA UNV
7118	東京大学	Univ. of Tokyo	UNV OF TOKYO
7119	東京外国語大学	Tokyo Univ. of Foreign Studies	TOKYO UNV FOREIGN STUDIES
7120	東京 医科歯科大学	Tokyo Medical & Dental Univ.	TOKYO MEDICAL DENTAL UNV
7121	東京学芸大学	Tokyo Univ. of Liberal Arts	TOKYO UNV OF LIBERAL ARTS
7122	東京農工大学	Tokyo Univ. of Agriculture & Technology	TOKYO UNV AGRICULT & TECH
7123	東京芸術大学	Tokyo Univ. of Arts	TOKYO UNV OF ARTS
7124	東京教育大学	Tokyo Univ. of Education	TOKYO UNV OF EDUCATION
7125	東京工業大学	Tokyo Institute of Technology	TOKYO INSTITUTE OF TECH
7126	東京水産大学	Tokyo Univ. of Fisheries	TOKYO UNV OF FISHERIES
7127	お茶の水 女子大学	Ochanomizu Women's Univ.	OCHANOMIZU WOMENS UNV
7128	電気通信大学	Univ. of Electro-communi- cation	UNV ELECTRO-COMMUNICATION
7129	一橋大学	Hitotsubashi Univ.	HITOTSUBASHI UNV
7130	東京商船大学	Tokyo Univ. of Mercantile Marine	TOKYO UNV MERCANTI MARINE
7131	横浜国立大学	Yokohama National Univ.	YOKOHAMA NATIONAL UNV

(6) 病院コード

病院コードを設定しているか、または設定を希望している企業は、官公庁に対してよりもさらに少なく、この意味では特殊なコードといえる。反面、必要を感じている企業間では、コードの体系は金融機関および学校・研究機関と同様に特殊な性格を反映して、非常にまとまっている。これらのコードに共通的な構成要素は、次のようなものである。

- ・所在地(都道府県)
- ・国・公・私の区分
- ・診療内容の区分(科別区分)
- ・連番

典型的な事例は、次のとおりである。

<u>1 2</u>	<u>3</u>	<u>4 5</u>	<u>6 7 8 9</u>
都道府県	国・公・私の区分	規模	連番
<u>1 2</u>	<u>3</u>	<u>4</u>	<u>5 6 7 8</u>
都道府県	国・公・私の区分	科別	連番

特別な意見はほとんどなかったが、問題点として診療科目が複数の場合のコード化の困難性について指摘があった。

(7) 事業所コード

企業内部門コードとしての意味と、取引先コードのサブコードとしての2通りの意味があるが、回答のほとんどが前者の意味で回答しており、したがって「統一の必要性なし」としている。

表2-16 事業体コードの事例(12)

企業の内部組織コード(その1)

01本店

コ ー ド	部 課 名	(英 訳 名)
01-150-00	人 事 組 織 部	Personnel & Organization Dept.
01-150-11	長 付	Secretariat
01-150-22	総 合 課	Coordination Sect.
01-150-18	人 事 管 理 課	Personnel Sect.A
01-150-20	給 与 課	Allowance Sect.
01-150-16	厚 生 第 一 課	Welfare Sect.A
01-150-17	厚 生 第 二 課	Welfare Sect.B
0		
01-140-00	総 務 部	General Dept.
01-140-11	長 付	Secretariat
01-140-18	秘 書 課	Secretary Sect.
01-140-19	総 務 課	General Sect.
01-140-12	事 務 所 管 理 課	Office Maintenance Sect.
01-140-14	用 度 課	Supply Sect.
01-140-15	電 信 課	Telegraph Sect.
01-140-16	郵 便 課	Postal Sect.
01-140-17	浄 書 課	Typing Sect.
01-140-24	株 式 課	Share Sect.
01-140-20	法 務 第 一 課	Legal Sect.A
01-140-21	法 務 第 二 課	Legal Sect.B
01-140-22	法 務 第 三 課	Legal Sect.C
1		
01-240-00	事 務 機 械 化 部	Electronic Data Processing Dept.
01-240-11	長 付	Secretariat
01-240-61	統 合 シ ス テ ム 課	Integration Systems Sect.
01-240-71	シ ス テ ム 課	Systems Development Sect.
01-240-81	デ ー タ 処 理 課	Data Processing Sect.

表2-17 事業体コードの事例(13) 企業の内部組織コード(その2)

部	部 コード	課 所	課 所 コード	係 コ ー ド									
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	
企 ・ 技	41	営業企画	30										
		技術開発	31										
業	42	営 業	33										
		料 金	35	料 金	特殊集金								
		販 促	36										
		特 需	38										
		業 用	40										
		尾ヶ丘	41			今 池			瀬 戸 豊 田	集 金	検 針		
		中 村	42		西					集 金	検 針		
		笠 寺	43			港	横 須 賀		刈 谷	集 金	検 針		
		栄 町	44							集 金	検 針		
		黒 川	45		春 日 井					集 金	検 針		
		一 半	48	営 業	尾 西	稻 沢				集 金	検 針		
		半 田	49	営 業	高 浜	常 滑				集 金	検 針		
供 給	43	供給計画	52										
		供給事務	53										
		装 置	54										
		本 管	55	設 計	本 管								

表2-18 事業体コードの事例(14)

企業の内部組織コード(その3)

電子事業部N

部	課	係	班	所属コード	
営 業 部	管 理 課	経 理 係		N S S	
		資 材 係		N S S 1	
		企 画 担 当		N S S 2	
				N S S 0	
	品質保証課			N Q Q	
				N A	
	営 業 課			N A 1	
	大阪営業課			N A 9	
	製 造 部	技 術 課			N・E
					N B C
技術一 係				N B C 1	
技術二 係				N B C 2	
		技術三 係		N B C 3	
		技術四 係		N B C 4	
生産技術課				N B D	
計 画 課				N B A	
		計 画 一 係		N B A 1	
		計 画 二 係		N B A 2	
	製 作 係		N B A 3		
製 造 一 課			N B 1		
	製造一 係		N B 1 1		
	製造二 係		N B 1 2		
			N B 2		
製 造 二 課	製造一 係		N B 2 1		
		製 造 班	N B 2 1 1		
		検 査 班	N B 2 1 2		
	製造二 係		N B 2 2		
検 査 課			N B 3		
	検査一 係		N B 3 1		
	検査二 係		N B 3 2		
	検査三 係		N B 3 3		

2.2 標準化の問題点

2.2.1 体系上の問題点

(1) 目的意識の統一

さきに「コードの現状」で述べたように、現存の事業体コードは、その利用目的に応じて、千差万別のものが各方面で独自に制定、利用されている。したがって単に既存のコードを参考して、小間切れる的な標準化を無秩序に行なう場合は、いたる所で重複と混乱が生じ、かえって逆効果を招くおそれが多分に懸念される。われわれは、標準化のためのコード体系を考えるにあたって、「広く国民経済的な立場から、商取引、行政監督、徴税および統計作成のすべてにおいて効果的に利用できるものとすべきである」という点で、一応の意見の一致をみたが、具体的なコード体系の編成にあたっては、さらに総合的および個別的な需要との関連における即物的な検討を通じて、目的意識の統一をはかる必要があると思われる。

(2) J I S 化の対象とする範囲

J I S 化の対象とする範囲に関しては、外延的な問題として、各種の事業体を種類別、規模別等の面からみて、どの範囲までカバーするかという問題があり、内包的な問題としては、特に官公庁、大企業等の場合に内部組織的なものをどの段階まで対象とするかということが問題になる。

前者に掲げた問題の具体的なものとしては、次のような事項がある。

(イ) 個人企業の取扱い

- (a) 個人企業および個人経営の事業所については、それぞれについてのコードを標準化すべきか否か、一方（たとえば、事業所）だけを対象とするだけで足りるか。
- (b) 企業としてのコードを対象とする必要がある場合は、同一人について複数の企業を認めるか、または業種が異なるものであっても名寄せして1企業として取り扱うか。
- (c) 個人企業のコードは、現在行政管理庁等で検討中の国民コードができた場合に、これをそのまま利用するのがよいか、または国民コードとは別に企業コードを設けるか。

(ロ) 零細な企業等の取扱い

特に大都市におけるサービス業等では、零細企業の存在が掌握困難であり、しかも興亡変転限りない実状である。したがって、場合によっては、一定規模以下の企業および事業所については、これを対象外とし、あるいは申告登録制とするなどの方式を、メンテナンスの方法等との関連において検討する必要がある。

(ハ) 内部組織的な機構の取扱い

官公庁の出先機関および付属機関、企業の支店および出張所等、外見的にも独立の事業所を形成し事実上商取引の当事者となるようなものについては、それぞれを事業体として取り扱うのが至当と思われるが、本省・庁、本店、出先機関等の内部組織（局、部、課等）については、どの段階まで細分化した状態で標準化すべきかが問題になる。単に商取引だけを考えた場合は、独立の事業所を形成しないような内部組織は無視してよいと思われるが、特に官公庁の場合は、組織管理、統計作成等の必要上、内部組織についてもコード化の必要が予想されるので、これとの間の連携をあらかじめ考慮し

ておく必要があろう。また、大企業にみられる事業部の取扱いについても、実態をはあくのうえ検討する必要があると思われる。

2.2.2 コード系列の編成

(1) 企業コードと事業所コードとの関連

コード系列を編成するに当たっては、まず企業（企業レベルの事業体）事業所との性質の差を十分に理解してかかる必要があろう。たとえば、学校法人〇〇学園や株式会社〇〇銀行は、企業であり、〇〇学園高等学校や〇〇銀行本店は事業所である。

個人企業をはじめとする零細企業では、企業即事業所の形のものが通例であるが、このような場合でも、観念的に企業と事業所とを分離し、それぞれに企業コードまたは事業所コードをつけることも検討する必要がある。たとえば、個人経営の場合は、企業のコードに相当するものとして国民コードを用い、事業所としては、法人、団体等の事業所と総合した業種別、または地域別の事業所コードを設定することも考えられる。

しかしながら、上に述べたことは、コードの現象形態において、必ずしも企業コード、事業所コードのそれぞれを、あらゆる場合において別個の系列として設定せよということではない。事業体の種類によっては、たとえば、官公庁、銀行等の場合は、企業単位のコードの下に枝番的に本支店（部）等のコードを付加する形でコード系列を編成するのがより有効と思われる場合もある。

いずれにしても、コード系列の編成に当たっては、標準化の範囲をどこまでとするか、どの部分からとりあげるかというようなことは無関係に、あらゆる事業体の全体を一つの集団（母集団）としてとらえ、種類別の事業体集団（部分集団）の相互間の関連に十分留意しながら具体化して行く態度が重要であろう。

(2) 単一系列と目的別系列の得失

ここで「単一系列」という用語は、「あらゆる種類の事業体を単一の集団（もちろん、内部的に部分集団を設けることは妨げない。）としてとらえ、一つの企業または一つの事業所には、それぞれただ一つの事業体コードをつけるような系列化の方式」という意味に用い、「目的別系列」という用語は、「共通的ないくつかの利用目的を想定し、それらの目的別にコード系列を編成する方式」であって、後者は、たとえば、一つの郵便局について、郵政省の組織としてのコードと金融機関としてのコードを、別個の系列として二重につけるような方式を意味するものとした。あるいは用語不適當のそしりを免れないかも知れないが、この場限りの約束ごととして用いたものである。

両者の得失は、おおむね次のように考えられる。

(i) 単一系列の場合は、事業体側からみたときに、企業または事業所として、それぞれただ1個のコードがつけられ、各方面で共通的に用いられるので、覚えやすく、混乱が少ない。たとえば、企業名鑑や商店会名簿、あるいは自社で用いるゴム印等に会社名、店名等と並べて表示するなどの方法を用いて容易に普及できる長所をもっている。その反面、あらゆる事業体を対象とするので、対象のはあく、特に脱漏の防止と重複計上の排除が困難で、目的別系列の場合と比べて、コード化（メンテナンスを含めて）のための調査活動に多くの時間と経費を必要とする。ただし、あらかじめ部分集団を合理

的に設定することにより、比較的利用度の高い部分から逐次コード化して行くことは可能であろう。

㊦ 目的別系列の場合は、同一の企業または事業所に、複数のコードがつけられることがあるので、事業体側にとって、ある程度の混乱が伴うことは避けられない。たとえば、百貨店等の場合に、同一の店舗に酒類販売業者、貴金属商、両替商等々の事業別にそれぞれの事業体コードがつけられたとすれば、当該業種の団体にとっては好都合であるかも知れないが、対象企業側にははなはだ迷惑なことになるかねない。その反面、特定の範囲のものだけを対象にコード系列を編成するので、業界の名簿を利用したり、既存の業界コードを利用することができる可能性があり、コード化のための作業が比較的容易である。

金融機関は、各方面でひんばんに利用するものであり、しかも銀行、信用金庫等については、銀行法等の法律で兼業を禁示しているので、このような業種については、単一系列内の部分集団として取り扱う場合も、目的別系列による場合も、郵便局、農業協同組合等、他業種を兼営するものを除いては、結果的に大差のないものとなろう。

(3) 部分集団または目的別系列の編成

部分集団の設定は、コード系列の編成とその後の維持管理のために有効、不可欠なものである。また、複数個の目的別系列を編成することは、部分的に重複するいくつかの部分集団を設定することにはかならないが、これらのものを編成するにあたっては、そのための標識として、できるだけ安定性のあるものを選定することが肝要である。企業や事業所を単位とする集団の標識としては、産業分類（業種）を第1次的に用いるのが一般的であるが、付和雷同的にこのような方式を踏襲することなく事業体コード標準化の立場から、改めて検討すべきである。

企業と事業所の区分のほかには部分集団（または系列）の標識として用い得るものを、比較的安定性の高いと思われるものから順に掲げると、次のようなものがある。

- (1) 設立（またはコード付与）の年次（法人の場合）
- (2) 設立時の住所（所在地）
- (3) 業種
- (4) 企業形態
- (5) 現在の住所（所在地）
- (6) 事業規模（資本または出資の額、従業員数、設備規模等）

(4) 国民コードとの関連

現在行政管理局で検討されている国民コードについては、前述のように、個人企業について、企業コードとしても利用することを検討する余地があろう。この場合には、法人、団体等の企業コードと混用することを考慮して、それらのものと区別するための記号1けたを付加して使用するような方式を用いる必要があると思われる。このような方式は、特に個人業主にとっては便利であろうが、国民全体中個人業主である人の占める割合が、9%以下（表2-1参照）と思われるので、企業だけの集団を考えた場合に比べて、コードの長さが1~2けた増加することも考慮に加えなければならない。なお、個人と個人企業を別個に扱うこと、および同一人に複数個の企業を認めること等の可

否について、事前に検討の必要があることは、前述のとおりである。

(5) 経営関係コードとの関連

コードの構成要素として、企業形態、業種、経営規模等を用いる場合は、経営関係の標準コードとの照応関係が問題になるが、このような要素は、組織変更、事業の拡大、増資等によって変化するものであり、一方事業体コードは、そのような事情変化とは無関係に、当該事業体が同一性をもって存続する限り、固定させておく必要があるので、コード設定後における時間の経過によって、両者の間にある程度の矛盾が生じることは、避けられない。

したがって、事業体コードの構成要素に、前述のような要素を記号化して盛り込む場合は、その目的を、事業体コードの管理機関において、コード決定時における所属部分集団を認識することだけに限定すべきであり、事業体コードの利用者に対し、なんらかの意味を認識させるような記号は好ましくない。産業コード等、他の標準コードの一部をそのままの形で取り入れることには問題がある。

(6) 地域コードとの関連

事業体コードの構成要素に、都道府県、市区町村等の地域を用いる場合も、当然既存の標準コードとの関連が問題になる。本社の移転等に伴う事業体の所在地の変更との関係については、前述 2.2.2 (5)の経営関係コードとの関連で述べたところと同様であるが、さらに現行の標準都道府県コードは 48 番以下が欠番になっていること、市区町村コードは、大都市と弱小町村に対し、一率に 3 けたの数字を配当していることなどから、若干余分なけた数が必要になることも問題であろう。

2.2.3 コードの種類

一般論として、データ・コードに識別機能のみを期待する場合は、順番コードまたは区分コード（以下これらを合わせて便宜的に「単純コード」と呼ぶ。）の形式によることが、他の種類のコードに比べて、①けた数にむだが生じないこと、②社名、業種、所在地、経営規模等が変更された場合でもコードとの間で矛盾が生じないこと、などの点で優れているといえる。

しかしながら、個々の事業体ごとに具体的なコードを決定し、その後の発生消滅等の異動に対応してコードを管理して行く場合に、重複、脱漏なく、円滑にこれらの仕事を処理するためには、前述のように、比較的安全性の高い標識を選定して部分集団を設け、その標識をコード化して、コードの構成要素の一部に取り入れる方式（合成コード）も総合的な見地から有効な手段と思われる。

(1) 構成要素の選択

合成コードとする場合の構成要素（一連番号の部分を除く。）については、さきに部分集団の編成（2.2.2(3)）とも関連して述べたが、企業と事業所の場合では、両者の性質の相違に着目して、若干の差を設けてよいと思われる。すなわち、企業については、比較的安全性の高い順に設立年次、設立時の住所、業種、企業形態等が考えられるが、事業所については、むしろ所在地、業種等を 1 次的な標識として用いる方が便利かとも思われる。その理由は、事業所は、企業に比べて数が多く、仕事により専門化されている反面、設置時期等がわかりにくいなどの事情によるものである。

また、事業体コードの記入誤り等を防止し、商取引の安全を確保するために、検査数字（Check Digit）を組み入れておくことの必要性が認められる。

(2) 使用字種

事業体コードに用いる文字は、テン・キーの機械によるインプット媒体の作成、OCRの使用等との関連からみてアラビア数字に限定するのがよいと思われる。ローマ字、片仮名等で表意的な機能を盛り込むことは、記憶、識別に便利になる反面、業種の変更等による実態の変化に対応できないという短所もあるので慎重に検討する必要がある。

(3) けた数と文字の配列

けた数はできるだけ少ないことが望ましいのはいうまでもない。対象事業体総数を的確にはあくしたうえで、部分集団の編成方法とも関連して、効果的に定めるのがよいが、統計的にみても、事業体の絶対数が逐年増加する傾向であるばかりでなく、新設、廃止の数も多く、原則として廃止した事業体のコードを他に転用できないことを考え、将来の拡張の余地もあわせて考慮しておく必要がある。

文字の配列は、部分集団に用いた標識を大きなものから逐次並べ、そのあとに一連番号をつける方式がわかりやすいと思われる。

2.2.4 標準化への移行

(1) J I S コードの制定時期

J I S事業体コードの制定は、理想的には、全事業体を対象として、一斉に実施するのが望ましいが対象はあくの困難性や財政的、技術的な制約で、一挙に行なうことは困難とみられる。

したがって、各種事業体のすべてを対象として整然とコード化できるようなコード体系をあらかじめ設定のうえ、必要性において緊急度の高い部分集団または目的系列から逐次J I S化して行く方式によらざるを得ないと思われる。

(2) 既存コードからの切替え

業界の統一コードについては、これをカバーするJ I Sコードが制定された場合でも、当面は並行的に使用することを認め、必要のつど変換表を用いてJ I Sコードに変換することにより切替えの混乱を避け、その後できるだけ早期にJ I Sコードに移行するのがよいと思われる。

社内コード的なものは、特別に制約する必要はないが、必要に応じていつでもJ I Sコードに変換できるような措置を講じるよう指導することが望ましい。

2.2.5 コードの決定と管理

さきに述べたように、事業体コードの対象数はきわめて膨大であり、かつ発生、消滅等変転きわまらない動きを反復している。さらに、法人および特定の業種の事業体を除いては、一般的には確固たる登録制度等がないため、対象はあくがきわめて困難である。したがって、個々の事業体のコードの決定と管理には、対象はあくのための特別な調査と、多額な経費、さらに場合によっては、特別な管理機関の設置を検討することも必要になるとと思われる。

(1) コードの決定と管理の方法

(i) 全数方式の場合

あらゆる事業体の全部をJ I Sコードの対象範囲とする場合は、J I S化に移行の際、一斉にコードを付与するために必要な、網羅的な事業体リストがないので、地域単位の部分集団の編成と地域別

の区分コード方式、またはけた別コード方式を検討する必要がある。この際、許・認可名簿、業界の名簿等は、有力な参考資料であるにしても、それ自体を直接コード化のためのリストとして利用することは、特殊の場合（金融機関等）を除いて問題が多いと思われる。

加除訂正の場合は、法人企業については登記所の業務と連携的に処理する方法も考えられる。個人企業については、国民コードを用いることも考えられるが、取引の相手方等の個人コードをあらかじめ知ることが困難で、事実上使用が制約されよう。任意団体および各種事業所については、既存の制度を利用することは一層困難であろう。

(ロ) 部分方式の場合

対象とする事業体の範囲を比較的使用ひんどの高いものに限定する場合も、たとえば、次のような各種の方法が考えられる。

- (a) 一定の資本金以上の法人企業に限定する。
- (b) 特定の免許、登録等を要する企業に限定する。
- (c) 登録制とし、企業側からの申請をまってコードをつける。
- (d) (a), (b), (c)のうち2種類以上を併用する。

(二) 管理機関

一般的にいうと、識別コードの管理は、コード化の対象となる人、事業体等のファイルの管理と一体的に行なうのが効果的である。国民コードの場合は、戸籍、住民票等との関連で、市区町村を管理機関ないしその補助機関とすることが考えられるが、事業体全体について、このような機能を統一的に持っている機関がないので、主務大臣がコードの仕様を定め、制定、管理に関する事務を一元的に統轄するとしても、この機能を補助するために現在各種の機関に分散されている機能を活用して、管理に必要な情報を収集するか、新たな機関を設けて管理機能の一部を専門的（この中での地域別分担も考えられる。）に分担させるべきか、というような問題が生じる。

(イ) 現存機関のファイル管理機能

現存機関のうち、部分的であるにしても、事業体に関するファイルを管理していると思われるものに行政管理庁（官庁）、自治省（地方公共団体）、登記所（主として法人登記）、税務署（法人・酒税関係）、陸運局（陸運業者）、保健所（医療、薬事、食品衛生、環境衛生等）、社会保険事務所、労働基準監督署等、各種の行制機関がある。事業体コードがJIS化された場合は、これらの機関と相互補完的に運用することにより、JIS化の効果を高めることが期待できると思われる。

(ロ) 行政機関による管理の限界

自由主義経済体制の下では、公共の福祉との関連においてやむを得ない場合は、国家権力による営業の許・認可、監督等にはおのずから限界があるので、あらゆる事業体を対象に、強制的に営業に関する登録、申告等の義務を課すことは、法制的にも問題がある。統計法第5条および第13条では、指定統計調査に伴う申告の義務、実地調査権等を現定しているが、これに関しては、同法第14条、第15条、第19条等による秘密保護との関連が考慮されており、この方式をそのまま事業体コードの管理に導入することについては、問題が多いと思われる。

(イ) 地方公共団体への委託方式の検討

事業体コードの決定と管理を地方公共団体に委任することは、効果的な手段と思われるが、技術的な問題のほかに、法制および財政の面からも慎重な検討が必要であろう。

(ロ) 特殊法人等への委託方式の検討

特殊法人等の半官半民的な機関を設けて事業体コードの管理にあたらせる方法も考えられる。この方式は、特に登録制度をとる場合に有力なものと思われるが、登録される企業等が登録を通じてなんらかの利益を受けられるような形にしないと成立しないであろう。

(ハ) 管理機能の分散方式の検討

各種の管理方式を対象事業体の種類等に応じて部分的に併用するほか、一部を民間の業界等に委託する方式も考えられよう。

(3) コードの公示形式

一定の約束に従って官報に掲載する等、形式を統一して公示することにより、ユーザ側に徹底をはかる必要がある。

2.3 提 言

2.3.1 標準化の必要性

「コードの現状」で述べたように、事業体コードは、相当広範囲で、ひんばんに用いられている反面、共通的、普遍的なものは皆無に等しい。このような情勢を反映して、JISコードの設定に関する各方面の要望も強く、業界団体等による取引先コードの統一化の動きも随所にみられつつあるので、現状のまま放置する場合は、業種別の団体等が、それぞれの立場で、独自の統一的な事業体コードを設定、使用する結果、遠からず収拾困難な事態を招く危険があるものと懸念される。

したがって、事業体コードのJIS化について、政府を中心に早急に検討を開始すべきであるが、その推進にあたっては、コード化の対象である事業体の現状を十分にはあくしたうえで、現時点においてはもちろん、将来に向かって各種の使用目的をできるだけ合理的にカバーするような、効率の高いコード体系を編成することが肝要であり、そのための調査研究に関する組織的な努力と、コードの利用者全体に対する慎重な配慮とが必要である。

2.3.2 標準化の手順

事業体コードのJIS化については、前述のように、使用目的(統計作成、徴税、行政上の監督、商取引)全体からするコード体系の再吟味、コード化の対象とする事業体の範囲の設定(個人企業を含む零細事業体の取り扱い等)、コード系列の編成方法(全事業体を通じて単一の系列とするか、業種別等によって複数の独立した系列を作るか等)、部分集団の標識(地域、企業形態、業種、設立年次等)の選定、他の各種データ・コード(国民コード、経営関係コード、地域コード等)との関係など、コード体系の編成に関する未解決かつ基本的な問題が山積しているので、単一年度の事業として原案の作成を行なうことは、不可能に近い。したがって、原案の作成に着手する前に、少なくとも1年間は、これらの基本的事項の調査研究を行なう必要があると思われる。

2.3.3 対象とする事業体の範囲

JISコード制定の対象となる事業体の範囲については、あらゆる企業および事業所はもちろん、官庁および地方公共団体をも含むすべての事業体を、なんらかの形で実質的に網羅することが望ましい。ただし、ここで「実質的に網羅」というのは、必ずしもすべての事業体を「事業体コード」という名称のデータ・コードでカバーするという趣旨ではない。たとえば、「国民コード」、「地方公共団体コード」、「金融機関コード」というような各種の事業体（ないしは、事業体となりうるもの）を対象とするJISコードが存在し、新たに設定されるべき一般の企業ないし事業所のJISコード等とともに、それらが思想的に統合された形で、事業体コードとしての体系を形成する方式も考えられる。このような考え方に立った場合は、当然これらの相互に関連するコードのJIS化について、事業体コードの立場からの積極的な検討と提案が必要となる。

一方、きわめて現実的な見方をすれば、あらゆる事業体、特に浮沈興亡の激しい零細企業について、それらを常時、的確にはあくしていくことは到底不可能であるから、一定の規模以上のものだけを対象とし、あるいは登録制によるなど、主要事業体に限定するという考え方も出てくる。

これら二つの考え方は、いわば両極端を示したものであるが、対象とする事業体の範囲の決定にあたっては、JIS化の目的と効果の面から十分な検討を進める必要があると思われる。

2.3.4 コード系列の編成

JIS化の効果をできるだけ大きくするためには、すべての事業体を通じて単一なツリー状（樹状）のコード系列とすることが考えられる。すなわち、他の形態による場合は、個別的、部分的な目的からみれば好都合の場合はあるかも知れないが、全体的にみた場合に、同一の事業体に複数のコードがつけられたり、総合的に利用する場合にコードのけた数が増えたりして、JIS化の意図に逆行する結果を招くおそれがあるからである。

しかしながら、このような単一のコード系列を採用した場合は、一面において、利用上および管理上の不便を伴うことも否定できない。たとえば、個別企業の取引先は、特定の地域および業種の事業体に限られる場合が通常であるが、コードブックが膨大になって、自己の取引先を索引するのに困難であるとか、制定機関側にとっては、その後の維持管理が容易でない、というような問題が当然生じてくるとと思われる。

したがって、明確かつ安定性の高い標識を用いて事業体を分類し、部分集団を編成するのが効果的であるが、官公庁と金融機関を除くその他の事業体については、それらをまず企業と事業体とに区分するのが適当であろう。官公庁は、特別会計を除いて、本来の意味での企業とはいえないものであり、また組織管理上の必要性からも、独立した部分集団とするのが望ましい。金融機関を特別に取り扱うことの必要性については、次の2.3.5で述べる。

企業と事業所とを区分するということの意味を例示的に補足すると、たとえば、有限会社〇〇商店が、本店と支店の2か所で食料品を販売している場合には、法人としての〇〇商店には企業コードを、営業所である本店と支店には、それぞれ食料品店としての事業所コードをつけるということである。

個々の企業とその傘下の事業所との従属関係を示す方法としては、企業コードの下に校番的に事業

所コードを付加する方式も考えられるが、1企業1事業所という形態のものが圧倒的に多いこと(表2-1参照)、個人経営の場合に企業と認定する基準に問題があること(2.2.1(2)、(イ)参照)、業種等との組み合わせを考えた場合にコード体系が複雑になること、などの問題があるので、コード自体にこのような従属関係を盛り込むことをやめて、企業と事業所のコードをそれぞれ別個の系列として設定し、企業ファイルおよび事業所ファイルの内容に傘下事業所のコードまたは親企業のコードを、それぞれデータとして記録する方式によるのが適当と思われる。ただし、このような考え方は、現時点までの検討を通じて得られた中間的なものであって、実際の検証を経た結論ではない。その意味で、今後さらに検討する必要がある。

二次的な分類としては、企業については企業形態を、事業所については業種を指標とし、それ以下の分類は、事業体の性質、該当事業体数等に応じて、企業形態を細分し、あるいは地域別に区分するなどの方法も考えられよう。

また、事業体コード全体としては、世帯コード、国民コードというような、相互に関連性の高いコードとともに、経済主体についてのコード体系を整然と構成させるような配慮が望ましい。

以上のような考え方を、やや具象化したのが図2-1である。ただし、同図は、参考までに考え方の基本線を示したものであって、具体的な提案というほどのものではない。

2.3.5 金融機関の特殊性に対する配慮

金融機関は、預金および貸付のほか、為替業務等を通じて、他人の取引の決済を媒介することを業としており、他の事業体が、もっぱら自己のためにする取引に止まっているのに比べて、接触する範囲がきわめて広く、取引のひんども高いという特徴を持っている。さらに、銀行法等の法律によって兼業が禁止されている場合が通常であって、業種の判定に混乱を生じる恐れはほとんどないので、コード系列の編成に当たっては、金融機関のみによる部分集団の編成を行なうのが効果的と思われる。

郵便局、信用事業を行なう農業協同組合および同連合会ならびに漁業協同組合、同連合会等は、他の事業活動に合わせて、金融機関としての機能をも有するものである。これらのものは、その企業形態や、他の事業活動との関連からみて、一般の金融機関とともに同一の部分集団を構成することには難点があるが、JISコードの設定に当たっては、金融機関としての検索にもこたえ得るようにする配慮が望ましい。

なお、金融機関以外にも、たとえば保険業、証券業等のように、法律上兼業を制限されている業種のものもあるが、取引範囲の広さとひん度の点からみて、金融機関と同率に取り扱うことの必要性は、認められない。

2.3.6 構成要素の選択

事業体コードの基本的かつ唯一の要件は、個々の事業体を識別する機能である。コードの長さは、その限りにおいて、必要最小限度のけた数に止めることが望ましい。分類、表音その他特定の意味をコードの構成要素に含めることは、単にけた数の増加を招くばかりでなく、将来、名称、企業形態、業種、所在地、資本の額等の変更が行なわれた場合は、かえって事業体の実態を誤認させる原因となりがねないものである。

しかしながら、きわめて多数の事業体を対象として、このコードを整然と維持、管理してゆくためには、前述のような部分集団の編成が不可欠であり、これとの関連において、最少限度の集団記号を盛り込むことの必要性も一概には否定できない。その意味では、たとえば、最初の1けたで、事業体の種類（官庁、企業、事業所、金融機関、個人等の別）を示したり、上位の2けたで最初のコード付与（登録）当時の所在地を示したりするようなことも検討されてよいと思われる。特に、地域的な標識の導入は、当初の所在地をいわば「本籍」として擬制的に固定し、その後の移転があった場合でも、本籍のファイルから現住地に到達できるような運用をすることによって、一層の効果を期待できるものと思われるが、この場合でも、他の標準的な地域コード（「都道府県コード」等）をそのままの形で取り入れることは避けるべきである。その理由は、それ自体が所在地を示すような分類機能を期待しないにもかかわらず、利用者に誤解を与えることと、現行のJ I S都道府県コードでは欠番が半数以上あるため、けた数のむだが生じるからである。

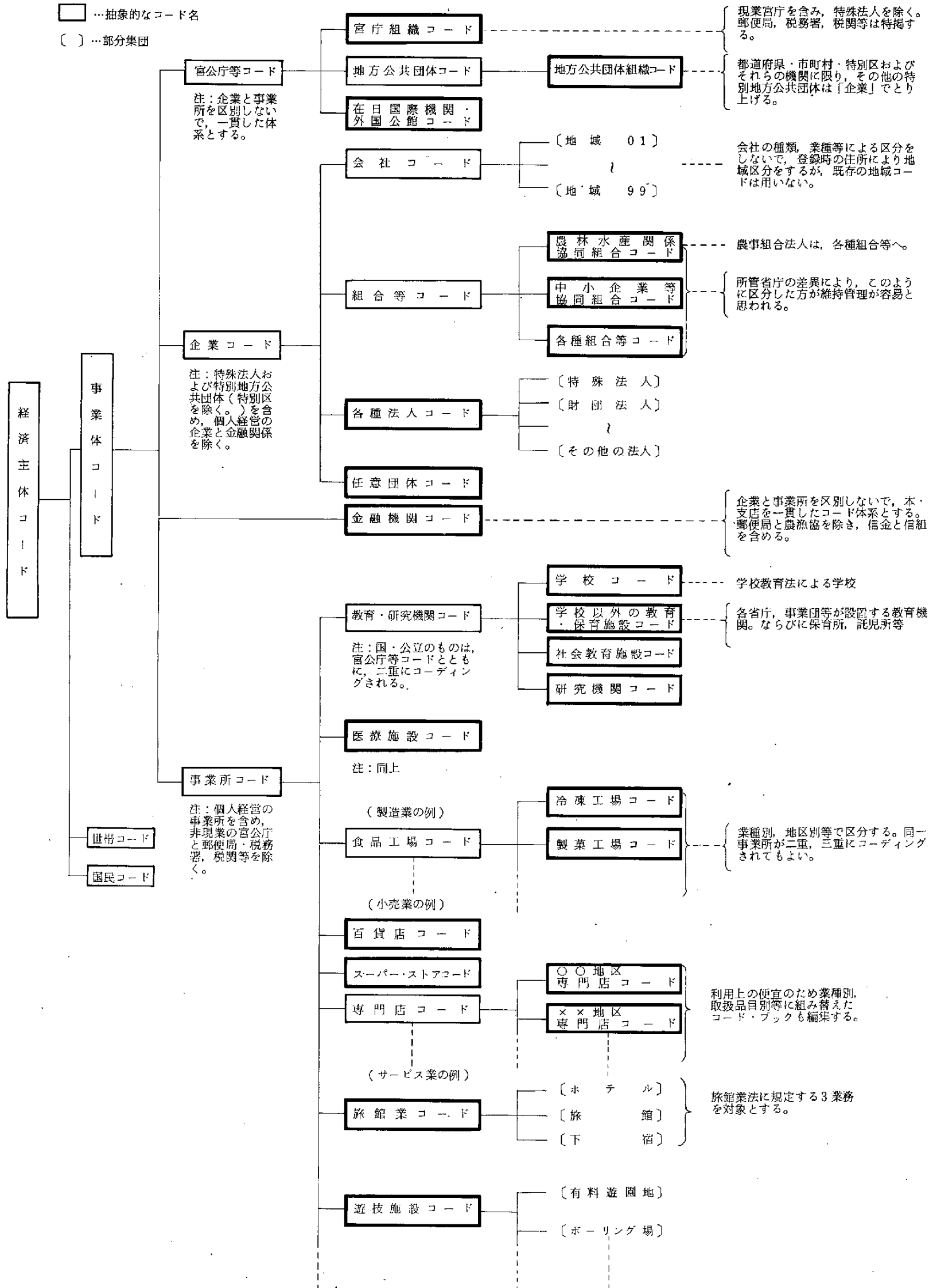
次に、検査数字（Check Digit）を組み入れるか否かもきわめて重要な問題である。一般的にいて、識別コードには検査数字を組み入れることが望ましいことは、いうまでもないが、事業体コードの場合は、特にコードの誤りが企業等の利害に直接つながることが多いからである。

2.3.7 事業体ファイルとの関連の重視

事業体コードの維持、管理は、そのことだけを独立に実行しようとしても、成果を期待し難いものである。効果的な手段としては、法人登記、各種の許・認可事務等との関連において、コードの加除訂正を行なう方法が考えられるが、必ずしも網羅的であるとはいえないし、事務処理態勢にも問題が多い。

したがって、事業体コードをJ I S化し、その実質的な効果をあげるためには、事業体についての基本的な事項を盛り込んだ「事業体ファイル」の編成およびその維持・管理と有機的な関連をもって運営されることが望ましい。この場合に「事業体ファイル」は、全体として共通的な目的意識をもって編成されることが望ましいが、物理的には、必ずしも1箇所に置く必要はないし、したがって、部分集団ごとと別個の機関が管理を分担してもさしつかえないと考える。

注: ...標準化する単位
 ...抽象的なコード名
() ...部分集団



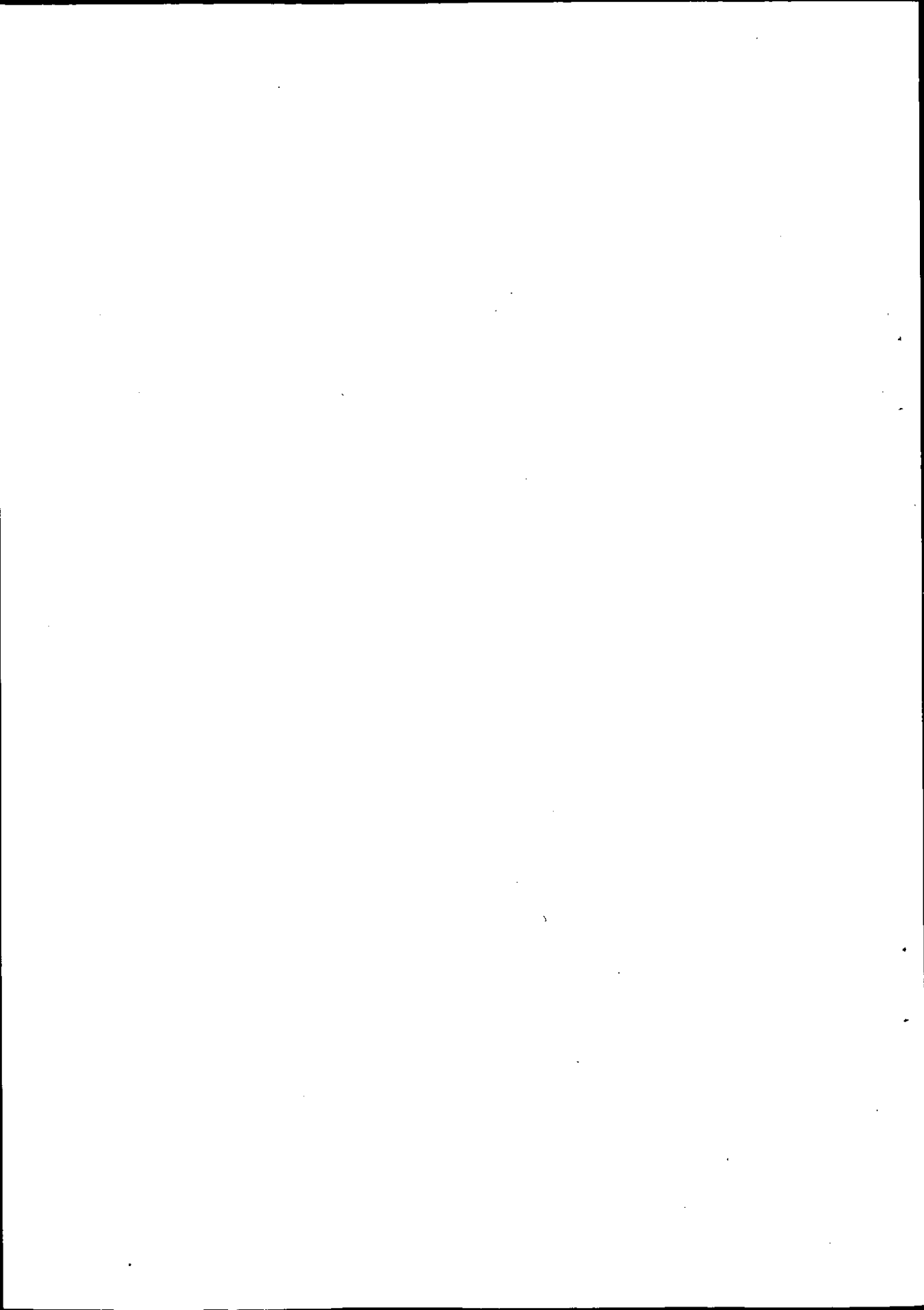
2.4 結 論

事業体コードのJIS化は、きわめて必要かつ有意義な事業であり、早急にその実現が望まれるが、今後におけるJIS化の進め方としては、事業体コードの使用事例についてのより詳細な解析と、その結果に基づくJIS化の目的の再吟味、事業体そのものの現状の掌握、標準化の対象とする範囲の検討等、各種の予備的な作業を確実に実施したうえで、その成果をふまえて、技術的な検討を展開するのが至当である。

特に事業体の現状はあくは、コード系列の編成に必要不可欠のものであるが、既存の統計の分析だけでは必ずしも十分ではないので、事業体コードのJIS化のための資料整備という目的に即応した、特別な実態調査を行なうことが望ましい。

さきに掲げた提言は、当然のことながら、このような順序を経て綿密に構成されたものではなく、問題点の理解を一步進めるための便宜的な手段として、現段階における考え方的一端を例示したものであるに過ぎない。したがって、事業体コードのJIS化が、十分にその効果をもたらすか否かは、あけて今後における基礎的な研究の成果によるものといえよう。これらのことを理解されたうえで、今後の研究のためのタタキ台として、このレポートを活用されることを望むものである。

3. 経営・経済コード



3. 経営・経済コード

昭和44年度に実施したデータ・コード標準化体系調査で、経営・経済コードのうち、AおよびBグループと判定されたものは産業、企業形態、勘定科目・会計科目、固定資産品目、取引・決済条件の各コードである。このうち産業コードはすでに、44年にJIS原案が作成済みであり、勘定科目・会計科目については45年にJIS原案の作成が進行中である。したがって今回の調査は企業形態、固定資産品目、取引・決済条件について行なった。

アンケート調査によって構造、形態および標準化の範囲等についての意見を求めるとともに、各委員が担当していくつかの主要な業種を選定し、それぞれに属する若干の会社や地方自治体等を選び、これを対象に直接面接を行なった。この面接調査結果も考察にあたって大いに参考に供されている。

固定資産という場合には土地、建築物など有形のものと、営業権、工業所有権など無形のもの、および投資その他の資産などがあって非常に範囲が広だけでなく、不動産業にとっては土地や建物は商品であり、車両・運搬具もそれらのメーカーやディーラーにとって製品や商品であるなどの問題がある。そのとらえ方によってコードも、その使用法も異なってくる。

土地や建築物については物品コード分科会においても調査研究したので、これについての記述もここにまとめることにした。また、経営・経済コードは上述のように3種類のコードをとりあげたが、それぞれに関連性が薄いので各コードごとに以下に記述する。

3.1 コードの現状

3.1.1 企業形態コード

(1) アンケート調査の分析

企業形態コードは、株式会社、合名会社、有限会社、個人企業などのように企業の形態を表わすためのコードである。前回のアンケート調査においては企業形態コードを設定し、実際に利用していると回答してきたのは4社にすぎなかったが、今後の要望としてJISコードの設定を求める回答が多く、またその緊急性、実現性も大きいところから今回の調査の一項目として加えられた。

企業形態コードの利用は前回の報告書の中においてもふれられているように、企業名コード、場所コードなどと組み合わせて、通信事務におけるあて名書き、その他の一般事務、会計調査事務、税務事務など、広い範囲にわたって考えることができる。そこで今回の調査では、企業形態コードを利用する立場にあるひとびとの考え方を、さらにははっきりとあくするとともに、それ以外にも利用の可能性をさぐり、単に現在の利用に間に合わせるだけでなく、将来における利用目的のためにも、充分役立つようなコード体系を考えることを目的とした。

まず今回のアンケートの結果から企業形態コードの現状をみてみよう。回答のあった79の民間会社、政府機関、諸団体の中で企業形態コードについて、現在設定しているコード例あるいは今後設定する場合にこうして欲しいといった意見を記入している例が16件みられ、JIS化を希望す

るものは7件であった。

アンケートの対象をしぼり、項目名まではっきり明示して回答を依頼したにもかかわらず、これだけの回答数しか得られなかったことは問題が残るが、ともかく、その中から企業形態コードの例をいくつかみてみることにする。

設定例のすべては次の例に見られるように、主として法律的な観点から企業形態を分類して、そのコード化を図ったものであった。分類に含まれている会社の数に差はあるものの、コードのおもな違いはコードの種類だけであった。すなわち、もっとも多いのは単純に株式会社から順番に番号

例1：企業形態コード（順番コード）

- | | | | |
|---|----|-----------|-----------|
| N | —— | 1. 株式会社 | 6. 農 協 |
| | | 2. 有限会社 | 7. その他の組合 |
| | | 3. 合資会社 | 8. その他の法人 |
| | | 4. 合名会社 | 9. 個人企業 |
| | | 5. 生活協同組合 | |

例2：企業形態コード（アルファベット）

- | | | |
|----|----|---------|
| AA | —— | KK 株式会社 |
| | | UK 有限会社 |
| | | GK 合資会社 |

を付けた順番コードであり、2, 3の例がみられたのはアルファベットないし数字式文字コードであった。企業形態の分類をもっぱら法律的視点からする限りにおいてはコード化の対象となる企業形態の数も少なく、コードの種類に差がある程度であるのも当然と思われる。

次に回答の中にあつたいくつかの意見をみてみると、企業コードとの関連づけあるいは産業分類との関連づけをして欲しいとする意見が二・三あった。前回の調査報告書の内容と合わせて考えてみると、企業形態コードは企業コードの一部として取り扱うべきであるとする意見と思われる。たとえば企業コードの対象として、単に三越なら三越という企業名だけを考えるのではなくて、企業形態を示す修飾語を付けて、株式会社三越を企業コード化の対象とすべきであるとする意見である。これは主としてあて名書きなどの事務処理の便宜を考えてのことであろう。産業分類との関連も、企業形態コードに続いて産業分類コードを付けることができるようにすべきであるとする意見であるが、その真意ははっきりしない。企業コード、企業形態コード、産業分類コードを合成して、より多くの内容を含む企業コードを設定すべきであるとする意見と思われる。

以上のように、今回のアンケートの結果は、企業形態コードの標準化に対してそれほど有益な情報を与えることにはならなかった。しかし企業形態は企業組織なり諸団体の性格を外から知るうえではどうしても必要な要素であり、単なる取引き事務の処理のためだけでなく、種々の調査目的のために大いに活用することのできる項目と考えられる。そこでわれわれとしては、もう少し多角的な視点から企業形態の分類を試みることにした。次に項を改めて企業形態の分類について論ずることにする。

なお、アンケートの回答とともに各社から提供を受けた企業形態コードの実際例をあげると次のとおりである。さきの例示と比べると、その他の法人がさらに細目にわたって分類されている。

例1 法人別コード

コ ー ド	種 類
(カ)	株 式 会 社
(シ)	合 資 会 社
(ユ)	有 限 会 社
(メ)	合 名 会 社
(キ)	企 業 組 合
(ケ)	協 同 組 合

例2 取引先組織コード

株 式 会 社	K
合 名 会 社	M
合 資 会 社	G
有 限 会 社	Y
営 団	E
組 合	A
個 人	N
そ の 他	S

例3 業態コード(通産省商業統計)

業 態	コード
株 式 会 社	1
有 限 会 社	2
合 資 会 社	3
合 名 会 社	4
生活協同組合	5
農業協同組合	6
その他の組合	7
その他の法人	8
個 人	9

例4 法人コード

法人の種類	コード	法人の種類	コード
株 式 会 社	01	公 社	11
有 限 会 社	02	公 団	12
合 資 会 社	03	協 同 組 合	13
合 名 会 社	04	企 業 組 合	14
社 団 法 人	05	協同組合連合会	15
財 団 法 人	06	連 合 会	16
学 校 法 人	07		17
医 療 法 人	08		18
社会福祉法人	09		19
宗 教 法 人	10		20

例5 個人・法人別コード

種 類	コ ー ド	
	調 査 票	宛 名 通 知 書
個 人	1	1
法 人 株 式 会 社 (前)	2	2
" (後)		3
有 限 会 社 (前)		4
" (後)		5
合 資 会 社 (前)		6
" (後)		7
合 名 会 社 (前)		8
" (後)		9
そ の 他		0

(注) (前) (後)は株式会社等が、固有の名称の前に付くか
後に付くかを示すものである。

たとえば 株式会社三越の場合は 2

住友化学工業株式会社の場合は 3

である。

例6 法人の種類コード

頭につく	法人の種類	後につく
10	有 限 会 社	01
20	株 式 会 社	02
30	合 資 会 社	03
40	合 名 会 社	04
50	協 同 組 合	05
60	農 業 協 同 組 合	06
70	学 校 法 人	07
80	社 会 福 祉 法 人	08
90	医 療 法 人	09
A0	社 団 法 人	0A
B0	財 団 法 人	0B
C0	公 団	0C
D0	連 合 会	0D
E0	企 業 組 合	0E
F0	宗 教 法 人	0F

例7 特殊な法人のコード

区 分	コード
特別法人(医療法人を除く)	1
医 療 法 人	2
宗 教 法 人	3
学 校 法 人	4
社 会 福 祉 法 人	5
公 益 法 人	6
公 共 法 人	7
人 格 の な い 社 団 等	8
清 算 法 人	9
外 国 法 人	A

例8 異動(種別区分) コード(国税庁)

区 分		(か働)	(休養中)	(清算中)	(除却)
普 通 法 人	一 般	110	111	112	119
	企 業 組 合	120	121	122	129
	相 互 会 社	130	131	132	139
	医療法人(一般)	140	141	142	149
	医療法人(特定)	150	151	152	159
人 格 社 団	収 益 事 業	210	211	=	219
	そ の 他	220	=	=	=
外 法 国 人	国 内 源 泉 所 得	310	311	312	319
	そ の 他	320	=	=	=
公 法 益 人	収 益 事 業	410	411	412	419
	そ の 他	420	=	=	=
協 同 組 合 等	農 協	510	511	512	519
	消 協	520	521	522	529
	中 企 協	530	531	532	539
	漁 協	540	541	542	549
	森 林 組	550	551	552	559
	そ の 他	560	561	562	569

(2) 企業形態の分類

企業は本来経済学上の概念であり、しかも経済学においてもきわめて論議の多い概念であるが、それは「一定の経済的事業の遂行の目的をもって人および物を有機的に組み合わせたもの」ということができる。したがってこれを行う者が私人であるか国であるかを問わず、その事業が営利を目的とするかどうかとも問わない。

企業は消費経済たる家計に対し、一定の金額を資金(または基金)として経済活動をいとなみ、その金額を基礎として経営成績や収支状態をはあくする資本的計算のもとに、その目的活動の遂行や存続発展をめざす点にその特色を有する。

企業形態を分類すると、大きくは法律上の形態と経済上の形態に分けられる。法律上の形態はさらに民法、商法、有限会社法などの準商法、事業別に規定する法律、特別な法律によるものなどに分けられる。

さらに私企業と、広義の公企業に分類される。

(1) 私 企 業

私企業は商法が商行為の主体として規定する商人の基本的なものとしての個人企業と、複数人

による共同企業に大別され、共同企業としては、民法規定の組合、商法規定の匿名組合、船舶共有、特別な法律による各種の組合など、および商法規定の会社がある。

会社はさらに出資および債務弁済の責任の違いによって、合名会社、合資会社、株式会社、有限会社に分けられる。なお「会社」の名称がつくものとして相互会社があるが、これは会社という文字が用いられているものの、相互保険を目的として保険業法によって特に認められている社団法人である。

経済上の形態には法律上の形態のように一般的なはっきりした定義とか体系は見つからないが、法律上の形態分類をさらに細分して企業形態の体系づけに役立つ分類ということができる。

近代経済社会における私企業の中で個人企業を除けば、法形態からの分類上圧倒的多数を占めるものは株式会社である。同じ株式会社でもその出資の実態により次のように分類することができる。

経済形態には法形態のように一般的なはっきりした定義とか体系は見つからないが、法形態分類をさらに細分して企業形態の体系づけに役立つ分類ということができる。

近代経済社会における私企業の中で、法形態分類上圧倒的多数を占めるものは株式会社である。同じ株式会社でもその出資の実態により次のように分類することができる。

- a. 一人会社
- b. 同族会社
- c. 閉鎖的株式会社

これらは株式会社が本来その資本を広く社会より集め、活動規模を拡大することを趣旨としながら、これを行わない会社である。

- d. 合併会社
- e. その他

組合には民法上の組合や特別法上の組合などがある。後者は労働組合、農業協同組合、中小企業協同組合などのように、それぞれ特別な法律によって規制され、民法の組合に関する規定は適用されない。

(ロ) 公 企 業

公企業という語は実定法上に用いられているものではなく、学問上に発達した概念であるから、これをどういう意味に用いるかは学問上の便宜によって決すべきである。公企業の語はいろいろの見地から、いろいろの意味に用いられるが、一般的な通説では「行政法上の公企業とは国または公共団体が直接に社会公共の利益のために自ら経営する非権力的な事業、および特許事業をいう」としている。

特許事業を別にすれば公企業概念は主体、目的、性質の三要件によって構成されるものである。すなわち、

- ① 事業の主体は国または公共団体であり、私人であってはならず、
- ② 事業の目的は直接に社会公共の利益に仕えることに存し、

③ 事業の性質は事業の経営とか役務の提供とかいう非権力的な管理作用であり、この点で警察、統制などの権力的な社会公共の利益を目的とする作用と区別される。

このように概念構成される公企業には道路の造成や河川の工事のような一時的事業が含まれるとともに、学校、病院、博物館、図書館の経営や、鉄道、ガス、水道事業の経営のような継続事業も含まれることになる。この継続的事业は公企業であると同時に「営造物」の目的たる事業でもある。行政の経済活動で社会公共の利益に仕えるものでありつつ、独立採算性によるものとしては郵政事業や、地方公営企業法による軌道、自動車運送、地方鉄道、水道、電気、ガス事業をあげることができる。

特許企業とは公企業の特許によるものをいう。もう少し詳しく定義すると次のようになる。法律上、一定の企業を国家的事業としてその経営権を国に留保し、これを前提として特定の場合に、財政上その他の理由に基づき国自らがこれを経営するのを適当としない事情が存するために、その経営権の全部または一部を他の者に付与し、その者に経営の義務を負わしめることがある。このような場合にその企業を特許企業という。すなわち公共の利益または国家の政策上の必要から特別な法律によって設立される法人であって、役員の任命、業務などで政府の特別の監督を受ける代りに、政府の出資や融資、課税免除の保護を受ける。

最近では新しい組織形態も誕生しているのであるが、独立法人、特殊法人という表現によって大別し、以下に概述する。

a. 独立法人

独立法人というのは国あるいは公共団体よりの全額出資によって設立されるが、政府よりある程度の独立性を認められる法人である。

1) 公共企業体

公共企業体とは、

日本国有鉄道

日本電信電話公社

日本専売公社

の三つを指称する実定法上の概念である。これらはかつての官営事業であり、営造物であったのであるが、現在は独立の法人格を有するものである。設置法に「公法上の法人」と規定されることがあるが、営造物法人であって社団でないことは明白である。

2) 公法上の財団

公の財団として一括されるべきものとして営団、公団、事業団、公庫などの名称を持つ多くのものがある。

営団は終戦時までは多用された形態であるが、現行法上では帝都高速度交通営団をあげうるにすぎない。現在では営団に代わって公団の名称が用いられ、

日本住宅公団

日本道路公団

愛知用水公団

農地開発機械公団

本洲四国連絡橋公団

などが設立されている。事業団の名称を持つものとしては、

雇用促進事業団

中小企業振興事業団

小規模企業共済事業団

などがあり、公庫の名称を持つものには、

国民金融公庫

住宅金融公庫

中小企業金融公庫

農林漁業金融公庫

などがある。このほか政府の金額出資のものに

日本開発銀行

日本輸出入銀行

がある。また地方公共団体の出資によるものとして地方公社がある。

設置法は「公法上の法人」と規定し、あるいは「法人」と規定するが、その実質は財団である。

3) その他の独立法人

上述のほかきわめて特異な独立法人として日本放送協会がある。放送法によって設立されたものであるが、かつての社団法人日本放送協会を解散し、その資産を継承して設けられたもので、その継承資産が実質的にいって大衆の受信料によって形成されたものである点に注目して、公の出資は全く存しないが独立法人としてあげるべきであろう。

b. 特殊法人

特殊法人というのは公私混合形態のものであって、公私の資本の共同と政府の強度の監督権の存在との点において、いわゆる一般の特許企業（広義の）とは区別されるべきものである。社団の実質を有するか否かによって二種に分れる。

1) 社団の実質を有しないもの

日本銀行がそれである。政府の過半数の出資によるもので、しかもそこには出資者総会が存在しない。したがって社団の実質を欠く、「準営造物法人」ということもできよう。政策委員会の手形割引歩合の決定、貸付利子歩合の決定のごとき公権力の行使と見るべきものがあるが、その他の業務が商人性をみたまことは疑いない。

2) 社団の実質を有するもの

協同組合的なものとして

商工組合中央金庫

農林中央金庫

株式会社であるものとして

電源開発株式会社

東北開発株式会社

国際電信電話株式会社

日本航空株式会社

石油資源開発株式会社

などが、それぞれ特別な法律によって設置されている。

(3) 法人の種類

これまでは主として企業の目的の社会的性格にもとづいて、私企業、公企業といった観点からいわゆる「企業」を分類してみたが、コード化の対象としてはさらに企業概念では包括し得ないようなその他の法人を加えることが必要と思われる。したがって、ここではより一般的な形で法人と、法人の分類について考えることにする。

法的人格は法律関係（あるいは権利義務）の帰属点を指す法律上の構成概念であり、権利主体たり得る人間の資格という側面に焦点をおいてこれをながめるときには、権能力と呼ぶ。近代法においては、原則としてすべての人間個人は法律関係の帰属点（すなわち権利義務の主体）として承認されており、その結果人間という概念と法的人格という概念とはその限りで一致する。また近代法においては人間個人以外の存在を法律関係の帰属点として法的処理をする場合が多く、これらの多くが（すべてではない）人間個人のアナロジーをもって「人」あるいは「法的人格」という言葉で処理される場合が多い。このような存在を法律関係の帰属点としての人間個人から区別するために、後者を自然人、前者を法人と呼んでいる。

法人とは、前述のように個人ではなくてしかも法的人格を有するものである。法人としての法人格の現実のいない手は団体もしくは財団である。

(イ) 公 法 人

国家的目的を遂行する法人をいい、その目的のために公権的権能を付与されて事業遂行の義務を負い、国の特別の監督および保護を受ける。

a. 国 家

国家権力を保有する国家は当然法人である。すべての権利義務の付与規制はここから発せられる。

b. 地方公共団体

地方自治法にもとづく

普通地方公共団体

（都道府県および市町村）

特別地方公共団体

（特別区、地方公共団体の組合、財産区および地方開発事業団）

である。特別区は東京都内23区がこれに該当する。

地方公共団体の組合とはその事務処理の共同化のために作った。

一部事務組合

役場事務組合

全部事務組合

である。

財産区とは、市町村または特別区の一部で財産を有し、または公の施設を設けているものである。

地方開発事業団は二つ以上の普通地方公共団体が共同して総合開発事業を実施するため、事業の実施を委託すべく設立したものである。

なお、地方公共団体が事業の弾力的な運営を期すため事業財産を中心として地方公社を設けることがあるが、実質的には地方公共団体の外部団体としてその事務を肩代りして行っているものの、地方公共団体とは区別される。

c. 公共組合

一定の人（組合員）をもって構成される公共団体である。なかには私的目的を兼有するものもあり、私的組合との判別が明らかなものもある。地域団体的ニュアンスを持つものもあるが、構成要件ではない。

土地改良区

土地地区画整理組合

水害予防組合

国民健康保険組合

農業共済組合

などがある。

d. 営造物法人

国または公共団体の行政組織内部の施設設備、手段に経営の効率向上のため独立の法人格を与えたものである。

日本国有鉄道

日本専売公社

日本電信電話公社

である。

e. 特許企業

公企業特許にもとづき設立された企業である。前述の公企業の項を参照されたい。

(ロ) 私 法 人

公法人でない法人はすべてこれに含まれる。定款または寄付行為により組織された私法上の自治的組織体で、通常法人という場合にはこれをいう。

私法人は存立の基礎および存在の目的によってさらに次のように分類される。

a. 存立の基礎による分類

1) 社団法人

共同の目的を持った人の結合（団体、社団）の場合で、基本規則を定款という。

2) 財団法人

一定の目的によって拘束されている財産を管理運用するために、その財産の主体として法律上構成されているところの法人の形態であって、基本規則を寄付行為という。

b. 存在目的による分類

1) 営利法人

営利の追求を目的とする社団法人であり、通常の企業（会社の多く）はこれである。商法による規制が中心となり、一定要件を備えた社団は当然に法人格を取得することができる。すなわち、営利法人については準則主義がとられている。

出資、債務弁済責任の相異から

合名会社

合資会社

株式会社

有限会社

がある。

2) 公益法人

営利を目的としない社団または財団のうち、積極的に公益を目的とするものは主務官庁の許可を得て法人とすることができる。すなわち公益法人については許可主義がとられる。

祭祀、宗教、慈善、学術、技術、技芸、その他社会全体の利益を目的としており、社団、財団の両方がある。

公益社団 — 日本赤十字社

公益財団 — 済生会

などである。特定の公益法人にはおのおの特別な法律があり、事業内容により、

宗教法人（宗教法人法）

学校法人（私立学校法）

医療法人（医療法）

社会福祉法人（社会福祉事業法）

などに分類される。

単に社団法人という場合には、主として民法上の公益社団法人を意味することが多い。

財団法人は財産の主体として法律上構成された法人であって、社団法人のような社員は存在しないから、社員の利潤追求ということもあり得ない。すなわち財団法人は必ず公益法人である。

3) 中間的な法人

前2者に入らない、構成員の間の相互扶助ないし共通の利益の増進を目的とし、民・商法以外の各特別な法律に規定する資格を具備しておれば法人たり得る社団法人である。

たとえば、

農業協同組合

消費生活協同組合

事業協同組合（中小企業等協同組合の一種）

信用協同組合（ ” ）

企業組合（ ” ）

労働組合

相互会社

商品取引所

証券取引所

などである。それぞれ特別な法律により、その目的たる事業が特定されているから、それ以外に別の営業を営むことはできず、しかも本来の事業は営利の目的をもってなされるものではないので商人たり得ないものと解される。

これは公益法人でも営利法人でもなく、その意味で中間的な法人である。

(イ) 法人に準ずる機関、団体

社会学的には社團（または財団）としての構造を持っていますが、法人格を持たないものが少なくない。前述のように営利法人については法定の手続きを、公益法人については主務官庁の許可を得た場合にのみ法人格を取得し得るのであるから、そのいずれの手続きもとらず、またとることのできないものは法人とはならない。しかし、このような権利能力なき社團（または財団）も社会生活において多くの取引関係を結び権利を有し義務を負う。すなわち第三者への対抗要件たりえる権利能力は無いが、当事者間には大きな影響をおよぼし、結果的には社会的に無視し得ない。

a. 人格なき社團

権利能力なき社團ともいう。学会や同窓会、その他いわゆる任意団体と呼ばれるように、一定の組織団体ではあるが、民法、商法その他特別法上法人とされないものである。

訴訟法上は権利能力なき社團も当事者能力を有する（民法46条）。したがって社團に対する債務名義で社團財産に対し強制執行をなし得る。訴訟および強制執行に関する限りでは権利能力なき社團も法人格を持つものとかわりはないことになる。

行為能力、不法行為能力などについては組合に関する規定、あるいは社団法人の規定を準用すべきであるといわれている。組合においては構成員が少数で固定しているのに対し、社團においては構成員が多数で固定性が少い（あるいは無い）のが通常である。なお、法人税法では、事業利得をなす人格なき社團にも課税義務を負わせている。

b. 人格なき財団

権利能力なき財団ともいい、目的財産が法人格を取得しない場合（たとえば赤い羽根の共同募金）には、法人格を取得しないし、また与えられないのが普通である。権利能力なき財団は、財産の寄附者からその管理者に信託されたものであって、管理者は信託法上の受託者としての権利を有し義務を負うと解すべきである。

c. 行政機関の人格性

行政機関は対外的（対人民）の関係においては行政主体の中にあり、その表現機関（単なる手足）としての地位を持つにとどまるが、時としてその機関を法律関係の当事者としての地位（たとえば訴訟の当事者）に立たせることがある。

また対内的に、機関の名において行為するものとして、法律上その効果を帰属させる場合がある。たとえば、権限の委任、事務の嘱託協議、訴訟の当事者となる場合がある。このような限度においては、行政機関も人格を一部認められているといわれる。

非法人、公企業たる行政機関とその職員の関係が国家公務員法あるいは地方公務員法のみならず、特定の現業部門について労働関係法（公共企業体等労働関係法、地方公営企業労働関係法）が制定され、規制されていることは企業の独立性を重視していると考えられる。

(4) 企業グループの分類

複数の企業が結合してつくる企業グループの性格は単純に分類される場合の方が少ないと思われるが、観点をいろいろかえて分類したものをみると次のようなものがある。

(イ) 結合方向による分類

これはグループ内企業間に親子・支配の関係が存在する垂直的結合と投融資、人事、商品流通、加工、原材料取得、技術の各面における結びつきによる横断的結合の二分類である。

(ロ) 法律上の企業結合（広義の企業合同）

a. トラスト（企業合同）

組織上は別個であるが、法律上経済上の独立性を放棄して単一体となって市場支配をねらうグループ形態である。

b. コンツェルン

持株・人的交流により統一的指揮に服し活動を行なうグループ形態で、トラストへ移行する前の状態である。

c. カルテル（企業連合）

同業種の企業（者）が集まり、休戦契約的な関係をつくって市場支配をならうもので、価格カルテルなどと協定内容を冠して呼称される。

d. 利益共同体

組合的性格で、同業者間の場合カルテル的であり、異種業者間の場合コンツェルン的で利益共通契約にもとづく関係である。

(4) 経済上の企業結合

法律上の企業結合ほどその形態は明確ではないが結合度の強弱によりいくつかに分類されうる。

a. 提携

提携内容によりグループといえない場合もあるが、技術、取引、管理、人事その他の面における契約上あるいは契約外の関係にある。

b. 狭義の企業系列

相互に依存関係にある生産、流通、販売の一連の企業のつながりがある場合で、流通面の合理化や銀行融資の受け易さにそのメリットを求めたものの場合である。

c. 親子会社

血縁、資本、役員の交換・派遣による支配関係または協力関係をもつグループの場合である。

(5) 多角経営と企業形態

企業間の関係を企業グループとしてとらえるとすれば、企業グループの究極は企業合併であり、企業合併の進展は複合企業への形成となって、企業活動の多極化を生む。

もう一つの企業活動の多極化過程として多角経営をとりあげることができる。

多角経営とは経営内容の部門をふやすことで、危険負担を分散し安定性をもとめ、材料技術、販売網の効率向上を目的とした経営方法であるが、経済上または経営上の概念であって、法律上は定款との関係でしか問題にならない。

多角経営がこれまで述べた内容の企業形態に影響を及ぼすとは考えられないが、鉱工業、農林水産業、金融業、不動産業などの業種分類とか、製造業、卸、小売、サービスなどの分類によるコード付けには単一コードで表現できない。このため、複合コードの必要性が生じる。複合コードはコード体系が複雑化するが、この場合やむを得ないところであろう。

また多角経営企業では事業部制のところもあるが、事業部制かどうかということは、企業内事情であるため法律的に公にそれを発表する義務はないので部外者がその状態を察知してコード付けするための正確な判断がむずかしい面も生じる。

定款との関係から生じる規制についても、以前は定款記載事業内容外の企業活動は無効であるという解釈が一般的であったが、現在は定款記載の会社の目的に反しない（会社に有益な）活動も有効とされるのが通説であるため、この面からの強い強制力は望めない。

多角経営についてのみならず、広く企業内事項のコード付け上の問題として企業が生きものである日々変化すること、また将来どんな形態が生じるか容易に予想できないことを特に認識しておく必要がある。

(6) 親子会社のパターン

別項企業グループの項で親子会社についてふれたが、ここではさらに細かく親子会社を分類する。

親子会社には通常支配関係が存在し、支配権の根拠にはいくつかの要因がある。代表的なものは株式、役員、契約、債権によるものである。

(イ) 株式所有支配

- a. 全株所有支配
- b. 過半数株式所有支配
- c. 実質支配株式所有支配

過半数の株式をもっていない場合でも近時の資本と経営の分離および株主の小規模化により支配が可能となっているものである。

(ロ) 役員兼任支配

ほかに何の関連もないのに役員だけを兼任させて支配する場合はまれであろうが、相対的な支配権の根拠の強さからみてこの分類に入るものをこのように呼ぶ。

- a. 取締役の派遣
- b. 支配人の派遣
- c. 監査役の派遣

(ハ) 契約支配

- a. 経営委任契約
- b. 経営貸借契約
- c. 損益共通契約

などに基づく支配の場合である。

(ニ) 実質支配

前3項(イ、ロ、ハ)は形式上も法律関係にあるものであるが、ここに掲げるものは形式要件が完全でないものである。

- a. 債権によるもの
特に金融関係が一般的である。
- b. 事実上の人的関係によるもの

これはさらに同族会社とそうでないものに二分される。同族会社には血縁を中心とした夫婦会社、相続会社、親子会社(狭義)、親族会社があげられる。

- c. 事実上の取引関係によるもの

親子会社でなくても通常支配関係が生じる場合が多いが、いわゆる下請、再下請と称される関係が主となる。

(ホ) 以上の要因の複合したもの

通常親子会社という上述4項目(イ、ロ、ハ、ニ)のいずれかに分類できると考えられるが、とりたてて強い根拠はないが相乗効果的に支配関係にある場合として(ホ)も考える必要がある。

問題点としては、複合要素の分解のむずかしさは当然であるが、形式上支配関係がありそうで親子会社でない場合もあり得ることである。たとえば対外関係あるいは当事者会社間の関係を円滑にしておくための役員兼任などこの場合になると考えられる。

(7) 規模による分類

法律のあるいは経済的な視点からするこれまでの分類に加えて、もう1つ、さまざまな基準にも

とづく企業規模による分類が考えられる。そうした企業規模を表わす尺度としては、資本金、従業員数、販売高などがある。

この分類の問題点は分類の基準が時代とともに変化するので、新しい基準に基づいて分類のしなおしが必要となろう。

(イ) 資本金に基づく分類

わが国にはいわずの会社とよばれている組織体の数はおそらく5～60万あると思われるが、資本金の規模でみるとその99%以上は1億円未満の会社である。現在、統計作成において用いられている分類基準は1億円未満をかなり細かく分けている。しかし、企業形態コードは企業コードと関連づけて用いられることが多く、したがって、企業コードの対象となる企業がどの範囲のものかによって、資本金にもとづく分類の基準が決められるべきであろう。資本金別の分類基準の例として、総理府統計局の「事業所統計調査報告」に使用されている分類をあげておく。

資本金	万円	万円	億円
50万円未満	5000～10000		1億円～10億円
50～100	10000～30000		10～50
100～200	30000～50000		50億円以上
200～300	50000～1億円		
300～500			

(ロ) 従業員にもとづく分類

同じく総理府統計局の統計に使用されている分類基準は次のようになっている。

従業員数	人	人
4人以下	2000～2999	
5～9	3000～4999	
10～19	5000～9999	
20～29	10000～49999	
30～49	50000人以上	
50～99		
100～199		

(ハ) 販売高に基づく分類

業種の性格によって販売高の意味は異なっているので、すべての企業に合った分類基準を作るとはできないが、産業分類コードと組み合わせでの分類であれば十分意味があると思われる。

3.1.2 固定資産品目コード

(1) アンケート調査の分析

固定資産品目コードは個々の事業体において独自に設定され、必要に応じて利用されている。アンケートおよび面接調査の結果によると、コード化の方法は実に多様をきわめていることがわかるが、多様性の原因はコードの利用目的にかかわっているといつてよいであろう。加えて、事業体の業種ないし事業内容、事業体の規模、企業集団が形成されてそのメンバーになっていること等に各種の事情が顧慮される。

アンケートの回収数は79件であったが、

固定資産品目コードに関する回答数は 37件

企業内制定とするもの 5件

JIS化を明示希望したもの 8件

であり、構造等についての意見はないが、税法の分類基準、勘定科目との関連を考えて制定せよなどの意見が見られた。

固定資産品目コードのエレメントとしては勘定科目、固定・非固定の別、資産区分、設備区分、装置区分、管理区分、種類（分類）、細目、構造、機能、材質、規格、用途、品名（名称）、取得年月、購入順耐用年数、所在地あるいは使用場所（本・支店別、部門、工程別、作業区分別、府県別）などがあげられる。

固定資産品目コードの実用例および意見についてのパターンのおもなものを具体的に列挙すると次のとおりである。

例1

NNNN NN NNNN

勘定科目分類 品名 整理番号

このコードは勘定科目分類を最初にもってきており、会計上の勘定科目体系との関連を重視したものといえる。固定資産品目コードが勘定科目コードといかに密接な関連を有しているかを示しておりしたがって固定資産品目コードの設定にあたっては勘定科目コードが大いに顧慮されなければならない。

例2

NNNN NN NN NN （償却資産課税用）

種類 構造 細目 耐用年数

このコード・パターンは固定資産を税法上の規定に従って減価償却することを主なねらいとして設定されている。このパターンについてはコードの実例が入手されていないが、これは「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（以下「耐用年数省令」と略称する）の別表の構成にそのまま従ったものである。

例3

N N NN NNN

固定・非固定の区分 材質 分類 一連番号

このパターンは最初に固定・非固定の区分を示すコードが設けられているので、固定資産全体についてのコードを示すものと考えられる。したがって勘定科目コードが最初にくて、それ以下に材質やその他の視点からの分類を付けており、勘定科目コードとの関連を例1パターンほどではないにしても、考慮したものといえる。

例4

A

品目コード

この品目コードには次のような注がついている。

建物：1，構築物：2，機械装置：3，車両運搬具：1，工具備品：5

特許権：A，商標権：B，意 権：C，実用新案権：D，電気ガス供給権：E

このパターンでは品目コードだけが設けられ，有形固定資産は数字の連番コードが付され，無形固定資産は，アルファベット文字コードが付されて，有形・無形の区別が明確にされている。ただ品目コード以外には分類も整理番号も付されていないので，このコードの用途は非常に限定されざるをえないであろう。

例5 ○固定資産

N	NN	NNN	NN	NNN
資産区分	支店	品 名	規格	番 号

○少額多量資産

N	N	N	NN	NNNN	NN
資産区分	振替	勘定	細目	品 目	規格

このケースでは，固定資産（すなわち高額少量資産）と少額多量資産とで，コードの形式をかなり変えている。固定資産の場合には，それぞれこの支店に配置されているかが明示されており，個々の資産番号とともに固定資産管理上の便が考慮されている。それに対して少額多量資産は，個々の品目は明らかにされるが，資産単位ごとの番号は付されていない。この種の資産の管理にあたっては資産の単位別ではなく，一定量の資産品目が全体として対象とされるのであろう。この方式は勘定科目との関連を考慮しつつ，資産管理を目的としているものと思われる。

例6

N	N N	N	NNN
設備の種類	構造または名称	構造の細目	購入順
		または用途	

このコードでは，設備の種類，構造，細目の3つの部分は「耐用年数省令」に従っているが，最後の部分は購入順の区分になっている。この方式は税務上の配慮と資産管理を目的としたものと考えられる。なお，購入順の代わりに取得年月日が設けられている例もあるが，これも償却計算と，資産管理とを同時に目的とするものとみられる。

例7 有形固定資産の例示（全9けたの数字）

コードなし	NN	N	NN	NNNN
類別	大別	中別	小別	構成部体
↓	↓	↓	↓	↓
税法による 勘定区分	類別そのまま 構造物4区分 機械・装置14区分	部門、工程 形態、機能	資産単位	作業所ごとに 運用する資産 の固有番号

この例は有形固定資産に関するものである。最初に税法による勘定区分がコードなしで設けられ、類別されている。中別は部門や工程などの区別を示し、当該資産の使用の状況が表わされている。最後の区分に当該資産を利用する直接の作業所別の固有番号が付され、結局全体として、どういう資産がどの部門や工程のどの作業区分においてどのように利用されているかが示され、また税務会計上の勘定区分もわかるという形で、かなりもり沢山の、利用方法も多いといえよう。

以上にあげた固定資産品目コードのパターンからもわかるように、実際の使用例はかなり多岐にわたり、結局コードに盛り込みうる要素をあげれば前述のように、種類ないし勘定科目区分、構造または用途の区分、細目区分、使用場所区分（支店別、部門、工程別、作業区分別）、整理番号、耐用年数、取得年月日、購入順などである。これらの各要素をコード使用目的に従って、コードに組み込むことが必要であろう。その場合、使用目的が何であるかを現時点のみならず、将来を顧慮しつつはしっかりと確認し、そのためにはどのような要素をいかなる順序に配列するのがよいかを、できるだけ少ないけた数の範囲内で決定するのが、固定資産品目コード設定のキーポイントとなる。さらにJIS化にあたっては、各種の利用目的のすべてを満たしうるという条件のもとに、情報の互換性、共同利用とコンピュータの利用効率を高めることを目的として、しかも事業体ごとの固有の部分のコード化を侵害しない限度において、いかにしてコードの標準化を実施するかが問題の焦点とならなければならない。以下このような基本的な考え方に従って、諸問題の考察をすすめてゆく。

なお、アンケートの回答とともに各社から提供をうけた固定資産品目コードの実際例をあげると、次のとおりである。

(事例1)

固定資産コード

1. コード構成

税法区分			種別		連番		
1けた	2	3	4	5	6	7	8
×	×	×	×	×	×	×	×

2. 対象資産科目

- (1) 建物
- (2) 建物付属設備
- (3) 構築物
- (4) 船梁船台
- ※(5) 機械装置
- (6) 船舶
- (7) 車両
- (8) 工具
- ※(9) 器具備品
- ※(10) 土地

注 1. ※印以外の資産は第1項コード構成によるものとし資産番号の上3けたは税法区分を示す。

下5けたは現品管理用の分類番号および一連番号とし、固定資産管理規程に基づき配番する。

ロ. ※印の資産については次のとおりとする。

A ※(5)機械装置

科目	機種		名称		連番		
1けた	2	3	4	5	6	7	8
5	×	×	×	×	×	×	×

2～8けたは、現品管理用の分類番号および一連番号を示し、固定資産管理規程に基づき配番する。

B ※(9)器具備品

科目	税法区分			連番			
1けた	2	3	4	5	6	7	8
9	×	×	×	×	×	×	×

資産番号の上4けたは税法区分を示し、下4けたは現品管理用の分類番号及び一連番号とし固定資産管理規程に基づき配番する。

C ※(0) 土 地

科目			地 区 別		連 番		
1桁	2	3	4	5	6	7	8
0					×	×	×

2,3けたまでは番号を与えず, 6~8けたで一連番号を示す。

4,5けた

地区別とする

01 本 社

02 大 阪

03 広 島

04 造 船 所

05 市 内

06 長 崎

07 福 岡

08 門 司

(建 物)

科 目	構 造 用 途	3 け た		備 考		耐用 年数
		用 途	細 分			
建 物	鉄筋コンクリート造 1 1	事 務 所 住 宅	1 1 1			75
		学 校 病 院	1 1 2	その他のもの		65
		工 場 倉 庫 A	1 1 3	塩素、塩酸等の影響をうけるもの		30
		” B	1 1 4	その他腐蝕性ガスの影響をうけるもの		35
		” C	1 1 5	著しい蒸気の影響をうけるもの		45
		” D	1 1 6	放射線を直接うけるもの		30
		” E	1 1 7	その他のもの		55
	れんが、石 ブロック造 1 2	事 務 所 住 宅 A	1 2 1	トラス鉄製		65
		” B	1 2 2	その他		55
		学 校 病 院 A	1 2 3	トラス鉄製		60
		” B	1 2 4	その他		50
		工 場 倉 庫 A	1 2 5	トラス鉄製	塩素、塩酸等の影響をうけるもの	30
		” B	1 2 6	その他		25
		” C	1 2 7	トラス鉄製	その他のもの	55
		” D	1 2 8	その他		45
	鉄 骨 造 4 mm 超 1 3	事 務 所 住 宅	1 3 1			50
学 校 病 院		1 3 2			45	
工 場 倉 庫 A		1 3 3	塩素、塩酸等の影響をうけるもの		25	
” B		1 3 4	その他腐蝕性ガスの影響をうけるもの		30	

(以下略)

(建物附属設備)

1けた	2 けた		3 けた		備 考	耐用 年数
科 目	構 造 用 途		用 途 細 分			
建 物 附 属 設 備 2	電 気 設 備	21	蓄 電 池 電 源 設 備	211		6
			そ の 他 の も の	212		15
	給 排 水 衛 生 設 備	22		221	浄化槽	15
	冷暖房通風ボイラー設備	23	冷 房 設 備 (出力22kw以下)	231	冷房設備, 暖房設備	13
			そ の 他 の も の	232	ボイラー	15
	消 火 災 害 報 知 設 備	24		241	火災報告機消火	12
	アーケード又は日よけ設備	25	主として金属性のもの	251	移動屋根	15
			そ の 他 の も の	252		8
	前掲外及び前掲の区分によらないもの	29	主として金属性のもの	291		18
			そ の 他 の も の	292		10

(以下略)

(構築物, 船梁, 船台)

1けた	2 けた		3 けた		備 考	耐用 年数
科 目	構 造 用 途		用 途 細 分			
構 築 物 3	鉄 道 軌 条 用	31	軌条およびその付属品	311		15
			そ の 他 の も の	319	その他のもの	30
	舗装道路および舗装路面	32	コンクリート, 石	321		15
			ア ス フ ァ ル ト	322		10
			ビ チ ュ ー マ ル ク	323		3

(以下略)

(機械装置)

1けた	2けた	3けた		備 考	耐用 年数
科 目	機 種 大 分 類	機 械 小 分 類			
機 械 装 置 5	工 作 機 械 51	旋 盤	5 1 1		12
		フ ラ イ ス 盤	5 1 2		12
		ボ ー ル 盤	5 1 3		12
		中 グ リ 盤	5 1 4		12
		平 削 形 削	5 1 5		12
		研 磨 盤	5 1 6		12
		歯 切 盤	5 1 7		12
		金 切 鋸 盤	5 1 8		12
		そ の 他	5 1 9		12

(以下略)

(船 舶)

1けた	2けた	3けた		備 考	耐用 年数
科 目	構 造 用 途	用 途 細 分			
船 6	船舶法適用鋼船 61	昭和24年以前進水	611		12
		昭和25年以後進水	612	500屯以上	13
		〃	613	500屯未満	16
	船舶法適用木船 62	昭和24年以前進水	621		10
		昭和25年以後進水	622		6
	その他の鋼船 63	そ の 他	631	しゅんせつ船, 砂利採取船発電盤を除く	12
		(曳 船)	632		10
	その他の木船 64	そ の 他	641		8

(車両運搬具)

1けた	2けた	3けた		備 考	耐用 年数
科目	構 造 用 途	用 途 細 分			
車 両 運 搬 具 7	特殊自動車 71	消 防 車 救 急 車 等	711		5
		フ ェ ー ク リ フ ト 等	712		4
		タンク車, じんが車, トラッ クミキサー等 200cc以上	713		3
		” ” 其他	714		4
	前掲以外 72	自 動 車 (除二三輪) 小 型 車 (0cc以上)	721		3
		貨物自動車(400cc以上)	722		5
		そ の 他 の も の	723		6
		二 輪 又 は 三 輪 車	724	原付, 自二	3
		自 転 車	725	自転車	2
		台 車 (金 属)	726		7
		ト ロ ッ コ (”)	727		5
		その他のもの自走能力あり	728		7
		その他のもの自走能力なし	729		4

(工 具)

1けた		2けた		3けた		備 考	耐用 年数
科目	構 造 用 途		用 途 細 分				
工 具 8	測定検査工具	81		811			5
	治具取付工具	82		821			3
	型鍛圧打抜工具	83	型	831			2
			そ の 他	832			3
	切 削 工 具	84		841			2
	前 掲 外	85		851			3
	ロ - ル	86	金属圧延用のもの	861			4
			そ の 他 の も の	862			3
	前掲の区分 によらぬもの	89	白金ノズル	891			13
			そ の 他 A	892	金属性		8
			” B	893	そ の 他		4

(器具備品)

1けた	2けた	3, 4けた		備 考	耐用 年数
科 目	構 造 用 途	用 途 細 分			
器 具 備 品 9	家具電気機器 91	机・椅子・キャビネット(金属)	9101		15
		〃 (他)	9102		8
		応 接 セ ッ ト (その他)	9103		8
		ベ ッ ト	9104		8
		家 具 (金属)	9105		15
		〃 (他)	9106		8
		ラ ジ オ ・ テ レ ビ 等	9107		5
		冷 暖 房 用 機 器	9108		6
		電 気 冷 蔵 庫 等	9109		6
		氷 冷 蔵 庫	9110		4
		カ ー テ ン ・ 寝 具	9111		3
		床 用 敷 物	9112		6
		室 内 装 飾 品(金属)	9113		15
		〃 (その他)	9114		8
		食 事 ち ゅ う 房 用 品 (陶 石 磁 器 ガ ラ ス)	9115		2
		(そ の 他)	9116		5
		そ の 他 の も の (金属)	9117		15
		〃 (その他)	9118		8

(以下略)

(事例2) 固定資産コード

N	NNN	NN	NNN
科目	法定区分	細目	連番

科目コード表

コード番号	科目
1	土地
2	建物
3	建物附属設備
4	構築物
5	機械及装置
6	車輦運搬具
7	工具
8	器具備品
9	(建設仮a/c)

建物法定区分コード表

コード番号	大分類	中分類	小分類	耐用年数
001	鉄筋コンクリート	事務所		65
011	"	寄宿舍住宅用	その他のもの	60
021	"	工場倉庫用		45
101	ブロック造	事務所		50
102	"	"		50
111	"	寄宿舍住宅用		45
121	"	工場倉庫用		40
122	"	"		40
201	鉄骨造 4m/m以上	事務所		45
211	"	寄宿舍住宅用		40

(以下略)

建物附属設備法定区分コード表

コード番号	大 分 類	小 分 類	耐用年数
001	電 気 設 備	そ の 他 の も の	15
009	"	耐用年数9年のもの	9
011	給排水ガス設備		15
019	" "	耐用年数4年のもの	4
021	冷暖房設備	冷房22キロ以下	13
022	"	そ の 他 の も の	15
031	昇降機設備	エレベーター	17

(以下略)

構築物法定区分コード表

コード番号	大 分 類	中 分 類	小 分 類	耐用年数
001	放送無線通信用	鉄 塔	そ の 他 の も の	40
011	"	アンテナ	—	10
101	広告用のもの	金 属 造	—	20
111	"	そ の 他 の も の	—	10
201	庭 園		—	35
301	舗装路面	コンクリート敷	—	15
308	"	"	耐用年数4年のもの	4
309	"	"	" 12年のもの	12
311	"	アスファルト敷	—	10
321	"	ビチューマルク敷	—	3
401	鉄筋コンクリート	水 槽	—	50
411	"	下 水 道	—	35

(以下略)

車両運搬具コード表

コード番号	取得区分	耐用年数
1	乗用車	6
2	貨物車	5
3	レッカー車	3
4	フォークリフト	4
5	二輪車	5
6	自転車	2
7	運搬具	4

器具備品
工 具
機械及装置
法定区分別コード表

名 称	コード番号	法 定 区 分	耐用年数
家具及電気機器	001	事務用品	金 属 製 15
	002	〃	その他のもの 8
	003	応接セット	〃 8
	004	ベッ ド	8
	005	陳列ケース他	その他のもの 8
	006	音響機器	5
	007	冷暖房用機器	6
	008	電気冷蔵庫他	6
	009	氷冷蔵庫他	4
	010	繊維製品	3
	011	床用敷物	その他のもの 6
	012	ちゅう房用品	その他のもの 5
事務機及通信機器	101	タイプライター他	その他のもの 5
	102	計算機他	5
	103	放送用設備	6
	104	電話設備	10
	105	電子計算機	6
時計及測定機器	201	時計	10
	202	度量衡器	5
	203	主として金属製のもの	10

(名 称)	(コード番号)	(法 定 区 分)		耐 用 年 数
写 真 機 製 器	3 0 1	撮 影 機 他		5
看 板 及 告 告 器 具 及 び	4 0 1	看 板 及 ネ オ ン サ イ ン		3
	4 0 2	模 型		2
	4 0 3	そ の 他 の も の	金 属 製	10
金 庫	5 0 1	金 庫	(手 提)	5
	5 0 2	金 庫	そ の 他 の も の	20
医 療 機 器	6 0 1	消 毒 器 具		4
	6 0 2	そ の 他 の も の	金 属 製	10
	6 0 3	そ の 他 の も の	そ の 他 の も の	5
前 外 の 掲 以 も	7 0 1	ロ ー プ 及 シ ー ト		2
	7 0 2	そ の 他 の も の	金 属 製	10
前 分 な 掲 に い の よ ら 工	8 0 1	主 と し て 金 属 製		15
	8 0 2	そ の 他 の も の		8
工 具	9 0 1	測 定 工 具		5
	9 0 2	雑 工 具		3
	9 0 3	切 削 工 具		2

事務用品
001 家具及び電気機器 主として金属製

15年

0.074

細目コード

コード番号	名 称	コード番号	名 称
01	ロ ッ カ ー	25	スチール雑誌棚
02	スチール回転椅子	28	黒板スタンド
03	キャビネット 2段	33	スチール食堂机
04	” 3 ”	35	コントロールパネル
05	” 4 ”	36	セールスカード枠
06	カードケース	37	コピー用机
07	スチール帽子掛	38	衝 立
08	” 新聞 ”	39	スチール黒板
09	” 傘 立	40	” 棚
10	バイデキス 12段	41	” 台
11	” 10 ”	42	アルミケース
12	” 8 ”	43	ポール(飾用)
13	バイデキススタンド	45	スチール会議机
14	耐火書庫	46	スチール工程管理机
15	スチール脇机	47	パイプ椅子
16	” 図面入	48	スチール旗竿
17	計算機スタンド	49	
18	キャビネット(ネガ入れ)	50	
19	更衣カーテン		
20	ホールノートキャビネット		
21	スチール肘付回転椅子		
22	” 両袖机		
23	折疊椅子(パイプ式)	98	否 認 分
24	スチール書架	99	その他のもの

事務用品
002 家具及び電気機器 その他のもの

8 年

0.134

細目コード

コード番号	名 称	コード番号	名 称
01	片 袖 机	28	食 器 戸 棚
02	セ ー ル ス 机	29	角 型 帽 子 掛
03	両 袖 机 (課)	32	カ ー ド B O X 枠 棚
04	〃 (次)	33	湯 沸 し 台
05	〃 (部)	34	黒 板
06	脇 机	35	掲 示 板
07	部 長 平 板 机	36	新 聞 掛
08	木 製 回 転 椅子	37	タ イ ム レ コ ー ダ ー 台
09	肘 付 回 転 椅子 (課)	38	整 理 箱
10	〃 (次)	39	黒 板 掛
11	〃 (部)	40	裁 断 機
13	折 畳 椅 子	41	セ ー ル ス 机 係
14	会 議 机	42	胸 像 台
15	衝 立	43	重 役 机
16	花 台	44	重 役 椅 子
17	丸 型 帽 子 掛	45	木 製 ロ ッ カ ー
18	雑 誌 棚	47	小 椅 子
19	カ タ ロ グ 棚	49	テ レ ビ 台
20	傘 立	50	鏡 台
21	戸 棚	51	座 敷 机
22	流 し 台	52	急 救 箱
23	丸 テ ー ブ ル	53	吊 戸 棚
24	立 机	54	作 業 工 程 管 理 板
25	カ ウ ン タ ー	55	フ ラ ワ ー B O X

(事例3)

固定資産コード

(工具・器具及備品の分類基準)

固定資産の名称				固定資産台帳の番号			
固定資産の種類	構造もしくは名称	構造の細目または用途	購入順の 連続番号				
N	NN	N	NNN				
工 具	治具 及 取付具	孔 明 治 具		7	71	1	×××
		フ ラ イ ス 治 具		7	71	2	×××
		旋 盤 治 具		7	71	3	×××
		ボ ー リ ン グ 治 具		7	71	4	×××
		用 具		7	71	5	×××
		取 付 具		7	71	6	×××
		そ の 他		7	71	9	×××
	測 定 検 査 工 具	測 定 具		7	73	1	×××
		試 験 機		7	73	2	×××
		ケ ー ジ		7	73	3	×××
		測 定 具		7	73	4	×××
		そ の 他		7	73	9	×××
	鍛 造 用 型			7	74	0	×××
	鑄 造 用 型 枠	全 般		7	75	1	×××
		全 型		7	75	2	×××
		小 M		7	75	3	×××
		中 M		7	75	4	×××
		大 M		7	75	5	×××
		コ ア ボ ッ ク ス		7	75	6	×××
		全 枠		7	75	7	×××
		鑄 造 用 具		7	75	8	×××
		そ の 他		7	75	9	×××

(事例4) 勘定科目コード

(固定資産の部)

コード	大 科 目	中 科 目	小 科 目
(1100)	(固 定 資 産) (有 形 固 定 資 産)		
1110 1111	建 物	事 業 用 建 物	事 務 所 住 宅 工 場 倉 庫 車 庫 荷 扱 所 賃 貸 用 建 物 そ の 他
1112		福 利 厚 生 教 育 用 建 物	社 宅 病 院 学 校 ・ 研 修 所 保 育 館 ク ラ ブ ・ 寮 そ の 他
1113		建 物 付 属 設 備	電 気 設 備 給 排 水 衛 生 設 備 冷 暖 房 設 備 昇 降 機 設 備 消 火 ・ 災 害 報 知 設 備 ド ア 自 動 開 閉 設 備 ア ー ケード 設 備 間 仕 切 等 店 用 装 備 そ の 他
1120	構 築 物		(用途および構造によって細分する。)

コード	大 科 目	中 科 目	小 科 目
1130	機 械 装 置		(用途および構造によって細分する。)
1131		主 要 機 械 装 置	
1132		附 属 機 械 装 置	
1140	船 舶 航 空 機		(用途および構造によって細分する。)
1141		船 舶	
1142		その他の水上運搬具	
1143		航 空 機	
1150	車 両 運 搬 具		
1151		鉄 道 車 両	
1152		自 動 車	
			乗 用 車 バ ス 貨 物 車 特 殊 自 動 車
1153		そ の 他 の 運 搬 具	オ ー ト バ イ フ ォ ー ク リ フ ト ト ロ ッ コ そ の 他
1160	工 具 器 具 備 品		
1161		工 具	測 定 工 具 検 査 工 具 治 具 取 付 工 具 ロ ー ル 具 型 工 具 切 削 工 具 そ の 他
			事 務 機 器 通 信 機 器 試 験 測 定 機 器
1162		器 具	

コード	大 科 目	中 科 目	小 科 目
1163		備 品	光 学 器 具 作 業 器 具 医 療 器 具 食 堂 器 具 自 動 販 売 機 そ の 他 事 務 備 品 作 業 用 備 品 看 板 お よ び 広 告 器 具 金 庫 ・ 保 管 庫 容 器 家 具 書 画 ・ 骨 董 そ の 他
1170 1171	土 地	事 業 用 土 地	事 務 所 用 地 住 宅 用 地 工 場 用 地 倉 庫 用 地 車 庫 ・ 駐 車 場 用 地 荷 扱 所 用 地 賃 貸 用 地 そ の 他
1172		雑 用 地	社 宅 用 地 病 院 用 地 学 校 ・ 研 修 所 用 地 体 育 館 及 び 運 動 場 用 地 ク ラ ブ ・ 寮 用 地 そ の 他
1180	建 設 仮 勘 定		(工事のプロジェクト毎に細分する。)

コード	大 科 目	中 科 目	小 科 目
1190	その他の有形固定資産	除却仮勘定 林地 植林・立木 家蓄樹 果	
1191			
1192			
1193			
1194			
1195			
(1200)	(無形固定資産)		
1210	営 業 権		
1220	工 業 所 有 権	特許権 商標権 実用新案権 意匠権 特許権等実施権	
1221			
1222			
1223			
1224			
1225			
1230	質 借 権 等	借地権 地上権 地役権 その他	
1231			
1232			
1233			
1239			
1240	電 話 加 入 権		
1250	鉱 業 権	試掘権 探掘権 租鉱権	
1251			
1252			
1253			
1260	漁 業 権	漁業権 入漁権	
1261			
1262			
1270	水 利 権	水利権 ダム使用権	
1271			
1272			
1280	施 設 利 用 権	電気ガス供給施設利用権 水道施設利用権 工業用水道施設利用権	
1281			
1282			
1283			

コード	大 科 目	中 科 目	小 科 目
1284		専 用 側 線 利 用 権	
1285		鉄 道 軌 道 連 絡	
1286		通 行 施 設 利 用 権	
1287		電 信 電 話 専 用 施 設 利 用 権	
1289		温 泉 利 用 権	
1290	そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	そ の 他 の 利 用 権	
1291		版	
1292		原 画	
1293		著 作	
1299		そ の 他	
(1300)	(投 資 そ の 他 の 資 産)		
1310	投 資 有 価 証 券	株 式	社 債 国 債 政 府 保 証 債 地 方 債 外 債 そ の 他
1311		金 融 債	
1312		電 信 電 話 債	
1313		そ の 他 の 公 社 債	
1314			
1315		投 資 信 託 受 益 証 券	
1316		貸 付 信 託 受 益 証 券	
1320	従 属 会 社 株 式		
1330	従 属 会 社 社 債		
1340	出 資 金		
1350	従 属 会 社 出 資 金		
1360	長 期 貸 付 金		
1361		長 期 貸 付 金	
1362		役 員 長 期 貸 付 金	
1363		従 業 員 長 期 貸 付 金	
1364		支 配 従 属 会 社 長 期 貸 付 金	
1370	投 資 固 定 資 産		

コード	大 科 目	中 科 目	小 科 目
1371	長 期 前 払 費 用 その他の 長期 資産	建 物	
1372		構 築 物	
1373		機 械 装 置	
1374		船 舶 ・ 航 空 機	
1375		車 両 運 搬 具	
1376		工 具 器 具 備 品	
1377		土 地	
1379		そ の 他	
1380			
1390			
1391		長 期 未 収 金	
1392		長 期 滞 り 債 権	
1393		長期保管有価証券	
1394		敷 金	
1395		長 期 差 入 保 証 金	
1396		従業員預り金等引当資産	
1397		長 期 金 銭 信 託	
1398		公 共 的 施 設 等 負 担 金	
			公 共 的 施 設 負 担 金 共 同 的 施 設 負 担 金
1399		そ の 他	

(2)

01 固 定 資 産		
010 有形固定資産	0100 建 物	01000 事 務 所
		01001 倉 庫
	0100V 建物原価償却引当金	
	0101 構 築 物	01010 岸 設 備
	0101V 構築物減価償却引当金	
	0102 車 輛 運 搬 具	01020 乗 用 車
		01021 貨 物 自 動 車
	0102V 車輛運搬具減価償却引当金	
	0103 器 具 備 品	01030 金 庫
		01031 商 品 容 器
		01032 ショールーム
	0103V 器具備品減価償却引当金	
	0104 土 地	
	0105 建 設 仮 勘 定	
011 無形固定資産	0110 営 業 権	
	0110V 営業権減価償却引当金	
	0111 借 地 権	
	0111V 借地権減価償却引当金	
	0112 商 標 権	
	0112V 商標権減価償却引当金	
	0113 実 用 新 案 権	
	0113V 実用新案権減価償却引当金	

(3)

固 定 資 産	12		
有形固定資産	121		
建 物	1210	建 物	12100
構 築 物	1211	構 築 物	12110
機 械 装 置	1212	機 械 装 置	12120
車 輛 運 搬 具	1213	車 輛 運 搬 具	12130
工 具 器 具 備 品	1214		
		工 具	12140
		器 具 ・ 備 品	12141
土 地	1215	土 地	12150
建 設 仮 勘 定	1216	建 設 仮 勘 定	12160

(5)

固 定 資 産	有 形 固 定 資 産	建 物	1	3	1
		構 築 物	1	3	2
		機 械 及 び 装 置	1	3	3
		鉛 白	1	3	4
		車 輛 及 び 運 搬 具	1	3	5
		工 具 器 具 及 び 備 品	1	3	6
		土 地	1	3	7
		建 設 仮 勘 定	1	3	8
		建 設 前 払 金	1	3	9
	無 形 固 定 資 産	特 許 権	1	4	1
		利 用 権	1	4	2
		その他の無形固定資産	1	4	3
		長 期 前 払 費 用	1	4	4

(4)

128	固 定 資 産
129	有形固定資産
130	建 物
131	△ 減価償却引当金
132	構 築 物
133	△ 減価償却引当金
134	機 械 装 置
135	△ 減価償却引当金
136	車 輛 運 搬 具
137	△ 減価償却引当金
138	工 具 器 具 備 品
139	△ 減価償却引当金
140	そ の 他 償 却 資 産
141	△ 減価償却引当金
142	土 地
143	そ の 他
144	建 設 仮 勘 定
145	△ 引 当 金
146	△ 特別減価償却引当金
147	△ 特別減価償却準備金
148	△ 買換資産引当金
149	△ 圧縮記帳引当金
150	無 形 固 定 資 産
151	施 設 利 用 権
152	特 許 権
153	そ の 他
154	投 資
155	関 係 会 社 投 出 資
156	そ の 他 投 出 資
157	関 係 会 社 長 期 債 権
158	長 期 売 上 債 権
159	そ の 他 長 期 債 権
160	投 資 固 定 資 産
161	そ の 他
162	△ 貸 倒 引 当 金

なお物品コード分科会で調査した土地，建築物コードについての結果は次のとおりである。

土地コードに関する回答数は 20 件

企業内標準化したもの 5 件

J I S 制定を明示したもの 8 件

である。

土地コードのエレメントとしては地目（9 件），所在地（都道府県）（4 件），用途（2 件），その他メッシュ・ナンバー，郵便番号，物件別連番，国・公・民有別，固定資産区分，土地の種別，地質，土性，傾斜度，建物構築物，建築の有無，土地所有者，取得年度があげられている。

特にメッシュ・ナンバーによるコード化の制定を急ぐようにとの要望が出されており，メッシュの細分として 200 m × 200 m をあげている。

また不動産登記法令にある地目分類のうち使用ひん度の高い農地（田畑），山林，宅地などは 1 ～ 9 の並列表示ができるようにコード化するよう希望している。

例 1

土地コード（大分類）

1. 田	1. 宅 地	111. 宅 地
2. 畑	2. 山 林	112. 田 地
3. } 宅 地	3. 保 安 林	113. 公 用 地
4. }	4. 原 野	114. 雑 種 地
5. 鉱泉地、池沼	5. 畑	115. 山 林
6. 山 林	6. 鉱 泉 地	116. 原 野
7. 牧 場	7. —	117. 水面埋立地
8. 原 野	8. —	118. —
9. 雑収地	9. そ の 他	119. そ の 他

例 2

登記地目コード 2けた

現況地目コード

地 目	コード
① 田	01
② 畑	02
③ 宅 地	03
④ 塩 田	04
⑤ 鉱 泉 地	05
⑥ 池 沼	06
⑦ 山 林	07
⑧ 牧 場	08
⑨ 原 野	09
⑩ 雑 種 地	10
⑪ そ の 他	11

例 3

地目明細コード 1けた

a) 宅地コード

宅 地			コード
一 般 住 宅 地			1
併 用 住 宅 地	居住の用に 供される 部分	農家において居住の用に 供される部分	2
		農家以外において居住の 用に供される部分	3
	業務の用に供される部分		4
	農 家 の 住 宅 地		
そ の 他 の 宅 地			6

b) 雑種地コード

雑 種 地	コ ー ド
ゴ ル フ 場	1
鉄 軌 道	2
そ の 他	3

例 4

用途地区別コード 2けた

用 途 地 区 別		コ ー ド
商業地区	繁 華 街	1 1
	高 度 商 業 地 区	1 2
	普 通 商 業 地 区	1 3
工業地区	大 工 場 地 区	2 1
	小 工 場 地 区	2 2
	家 内 工 業 地 区	2 3
住宅地区	併 用 住 宅 地 区	3 1
	高 級 住 宅 地 区	3 2
	普 通 住 宅 地 区	3 3
村落地区	集 団 地 区	4 1
	村 落 地 区	4 2
特 殊 地 区		5 1

次に建築物コードについて見ると建築物コードに関する回答数は 17件

企業内制定としたもの 3件

J I S 化を明示したもの 6件

固定資産コードあるいはその一部としたもの 2件

であり、部分的J I S 化を希望するもの2件がある。

建築物コードのエレメントとしては用途(11件)、構造(8件)、材料(6件)、所在地(3件)、耐用年数(2件)、地域(2件)、その他建物番号、機能、図面、設計変更、取得年度、勘定科目、所有者、管理者、完成年月日、材質、主建物・付属建物別があげられている。

日本標準建築物用途分類(行政管理庁) に準拠したJ I S 化が意見として出されており、またエレメントとしての構造、用途については「カナ」の表意コードを望んでいる。

例 1

木・非コード

	コ ー ド
木 造	1
非 木 造	2

例 2

種別コード

種 類 別		コード番号	種 類 別	コード番号
専用住宅	一 般 住 宅 用	0 1	旅 館 ・ 料 亭	1 5
	農 家 用	0 2	待 合	1 6
併用住宅	住宅部分	一般住宅用	事 務 所 ・ 銀 行	1 7
		農 家 用	店 舗 ・ 百 貨 店	1 8
	その他の用の部分		劇 場 ・ 映 画 館	1 9
農 家 住 宅		0 6	キャバレー・ダンスホール	2 0
養 蚕 住 宅		0 7	病 院	2 1
小 漁 者 住 宅		0 8	浴 場	2 2
酪 農 舎		0 9	工 農 家 用	2 3
附属家	一 般 住 宅 用	1 0	場 所 の 他 の 用	2 4
	農 家 用	1 1	倉 農 家 用	2 5
	そ の 他 の 用	1 2	庫 所 の 他 の 用	2 6
ア パ ー ト		1 3	土 一 般 住 宅 用	2 7
ホ テ ル ・ 簡 易 旅 館		1 4	蔵 農 家 用	2 8

例3

構造コード

(非木造)

構 造	コード
鉄骨鉄筋コンクリート造	1
鉄筋コンクリート造	2
鉄 骨 造	3
軽量鉄骨造	4
れんが造	5
コンクリートブロック造	6

(木 造)

構 造	コード
亜鉛葺	1
瓦葺	2
瓦 亜 葺	3
ストレー葺	4
セメント瓦葺	5
草葺	6
合 成	7
そ の 他	8

階 層	コード
一 階 建	1
二 階 建	2
そ の 他	3

例4

新築・増築区分

判 定 区 分	コード
新 築	1
増 築	2
そ の 他	0

例 5

構造別コード

構 造	コ ー ド
木 造 モ ル タ ル 造	1
木 造	2
土 蔵 造	3
鉄 骨 造	4
煉 瓦 造	5
石 造	6
ブ ロ ッ ク 造	7
鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造	8
鉄 骨 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造	9

用途別コード

用 途	コ ー ド
事 務 所	1
社 宅	2
厚 生 寮 他	3
事 業 所 及 営 業 所	4
倉 庫	5
工 場	6
そ の 他 の 建 物	7

(2) J I S 化に対する諸意見

アンケート調査およびインタビューの結果として、固定資産品目コードあるいはコード一般について述べられた意見は、J I S 化に関するものにせよ、社内コードをも含むものにせよ、種々参考に値するものをもっている。そこで次におもな意見を紹介し、解説を付す。

イ. 税法上の固定資産分類基準との関連性をもたせること

税務上の目的を考えた場合、税法とくに「耐用年数省令」における固定資産分類方式を考慮することは不可欠といえよう。

ロ. 勘定科目とならんで制定のこと

固定資産品目コードは、一事業体の内部において勘定科目コードと切り離して考えることはできない。勘定科目コードは企業の会計処理、報告上意義をもつだけでなく、企業の財産保全の一環としての資産管理上も重要な役割を果たしている。これは会計のもつ固有の職能に基づくものである。固定資産品目コードもその点で勘定科目コードと重複する利用目的を有しているのであるから、両コードは密接な関連を有するように設定されることが望まれる。

ハ. 使用目的によってコード化の仕方が異なるものであること

データ・コード化はそれが目的を顧慮されずに行なわれても意味がない。むしろ積極的に目的を明確に認識し、これを出発点としてコード標準化がすゝめられなければならない。コードはいったん標準化され J I S 化された場合には、そう容易かつひんぱんには改訂できないのであるから、現在におけるその利用目的だけでなく、予測しうる長期的将来に向っての利用目的を推定して、これをコード標準化に反映せしめることが必要と考えられる。

ニ. 公共性をもったもの、法的規制を受けるものは J I S 化することが望ましい

データ・コードの J I S 化はコンピュータ利用の効率化をはかると同時に、情報利用の互換性や共同利用化を目的とするものであるから、J I S 化は、公共性をもったものを対象として行なわれるのは当然のことといわなければならない。法的規制を受けるものも結局は一般性をもったものであるから、同様に J I S 化の対象とされなければならない。この要望はデータ・コードを標準化すべき対象を限定するとともに、標準化することの望ましさからざるものを反面において示唆しているものと解される。

3.1.3 取引決済条件コード

(1) アンケート調査の分析

取引決済条件コードは商品取引に関する決済方法および取引に関する条件のコード化であり、J I S 化については、波及範囲のせまいことと、実体のはあくが困難なことからその標準化は不適当と判断された。しかし取引に関して現在おこなわれている実際の事務処理を考えてみると、取引の当事者がそれぞれ独自のコード体系なりそれに類似したものをもっていて、互いに相手の発行した注文書なり納品書を自分のコード体系に変換している実例が多い。このように、もし取引決済に関する条件の一部分でもその標準化が可能であるとすれば、事務の効率化に大いにプラスになり、また、いわゆる購買管理のための基礎データとして役立つと思われる。さらに前回のアンケートの結果において

も、取引決済条件コードのJ I S 化の必要性、緊急性がうかがわれるところから、今回の調査の対象項目に加えられたのであった。

今回のアンケートの結果、79件の回答の中で18件について、何らかの形で取引決済条件コードに記入が見られ、J I S 化希望は4件であった。その中でコードの設定例をみると、決済方法としての現金、手形、相殺などを表わすコードを中心とする体系を示す例が多かった。しかし、なかには次の例にみられるように、かなり詳細にわたってコード化している企業もある。

例	XX	XXXXX	XXXX	AAAA	NNN	NNN	XXXX	NN
	└─┘	└─┘	└─┘	└─┘	└─┘	└─┘	└─┘	└─┘
	〆切日	支払期日基準	手形サイト	金額	割合	計算タイプ	金利日数	利率
	(X:英字 N:数字)							

いずれにしても、調査対象となった会社の多くは取引決済条件コードを設定しておらず、また設定していても、ほとんどが決済条件の中の決済方法についてののみ、そのコード化をおこなっているのが現状といえよう。

次にアンケートの中にあられたコード化に対する意見、要望をみてみると、その数はわずかなのでそこから一般的な結論は出せないが、決済方法を取りまく一部の条件のみをJ I S 化して、それ以外は企業内でおこなうべきであるとする意見が多かった。これは業種ごとに異なる取引きの形式をいかに標準化すべきかという問題、取引きの詳細な内容を当事者以外に知られたくないといった事情、あるいは、またコード化していない部分についてはその標準化に対する認識がまだ少ないといったことによるものと思われる。

以上のように、取引決済条件コードの現状およびアンケートにみられる意見に基づく限りにおいては、J I S 化は決済方法を中心とする一部の条件のみとすることが望ましい結論となる。そして、決済方法としては現金、手形などの限られた方法しかないで、このコード化にあたっては、コードの種類の選択が問題となるだけである。しかし本項では、将来においてさらに多くの条件のJ I S 化が必要となる場合を規定して、取引決済条件コードの項目をできるだけ細部までまとめて参考に供すことにする。

なお、アンケートの回答とともに各社から提供を受けた取引決済関係コードの実例をあげると次のとおりである。

例

(国内関係受渡条件コード)

2 けた目 上 1 けた目	1. 置 場 (渡)	2. 岸 壁 (渡)	5. トラック	6. 貨 車	7. 側 線 (貨車)	8. 船 (又は 艇)	9. 輸送機関 指定なし
1. (置 場) 渡	1 1	1 2					
2. 積 込 渡			2 5	2 6		2 8	
3. 乗 渡			3 5	3 6	3 7	3 8	3 9
4. 卸 (揚) 渡			4 5	4 6		4 8	
5. は い 付 渡			5 5				
6. 積 替 渡						6 8	
7. サービスセンター渡 (乗渡か卸渡か不明)							7 9
8.							
9. そ の 他							9 9

(輸出関係受渡条件コード)

8 0	EX	G O D O W N
8 1	F A S	
8 3	F O B	B E R T H T E R M
8 4	F O B	F I - S T
8 5	C & F	
8 7	C I F	
9 9	その他	

運 用

注文書上に必ず上記のとおり設定する。

略号はローマ字またはカタカナで必ず記入する。

決 済 条 件

H・B		国・輸		品 種	コード		文 言		実数	注 記					
H	B	国	輸		A・N	けた数	A・N	けた数	けた数						
○		○		全品種	A・N	5 又は 6			25 以内	〆切日	決済日	現金 比率	手 サ イ ト	金利負 担期間	利率
○			○	全品種	A	1 又は 3			25 以内	条件	自由コード				

記入要領

コードは該当コードを要素別に記入する。

(例) ① 出荷20日〆切当月末90日約手金利売主負担

コード C・A・0・3・0 ()

② 基本契約通り

コード K () () () () ()

注文者記入せず

③ その他決済条件

コード Z () () () () ()

コードメーカー自由、但し記入は注文者

運 用

① 注文書上に必ず設定するが、国内の6けた目、輸出の下2けた、文言欄の設定はメーカー自由とする。但し設定する場合は上記の通りとする。

② コード表以外の条件コードはメーカー自由（記入は注文者）とする。

コード体系

〆 切 日	コ ー ド	決 済 日	コ ー ド	現 金 比 率	コ ー ド	手形サイト	コ ー ド	金利負担期間	コ ー ド
出荷10日〆切	A	当 月 末	A	全 額 手 形	0	全 額 現 金	0	注文者負担せず	0
" 15日 "	B	翌月 5 日	B	10 現金残手形	1	1 ケ 月	1	1 ケ 月 負 担	1
" 20日 "	C	10 日	C	20 "	2	2 "	2	2 "	2
" 月 末 "	D	15 日	D	30 "	3	3 "	3	3 "	3
検収10日〆切	E	20 日	E	40 "	4	4 "	4	4 "	4
" 15日 "	F	末	F	50 "	5	5 "	5	5 "	5
" 20日 "	G	翌々月末	G	60 "	6	6 "	6	6 "	6
" 月 末 "	H	3ヶ月後月末	H	70 "	7	7 "	7	7 "	7
基 本 契 約	K	4ヶ月後月末	K	80 "	8	8 "	8	8 "	8
そ の 他	Z			90 "	9	9 "	9	9 "	9
				全 額 現 金	X			1/2 負 担	A
				5 現金残手形	A			1/3 負 担	B
				15 "	B				
				25 "	C				
				35 "	D				
				45 "	E				
				55 "	F				
				65 "	G				
				75 "	H				
				85 "	K				
				95 "	L				
				1/3 "	M				

(2) 取引決済条件の実際

取引決済条件は財あるいはサービスの売買にあたってとりかわされる売買契約書および注文書や見積書などに記載されており、特殊な財やサービスの売買の場合を除いてその様式は規格化されていることが多い。また多くの会社では購入にあたってとるべき手順を明文化した購買規定といったものを設けている。そこで、取引決済条件に含まれる諸項目の実態をみるために、数社の購買規定、注文書様式、見積書様式を検討してみた。図1は注文書、図2は見積書の一例である。

注 文 書

発 注 先		納 入 場 所		資 産 番 号							
依 頼 部						調 達 部					
品 名	数 量	単 位	概 算 額	希望納期	発注数量	単 価	発 注 金 額	指定納期			
資産台帳名称		規格・仕様			本注文書による注文引受条件は次のとおりとする。						
備 考					(略)						
依 頼 部					調 達 部						
課	依頼年月日	依頼書番号			注 文 番 号			注 文 年 月 日			
	年 月 日							年 月 日			
TEL ()	注) 1. 資産番号のあるものについては、弊社支給のプレートを取付け たうえ納品のこと。				常 務	部 長	課 長	係 長	係		
資 産 場 所	2. プレートの取付場所その他詳細について係員の指示に従うこと。										

図 1.

見 積 書

第 号
昭和 年 月 日

殿

品 名	数 量	単 価	金 額
		代 金 合 計	
1 代金支払条件：検収後現金直払			
1 納 入 期 限			
1 納 入 場 所			
1 見積有効期限：発行後一ヶ月以内			
備 考			
御照会の上記物件に対して上記のとおり御見積を申し上げます。			

図 2.

以下では取引き決済条件の諸項目についてその内容および標準化の可能性を考えてみることにする。

まず図 1, 2 から取引きの内容に直接関連する項目をあげてみると次のようになる。

① 納入条件として、納入場所、納入期限、納品の際の検査とその費用、延滞料に関する条件が示されている。そしてその他にも、物によっては荷造り包装、輸送方法などに関する条件も考えられる。

② 支払い条件として、現金直払いが示されているが、その他にも支払い方法として、手形、相殺などがあり、また支払い期日、支払い場所などが条件に加わってこよう。

③ 注文品そのものに関する条件として、要求仕様、要求規格、注文数量、価格がある。

以上の各項目は取引き条件の内容そのものに関するものであるが、その他にも、発注先、注文書の作成日時、注文番号、注文を依頼した部課名などを示す項目が加わって一つの注文書を構成している。そこで次にこれらの項目の一つ一つについて検討してみよう。

(イ) 納入場所

納入場所は地理的場所としての納地と、会社内の具体的な倉庫とか置場とか、あるいは部課を示す名称から成るが、取引きのひんどもが多い場合には後者だけで十分である。納地については、J I S 化が進められている場所コードによって標準化することが可能であるが、組織上の場所は企業によってバラバラであり、それを統一することは困難である。したがって納入場所は企業内部のコードが用いられることになるだろう。

(ロ) 納入期限

納入の方法として、発注量が 1 回で納入される一括納入、2 回以上に分けて納入される分割納入、注文主の要求によりそのつど納入する要求分納など、いくつかの方式があるので、それぞれに応じて納入期限を示す必要がある。納入方法についてはある程度の標準化が可能と思われる。納入期限は J I S 化が終っている日付コードを用いればよい。しかし情報化が進むにつれ、時刻の要素が大きくなるので時刻コードも必要になるろう。

(ハ) 検査

納入時における検査は抜き取り検査をはじめとしていろいろな方法でおこなわれ、コード化されている例も多い。

(ニ) 延滞料

延滞料は納期の延滞に対して徴収するものであり、必要なときには条件として明示しておかねばならない。しかし延滞に対する標準的な処理方法が確立されているとは思われない現在では、コード化の対象にはなり得ない。

(ホ) 荷造り包装

梱包の材料、寸法、荷造り具合、荷姿、積み重ねの耐荷重といったことに関する条件だが、これも商品によって変動の幅は大きく、コード化が可能にしても J I S 化の対象にはなり得ない。

(ヘ) 輸送方法

輸送手段としては、トラック、鉄道、航空機、そして船舶による場合が考えられる。そしてそれ

その輸送方法に関連して、運賃および保険料の負担の範囲を決める必要がある。輸送手段についてはコード化が可能であろう。

(h) 支払い方法

購入物品に対する代金の支払方法には、一般的にいつてつぎのような場合が考えられる。

- a) 現金払い……現品を受け入れる前に、全額あるいはその一部を現金にて支払うもので前金払いともいう。
- b) 手形先払い……先払いを手形で支払うもの。
- c) 現品引換現金払い……現品を受け入れると同時にその代金を現金で支払うもの。
- d) 現品引換手形払い……現品を受け入れると同時にその代金を手形で支払うもの。
- e) 一部を前金、残額を納入時に支払う場合……これには前金支払いに現金および手形の別、そして残額の支払いにも現金か手形かで場合が分かれる。
- f) 一定日締切り、後日払い……これはたとえば25日締切り翌月10日払いといった場合であり、支払いは現金あるいは手形による。
- g) 相殺勘定……先方の支払い額と当方の支払い額とを相殺するもの。
- h) 物々交換による場合……支払い方法にはこの他にも特殊なケースがあるかもしれないが、一応この位で実際の取引きの大部分がカバーされると思われる。したがってコード化も不可能ではない。

支払いに関しては更に支払い期日および支払い場所が明示されなければならないが、前者については日時コードが、そして後者については、もし取引き銀行が支払い場所として指定される場合には企業名コードが利用できるだろう。その他にも、現金、手形の両方が用いられる場合にはその割合、あるいはe)の場合には前払い金の割合を明示する必要がある。

(i) 要求仕様、要求規格

注文品に対する仕様の要求は仕様書の形式で添付されることが多い。購入品が標準化された製品であればその品名や銘柄で十分であるが、特殊な製品の場合には、その製品に関して、構造、機能、材質、製造法、設計図面などが加えられることになる。前者の場合には品名コードを使うことができる。

(j) 注文数量、価格

価格条件には取引き数量に応じて、値引き、割引あるいはリベートなどが考えられる。

取引き条件としては、前述の諸条件のほかにも、クレーム処理の方法、解約時の取扱い条件、などいくつかの条件が考えられるが、JIS化の対象とするには問題が多い。

これまでは国内企業間の取引きを想定して、その取引き条件についてみてきたが、さらに、外国企業との取引きにはまた特殊な条件項目が加わることになる。以下では輸出入における取引き条件について考えることになる。

(3) 貿易売買契約の基本条件

貿易売買契約を成立させるうえでもっとも直接的な条件は、品質、価格、数量、受渡し、そして決済に関する条件である。

(イ) 品質条件

取引きしようとする商品の品質を明らかにするためには、品質の基準を何におくか、そしてどの時点での品質をとりあげるのかによっていくつかの場合がある。前者については、大きくわけて、見本を用いる場合（見本売買）と記述ないし説明にもとづく説明売買がある。さらに説明売買は銘柄売買、規格売買、仕様書売買、そして標準品売買に分けられる。

次に品質を決定する時点については、船積時にするか、陸揚時にするかによって、船積品質条件と陸揚品質条件とが考えられる。

(ロ) 価格条件

価格を決める場合にはその基礎となる貿易条件が問題となる。貿易条件は売手がどの範囲までの費用を負担するか、契約品に対する危険負担がどの時点で売り手から買い手に移り変わるか、また契約品の所有権の移転がどの時点で売り手から買い手に移転するかを示す。たとえば、F・O・B・、C・I・F・などがある。

価格条件にはさらに貿易の価格をどこの国の通貨で表示し、決済するかという取引き通貨の問題がある。現在の標準決済規則によれば、ドルをはじめとして、15種類の通貨が指定受領通貨として認められている。

(ハ) 数量条件

数量条件に関してまず問題になるのは取引きの数量基準として用いる単位である。これは商品の性質や慣習から種々のものがあるが、大きく分けると、重量として、ポンド、キログラム、トンなど、容積として、容積トン、バーレルなど、個数として、個、ダース、グロスなど、包装として、樽、袋、箱など、長さとして、メートル、ヤード、そして面積として、sft (square foot) などがある。

次に数量決定の時点をいつにするかによって、船積時の数量を用いる船積数量条件と、陸揚時の数量を用いる陸揚数量条件がある。そして目方をはかる際にも、はかり方をどうするか、風袋をどうするかなどによっていくつかの方法が考えられる。

数量条件にはさらに、数量の過不足があった場合の処理方法や取引き量に上限、下限をつける条件がある。

(ニ) 受渡し条件

受渡し条件としては受渡し場所、受渡し方法、受渡しの期限、そして海上保険などがその主たる内容である。受渡し場所はF・O・B・横浜などのように貿易条件に含められている。受渡し方法も、結局は代金の決済条件の問題となる。そこでまず受渡し期限を考えると、航海にともなう不確実性から、納期としては船積みの時期が用いられるのが普通である。船積時期の決め方には、特定の単一月、何日以内とする場合など、いくつかの方法がある。

海上保険はF・O・B・やC・&・F・契約においては買い手が、そしてC・I・F・契約の場合には売り手が保険会社と契約しなければならない。

(ホ) 決済条件

代金決済の方法としては、信用状決済と荷為替手形決済があり、また代金支払いの時期を考える

と、前払い、延払い、繰延払いとに分かれる。

3.2 標準化の問題点

3.2.1 企業形態コード

(1) コードの利用目的

前項では様々な角度から企業形態の分類を試みた。しかし、もちろん、これらの分類がすべて有用であるとは限らない。もしすべての分類を含めてコード化を考えるとすれば、そのために必要な数あるいはコードの構造は、かなり複雑になってしまうであろう。現状ではせいぜい法律上の分類にもとづく企業形態コードがあれば十分と思われる。さらにいくつかの観点からする企業形態のコードをJIS化の対象に加えるとすれば、そのコードの利用の可能性について考えておく必要がある。

(イ) 一般的な事務処理

現在のところ企業形態コードは、企業コードと結びつけて一般的な事務処理において用いられている。通信事務のための宛名書き、請求書発行などの取引事務などがその例であるが、これらの目的のためにはその性質上、法律上の企業形態が使われている。

(ロ) 各種統計の作成

流動的な企業環境において経営活動を行なうためには、的確なる現状認識とそれにもとづく将来の見通しが必要となる。政府機関をはじめとして各方面で作成されている諸統計は、そのための基礎的なデータとして重要な役割をはたしている。企業ベースのデータも法律的な形態区分をはじめとして、多角的なインデックスがついていれば、同じ基礎データをもとにより多くの有益な統計作成が可能になる。たとえば資本金に基づく規模別の分類を示すコードがあれば、業種別の集中度などを示す統計が簡単に集計されることになる。

(ハ) 検索業務への適用

十分なくわしさをもつ企業形態コードと企業名まで特定できる固有名コードがあれば、企業単位の資料の集積が容易になり、いわゆる会社総鑑とか会社要覧とかの資料のデジタルが可能となり、信用調査、企業系列調査のような業務が容易になる。

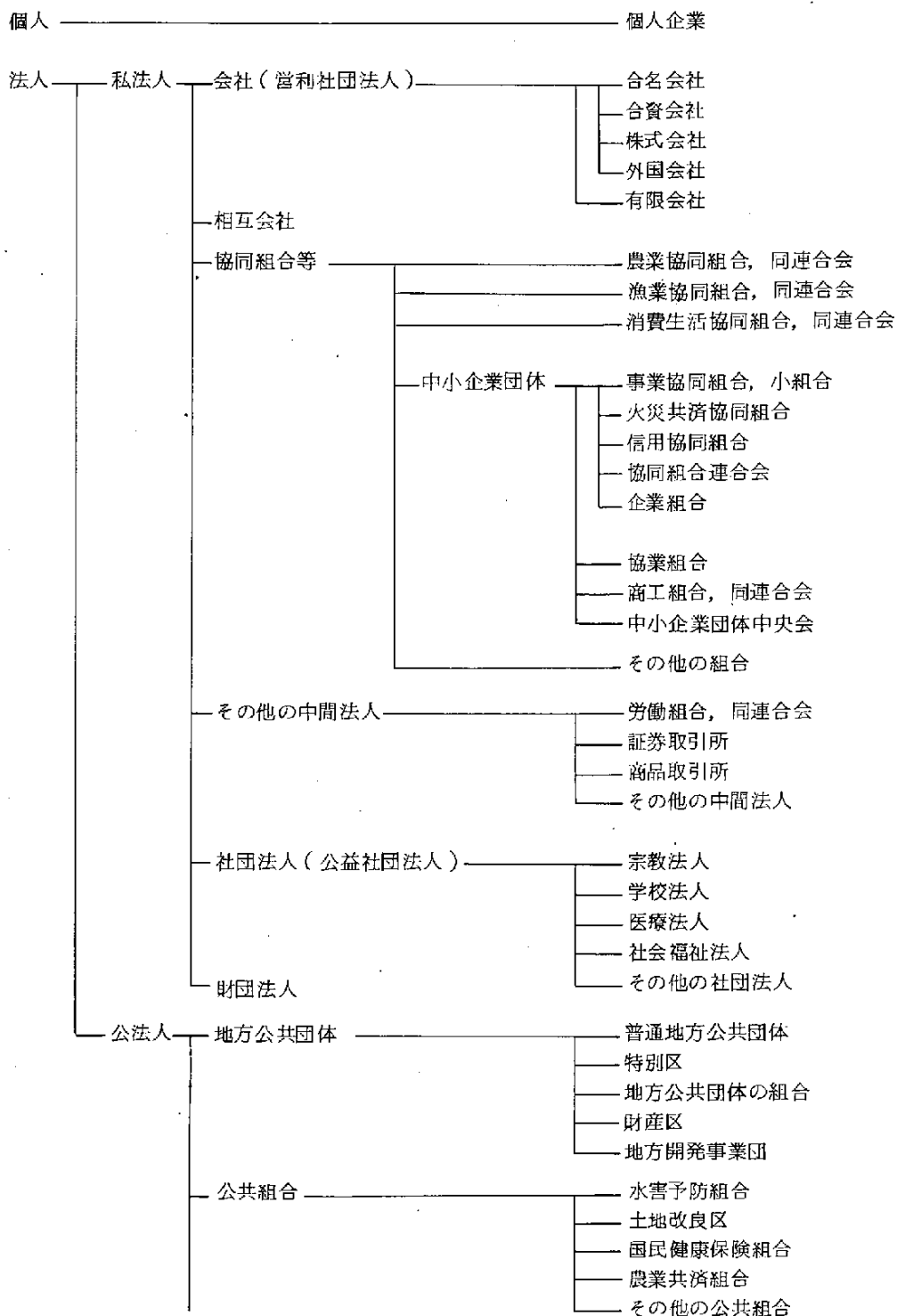
多方面で有効な、このような検索のためのファイルが作りえるかどうかは大きな問題であるが、コードの統一化は資料の流通を生むであろうし、その資料の利用ひん度が高まれば、修正を重ねて十分実務に堪えるものとなろう。

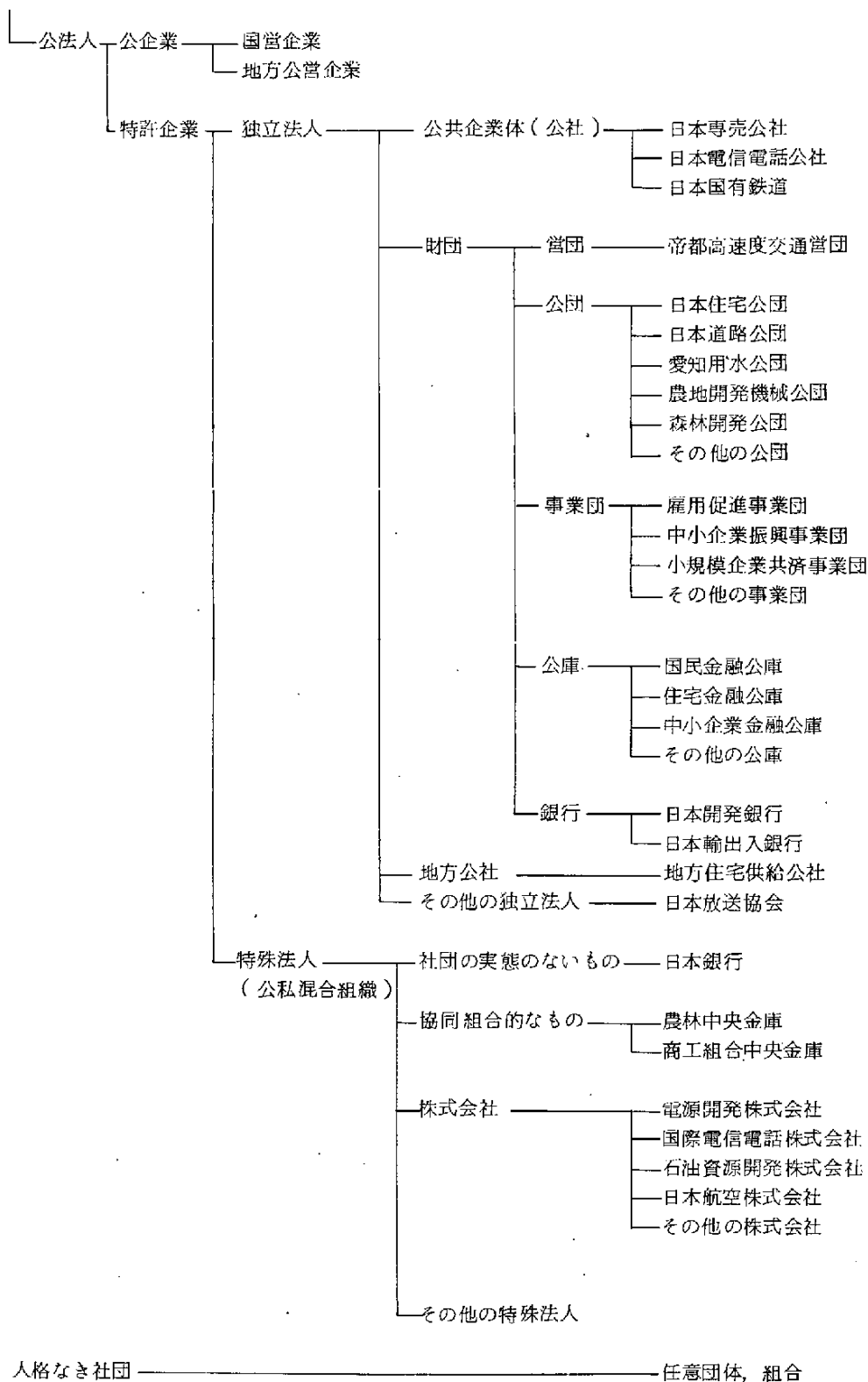
ただし、資本自由化が進展し外資系企業の進出がはなはだしくなったとき、このような資料は非常に有用となり、おおいに利用される可能性がある。

(2) 企業形態コードの体系

企業形態コードの現状および分類の技術的な可能性から考えて、企業形態コードの体系は法律上の形態を中核としたものが一つの案として想定される。しかし、すでに概述した範囲だけを見ても、明快な体系を示すことは困難である。それに、コードの体系という目的を考えると、単に学問的な分類で満足する訳にはいかないし、利用のしかた、利用ひん度（出現ひん度）も問題であり、これら各般の十分な検討のうえで体系を考えなければならない。

当分科会の性質上そこまでの検討はしていないが、前述したことのまとめとして、法律上の形態を
中核とした一つのフレームワークを参考までに示すことにする。





(3) 標準化の問題点

企業形態コードは結局、その利用目的をどこまで広げて考えるかによって、標準化の難易が決まってくることになる。一般的な事務処理のために、単に企業の法律的な形態のみを問題とする限りにおいては、その分類やコードの種類など設定上の技術的な問題はあっても、割合に簡単であろうと思われる。

それに対して、企業形態コードを産業コードや企業コードとともに、各企業のさまざまな側面を表示する多元的なインディケータの一部をなすものと考え、各種の統計作成および調査分析業務のために役立てることを目的とすれば、コードの中におり込むべき内容と、そのために必要なコードのけた数、あるいはその構造の複雑さとの間のバランスも考えなければならないし、いろいろと難問が出てくるであろう。後者の目的のためには法律上の企業形態だけでなく、経済上の形態からの分類、資本金別の分類、売上げ高別の分類、従業員数からの分類などを合成コードの形式で、コード化することが必要であり、その結果はかなり複雑なコード体系になってしまうので、コード設計上も問題が残ることとなろう。一つの案としては合成コード作成のためのエレメントのみをJIS化して、それをどう組み合わせるかは利用者にまかせることが考えられるが、実態として各エレメントが、相当流動的であることには留意しなければならない。

3.2.2 固定資産品目コード

(1) コードの利用目的

固定資産品目コードについての各事業体の使用状況、および標準化に対する意見を考察したが、本項ではその結果を参考にしつつ、とくに固定資産品目コードの体系化を行なうにあたって、考慮しておかなければならない点について、検討したいと思う。

まず第一に、固定資産品目コードをいかなる目的のために利用するかである。コードの利用目的のいかんによっては、コードに盛り込むべき要素の選択、配列の順序、付すべきコードの種類等が相違するのでこれについて考察する。

(イ) 設備投資調査のため

通産省が行なう設備投資調査目的のための固定資産品目コードの標準化は、事業体の外部における利用として必要性があると考えられる。

(ロ) 税務上の利用のため

所得税法、法人税法、地方税法等の規定に従って、固定資産の減価償却計算や固定資産税の算定が行なわれるが、これに関連して固定資産品目コードの標準化は非常に利用価値が高い。

(ハ) 会計計算上の利用のため

固定資産の会計処理および会計報告上、コードの標準化は重要な意味をもっている。具体的には有形固定資産の減価償却、消耗性資産の減耗償却、有形固定資産の修繕、維持、改良、取替え、取得、廃棄除却、売却処分、評価等の会計処理にあたって固定資産品目コードは、きわめて利用価値が高い。とくに事業体がEDP会計システムを導入している場合には、固定資産品目のコード化は、他の

資産、負債、資本、収益、費用、利益、原価などととも、不可欠となっている。もちろんこの場合には、勘定科目コードの設定という形でコード化が展開される。固定資産品目コードはこのような会計上の勘定科目コードと切り離して考えることは不可能である。またこれと関連して、固定資産の実地棚卸にあたっては、固定資産品目コードは利用価値が高い。また、会計上の利用は、税務上の利用と密接な関連をもっていることはいふまでもなく、これは企業の内部、外部の双方における利用法である。

(二) 固定資産実体の管理のため

固定資産は事業体の基本的な財産であるから、事業体の管理者は、その管理、保全に常に努力を払わなければ、管理者としての責任を全うすることができない。具体的には、固定資産の取得、修繕、維持、取替等がその内容である。このような固定資産管理に当たっては、固定資産品目コードはその手がかりとして利用される。これは事業体内部における利用に属する。

(ホ) 国民経済計算ないし社会会計上の利用

マクロ的立場から、国民経済全体における固定資産の在り高計算を行なう場合に、個々の事業体の所有する固定資産を全国的に総計することが必要である。このような国富の計算を行なう場合に、固定資産品目コードをJIS化しておくことはきわめて有効である。

(ヘ) その他の目的

たとえば、損害保険の見地から、保険契約の対象となる固定資産をコード化しておくことは有効である。現在においても固定資産品目コードの利用の可能性は、他にも考えられるであろうし、また将来においても新たな利用の必要が生ずることが予想される。

(2) 固定資産の範囲について

固定資産品目コードを標準化するにあたって、固定資産をどのように定義づけるかによって、その及ぶ範囲はいちじるしく相違し、その結果は利用目的にも大きな影響を及ぼす。したがってコード化にあたっては、固定資産の範囲を明確にしておくことが不可欠といえよう。

会計学上の固定資産とは、事業体の経営目的のために、長期的に使用するために所有される資産および長期間、他の目的に利用しえない資金的資産をいうものとされており、流動資産に対する概念である。別な見方をするならば、企業内に固定化されたいわゆる固定資本の具体的な存在形態であり、通常の営業の過程において換金されないか、あるいは換金速度が遅く、営業過程において、その価値が部分的、逐次的に生産物に移転され、もしくは収益に負担せられるものである。固定資産と流動資産とは通常一年基準によって区別される。すなわち一年以内に他の資産に転換する資産を流動資産とし、一年をこえて企業内にとどまったり、他の資産に転換するのに一年をこえる長い年月を要するものを固定資産とする。

固定資産は一般に、土地、建物、機械設備、構築物、車両運搬具、建設仮勘定のような有形固定資産、のれん、商標権、特許権、意匠権などのような無形固定資産および長期間保有される株式、社債などの有価証券や、他会社に対する出資金のような長期投資の三つに分類されている。しかしながら

固定資産の定義からすれば、会社の創立費、開業費、新株式発行費、社債発行差金などのいわゆる繰延資産ならびに長期前払費用も固定資産に含めることも別に問題はない。

会計上資産というのは、財産、用役、貨幣、債権等で、それが一定の主体の所有権下におかれており、その取得にあたって何らかの経済的犠牲を要し、またそれゆえに貨幣的評価が可能であって、しかも所有主体に対して何らかの便益や効用をもたらすものをいう。したがっていかなる物財でもそれが、特定の所有者に帰属していない場合には、資産とはいえない。この点、注意を要する。

さらに固定資産と流動資産の区別についてみると、特定の財産や債権などが、絶対的な意味において流動資産または固定資産に分類されるわけではない。一年基準は資産とその所有主体の当該資産利用目的との相対的関係を表明したものである。それ故に土地や建物という不動産が必ずしも固定資産に分類されるとは限らない。特定の製品を製造している事業体にとって、工場敷地や工場建物は固定資産として扱われるが、不動産売買業者が所有し、取引の対象とする土地や建物は、不動産業者にとっては商品であり流動資産に属し、固定資産ではない。また造船会社が建設中の船舶は、当該会社にとって製品または仕掛品たる流動資産であり、船舶を購入して、物資や人員の輸送に利用する船舶会社にとってのみ運搬具たる固定資産となる。

このように固定資産の範囲を決定するにあたっては、種々の問題点があることを見過ごすことができない。とくに固定資産品目コードをJIS化するにあたっては、コード化の対象とする範囲を有形固定資産に限定するか、無形固定資産をも含めるか、あるいは会計上の固定資産全般に広げるかが、解決しておかなければならない重要な問題である。

(3) 標準化のための問題点

コード化一般に該当することでもあるが、固定資産品目コードの体系化を行なうにあたっては、JIS化する部分と各事業体別にコード化する部分とをどのように、区分するかがもっとも重要な問題である。JIS化した部分については、情報の互換性がえられ、共同利用が可能になるから、さきに考察したコードの利用目的に照らして、事業体の外部における利用あるいは内部、外部の両方に利用しうる目的に応じうるようにJIS化をすることが合理的と思われる。すなわち企業外部における目的である設備投資調査の目的、税務上の利用、国民経済計算上の利用および企業の内部、外部ともに利用しうる会計計算上の利用に必要な部分をJIS化することが要求されるのである。会計計算上の利用は、企業内部における会計処理上の利用と同時に、それが税務上の利用につながり、また会計報告書は企業の内外において広く利用されるのである。つまり内部的には、会計処理および経営管理上役に立ち、証券取引法や商法に従って、公表される財務諸表は広く金融機関、経済雑誌社、経済研究所、行政当局、株主、取引先、競争企業、労働組合等々によって分析され、観察されることになる。すなわち、情報の互換性を保ち、共同利用をはかるのに必要にして十分なコード部分をJIS化し、純粋に企業内部的にのみ利用する部分は、これを企業の自由にまかせ、その必要に応じた形でコード化することが望ましい。

次に問題となることは、JIS化する場合に許されうるけた数の最大限をどこに定めるかである。その場合、情報の互換性と共同利用を可能ならしめるに必要にして十分な部分をJIS化することが基本的

条件であるが、それは具体的には、勘定科目コード、耐用年数省令等を参考にすることによって決定されることになろう。

(4) コードの種類

固定資産品目コードをJIS化するに当って、いかなるコードを使用するかという問題は、勘定科目コードや税務上の利用との関連を考慮すべきであって、単独には決定しえない。勘定科目コード等がどのように決定されるかによって定めるのが、情報利用に照らして合理的である。

会計上の勘定分類は従来からデシマル・システムが採用されている。固定資産品目コードについては、区分コード、けた別コードなども検討してJIS化を行ない、これに事業体独自のコードを付して、全体としては、合成コードとして利用されることになるであろう。

3.2.3 取引決済条件コード

(1) コードの体系

これまでの議論の中から、コード化の対象として考えることのできる項目について、まとめてみると次のとおりである。

(イ) 納入条件

① 納入場所……地名コード

② 納入期限……口付コード

③ 輸送方法 トラック便

鉄 道 便

航 空 便

船 便

(ロ) 支払条件

現金先払

手形先払

現品引換現金払

現品引換手形払

一部前金払

一定締切後日払

相殺勘定

物々交換

支払い場所……企業（銀行）コード

(ハ) 貿易関係

a 品質条件

1) 品質決定の方法

見本売買

説明売買

銘柄売買

規格売買

仕様書売買

標準品売買

2) 品質決定の時期

船積品質条件

陸揚品質条件

b 価格条件

1) 貿易条件

揚げ地条件	Ex Ship (着船渡し)
	Ex Quay (埠頭渡し)
	In Bond (保税渡し)
	Ex Customs (通関渡し)
	Franco (持込み渡し)
積み地条件	Loco (現場渡し)
	F.O.T. (貨車渡し)
	Ex Warehouse (倉庫渡し)
	F.A.S. (船側渡し)
	F.O.B. (本船渡し)
	C.I.F. (運賃保険料込み渡し)

2) 取引通貨

米・ドル	オランダ・ギルダ
英・ポンド	オーストリア・シリング
カナダ・ドル	デンマーク・クローネ
スイス・フラン	イタリア・リラ
ドイツ・マルク	ノルウエー・クローネ
スウェーデン・クローネ	ポルトガル・エスクード
フランス・フラン	日本・円
ベルギー・フラン	

c 数量条件

1) 重量

ポンド

キログラム

トン

重量トン

重トン

軽トン

メートル・トン

容積トン

2) 数量決定の時点

船積数量条件

陸揚数量条件

3) 計量の方法

突 看

総重量

純重量

正味重量

ドラフト看

d 受渡し条件

1) 船積み時期

単一月

連 月

特定日数以内

直積み

Immediate Shipment

Prompt Shipment

As soon as possible Shipment

At once

Soonest

Without delay

Ready

Near delivery

e 決済条件

信用状決済

荷為替手形決済

D/P 手形決済

D/A 手形決済

前払い

延払い

繰延払い

(2) 標準化の問題点

取引き決済に関する条件は、取引きされる商品あるいはサービスの性質によって異なる場合が多く、たとえ個々の条件のコード化が可能であっても、いくつかの条件から構成される取引き、決済条件を多業種にわたって利用できるように標準化することはきわめて困難である。その標準化のためには現行の取引き決済の状況をさらに詳しく調査し、いくつかのパターンに類別して、その中から共通の取引き決済形式を見出すことが必要であるが、複雑多岐にわたる商慣習等の関係から、実態のはあくはきわめ

て困難であろう。

また取引決済コードの利用は、直接的には売買の当事者、および取引銀行に限られるわけで、波及範囲は狭い。したがって情報交換のための標準化ということを考える場合においても、当事者間、あるいは業界内部での標準化で十分と思われる。

さらに取引決済条件という、当事者企業にとってはかなり機密的な事項についてのJIS化には、反対も予想される。

3.3 提 言

3.3.1 企業形態コード

企業形態コードをJIS化とするならば、当面法律上の形態にしばってJIS化を進めるのが妥当であろう。

昨年度の標準化体系調査においては、必要性、緊急性、実現性ともに○印でAに区分されているが、これも法律上の企業形態をあらわすコードとしての結論と思われる。

なお、企業コード、事業所コードなどとの関連もあわせて考えておくことが望ましい。

3.3.2 固定資産品目コード

(1) コード標準化にあたっての要点

固定資産品目コードのJIS化に当たっては、それがいかなる目的のために利用されるか、すなわちJIS化されたコードの利用目的を明確にしておくことが、基本的な前提となる。すでに考察したように、固定資産コードの利用目的には、設備投資調査、税務目的、会計上の利用、国民経済計算目的、固定資産実体の管理等がある。これらの利用目的のうち、固定資産実体の各事業体による管理を除き、その他の目的はすべて事業体外部における利用に関連をもっている。したがってこれらの目的に応ずるように、また、これらの目的を満たすに必要かつ十分なだけ、JIS化を行なえばよい。固定資産実体の管理目的のためには、コード化の要領を示し、各事業体が独自にコード化を行なう部分についての指針を提供すればよい。

なおJIS化はこれをできる限り広い範囲で行なえばよいというように考えることは、決して好ましいことではない。JIS化の範囲をむやみに広げること、けた数の制約から各事業体の独自の利用の余地を侵害することになって、むしろ弊害をとまうことになろう。したがって、情報の共同利用に資するに必要かつ十分な範囲でコードの標準化を行なうと同時に、各事業体の固有の利用のために必要な範囲を十分に確保しておくことが積極的に配慮されなければならない。

(2) コードの体系

固定資産品目コードを設定するにあたっては、まずコード化の対象である固定資産を、いかなる範囲に限定するかが問題となる。結論からいうならば、ここでは会計上の有形固定資産を対象とするのが妥当ではないかと思われる。その理由は、第一に「固定資産品目」といった場合、一般には有形の財貨をさすのが常識であり、無形固定資産である営業権や商標権、特許権等の法律上の権利、投資たる株式、社債、他企業への出資金等を含めるのは妥当ではないと考えられるからである。第二に、無形固定資産や投資はその内容が、きわめて単純であって、勘定科目コードをそのまま適用することに

よって十分事足りるために、固定資産品目コードの設定にあたって、あえて問題とする必要もないからである。これに対して、有形固定資産はその種類も多く、その内容や使用目的等も複雑多岐にわたっているために、勘定科目コードをそのまま適用することでは、まったく不十分であり、これを導入しながらも、さらに利用目的に即して細分化したコードを設定することが必要と考えられる。

このようにして、固定資産品目コードの設定対象は、有形固定資産にしぼってこれを考察したい。

以上の範囲で固定資産品目コードのJ I S化を考えるにあたって、固定資産品目の体系がまず確立されなければならない。有形固定資産はまずその種類に従って大分類される必要がある。この大分類は、国民経済計算ないし社会会計、設備投資調査等の企業外的利用の視点からみて、別にJ I S化されるべき勘定科目コードの大科目(款)の分類に従うのが妥当と思われる。大科目分類は公表財務諸表の一つである貸借対照表における有形固定資産の記載項目に即応したものであり、会計関係法規や業種別会計規則等に規定されているものである。この大科目分類によって固定資産品目コードの体系、およびそのコード化が勘定科目体系およびそのコード化と共有する部分をもつことになって、両コード体系の互換性や関連が確保されることになる。なお大科目分類は税法「耐用年数省令別表」における「種類」区分と、一致するようにしておけば、固定資産品目コードは税法上の固定資産体系とも結びつき、三つのコード体系が共有部分をもつことになる。しかしながら「耐用年数省令」は、有形固定資産の減価償却を目的とするものであるから、償却されない土地、建設仮勘定等を含まず、その点では、固定資産品目体系および勘定科目体系と、地方税法上の固定資産体系に相違が生ずることになる。これらの科目の中科目分類は勘定科目コードの中科目区分を利用するのが妥当であろう。

次に上の大科目をさらに区分することによって、会計および税務における減価償却計算書の利用目的が満たされなければならない。この段階では会計上は勘定科目のレベルにおける分類が行なわれるのであるが、勘定科目は公表財務諸表上必ずしも、そのままの形で表示されるわけではないから、勘定科目体系に従った中科目分類を固定資産品目体系に導入する必要はない。むしろ減価償却計算目的からは「耐用年数省令別表」における中区分である「構造または用途」分類を導入する方が有意義であると思われる。「構造または用途」分類はそれ自体はさして意味はないが、耐用年数を具体的に定めてある「細目」分類を行なうための中間的な区分として役に立つ。このようにして中科目分類は、税務上ならびに会計上の減価償却計算を目的とし、大科目たる「種類」と小科目たる「細目」とをつなぐための分類として「耐用年数省令別表」の中区分たる「構造または用途」分類に従って行なわれるのが適切である。

小科目としては、すでに上に述べたように、「耐用年数省令別表」における「細目」区分を導入するのが合目的である。「細目」に従った小科目分類は固定資産の耐用年数を定める区分であって、減価償却計算上有意義であると同時に、これを受けた個別の固定資産区分への基礎をなすのである。

以上固定資産の大科目、中科目および小科目の分類は、国民経済計算ないし社会会計、設備投資調査、税務、上会計上の減価償却計算という公共的、企業外部的利用のうえから必要なものであって、固定資産品目コードはこれら三つの科目区分を、勘定科目コードをうけてJ I S化することが望ましい。これ以外の区分のコード化は、固定資産の実体管理等のための企業内部的利用を旨とするものであるか

ら、企業ごとの個別コードにまかせればよい。

J I S 化されるコード部分の一例を示せば次のようになる。

(大 科 目) (中 科 目) (小 科 目)

種 類 構造または用途
 もしくは勘定科
 目 細 目

勘定科目

J I S コード

次に J I S 化されるべき大、中および小科目のうち、大および中科目の体系を示す。

(大科目)種 類	(中科目)構造または用途	(小科目)細 目
建 物	鉄骨鉄筋コンクリート造りまたは鉄筋コンクリート造りのもの れんが造り、石造り、またはブロック造りのもの 鉄骨造りのもの(骨格材の肉厚 4 mm をこえるもの) " (" 3 mm をこえ 4 mm 以下のもの) " (" 3 mm 以下のもの) 土蔵造りのもの 木造(簡易木造を除く)または合成樹脂造りのもの 木造モルタル造り(簡易木骨モルタル造りを除く)のもの 簡易木造または簡易木骨モルタル造りのもの	「耐用年数省令」 別表の「細目」による。
建物付属設備	電気設備 給排水または衛生設備およびガス設備 冷房、暖房、通風またはボイラー設備 昇降機設備 消火または災害報知設備 エヤカーテンまたはドア自動開閉設備 アーケードまたは日よけ設備 店用簡易装備および簡易間仕切り 前掲のもの以外のものおよび前掲の区分によらないもの	「耐用年数省令」 別表の「細目」による。
構 築 物	鉄道業用または軌道業用のもの その他の鉄道用または軌道用のもの 発電用または送配電用のもの 放送用または無線通信用のもの 広告用のもの	「耐用年数省令」 別表の「細目」による。

	競技場用または遊園地用のもの 庭 園 舗装道路および舗装路面 鉄骨鉄筋コンクリート造り，または鉄筋コンクリート造りのもの（前掲のものを除く） コンクリート造りのもの（前掲のものを除く） れんが造りのもの（前掲のものを除く） 石造りのもの（前掲のものを除く） 土造りのもの（前掲のものを除く） 金属造りのもの（前掲のものを除く） 合成樹脂造りのもの（前掲のものを除く） 木造のもの（前掲のものを除く） 前掲のもの以外のもの，および前掲の区分によらないもの 「耐用年数省令」別表7の構築物	
機 械 装 置	「耐用年数省令」別表2，別表5，別表6，別表7における機械および装置	「耐用年数省令」別表の「細目」による。
船 船	船舶法第4条から第19条までの適用を受ける鋼船 漁 船 油 船 薬品船 その他のもの 船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船 漁 船 薬品船 その他のもの 船舶法第4条から第19条までの適用を受ける水中翼船 その他のもの 鋼 船 木 船 その他のもの	「耐用年数省令」別表の「細目」による。
航 空 機	飛 行 機 その他のもの	「耐用年数省令」別表の「細目」による。

車両および運輸具	鉄道用または軌道用車両（架空索道用搬器を含む） 特殊自動車（別表2第334号の自走式作業用機械を含まない） 運送事業用，貸自動車業用または自動車教習所用の車両および運搬具（前掲のものを除く） 前掲のもの以外のもの	「耐用年数省令」別表の「細目」による。
工 具	測定工具および検査工具（電気または電子を利用するものを含む） 治工具および取付工具 ロール 型（型わくを含む），鍛圧工具および打抜工具 切削工具 金属性柱およびカッペ 活字および活字に常用される金属 前掲のもの以外のもの 前掲の区分によらないもの	「耐用年数省令」別表の「細目」による。
器具および備品	家具電気機器（ガス機器を含む）および家庭用品（他の項に掲げるものを除く） 事務機器および通信機器 時計，試験機器および測定機器 光学機器および写真製作機器 看板および広告器具 容器および金庫 理容または美容機器 医療機器 娯楽またはスポーツ器具および興行または演劇用具 生 物 前掲のもの以外のもの 前掲する資産のうち，当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの，および前掲の区分によらないもの	「耐用年数省令」別表の「細目」による。

土 地	事業用地 雑用地	
建設仮勘定		
その他の有形固定資産	除却仮勘定 林 地 植林・立木 牛 馬 豚 めん羊およびやぎ (果 樹) かんきつ樹 りんご " ぶどう " なし " 桃 " 桜 桃 " び わ " く り " 梅 " か き " あんず " すもも " いちじく " 茶 " オリーブ " つばき " 桑 " こりやなぎ みつまた こうぞ もうそう竹 ラミー ホップ まおちゃん	「耐用年数省令」 別表の「細目」に よる。 「耐用年数省令」 別表の「細目」に よる。

上述の固定資産品目体系表において、土地については、「耐用年数省令」における別表に含まれていないために、中科目区分を勘定科目コードに従った。

(3) 事業体固有のコード設定上の指針

固定資産品目コードについてJ I S 化が行なわれても、なおかつ事業体固有のコード部分を設定する必要がある。そこでJ I S 化部分につづく事業体固有の部分の設定の指針を述べてみたいと思う。

固定資産品目コードの事業体内部における固有の利用法は、固定資産の実体管理である。そこで固定資産の実体管理を中心にコード化の方向を示すことにしよう。

固定資産の実体管理にあたっては、固定資産のおかれている場所（本店、支店、工場等）、所在地、取得年月日また取得順番、耐用年数、連番号等が、J I S 化されている種類や構造等に付加されなければならない。減価償却、取替え、修繕、維持、改良等の固定資産管理のためには、これらのデータ・コードが必要とされるからである。そこで事業体の固有コード部分についての設定例をあげるならば、次のようになるであろう。

（大科目） 種 類 （貸借対照 表記載項目）	（中科目） 構造または 用 途 もしくは勘 定 科 目	（小科目） 細 目	本 店 支 店 工 場	所 在 地	取得年 月 日 または 取 得 順 番	耐用年数	連番号
J I S コード			事業体固有コード				

3.3.3 取引決済条件コード

取引決済条件は、複雑多岐にわたっているためコード化が困難であるばかりでなく、その利用による波及範囲も狭い。すなわちコードの標準化はいろいろと検討の余地が多く、昨年度の調査においてもJ I S 化は不適当とされている。

しかし取引決済条件コードを全体として標準化することが困難であるとしても、取引決済条件を構成するエレメントのうち、一般的ないくつかについてエレメントコードを定めることは検討に値するであろう。

3.4 結 論

経営経済コードの利用の現状、利用の範囲等は前述のとおりコードの種類によって、大きな差がある。したがって単純に標準化、J I S 化を幅広く進めることは意味がないばかりでなく、かえって弊害を伴うこともあるであろう。利用ひんどが多く、波及効果が大きいもので、標準化可能なものはJ I S 化することが望ましい。

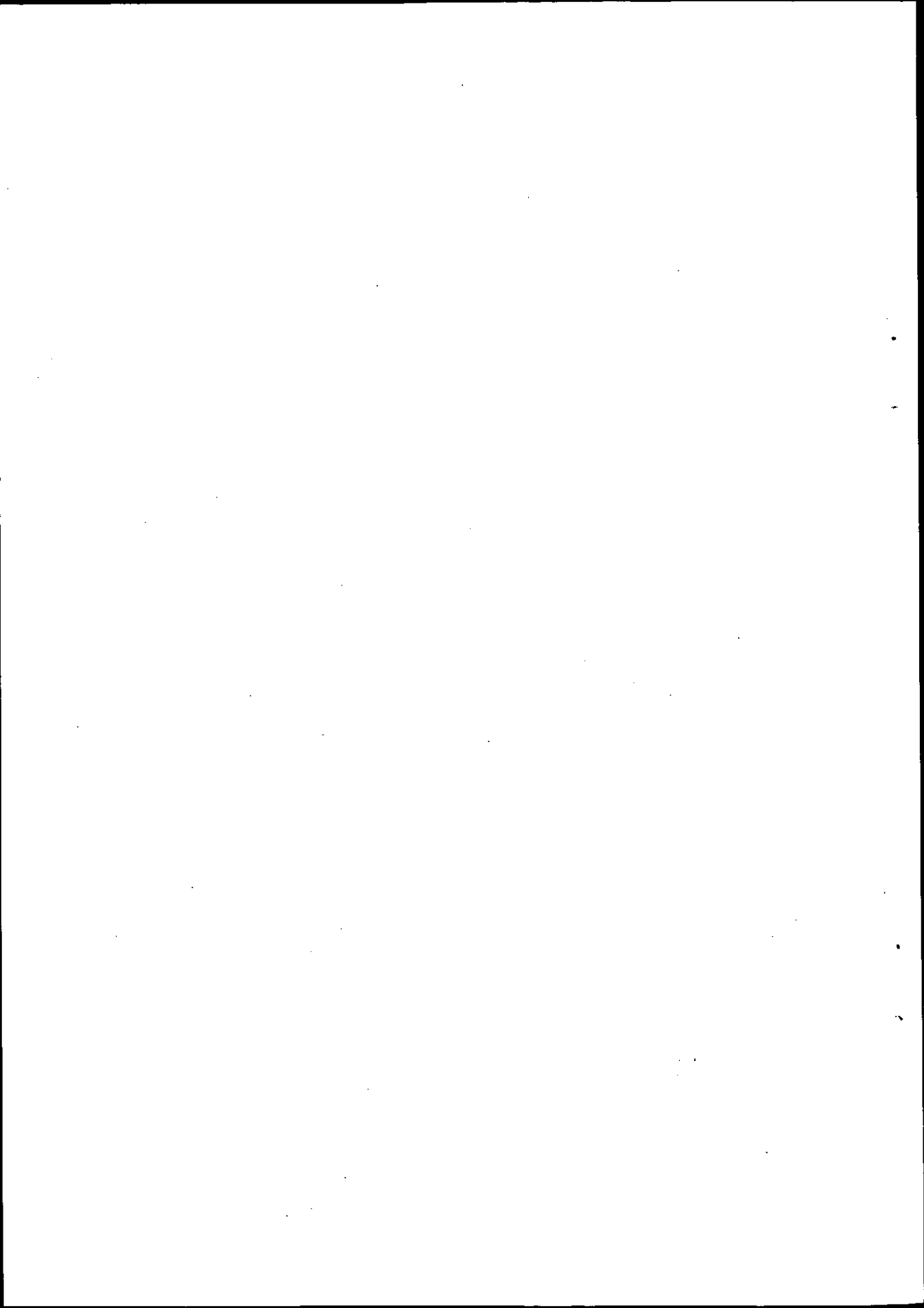
たとえば固定資産品目コードであるが、アンケートやインタビューによっても判るように、各事業体の多くは、すでに必要に応じて独自のコードを設定し、かつ利用している。中には多くの時間をかけ、努力をはらって、かなり完備したコード体系を持っているものも少なくない。これらの企業は、J I S 化によって場合によっては、コード体系の全面改訂ということも起り得る訳で、これに対しては

かなりの抵抗を感じるであろう。

だからといって、いたずらにJ I S化をためらっていたのでは、その趣旨は実現されないことになる。したがってできるだけ早い機会に、データ・コードの標準化体系を完成公表することが望ましい。少くとも今後、コード化を行なう事業体にとっては指針を与えることになるし、現在コード体系を持っている事業体にとっても、J I S化されたものが、真によい体系であるならば、機会をとらえて逐次使用することとなろう。

しかしデータ・コードのJ I S化には双刃の剣のような面があるので、制定にあたっては慎重な検討が必要であり、さらに利用のしかたについては十分な配慮を忘れてはならない。

4. 物 品 コ ー ド



4. 物 品 コ ー ド

4.1 コードの現状

(1) 概説

物品コードのうち、材料コード、輸送機種・船種コードを調査の対象とした。なお、物品コードの範囲からはずれるが、建設コードのうち、建築物コードについても調査の対象にいて作業を進めた。この調査の結果は次のとおりである。

4.1.1 材料コード

材料コードに関する回答数は31件

企業内標準化 8件

J I S 化を明示したもの 8件

である。J I S 化を明示したものの中に大分類をJ I S にし、小分類および連番号を企業内とした部分的J I S 化を希望するものが4件含まれている。

材料コードのエレメントとしては材質(7件)、品名(7件)、品種(5件)、材種(4件)、サイズ(3件)、用途(3件)、寸法(2件)、厚み(2件)、版数、商品コード、主材副材別形状、仕様、グレード、品目、輸入・国内・自社製別、専用・標準別、地域別(原料の場合)、原価要素、資産番号、勘定科目、受払単位、扱い区分、準備区分、管理区分、工場、保管場所、産業分類があげられている。これらのエレメントのうちJ I S で規定すべきものとして材種、品種、サイズ、品名、形状、規格、産業分類がある。

鉄鋼、非鉄金属の材質については外国規格の取り扱いを考慮し、J I S 規格の記号がそのまま適用されるような標準化を希望している。

なお、アンケートの回答とともに各社から提供を受けた材料コードの例はつぎのとおりである。

例1.

T I S 材 料 コ ー ド 表 0 5 4 - 1									
第 1 区 分		第 2 区 分		第 3 区 分		第 1 区 分		第 2 区 分	
6	FC 鑄造品	1	FC 20	0	ド ビ ー 機 用			5	PBC 1 A
				1	織 機 用				1 6
				2	準 備 機 用			6	PBC 2 A
				3	工 機 用				1 6
				4	M A V 用				
									(FC20と同分類)
									"

第 1 区 分	第 2 区 分	第 3 区 分	第 1 区 分	第 2 区 分	第 3 区 分
		5 試作,金型,治工具 6 芯金, 冷金, 金枠 定盤			
	2 FC 30	(FC20と同分類)	8 アルミ鑄造品	0 Pb	$\frac{1}{6}$ (FC20と同 分類)
	3 ダクタイル	$\frac{1}{6}$ "		1 AC/A-F	$\frac{1}{6}$ "
	4 マレアブル	$\frac{1}{6}$ "		2 AC2A-F	$\frac{1}{6}$ "
	5 鑄 鋼 品	$\frac{1}{6}$ "		3 AC4A-F	$\frac{1}{6}$ "
				4 AC7A-F	$\frac{1}{6}$ "
	9 外注加工付 鑄造品	1		5 AC7B-F	$\frac{1}{6}$ "
				6 AC 5A	$\frac{1}{6}$ "
7 砲金鑄造品	1 BC 2	$\frac{1}{6}$ (FC20と同分類)		7 A B Z	
	2 BC 3	$\frac{1}{6}$ "			
	3 BC 6	$\frac{1}{6}$ "			
	4 LBC 3	$\frac{1}{6}$ "			

例 2.

T I S 鋼 材 コ ー ド 表					0 5 4 - 2
第 1 区 分	第 2 区 分	第 3 区 分	第 4 区 分	備考	記 号
0 普通黒皮棒鋼	1 一般構造 用圧延鋼	1 黒 皮 丸 鋼	外径寸法 4 桁(単位0.1%)	注 1	SS $\frac{34}{55}$ B
		2 黒 皮 平 鋼	巾と厚さ寸法2桁の組合せ	注 2	" F
		3 黒 皮 角 鋼	等辺寸法4桁(単位0.1%)	注 1	" B
	2 S 1 5 C	$\frac{1}{3}$ (一般構造用圧 延鋼と同分類)			
	3 S 2 5 C	" "			
1 普通磨棒鋼	1 一般構造 用圧延鋼	4 磨 丸 鋼	外径寸法4桁(単位0.1%)	注 1	SS $\frac{34}{55}$ B

第 1 区 分		第 2 区 分		第 3 区 分		第 4 区 分	備考	記 号
				5	研 磨 丸 鋼	外径寸法4桁(単位0.1%)	注 1	SS ³⁴ ₅₅ B-G
				6	磨 平 鋼	巾と厚さ寸法各2桁の組合せ	注 2	" F-D
				7	磨 角 鋼	等辺寸法4桁(単位0.1%)	注 1	" B-D
				8	磨 六 角 鋼	対辺距離4桁(")		" "
				9	磨 八 角 鋼	" (")		" "
		2	R付構造用圧延鋼	6	R 付 磨 平 鋼	巾と厚さ寸法各2桁の組合せ	注 2	" F-D
		3	S 2 5 C	4 6	(一般構造用圧延鋼と同分類)			S 2 5 C-D G
	2 構造用炭素棒鋼	1	S 3 5 C	1 9	(普通黒皮, 磨) (棒鋼と同分類)	※注 1 吋サイズは小数点 2 位以下四捨五入する。 ※注 2 巾 3 桁は上 2 桁のみとし, 厚さ 4.5 は 0.4 とする。		
		2	S 4 3 C	"	"			
		3	S 4 5 C	"	"			
		4	S 4 8 C	"	"			
		5	S 5 3 C	"	"			
		6	S 5 5 C	"	"			
		7	S 5 8 C	"	"			
		8	S 3 8 C	"	"			
		9	S 5 0 C	"	"			

例 3

T I S			地金および貯蔵品の品名コード表			0 5 4-8	
材 料 コ ー ド 分 類			細 分 類			材料コード	品名コード
主要材料	地	金	新	鉄	八 幅 鉄	1 1 1	N O 1
					室 蘭 鉄	"	" O 2
					釜 石 鉄	"	" O 3
					ダ ク タ イ ル	"	" O 4

材 料 コ ー ド 分 類			細 分 類	材料コード	品名コード
補助材料		故 鉄	還 元 鉄	112	※ NO1
			鉄 屑	"	※ "O2
		鋼 屑		113	NO1
		副 材 料	フ エ ロ シ リ コ ン	114	NO1
			ヤ ハ ギ 50S	"	"O2
			フ エ ロ マ ン ガ ン	"	"O3
			粉 末 マ ン ガ ン	"	"O4
			カ ル シ ウ ム シ リ コ ン	"	"O5
			A C 剤	"	"O6
			R — C a — S i	"	"O7
		非鉄地金	ア ル ミ 再 生 地 金	115	NO1
	発 生 品	鋼 屑		141	※ SO1
		鑄造品屑		142	※ SO1
		そ の 他		143	※ SO1
	油 類	切 削 油		311	T伝票番号
		潤 滑 油 (鑄造材料→仕上材料→マシン) 油類含む		312	"
		洗 滌 油 (熱処理材料→トリクレン含む)		313	"
		油 圧 油		314	"
		防 錆 油		315	"
		そ の 他		319	
	塗 料 類	塗 装 剤		321	T伝票番号
		溶 剤		322	"
		そ の 他 (鑄造材料→混砂材料→メタノール含む)		329	"

例4 材料コード

コード	品 種	コード	品 種
01	塊 炭 中 粒	34	
02	塊 炭 小 粒	35	硫 酸
03	コ ー ク ス 鑄 物	36	硫 黄
04	揮 発 油	37	二 酸 化 マ ン ガ ン
05	軽 油 課 税	38	青 化 ソ ー ダ
06	軽 油 免 税	39	硫 酸 亜 鉛
07	灯 油 白	40	硫 酸 銅
08	重 油 A	41	亜 鉛 末
09	重 油 B	42	苛 性 ソ ー ダ
10	重 油 C	43	硅 弗 化 水 素 酸
11	潤 滑 油	44	炭 酸 鉛
12		45	硅 酸 ソ ー ダ
13	鉄 屑	46	ソ ジ ウ ム エ チ ー ル 体
14	ブ リ キ 屑	47	ソ ジ ウ ム エ チ ー ル
15	電 気 銅	48	ポ タ シ ウ ム ア ミ ー ル
16	電 気 鉛	49	日 香 油
17		50	エ ロ フ ロ ー ト
18		51	エ ロ プ モ ー タ
19	銅 板	52	ケ プ ラ チ ャ C
20	ガ ス 管	53	セ パ ラ ン
21	レ ー ル	54	青 化 フ ロ ー ト
22	型 銅	55	M I B C プ ロ ー ザ ー
23	棒 銅	56	デ キ ス ト リ ン
24	中 真 空 六 角 銅	57	液 体 ア ン モ ニ ア
25	ロ ッ ト ミ ル 用 ロ ッ ト	58	
26		59	
27		60	
28	粉 砕 ボ ー ル	61	炭 酸 カ リ シ ウ ム
29	鉄 鋼 棒	62	消 石 灰
30	ア ル ミ 陰 極 板	63	副 生 消 石 灰
31	ア ソ ー ド 板	64	セ メ ン ト 数
32	菱 型 金 網	65	セ メ ン ト 袋
33		66	石 灰 石

コード	品 種	コード	品 種
67	硫 硅	84	ダイヤモンドビット
68	モ ル タ ル	85	ビ ッ ト
69	酸 素 ガ ス	86	
70	ア セ チ レ ン ガ ス	87	
71	黒 鉛 電 極	88	電 線
72		89	
73		90	B
74		91	C
75		92	
76	ダ イ ナ マ イ ト	93	
77	A N F O	94	
78	雷 管	95	
79	坑 木	96	特 注 品
80	失 木	97	延 設
81	木 材 製 品	98	特 別 建 設
82	ラ イ ナ ー	99	山 外 工 事
83			

備 考

- (1) 主要資材72品種，B，C区分別，特注品，建設，特別建設，山外工事他01から99までの2けたを用いることとする。
- (2) 第一種コードにかかわる明細を必要とする場合は第二種コード2けたを用いることにする。

例5 材料コード

物 品 コ ー ド															
物 品 コ ー ド			物 品 名 コ ー ド								チェック・デ イジットコー ド				
			品 目 分 類 コ ー ド						品名分類コード						
			大 分 類 コ ー ド			中分類 コード		小分類 コード							
第1けた目		第2けた目		第3けた目		整 理 番 号		第6・7けた目		第8～11けた目		第12けた目			
コード	内 容	コード	内 容	コード	内 容	コード	内 容	コード	内 容	コード	内 容	コード	内 容	コード	内 容
0	要求物品	0	常備物品	0	本社準備品 線材物品	00～09	0 部門	01	品種別、 機種別等 を第6桁 目で中分 類し、第 7桁目で 小分類し てある。	0001	品目分類 ごとに将 来の新仕 様物品に 対するコ ード付与 を考慮し、 品番を作 り、若番 順に付与 してある。	0	物品コー ドの誤り を機械で 自動的に チェック するため のコード		
1	貯蔵品用品	1	① A 常備 物品	1	本社準備品 機材物品	10～19	1 "								
2	" 再用品	2	B 常備物品	2		20～29	2 "								
3	整 理 品	3	C "	3		32	3B"								
4	2 級 品	4	集中 "	4	地方準備品 線材物品	33	3C"								
5	3 級 品	5	② 物品	5	地方準備品 機材物品	34～39	3A"	09		9999		9			
6	未認定物品	6	非常備物品	6		40～49	4 "								
7	事業品	7		7	現場調達品 線材物品	50～59	5 "								
8	本社管理在 庫物品	8		8	現場調達品 機材物品	60～69	6 "								
9	その他	9	購入しない 物品	9		70～79	7 "								
						80～89	8 "								
						90～99	9 "								

4.1.2 輸送機種、船種コード

輸送機種、船種コードに関する回答数は21件

企業内制定	3件
JIS制定を明示したもの	7件
業界での制定	2件
固定資産コードの一部としたもの	2件

となっている。

輸送機種、船種コードのエレメントとしては種別(車種)(11件)、型式(8件)、系(区分)(3件)、陸海空別(3件)、用途(3件)、品名(名称)(2件)、その他府県名、規格、取得年度、積載可能・不可能物、軌道・道路別、動力別、規模、メーカ、年式、銘柄、社共有備別、輸送手段があげられている。

エレメントの一つである車種は交通関係法令の分類に準じ、一般的なものでは極力2けたで判別できることがJIS化の際に望ましいとしている。

なお、アンケートの回答とともに各社から提供された輸送機種・船種コードの例を挙げると、次のとおりである。

例1 車種コード

コード	車 種
1	小型車系試作
2	大型車系 "
3	大型車系
4	中 "
5	小 "
6	乗用車系
7	応用車系

コード	車 種
0	乗用貨物
1	特殊1
2	" 2
3	" 3
4	" 4
5	" 5
6	二輪車

215-100	乗用車
-200	貨物自動車
-300	貨客兼用車
-400	貨車
-500	二輪車
-600	自転車
-700	その他の車両

1	乗用車
2	貨物車
3	レッカー車
4	フォーク・リフト
5	2輪車
6	自転車
7	運搬具

例2 車種コード

(1) 車 種 (1けた)

コード	項 目
1	普通自動車
2	” (四輪駆動)
4	小型自動車
6	軽 四 輪
9	特殊自動車

(4) 銘 柄 (2けた)

コード	項 目
11	ト ヨ タ
21	ニ ッ サ ン
31	プ リ ン ス
41	マ ッ ダ
45	三 菱
46	ス ズ キ
47	ダイハツ
48	富士重工
49	愛 知 (コニー)
51	い す ゞ
52	本 田

(2) 型 式 (2けた)

コード	項 目
21	ライトバン 700 ^{cc} 級
22	” 1,000 ^{cc} 級
23	” 1,500 ^{cc} 級
24	” 1,900 ^{cc} 級
26	バ ン
31	ボンネット トラック
32	” コーチ
33	” Wキャブ
41	キャブオーバー トラック
42	” コーチ
43	キャブオーバー Wキャブ
71	穴掘建柱車
72	大型穴掘建柱車
73	油圧クレーン車 (1T付)
74	” (2T付)
76	工事用フォークリフトトラック
81	400MHz移動無線車 (A型)
82	” (B型)
83	11GHz可搬型移動無線車
85	移動電源装置
91	警 上 車
98	バ ス
99	該当しない特殊自動車

例3 車種コード

コード番号	取 得 区 分	耐用年数
1	乗 用 車	6
2	貨 物 車	5
3	レ ッ カ ー 車	3
4	フ ォ ー ク リ フ ト	4
5	二 輪 車	5
6	自 転 車	2
7	運 搬 具	4

例4 車種コード

車 種			記 号	
乗合自動車及びけん引旅客自動車			営業用	01
			自家用	02
営業用乗用自動車			A	10
			B	11-B
			C	11-C
			D	11-D
			E	13
自家用乗用自動車				12
普通貨物自動車及びけん引小型貨物自動車			営業用	21
			自家用	22
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車			営業用	31
			自家用	32
小型二輪自動車				47
軽自動車	商品以外	軽自動車（被けん引軽自動車を除く。）		57
	のもの	被けん引軽自動車		99
	商 品	道路運送車両法施行規則第63条の2第3項ただし書の規定により臨時運転番号標の貸与を受けて運行の用に供する軽自動車		78
大型特殊自動車及び小型特殊自動車（農耕作業用小型特殊自動車、被けん引大型特殊自動車及び被けん引小型特殊自動車を除く。）				65
農耕作業用小型特殊自動車				68
緊急自動車				66
商品自動車	三輪以上の自動車			76
	二輪の小型自動車			77
特殊用途自動車（被けん引特種用途自動車を除く）	三輪以上の自動車（軽自動車及び霊きゅう自動車を除く。）			86
	二輪の小型自動車			47
	軽自動車			57
	霊きゅう自動車			88
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車 被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、及び被けん引特種用途自動車				94

＜備考＞ 営業用乗用自動車の車種欄においてA、B、C、D及びEは、それぞれ次の区分による車種を表わすものとする。

A … 東京都の特別区、横浜市、名古屋市、大阪市及び神戸市に使用の本拠を有するタクシー（個人タクシーを除く）

- B … 北海道、青森、宮城、埼玉、千葉、新潟、神奈川、愛知、富山、石川、福井、大阪、兵庫、
広島、山口、徳島、香川、福岡及び長崎の各道府県に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（Aに掲げるものを除く）及び京都市に使用の本拠を有するタクシー（個人タクシーを除く）
- C … 福島、栃木、群馬、長野、東京、静岡、三重、滋賀、鳥取、島根、奈良、和歌山、岡山、
佐賀、熊本、宮崎及び鹿児島各都県に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（Aに掲げるもの及び個人タクシーを除く）
- D … 岩手、秋田、山形、茨城、山梨、岐阜、京都、愛媛、高知及び大分の各府県並びに離島
（橋及びフェリーポートのあるものを除く）に使用の本拠を有する営業用乗用自動車（B
に掲げるもの及び個人タクシーを除く）
- E … 個人タクシー

例5 自動車税率コード

車 種 別				税 率 等	コード	税 率	車種別
乗 用 車	普 通	営 業 用	軸 距 3.048m 以下		101		3
			軸 距 3.048m 超		102		
		自 家 用	軸 距 3.048m 以下		103		
			軸 距 3.048m 超		104		
	小 型	営 業 用	総排気量 1,000cc. 以下		111		5
			総排気量 1,000cc. 超 1,500cc. 以下		112		
			総排気量 1,500cc. 超		113		
		自 家 用	総排気量 1,000cc. 以下		114		
			総排気量 1,000cc. 超 1,500cc. 以下		115		
			総排気量 1,500cc. 超		116		
準 乗 用	総排気量 1,000cc. 以下			201		4	
	総排気量 1,000cc. 超 1,500cc. 以下			202		1	
	総排気量 1,500cc. 超			203			
ト ラ ッ ク	最大積載量 1 トン以下			301		4	
	最大積載量 1 トンをこえ 2 トン以下			302		1	
	最大積載量 2 トンをこえ 3 トン以下			303		1	
	最大積載量 3 トンをこえ 4 トン以下			304			
	最大積載量 4 トンをこえ 5 トン以下			305			
	最大積載量 5 トンをこえ 6 トン以下			306			
	最大積載量 6 トンをこえ 7 トン以下			307			
	最大積載量 7 トンをこえ 8 トン以下			308			
	最大積載量 8 トンをこえ 9 トン以下			309			
	最大積載量 9 トンをこえ 10 トン以下			310			
	最大積載量 10 トンをこえ 11 トン以下			311			
	最大積載量 11 トンをこえ 12 トン以下			312			
	最大積載量 12 トンをこえ 13 トン以下			313			
	最大積載量 13 トンをこえ 14 トン以下			314			
	最大積載量 14 トンをこえ 15 トン以下			315			
	最大積載量 15 トンをこえ 16 トン以下			316			
	最大積載量 16 トンをこえ 17 トン以下			317			
	最大積載量 17 トンをこえ 18 トン以下			318			
	最大積載量 18 トンをこえ 19 トン以下			319			
	最大積載量 19 トンをこえ 20 トン以下			320		1	

車 種 別			税 率 等	コード	税 率	車種別
特 種 用 途 車	1号	霊 さ ゆ う 車		600		8
	2	普 通 ト ラ ッ ク 車	最大積載量 1トン以下	601		
			最大積載量 1トンをこえ 2トン以下	602		
			最大積載量 2トンをこえ 3トン以下	603		
			最大積載量 3トンをこえ 4トン以下	604		
			最大積載量 4トンをこえ 5トン以下	605		
			最大積載量 5トンをこえ 6トン以下	606		
			最大積載量 6トンをこえ 7トン以下	607		
			最大積載量 7トンをこえ 8トン以下	608		
			最大積載量 8トンをこえ 9トン以下	609		
			最大積載量 9トンをこえ 10トン以下	610		
			最大積載量 10トンをこえ 11トン以下	611		
			最大積載量 11トンをこえ 12トン以下	612		
			最大積載量 12トンをこえ 13トン以下	613		
			最大積載量 13トンをこえ 14トン以下	614		
			最大積載量 14トンをこえ 15トン以下	615		
			最大積載量 15トンをこえ 16トン以下	616		9
			最大積載量 16トンをこえ 17トン以下	617		
			最大積載量 17トンをこえ 18トン以下	618		
			最大積載量 18トンをこえ 19トン以下	619		
			最大積載量 19トンをこえ 20トン以下	620		
			最大積載量 20トン超	621		
		被 け ん 引 車	小型自動車に属するもの	641		
			最大積載量 8トン以下	642		
			最大積載量 8トンをこえ 9トン以下	643		
			最大積載量 9トンをこえ 10トン以下	644		
			最大積載量 10トンをこえ 11トン以下	645		
			最大積載量 11トンをこえ 12トン以下	646		
			最大積載量 12トンをこえ 13トン以下	647		
			最大積載量 13トンをこえ 14トン以下	648		
			最大積載量 14トンをこえ 15トン以下	649		
			最大積載量 15トンをこえ 16トン以下	650		
			最大積載量 16トンをこえ 17トン以下	651		
			最大積載量 17トンをこえ 18トン以下	652		

車 種 別				税 率 等	コード	税 率	車種別
特 種 用 途 車	2 号	被 けん 引 車	最大積載量 18トンを超え 19トン以下		653		8
			最大積載量 19トンを超え 20トン以下		654		
			最大積載量 20トン超		655		
		三 輪 自 動 車			658		
	3 号	トッ ラク	小 型 車		661		
			普 通 車		662		
		三 輪 自 動 車			663		
	4 号	普 通	営業用 軸 距 3.048m 以下		671		9
			軸 距 3.048m 超		672		
		自 家用	軸 距 3.048m 以下		673		
			軸 距 3.048m 超		674		
		小 型	営業用 総排気量 1,000cc. 以下		675		
			総排気量 1,000cc. 超 1,500cc. 以下		676		
			総排気量 1,500cc. 超		677		
			自家用 総排気量 1,000cc. 以下		678		
			総排気量 1,000cc. 超 1,500cc. 以下		679		
			総排気量 1,500cc. 超		680		
		ト ラ ッ ク	小 型 車		681		
			普 通 車		682		
			準乗 用車 総排気量 1,000cc.		683		
			総排気量 1,000cc.		684		
			総排気量 1,500cc.		685		
		三 輪 自 動 車			686		
		バ ス			687		

4.2 標準化の問題点

一般に物品を認識し、識別するための指標というものは存在するが、その指標についてさらに詳しく調べてみると、第1に国により、文化の程度により、生活慣習の違いにより相異するというものである。

たとえばヨーロッパでは、獣肉類を細かく分類して雌雄の別、成幼の別、肉の部位によって名称も異なり、これが一般に普及しているが、魚については一般にはサケ、ニシンくらいで細かな分類識別はしていない。ヨーロッパの高級レストランで「この魚はなにか」ときいても単に「魚です」と答える程度である。これに対して、日本では、魚類の詳細な分類が行なわれている。

したがって国際的視野から物品を分類する場合——従来は欧米先進国の分類が基準になっていたが、それはそれで意味があったとしても、近い将来を考えた場合、それをそのまま使用すべきかどうか疑問である。なぜならば日本でつくられた分類は、わが国の生産品が中心で国際的視野という点でやや欠ける面が指摘される。したがって、わが国に相当大量に輸入される品目でも、国産品がないため、独立した品目がなく——しいて入れれば“その他”の項目に入れる——ということになる。

第2にコードがすべての生産・流通・消費の段階で使われるためには多種多様な使い方を考慮した汎用性のあるものでなければならないが、一般に汎用性のあるものは限定された用途には使い難いという欠点があり、それを如何に調和させるかが問題である。また、使用目的や用途が客観性・社会性をもった場合と、特殊な制限された用途の場合とがある。たとえば、特殊な工業所有権などを持った特殊な使い方のような場合も考慮すべきであろう。

さらに分類の実際使用者が専門分野の者でないことが多いということも考慮すべきであり、使い易さということも重要な問題である。

第3にJISを定める場合、品目のどこまでを基本とし、どこからを派生する品目とするかの問題がある。この場合、業界の組織・習慣などについても配慮する必要がある。

同じような品目で色、柄、スタイル、サイズ等による区別では問題が少ないが、材料や用途の違いにより別の品目とも考えられる場合もあり、このような場合、どちらか一方にきめるとか、選択のできるように融通性を持たせる必要があろう。一般的には前者の方が混乱は少ないが、後者の方が便利な場合がある。

第4に成分や機能を表示する場合に、

- ① 全く形式的に行なう方法と
- ② その原理や内容や構造までさかのぼって表示する方法とがある。

①の方法による方が容易であり、またそれで一般には差し支えないが、原理を無視した表示なので、より複雑な新製品が出て来た場合混乱の生ずるところがある。

例えば「整流器」の場合、単に使われている物質によって区別し、

- a. 水銀整流器（整流器に水銀の表示記号を加える）
- b. セレン整流器（整流器にセレンの表示記号を加える）
- c. ゲルマニウム整流器（整流器にゲルマニウムの表示記号を加える）

として表示する場合は①による場合であるが、②による場合は、原理・構造により分類し、

a. 整流放電管（水銀整流器等がこれに含まれる）

b. 半導体整流器（セレン整流器、ゲルマニウム整流器等がこれに含まれる）

のような形となろう。

第5に将来の技術や経済の発展を考慮して、それに対応できるものであることが望ましい。

4.3 提 言

物品コードのうち、輸送機・船種コードは調査のみにとどめ、提言は材料コードについてのみ行なう。

4.3.1 概 説

物品コードのうち、材料コードの標準化体系を検討することになったが、材料と商品とはどちらがうか。市場に流通している物品を商品とするならば、メーカーが原料として調達する原材料も市場の流通過程から購買するので、商品と材料を区分することはできない。

一般に材料とか、資材という場合、製品を製造する原材料をいうようである。つまり、生産過程に投入する原料を指摘しているようであるが、業種によって消費量の大小の差があるとしても、金属製の部品から、木材、燃料、油脂、雑品にいたるまでのあらゆる物品を原材料とする場合がある。このように考えると、商品と材料とは明確に区分がつけがたい。

ところで、一般に商品コードといえば、流通の源のために、本来の物品にいろいろな属性が付加されて、これらが一体となって商品名が構成されている。たとえば、銘柄、生産者、産地、用途、形状、成分、精度、濃度、鮮度、規格、寸法、面積、体積、容積、など多種多様である。

また、一般に材料コードまたは資材コードという場合は、商品コードのような属性も含まれるが、さらに材料の調達や保管のための、あるいは生産工程のための、管理目的に応じた属性が付加されている。

これらの属性は、業種あるいは企業の特性にもとづくもので、きわめて個性的なものであって、あらゆる企業に通ずるような標準化体系を構成することは困難である。

考え方として、これらの属性を洗いだし、これを除去すれば、純粋な品目名要素のみが残る。これを物品コードとしてはこの発想にたって作業をすすめることにした。すなわち、このためになにかをもとにしなければ、洗いだしができないので、詳細にわたって商品が分類されている「日本標準商品分類」（以下J S C Cとよぶ）をもとに、品目の要素になるものを抽出し、一方属性の洗いだしを行なった。

4.3.2 品目の要素の抽出

品目の要素の抽出は、きわめて困難な作業であった。まずJ S C Cの上4けたを対象に抽出したが、商品によっては、けた別コードの階層をまとめるための抽象的な語で、具体的な品目とならないものがある。このような場合は、具体的な品目が浮ぶものにまでけたをさげるようにした。

エアコンディショナ

冷水機

ミルククーラ

冷蔵庫

冷蔵車両用冷凍ユニット

ショウケース

フリーザ

アイスクリーム・フリーザー

製氷機

などのようになる。

この作業の目的は、品目の要素をみつけたすことにあって、コード体系をつくることではないからである。

このように試みたが、全部の品目について統一的にやったわけではなく、多分に作業者の主観が加わっているものもみうけられるが、今後純粋な品目の抽出のたたき台としたいので、不備のままのせることにした。抽出された品目の要素は次のとおりである。

種牛（１８か月以上）

乳用牛

肉用牛

農用種馬（２０か月以上）

競走用種馬（２０か月以上）

農馬

競走馬

その他の馬

成めん羊（１０か月以上）

子めん羊（１０か月未満）

成やぎ（１０か月以上）

子やぎ（１０か月未満）

種豚

肉豚（３か月以上）

子豚（３か月未満）

アンゴラうさぎ

その他の家と（兎）

種鶏

採蛋鶏

肉鶏（６か月以上産卵を含む）

ブロイラー（６か月未満）

初生ひな（肉鶏）

しちめんちょう（飼育のもの）

あひる（飼育のもの）

がちょう（飼育のもの）

うずら（飼育のもの）

その他の家さんおよび食用鳥

種繭

蚕種

毛皮獣

犬

ねこ

観賞用鳥類

金魚およびその他の観賞魚

淡水産さけ、ます〔種苗用（養殖用）稚魚類〕

海産さけ、ます〔種苗用（養殖用）稚魚類〕

こい、ふな

うなぎ

ふぐ

その他の種苗用（養殖用）稚魚類

稚がき

あさり、はまぐり

真珠貝

さろほお（もかい）

あわび

その他の種苗用（養殖用）稚貝類

えさ用の生きた水産物（水産は乳動物を除く）

みつばち

他に分類されない生き物

生乳（未加工乳）

生やぎ乳（未加工乳）

その他の未加工乳

鶏卵

その他の鳥卵

かわます

にじます

ひめます

その他の陸封性さけ・ます類

あゆ（成魚）

小あゆ

わかさぎ

しらうお

ふな

こい

どじょう類

うなぎ

その他の淡水産硬骨魚類

かじか

なまず
はぜ類
他に分類されない淡水産硬骨魚類
さけ・ます類
にしん類
いわし類
かつお類
まぐろ類
かじき類
さば類
さわら
たちうお
あじ類
ぶり類
たら類
かれい類
ひらめ類
たい類
すずき類
にべ・ぐち類
さめ類
えい類
ばら類
かます類
さんま
とびうお類
ほっけ
ほろぼお・かながしら類
いかなど
あなご・はも類
ふぐ・まんぼう類
はたはた類
こち類
いとよりだい類
きす類

あまだい類
あんこう類
他に分類されない海水魚
かき類
いたやがい類
あかがい・さるぼう類
しじみ類
はまぐり・あさり類
ばかがい類
あわび類
さざえ類
その他の貝類
いか類
たこ類
えび類
いせえび・ざりがに類
かに類
その他の甲殻類
うに・なまこ類
かめ類
その他の水産動物
鯨
いるか
その他の海産哺乳動物
はちみつ
魚卵
他に分類されない食用動物粗製品

成牛皮
中牛皮
小牛皮
水牛皮
馬皮(ろ馬および馬を含む)
めん羊皮

やぎ皮

豚皮

しかおよびかもしか皮

わに皮

へび皮

とかげ皮

犬皮

ねこ皮

鯨皮

水産皮（鯨皮を除く）

他に分類されない原皮

うさぎ原毛皮

羊および子羊原毛皮

やぎ、および子やぎ原毛皮

きつね原毛皮

たぬき

いたち原毛皮

ミンク原毛皮

海獣類原毛皮

その他の原毛皮（りす・うみだぬき・マルテン
・あなぐま・むささび・ヌートリヤ・かわうそ）

原羽毛（原綿毛を除く）

原綿毛

真珠

さんご

さっこう（亀甲）

貝殻

かいめん

その他の水産動物生産品（鯨のひげ・皮および
歯を含む）

せん・およびせん質原料

肝臓

内臓（肝臓を除く）

その他の薬用動物原料

獣骨

ひずめ

角

その他の食用以外の動物粗製品（繊維を除く）

象げ

ラック

天然固形香料および関連生産品

他に分類されない食用以外の動物粗製品（繊維
を除く）

米穀

小麦

大麦

裸麦

ライ麦

えん麦

あわ

ひえ

きび

もろこし

とうもろこし

そば

その他の雑穀

大豆

あづき

えんどう

うずら

手亡

金時

花豆

大福

とら豆

その他のいんげん

そら豆

ささげ

緑豆	きゅうり
らっかせい	しろうり
その他の豆類（ライマ・はっしょう豆等を含む）	かぼちゃ
かんしょ	なす
ばれいしょ	トマト
だいこん	とうがらし
かぶ	未成熟とうもろこし
にんじん	豆科野菜
ごぼう	香辛野菜
ビート	つまもの野菜（小もの野菜）
さといも	山菜類
山のいも	きのこ類
れんこん	その他の野菜
くわい	みかん類
その他の根菜類	ゆず類
はくさい	甘だいだい類
たいな	雑かん類
きょうな類	その他のかんきつ類
からしな	なし
かぶな	りんご
キャベツ類	まるめろ・かりん類
ほうれん草	びわ
ぶたん草	ざくろ
ちしゃ	ポポー
ねぎ類	その他の仁果類
玉ねぎ類	もも
ふき	おうとう（さくらんぼ）
セロリー	うめ
みつば	あんず
しゅんぎく	すもも
せり	その他の核果類
アスパラガス	ぶどう
たけのこ	いちご
うど	すぐり類
その他の葉茎菜類	いちぢく

その他のしょう果類

くり

くるみ

その他の殻果類

まくわうり、およびすいか

バナナ

パインアップル

パパイヤ

オリーブ

アボカド

パッションフルーツ

その他の熱帯性または亜熱帯性果実

その他の果実

砂糖きび

てんさい

砂糖もろこし

その他の糖料作物

コーヒー豆

ココア豆

茶の葉

その他の未加工飲料用作物

とうがらし(辛)

からし(種実)

さんしょう(成熟種実)

けいひ(桂皮)

こしょう(種実)

ういきょう(種実)

丁子

その他の香辛料原料品

こんぶ類

わかめ類

のり類

あおき類

てんぐさ類

あごのり類

いぎす類(いばらのりを含む)

その他の寒天原料も(藻)類

その他の食用未加工海そう類

ホップ

こんにゃくいも

キャッサバルート

他に分類されない食用植物粗製品

飼肥料用作物の種子

野菜種子

花きの種子

樹木、かんきおよび木質つる茎植物の種子

食用きのこの菌類

その他の種子(油脂用種実を除く)

なたね

ごま

えごま

あまに

ひまし

綿実

油脂用種実(油脂用堅果を含む)

(なたね、ごま、えごま、あまに、ひまし、綿実を除く)

油脂用種核

球根

野菜の苗および植付用の球根および根

果樹苗木

果樹のだい木

果樹(だい木用のものを含む)の穂木およびさし枝

樹木、かん木および木質つる茎植物の苗木

だい木、穂木およびさし枝(観賞用を含む)

観賞用植物

販売用の切花および装飾用植物材料

その他の種苗、温室栽培品目および類似品
丸太（二ツ割材および四ツ割材を含む）および
削り丸太（そま角および弁甲材）
くい丸太、足場丸太、稲架丸太、標柱、帆柱、
およびへい用丸太、パルプ用材
坑木
電柱
まき
製材くずおよび末木
竹材
その他の木材の素材
葉たばこ
たばこの中骨
その他の未加工たばこ
天然ゴム
天然ゴム状樹脂およびオレオゴム樹脂
天然オレオ樹脂
天然樹脂（ゴム状樹脂、生松やに、および生漆
を除く）
生松やに
生漆
あらめ（かじめ）類
ふのり類
つのまた類
ぎんなん草（藻）類
すぎのり類（つのまた、ぎんなんそう（藻）類
を除く）
むかでのり類
その他の非食用の未加工海そう（藻）類
薬用植物
殺虫、殺菌、こん虫駆除および腐しよく剤用植
物
香料用植物
染色およびなめし材料
樹皮

他に分類されない食用に供しない植物粗製品
（石松子、ぜんまい根を含む）

種子繊維
綿花
ボーンバックス綿
アスクレピアス綿
あま（亜麻）
ラミー
たいま（大麻）
こうま（黄麻）
サンヘンブ
ケナフ
その他のじんび繊維
アバカ
シザル麻
ヘネケン
カンタラ
ニュージーランド繊維
やし葉繊維
その他の葉繊維
コーア
その他の実繊維
みつまた
こうぞ
がんび
い（藺）
七鳥い
わら
ばっかん
こりやなぎ
あげびのつる
へちま
その他の雑繊維

しゅろ皮繊維

やし繊維

繭（種繭を除く）

あぶら付羊毛

水洗羊毛

アンゴラやぎの毛（モヘヤ）

アルパカの毛

ラマの毛

らくだの毛

カシミヤやぎの毛

アンゴラと（兎）毛

と（兎）毛（アンゴラと毛を除く）

獣毛（羊毛および羊毛類似の毛を除く）

その他の動物繊維

無煙炭（せん石を含む）

有煙炭

炭質亜炭

木質亜炭

泥炭

草炭

原油（抜頭および混合原油を含む）

天然揮発油（未精製のもの）

けつ岩原油

廃原油

その他の鉱物性原油

可燃性天然ガス

不燃性天然ガス

天然アスファルト（れき青岩を除く）

れき青岩

天然鉱ろう

その他の石炭および原油に関係ある天然粗製品

金鉱

砂金

銀鉱

金銀鉱

白金鉱

砂白金

その他の貴金属鉱

銅鉱

沈でん銅

鉛鉱

亜鉛鉱

鉛亜鉛鉱

銅鉛亜鉛鉱

硫化鉱（硫酸原料となるもの）

すず鉱

砂すず

アンチモン鉱

水銀鉱

そう鉛鉱

その他の非鉄金属鉱

鉄鉱

砂鉄

硫酸焼鉱

鉄マンガン鉱

マンガン鉱

クロム鉱

砂クロム鉱

タングステン鉱

モリブデン鉱

ニッケル鉱

コバルト鉱

その他の鉄屑鉱

アルミニウム鉱

マグネシウム鉱

チタン鉱

砂チタン鉱

その他の軽金属鉱

ベリウム鉱

バナジウム鉱

ジルコン鉱

ウラン鉱

トリウム鉱

セリウム鉱

ニオブ鉱

その他の希有金属鉱

その他の金属鉱

花こう岩およびその類似岩石

石英粗面岩およびその類似岩石

安山岩およびその類似岩石

大理石

ぎょう灰岩

砂岩

けつ岩

粘板岩

じゃり

砂

玉石

その他の建設材料となる鉱物および岩石

いおう

ほたる石

黒鉛

石こう

白けい石

けい砂

石灰石（大理石を除く）

ジルコンサンド（金属抽出用を除く）

その他の工業原料となる鉱物および岩石

炉材けい石

ろう石

ろう石クレー

ダイアスポア

木節粘土（焼いてないもの）

木節粘土（焼いたもの）

けつ岩粘土（焼いてないもの）

けつ岩粘土（焼いたもの）

ばん土けつ岩

その他の耐火粘土（焼いてないもの）

その他の耐火粘土（焼いたもの）

ドロマイト（焼いてないもの）

ドロマイト（軽焼したもの）

ドロマイト（重焼したもの）（ドロマイトクリンカー）

マグネサイト（焼いてないもの）

マグネサイト（軽焼したもの）

マグネサイト（重焼したもの）（マグネシアクリンカー）

海水マグネシア（焼いてないもの）

海水マグネシア（軽焼したもの）

海水マグネシア（重焼したもの）（海水マグネシアクリンカー）

ボーキサイト（金属抽出用を除く）

クロム鉄鉱（耐火物原料用に限る）

シルマナイト類

その他の耐火物原料となる鉱物および岩石

長石

半花こう岩

風化花こう岩

陶石

けい灰石

リシウム鉱

カオリン

がいろ（蛙）目粘土

その他の陶磁器原料となる鉱物および岩石

りん鉱	岩塩
じゃく(蛇)紋岩	天日塩(内地天日塩を含む)
チリ硝石	かん水
硝石	他に分類されない非金属鉱物および岩石
カリ鉱	
その他の肥料原料となる鉱物および岩石	
石棉	精米
滑石および石けん石	砕米
雲母(レピドライトおよび絹雲母を除く)	精麦
水晶	精雑穀
方解石	米粉(白玉粉, みじんこを含む)
電気石	小麦粉
ひる石	とうもろこし粉
真珠岩	そば粉
軽石	その他の雑穀粉
ホゾラン	大豆粉
その他の物理的特性を利用する鉱物	あずき粉
ざくろ石(金鋼砂)	いんげん豆粉
コランダム	その他の豆粉
エメリー	いも粉(かんしょ(甘藷)粉)
トリポリー	こんにゃく粉
ダイヤモンド	小麦でん粉
めのう	とうもろこしでん粉
こはく	かんしょ(甘藷)でん粉
その他の研摩材および工芸用鉱物	ばれいしょでん粉
粘土(耐火物用を除く)	タピオカでん粉(マニオカでん粉, キャッサバでん粉を含む)
酸性白土	サゴでん粉
ベントナイト	その他のでん粉
絹雲母	粗糖
けいぞう土	糖みつ
その他の粘土状の鉱物	麦芽
重晶石	麦芽エキスおよびシロップ
水晶石	ふくらし粉
ほう砂(精製ほう砂を除く)	パン用イースト
天然ソーダ	

醸造用イースト

イースト（パン用および醸造用を除く）

その他の調合された発酵素

天然および合成腸詰用袋

ホップ抽出物およびルブリン

ペクチン

寒天

種こうじ

かんしょ（甘藷）生切干

キャッサバチップおよびサゴチップ

他に分類されない食料および飲料用基礎原料

成牛タンニンなめし底かわ

成牛クロムなめし底かわ

成牛混合なめし底かわ

その他の牛底かわ

成牛タンニンなめし多脂かわ

成牛クロムなめし多脂かわ

成牛混合なめし多脂かわ

その他の牛多脂かわ

成牛工業用かわ

中小牛工業用かわ

牛甲かわ（仕上げ加工したものを含む）

牛ぬめかわ

牛茶利かわ

その他の牛かわ

水牛底かわ

水牛多種かわ

水牛ぬめかわ

水牛工業用かわ

水牛生かわ

その他の水牛かわ

馬甲かわ（仕上げ加工したものを含む、コード
パンを除く、裏かわを含む）

コードパン

馬ぬめかわ

馬茶利かわ

その他の馬かわ

めん羊甲かわ（仕上げ加工したものを含む）

めん羊ぬめかわ

めん羊セームかわ（シャモア仕上げしたもの）

その他のめん羊かわ

山羊甲かわ（仕上げ加工したものを含む）

山羊ぬめかわ

山羊セームかわ（シャモア仕上げをしたもの）

その他の山羊かわ

豚甲かわ（仕上げ加工したものを含む）

豚ぬめかわ

その他の豚かわ

牛羊なめしかわ

めん羊半なめしかわ

山羊羊なめしかわ

その他の半なめしかわ

再生かわ

しかかわおよびかもしかわ

は虫類かわ

カンガルーかわ

だ鳥かわ

犬かわ

ねこかわ

うさぎかわ

水産かわ

他に分類されないかわ

くつ用ゴム底および巾底（地下たび用ゴム底お
よび提革を含む）

その他のゴム製はきもの用品および補修材料
平ゴムベルト

コンベヤゴムベルト

Vベルト（ゴム）

自動車用ファンベルト（ゴム）

その他のゴムベルト

ゴムロール（農業機械用を除く）

エボナイト製品（工業用）

ゴムテープ

ブラックテープ

ゴム校

ゴムタイル

ゴムマッティング

電気用手袋

工業用手袋

縫ゴム前掛け（医療用を除く）

ゴムライニング

ゴム管（医療用を除く）

スポンジゴム製品

フォームラバー

ゴムのり

他に分類されない工業用ゴム製品

農業機械用ゴムロール（農業機械用ゴム製品）

その他の農業機械用ゴム製品（農業機械用ゴム製品）

ベタルゴム（自転車用ゴム製付属品）

握りゴム（自転車用ゴム製付属品）

ブレーキゴム（自転車用ゴム製付属品）

泥除リフラップ（自転車用ゴム製付属品）

虫ゴム（自転車用ゴム製付属品）

その他の自転車用ゴム製付属品

印材用ゴム

糸ゴム

ゴムバンド

その他のゴム製基礎資材

板（厚さが8cm未満で幅が厚さの3倍以上のもの）

小幅板（厚さが3cm未満で幅が12cm未満のもの）

斜面板（針葉樹製材の幅が8cm以上で横断面が台形のもの）

厚板（厚さが3cm以上のもの）

きり板材（長さが100cm以上のもの）

きりげた材（長さが24cm以上のもの）

正割り（横断面が正方形のもの）

平割り（横断面が長方形のもの）

正角

平角

押角

耳付き材（耳ナリをしない製材）

銘木

木材チップ

フローリング・ボード

パネル・ボード

フローリング・ブロック

パーケット

パーケット・ブロック

モザイク・パーケット・ブロック

ロータリーカット単板（ハーフロータリーカット単板を含む）

スライド単板

ソーン単板

普通合板

機械加工合板

化粧ばり合板

オーバーレイ合板

プリント合板

塗装合板

曲面合板

薬液処理合板

その他の特殊合板

削片板（パーティクルボンド）

その他の改良木材および再生木材

その他の注葉および薬品処理木材

たる用資材

おけ用資材

箱用資材

フラッシュ戸

から戸

ガラス戸（洋風）

よろい戸

縁甲板戸

さん戸

網戸（洋風）

その他の洋風建具

格子戸

板戸

ガラス戸（和風）

ふすま

戸ぶすま

その他のふすま

水腰障子

腰板障子

あずま障子（ガラス入り）

雨戸

網戸（和風）

その他の和風建具

門ひ（扉）（部分品を含む）

木製建具の付属品

その他の木製建具

竹基礎資材

とう、さりゅう類似細工資材

まくら木（注葉したものを除く）

腕木（注葉したものを除く）

柄、引手、つまみ、握り、台木および類似品

屋根板

屋根まさ（桎）

木れんが

曲輪

経木

木毛

はきもの材料（きり材を除く）

施盤用木取材

木型用木取材

木管薬地

彫刻材

鉛筆軸板

他に分類されない木製基礎資料

サルファイトパルプ（溶解パルプ）

クラフトパルプ（溶解パルプ）

製紙パルプ（木材パルプ）

サルファイトパルプ（木材パルプ）

クラフトパルプ（木材パルプ）

ソーダパルプ（木材パルプ）

セミケミカルパルプ（木材パルプ）

ケミグラウンドパルプ（木材パルプ）

リファイナードグラウンドパルプ（木材パルプ）

碎木パルプ

かすパルプ（木材パルプ）

パルプ（木材パルプを除く）

その他のパルプ

新聞巻取紙（機械すきのもの）

印刷用紙（ “ ” ）

筆記用紙（機械すきのもの）

図画用紙（ “ ” ）

重袋用両更クラフト紙（ “ ” ）

その他の両更クラフト紙（ “ ” ）

純白ロール紙（ “ ” ）

筋入クラフト紙（ “ ” ）

その他のロール紙（ “ ” ）

その他の包装用紙 (")
 巻たばこ用紙 (")
 インデアペーパー (")
 タイプライターペーパー (")
 コンデンサーペーパー (")
 グラシンペーパー (")
 コピー紙 (")
 複写原紙 (")
 その他の簿葉紙 (")
 京花紙 (")
 トイレットペーパー (")
 ちり紙 (")
 ナプキン原紙 (")
 紙綿原紙 (")
 タオルペーパー (")
 その他の衛生紙 (")
 障子紙 (")
 書道用紙 (")
 せんか紙 (")
 クレーコート原紙 (")
 硫酸紙原紙 (")
 感光紙原紙 (")
 カーボン原紙 (")
 謄写版原紙用紙 (")
 壁紙原紙 (")
 ふすま紙原紙 (")
 紙・ひも原紙 (")
 紙糸原紙 (")
 その他の加工用原紙 (機械すきのもの)
 特殊紙 (")
 黄板紙 (")
 チップボール (")
 白ボール (白板紙) (")
 マニラボール (白板紙) (")
 外装用パルプライナー (")

外装用シュートライナー (")
 内装用ライナー (")
 パルプしん (")
 黄しん (")
 その他の中しん原紙 (")
 石こうボード原紙 (")
 ルーフィング原紙 (")
 その他の建材原紙 (")
 雑種板紙 (")
 その他の機械すきの紙および板紙 (機械すきのもの)
 障子紙 (手すきのもの)
 こうぞ紙 (")
 改良紙 (")
 温床紙 (")
 かさ紙 (")
 がん皮紙 (")
 工芸紙 (")
 その他の手すきの紙および板紙
 クレーコート紙
 ビスコース塗工紙
 合成樹脂塗工紙
 その他の塗工紙
 硫酸紙
 ろう紙
 油紙
 合成樹脂浸透紙
 バルカナイズドファイバー
 その他の浸透加工紙
 ターボリン紙
 合成樹脂ラミネート紙
 金属はく (箔) ラミネート紙
 その他の積層加工紙
 段ボール紙
 工業用加工紙

壁紙およびふすま紙

その他の加工紙

軟質繊維板

半硬質繊維板

硬質繊維板

加工繊維板

その他の繊維板

紡織半製品（糸を除く）

綿紡織半製品

亜麻紡織半製品

ちよ麻紡織半製品

大麻紡織半製品

毛紡織半製品

洗上羊毛

羊毛トップ

反毛

その他の毛紡織半製品

絹紡織半製品

化学繊維紡織半製品

化学繊維短繊維

化学繊維トウ

化学繊維トップ

その他の化学繊維半製品

その他の紡織半製品

綿糸

亜麻糸

ちよ麻糸

大麻糸

黄麻糸

毛糸

そ毛糸

紡毛糸

器機生糸

座繰生糸

玉糸

野蚕の生糸

絹糸

絹紡糸

絹ちゅう糸

レーヨン糸

キュプラ糸

アセテート糸

ナイロン糸

ビニロン糸

ポリ塩化ビニリデン糸

ポリ塩化ビニル糸

ポリエステル糸

アクリル糸

ポリエチレン糸

ポリプロピレン糸

ポリウレタン糸

その他の合成繊維糸

和紡糸

その他の糸

金属繊維糸

ガラス繊維糸

抄織糸

他に分類されない糸

巾50cm以上の織物

かなきん（綿織物）（生のもの）

ローン（"）（"）

粗布（"）（"）

細布（"）（"）

てんじく（"）（"）

ポプリン（"）（"）

ネル（"）（"）

ヘアーコード（"）（"）

シアーサッカーク（"）（"）

綿縮	(綿織物)(生のもの)
ボイル	(")(")
帆布	(")(")
厚織	(")(")
ボンジー	(")(")
細あや	(")(")
じんす	(")(")
サージ	(")(")
ギャバジン	(")(")
バーバリー	(")(")
スレーキ	(")(")
洋がき地	(")(")
太あや	(")(")
雲斉	(")(")
かつらぎ	(")(")
朱子	(")(")
はち巣織	(")(")
なし地織	(")(")
うね織	(")(")
七子織	(")(")
オックスフォード	(")(")
刺子織	(")(")
アムンゼン	(")(")
ベニス織	(")(")
風通織	(")(")
紋織	(")(")
ピッケ	(")(")
からみ織	(")(")
別珍	(")(")
コール天	(")(")
毛布地	(")(")
すだれ織	(")(")
袋織	(")(")
かや地	(")(")
ほう帯地	(")(")

ガーゼ地	(綿織物)(生のもの)
しん地	(")(")
その他の生のもの	(")(")
ギンガム	(綿織物)(先ざらしおよび先染)
ポプリン	(")(")
ネル	(")(")
シアーサッカー	(")(")
シャンプレー	(")(")
ドメスティック	(")(")
デニム	(")(")
小倉	(")(")
ティッキング	(")(")
クレープ	(")(")
しまみあや	(")(")
サージ	(")(")
ギャバジン	(")(")
バーバリー	(")(")
スレーキ	(")(")
洋がき地	(")(")
朱子	(")(")
はち巣織	(")(")
なし地織	(")(")
うね織	(")(")
七子織	(")(")
オックスフォード	(綿織物)(先ざらしおよび先染)
アムンゼン	(")(")
ベニス織	(")(")
風通織	(")(")
紋織	(")(")
ピッケ	(")(")
タマスク	(")(")
ヤシヤグ	(")(")
ハンカチ地	(")(")
サロン	(")(")

キコイ (綿織物) (先ざらしおよび先染)

サリー (") (")

ゼファー (") (")

パカマ (") (")

ドーティ (") (")

毛布地 (") (")

タオル地 (") (")

敷物地 (") (")

ビロード (") (")

かや地 (") (")

その他の先ざらしおよび先染

かなきん (綿織物) (後ざらしおよび後染)

ローン (") (")

粗布 (") (")

細布 (") (")

てんじく (") (")

ポプリン (") (")

ネル (") (")

ヘアーコード (") (")

シアーサッカー (") (")

綿縮 (") (")

ボイル (") (")

帆布 (") (")

厚織 (") (")

ボンジー (") (")

細あや (") (")

じんす (") (")

サージ (") (")

ギャバジン (") (")

バーバリー (") (")

スレーキ (") (")

洋がき地 (") (")

太あや (") (")

雲斉 (") (")

かつらぎ (綿織物) (後ざらしおよび後染)

朱子 (") (")

はち巣織 (") (")

なし地織 (") (")

うね織 (") (")

七子織 (") (")

オックスフォー (") (")

刺子織 (") (")

アムンゼン (") (")

ベニス織 (") (")

風通織 (") (")

紋織 (") (")

ピッケ (") (")

からみ織 (") (")

別珍 (") (")

コール天 (") (")

毛布地 (") (")

タオル地 (") (")

袋織 (") (")

かや地 (") (")

ほう帯地 (") (")

ガーゼ地 (") (")

しん地 (") (")

その他の後ざらしおよび後染

帆布 (亜麻織物)

しん地 (")

洋服地 (")

シャツ地 (")

ハンカチ地 (")

畳縁地 (")

かや地 (")

ディッシュタオル地 (")

帆布 (ちよ麻織物)

しん地 (")

その他の生のもの

洋服地 (ちよ麻織物)
 シャツ地 (")
 ハンカチ地 (")
 畳緑地 (")
 かや地 (")
 ディッシュタオル地 (")

その他の先ざらしおよび先染

大麻織物 (黄麻織物)
 ヘッシャン地 (")
 キャンバス地 (")
 ガニーバック地 (")
 リノリュームしん地 (")

その他の純黄麻織物

サシクロス (そ毛織物) (先染)
 ヘヤーライン (") (")
 ベネッシャ (") (")
 フラノ (") (")
 シャークスキン (") (")
 サキソニー (") (")
 ポーラ (") (")
 ダブルクロス (") (")
 ダイヤゴナル (") (")
 ストライプクロス (") (")
 チェッククロス (") (")
 ジャカードクロス (") (")
 ファンシーヤン織 (") (")
 コールズボン地 (") (")
 トロピカル (") (")
 ポプリン (") (")
 ジャージ (") (")
 サージ (") (")
 カシミヤ織 (") (")
 ギャバジン (") (")
 バラッシャ (") (")
 オットマン (") (")

アムンゼン (そ毛織物) (先染)
 ピッケ (") (")
 バーズアイ (") (")
 ネクタイ地 (") (")
 パイル織 (") (")
 アルパカ裏地 (") (")

その他のそ毛織物 (先染)

ベネッシャ (そ毛織物) (後染)
 フラノ (") (")
 ポーラ (") (")
 モスリン (") (")
 トロピカル (") (")
 ポプリン (") (")
 ジャージ (") (")
 サージ (") (")
 カシミヤ織 (") (")
 ギャバジン (") (")
 バラッシャ (") (")
 ドスキン (") (")
 朱子 (") (")
 オットマン (") (")
 アムンゼン (") (")
 ピッケ (") (")
 ウールプリント (") (")
 しん地 (") (")
 ネクタイ地 (") (")
 産業用織物 (") (")

その他のそ毛織物 (後染)

ツイード (紡毛織物) (先染)
 ホームスパン (") (")
 フラノ (") (")
 メルソン (") (")
 サキソニー (") (")
 ファンシーヤン織 (") (")
 バックチェックオーバー地 (紡毛織物) (先染)

毛布地 (紡毛織物) (先染)

ジャージ (") (")

ピッケ (") (")

ペロア (") (")

ビーバ (") (")

パイル織 (") (")

ネクタイ地 (") (")

肩掛 (") (")

角巻 (") (")

その他の紡毛織物 (先染)

フラノ (紡毛織物) (後染)

メルトン (") (")

毛布 (") (")

ジャージ (") (")

ピッケ (") (")

ペロア (") (")

ビーバ (") (")

ウールプリント (") (")

ネクタイ地 (") (")

肩掛 (") (")

角巻 (") (")

産業用織物 (") (")

織フェルト (") (")

その他の紡毛織物 (後染)

タフタ (絹織物) (先練および先染)

シャンタン (") (")

朱子 (") (")

オーガンジー (") (")

ファイユ (") (")

パイル織 (") (")

ネクタイ地 (") (")

服地 (") (")

コート地 (") (")

服裏地 (") (")

洋がき地 (") (")

座ぶとん地 (絹織物) (先練および先染)

夜具地 (") (")

ふろしき地 (") (")

家具用きれ地 (") (")

帯および帯地 (") (")

その他の絹織物 (先練および先染)

羽二重 (絹織物) (後練および後染)

シャンタン (") (")

朱子 (") (")

クレープ (") (")

壁織 (") (")

サテックレープ (") (")

ジョーゼットクレープ (絹織物) (後練および後染)

シホン (絹織物) (後練および後染)

ふるい絹 (") (")

からみ織 (") (")

パイル織 (") (")

その他の絹織物 (後練および後染)

富士絹 (絹紡織物)

その他の絹紡織物 (先練および先染)

平地 (レーヨン長繊維織物) (先染)

ツイル (") (")

朱子 (") (")

オーガンジー (") (")

ネクタイ地 (") (")

服裏地 (") (")

夜具地 (") (")

ふろしき地 (") (")

座ぶとん地 (") (")

洋がき地 (") (")

帯および帯地 (") (")

その他のレーヨン長繊維織物 (先染)

人平 (レーヨン長繊維織物) (後染)

羽二重 (") (")

塩瀬 (レーヨン長繊維織物)(後染)

ツイル (") (")

朱子 (") (")

クレープ (") (")

サテンクレープ (") (")

ボイル (") (")

ジョーゼットクレープ (") (")

シャークレープ (") (")

オリエンタルクレープ (") (")

レヨパール (") (")

壁織 (") (")

からみ織 (") (")

ドビー変り織 (") (")

すだれ織 (") (")

その他のレーヨン長繊維織物 (後染)

モスリン(レーヨン短繊維織物)(牛のもの)

粗布 (") (")

細布 (") (")

ボブリン (") (")

ネル (") (")

ローン (") (")

サッカー (") (")

トロピカル (") (")

フラノ (") (")

メルトン (") (")

クレトン (") (")

クレープ (") (")

帆布 (") (")

厚織 (") (")

細あや (") (")

じんす (") (")

サージ (") (")

ギャバジン (") (")

バーバリー (") (")

スレーキ (") (")

太あや (レーヨン短繊維織物)(生のもの)

朱子 (") (")

シャンタン (") (")

アムンゼン (") (")

ジャージ (") (")

ヘリンボン (") (")

ピッケ (") (")

ラベットクロス (") (")

ブッチャー (") (")

サテンドリル (") (")

紋織 (") (")

からみ織 (") (")

コール天 (") (")

袋織 (") (")

毛布地 (") (")

かや地 (") (")

その他のレーヨン短繊維織物 (")

ギンガム(レーヨン短繊維織物)(先ざらしおよび先染)

ボブリン (") (")

ネル (") (")

サッカー (") (")

トロピカル (") (")

フラノ (") (")

メルトン (") (")

クレトン (") (")

クレープ (") (")

ドメスティック (") (")

しまみあや (") (")

サージ (") (")

ギャバジン (") (")

バーバリー (") (")

スレーキ (") (")

洋がき地 (") (")

朱子 (") (")

シャンタン (") (")

アムンゼン(レーヨン短繊維織物)(先ざらしおよび先染)

ジャージ(")(")

ヘリンボン(")(")

ピッケ(")(")

ラベットクロス(")(")

ダマスク(")(")

フラッチャー(")(")

サテンドリル(")(")

ドレープ(")(")

ゴブラン(")(")

紋織(")(")

サロン(")(")

キコイ(")(")

サリー(")(")

ゼファー(")(")

パカマ(")(")

ドーテー(")(")

からみ織(")(")

毛布地(")(")

タオル地(")(")

敷物地(")(")

ビロード(")(")

かや地(")(")

その他のレーヨン短繊維織物(")

モスリン(レーヨン短繊維織物)(後ざらしおよび後染)

粗布(")(")

細布(")(")

ポプリン(")(")

ネル(")(")

ローシ(")(")

サッカー(")(")

トロピカル(")(")

フラノ(")(")

メルトン(")(")

クレトン(")(")

クレープ(レーヨン短繊維織物)(後ざらしおよび後染)

帆布(")(")

厚織(")(")

細あや(")(")

じんす(")(")

サージ(")(")

ギャバジン(")(")

バーバリー(")(")

スレーキ(")(")

太あや(")(")

朱子(")(")

シャンタン(")(")

アムンゼン(")(")

ジャージ(")(")

ヘリンボン(")(")

ピッケ(")(")

ラベットクロス(")(")

ブッチャー(")(")

サテンドリル(")(")

紋織(")(")

からみ織(")(")

コール天(")(")

袋織(")(")

毛布地(")(")

タオル地(")(")

かや地(")(")

その他のレーヨン短繊維織物(")

キューブラ長繊維織物

キューブラ短繊維織物

平地(アセテート長繊維織物)

ツイル(")

朱子(")

オーガンジ(")

ネクタイ地(")

服裏地(")

夜具地 (アセテート長繊維織物)

ふろしき地 (")

座ぶとん地 (")

洋がさ地 (")

帯および帯地 (")

その他のアセテート長繊維織物

アセテート短繊維織物

平地 (ナイロン長繊維織物)

タフタ (")

サッカー (")

ツイル (")

朱子 (")

ドビー変り織 (")

パイル織 (")

その他のナイロン長繊維織物の先染

ナイロン短繊維織物

ビニロン長繊維織物

粗布 (ビニロン短繊維織物)

細布 (")

かなきん (")

ポプリン (")

ネル (")

クレープ (")

寒冷しゃ (")

厚織 (")

帆布 (")

細あや (")

太あや (")

朱子 (")

ろ過布 (")

服地 (")

すだれ織 (")

その他のビニロン短繊維織物

ポリ塩化ビニリデン長繊維織物

ポリ塩化ビニリデン短繊維織物

ポリ塩化ビニル長繊維織物

ポリ塩化ビニル短繊維織物

平地 (ポリエステル長繊維織物)

タフタ (")

サッカー (")

ツイル (")

朱子 (")

ドビー変り織 (")

パイル織 (")

その他のポリエステル長繊維織物

ローン (ポリエステル短繊維織物)

紋織 (")

服地 (")

粗布 (")

ポプリン (")

トロピカル (")

その他のポリエステル短繊維織物

アクリル短繊維織物

かなきん (アクリル短繊維織物)

ローン (")

ポプリン (")

じんす (")

変り織 (")

紋織 (")

サージ (")

カシミヤ (")

朱子 (")

アンダクロス (")

その他のアクリル短繊維織物

ポリエチレン長繊維織物

ポリプロピレン長繊維織物

ポリプロピレン短繊維織物

その他の合成繊維長繊維織物

その他の合成繊維短繊維織物

無機質繊維織物

抄織織物

他に分類されない巾50cm以上の織物

巾13cm以上50cm未満の織物

綿織物(落綿織物を含む)

白もめん (綿織物)(生のもの)

ネル (")(")

厚織 (")(")

変り織 (")(")

ほう帯地 (")(")

ガーゼ地 (")(")

しん地 (")(")

かや地 (")(")

ベルト地 (")(")

その他の綿織物 (生のもの)

ネル (綿織物)(先ざらしおよび先染)

夜具地 (")(")

しま織 (")(")

こう子織 (")(")

かすり (")(")

タオル地 (")(")

その他の綿織物 (")

白もめん (綿織物)(後ざらしおよび後染)

ネル (")(")

厚織 (")(")

変り織 (")(")

ほう帯地 (")(")

ガーゼ地 (")(")

しん地 (")(")

かや地 (")(")

紺織 (")(")

ゆかた地 (")(")

タオル地 (")(")

その他の綿織物 (")

着尺地 (亜麻織物)

その他の亜麻織物

ちよ麻織物

大麻織物

苧麻織物

和服地(そ毛織物)

その他のそ毛織物

紡毛織物

銘仙 (絹織物)(先練および先染)

つむぎ (")(")

糸織 (")(")

上布 (")(")

お召 (")(")

からみ織 (")(")

パイル織 (")(")

夜具地 (")(")

丹前地 (")(")

はかま地 (")(")

コート地 (")(")

ネクタイ地 (")(")

帯および帯地 (")(")

その他の絹織物 (")

羽二重 (絹織物)(後練および後染)

裏絹 (")(")

りんず (")(")

壁織 (")(")

ちりめん (")(")

からみ織 (")(")

パイル織 (")(")

その他の絹織物 (")

絹紡織物

銘仙 (レーヨン長繊維織物)

糸織 (")

お召 (")

パイル織 (")

夜具地 (")

丹前地 (")

はかま地 (")

コート地	(レーヨン長繊維織物)(先染)	その他のキュブラ長繊維織物	(先染)
ネクタイ地	(")(")	平地	(")
帯および帯地	(")(")	りんず	(")
その他のレーヨン長繊維織物	(先染)	壁織	(")
平地	(レーヨン長繊維織物)(後染)	ちりめん	(")
りんず	(")(")	からみ織	(")
壁織	(")(")	パイル織	(")
ちりめん	(")(")	その他のキュブラ長繊維織物	(後染)
からみ織	(")(")	キュブラ短繊維織物	
パイル織	(")(")	銘仙	(アセテート長繊維織物)(先染)
その他のレーヨン長繊維織物	(")	糸織	(")(")
ネル	(レーヨン短繊維織物)(生のもの)	お召	(")(")
厚織	(")(")	パイル織	(")(")
変り織	(")(")	夜具地	(")(")
ほう帯地	(")(")	丹前地	(")(")
ガーゼ地	(")(")	はかま地	(")(")
しん地	(")(")	コート地	(")(")
かや地	(")(")	ネクタイ地	(")(")
その他	(")(")	帯および帯地	(")(")
夜具地	(")(先ざらしおよび先染)	その他のアセテート長繊維織物	(")
ネル	(")(")	平地	(")(")
その他	(")(")	りんず	(")(")
ゆかた地	(")(後ざらしおよび後染)	壁織	(")(")
タオル地	(")(")	ちりめん	(")(")
その他のレーヨン短繊維織物(後ざらしおよび後染)		からみ織	(")(")
銘仙	(キュブラ長繊維織物)(先染)	パイル織	(")(")
糸織	(")(")	その他のアセテート長繊維織物	(後染)
お召	(")(")	アセテート短繊維織物	
パイル織	(")(")	銘仙	(ナイロン長繊維織物)
夜具地	(")(")	お召	(")
丹前地	(")(")	パイル織	(")
はかま地	(")(")	夜具地	(")
コート地	(")(")	丹前地	(")
ネクタイ地	(")(")	コート地	(")
帯および帯地	(")(")		

ネクタイ地(ナイロン長繊維織物)(先染)
 帯および帯地(")(")
 その他のナイロン長繊維織物 (")
 平地 (ナイロン長繊維織物)(後染)
 ちりめん (")(")
 あや (")(")
 朱子 (")(")
 からみ織(")(")
 その他のナイロン長繊維織物 (")
 ナイロン短繊維織物
 ビニロン長繊維織物
 ビニロン短繊維織物
 ポリ塩化ビニリデン長繊維織物
 ポリ塩化ビニリデン短繊維織物
 ポリ塩化ビニル長繊維織物
 ポリ塩化ビニル短繊維織物
 銘仙 (ポリエステル長繊維織物)(先染)
 お召 (")(")
 パイル織(")(")
 夜具地(")(")
 丹前地(")(")
 コート地(")(")
 ネクタイ地(")(")
 帯および帯地(")(")
 その他のポリエステル長繊維織物 (")
 平地 (")(後染)
 ちりめん(")(")
 あや (")(")
 朱子 (")(")
 からみ織(")(")
 その他のポリエステル長繊維織物 (")
 ポリエステル短繊維織物
 アクリル短繊維織物
 ポリエチレン長繊維織物
 ポリプロピレン長繊維織物

ポリプロピレン短繊維織物
 その他の合成繊維長繊維織物
 その他の合成繊維短繊維織物
 薄地織物
 中厚地織物
 厚地織物
 はだ着地 (丸編メリヤス生地)
 外衣地 (")
 手袋地 (")
 はだ着地 (たて編メリヤス生地)
 外衣地 (")
 手袋地 (")
 リーバーレース(ボビンレース生地)
 ネットレース (")
 カーテンレース(")
 カーテンレース (編レース生地)
 ネットレース (")
 その他の編レース生地
 ケミカルレース(刺しゅうレース生地)
 その他の刺しゅうレース生地
 手エレース生地
 不織布
 その他の紡織基礎製品
 トワイン
 コード
 ロープ
 その他の索条
 網地
 プレスフェルト
 硝化綿レザークロス
 ビニルレザークロス
 オイルシルク
 油布
 シリコン防水布
 エマルジョン防水布

ブックバインディングクロスおよびブラインドクロス

ゴム引布

帽体

丸打ひも

平打ひも

よりひも

編ひも

巻ひも

モール

ふさ

中入綿

ふとん綿

真綿

他に分類されない紡織基礎製品

豚脂

精製ラード

羊脂

牛脂

ラノリン

牛脚油

蚕よう油

その他の陸産動物油脂

魚油（肝油および内臓油を除く）

いわし油

にしん油

ほっけ油

かれい油

さば油

さんま油

その他の魚油（雑魚油を含む）

鯨油

たら油（肝油および内臓油）

さめ油（ ）

いか油（肝油および内臓油）

その他の肝油および内臓油（鯨肝油、鯨内臓油および医薬品を除く）

その他の水産動物油脂

不乾性油脂（植物油脂）

オリーブ油

落花生油

ひまし油

パーム油

カボック油

やし油

パーム核油

つばき油

茶油

その他の不乾性油脂

半乾性油脂（植物油脂）

綿実油

とうもろこし油

ごま油

菜種油

からし油

こめ油

しょうゆ油

その他の半乾性油脂

乾性油脂（植物油脂）

あまに油

きり油

え油（えごま油）

ひまわり油

サフラワー油

麻実油

くるみ油

けし油

大豆油

その他の乾性油脂

混合植物油脂

動物ろう

植物ろう

混合ろう（動植物）

回収および再生油脂ろう

吹込油・スタンド油およびボイル油

脱水油

硬化油

ショートニング

マーガリンおよびその他のバター代用品

ウィンター油（サラダ油および調理用油を含み、

オリーブ油を除く）

その他の加学的加工処理をした油脂ろう（化学

的加工処理をした油脂ろうの混合物を含む）

フーツ

脂肪酸

エステル化油

油脂ろうまたは脂肪酸より誘動された塩

（アルカリ石けんおよびドライヤーを除く）

加硫した油脂ろうおよび脂肪酸

脂肪酸の窒素化合物

その他の油脂ろう誘導製品

その他の動植物油脂ろうおよびその誘導製品

（他の物質との混合物を含む）

基礎無塩酸

塩酸

硝酸

硫酸

アンモニア

アンモニア水

か性ソーダ

炭酸ソーダ

カーバイド

塩素

亜鉛化合物

アルミニウム化合物

アンチモニー "

アンモニア "

いおう "

イリジウム "

インジウム "

ウラニウム "

オスミウム "

カドミウム "

ガリウム "

カルシウム "

カリウム "

金 "

銀 "

クロム "

けい素 "

コバルト "

酸素 "

臭素

ジルコニウム化合物

水銀 "

すず "

ストロンチウム "

セシウム "

セリウム "

セレン "

タリウム "

タンゲステン "

炭素 "

チタン "

鉄 "

テルル "

トリウム "

銅 化合物

ナトリウム "

鉛 "

ニッケル "

白金 "

バナジウム "

バリウム "

パラジウム "

ベリリウム "

ビスマス "

ひ素 "

ふっ素 "

ブラセオジム "

ほう素 "

マグネシウム "

マンガン "

モリブデン "

よう素 "

ラジウム "

リチウム "

りん "

ルビジウム "

ルテニウム "

ロジウム "

き工類元素 "

無機酸類

複塩

塩素系漂白剤

無機薬品の混合品

その他の無機工業薬品

(基礎無機薬品および圧縮ガスを除く)

芳香族製品およびタール製品(フェノールを除く)

ベンゾール類

トルオール

キシロール

キシレン

ソルベントナフタ

ヘビーソルベントナフタ

芳香族混合溶剤

コールタール分解製品

クレオソート油

ピッチ油

タール酸(フェノールを除く)

ナフタリン

アントラセン

ガルバゾール

コールタール

タールピッチ

タール塩基

天然樹脂蒸留製品および木材乾留製品

(酢酸・木精・しょう脳・しょう脳油・はっか油およびはっか脳を除く)

ロジン

テレピン油

パイン油

パイントール

パイントールピッチ

パインピッチ

しょう脳およびしょう脳油

はっか油およびはっか脳

天然染料および天然タンニン剤(禾加工草木樹皮を除く)

単環式ベンゼン系化合物

多環式ベンゼン系化合物

ナフタリン誘導体

アントラセンおよびフェナントレン

脂環式化合物

複素環式化合物

その他の環式有機工業薬品

鎖式有機酸、鎖式有機無水物および鎖式有機酸塩

(脂肪酸および脂肪酸塩を除く)

鎖式有機酸(脂肪酸を除く)

鎖式有機酸無水物

鎖式有機酸塩(脂肪酸塩を除く)

鎖式アルコール

鎖式アルデヒド

鎖式ケトン

鎖式エーテル

鎖式エステル

鎖式ハロゲン化合物(ホスゲンを除く)

鎖式窒素化合物(脂肪酸窒素化合物を除く)

その他の鎖式有機化合物

有機薬品の混合品

圧縮ガス、液化ガスおよび固形ガス

試薬

無機工業薬品と有機工業薬品との混合工業薬品

有機ゴム薬品

加硫促進剤

老化防止剤

その他の有機ゴム薬品

合成タンニン剤

レーキおよびトナー

レーキ類

トナー

亜鉛顔料

アンチモニー顔料

カドミウム顔料

群青

水銀顔料

鉄顔料

銅顔料

その他の着色無機顔料

白色亜鉛顔料

白色チタン顔料

白色鉛顔料

カーボンブラック

黒色酸化鉄(鉄黒)

可塑剤

セルロース化合物

界面活性剤(石けんおよび家庭用合成洗剤を除く)

その他の工業用化学製品

天然香料

合成香料

調合香料

その他の香料

合成染料

その他の染料(天然染料を除く)

火薬

爆薬

火工品

その他の火薬類

縮合樹脂

アルキド樹脂

エスキルガム樹脂

エポキシ //

フェノール //

不飽和ポリエステル樹脂

ポリカーボネート //

メラミン樹脂

エリア //

その他の縮合樹脂

重合樹脂

ポリアミド //

けい素 //

ふっ素 //

セルロース系プラスチック（バルカナイズトフ
ァイバーおよび繊維をのぞく）

たん白質系プラスチック（繊維を除く）

合成ゴム

その他の合成樹脂およびその他のプラスチック

油性塗料

ボイル油

堅練りペイント（種ペイントを含む）

調合ペイント

さび止ペイント

油ワニス

油性エナメル

鋼船船底油性塗料

水練油性塗料

ラッカー

電気絶縁材料

合成樹脂塗料

フェノール樹脂塗料

アルキド

アミノアルチルド樹脂塗料

ビニル樹脂塗料

エポキシ樹脂塗料

ポリウレタン樹脂塗料

ポリエステル樹脂塗料

合成樹脂さび止めペイント

その他の合成樹脂塗料

水系塗料

その他の塗料、シンナーおよび関連製品

酒製塗料

タール系塗料

ボイラーペイント

トラフィックペイント

金属前処理塗料

発光塗料

けい光塗料

うるし（生うるしを除く）

他に分類されない塗料

シンナー（塗料用に調整されたもの）

パテ（ガラスパテ）

ドライヤー

ステイン

コンパウンド（塗料）

リムバー（塗料）

窒素質肥料

りん酸質肥料

カリ質肥料

複合肥料

石灰質肥料

けい酸質肥料

苦土肥料

微量成分肥料

その他の肥料

殺虫剤

殺だに剤

殺菌剤

除草剤

殺そ剤

植物成長調整剤

混合農薬

その他の農薬

その他の基礎化学製品

化工でん粉

オセイン、ゼラチンおよびカゼイン

接着剤

印刷インキ

浮水剤および硬水軟化剤

金属熱処理剤

金属表面処理剤

農工業用微生物および酵素

土壌改良剤

土壌硬化剤
セメント混和剤
他に分類されない基礎化学製品

コークス
コーライト
練炭および豆炭
その他の石炭製品
白炭
黒炭
こなずみ（粉炭）
加工木炭
他に分類されない製造固体燃料

石油ガス
圧縮ガス
液化ガス
製造ガス
混合ガス
ガソリン
ナフサ
ジェット燃料油
燈油
軽油
重油
潤滑油およびグリース
航空機用潤滑油
スピンドル油
冷凍機油
ダイナモ油
タービン油
マリンエンジン油
マシン油

ディーゼルエンジン油
シリンダ油
その他の潤滑油（潤滑を主たる目的とするもの）
絶縁油
流動パラフィン
切削油
焼入油
作動油
防せい油
その他の潤滑油（潤滑を主たる目的としないもの）
カップグリース
ファイバグリース
ギヤーグリース
グラファイトグリース
モビールグリース
リキッドグリース
はん用グリース
その他のグリース
石油ろう
アスファルト
道路油
その他の石油製品

花こう岩およびその類似岩石
石英粗面岩 "
安山岩 "
じゃ紋岩 "
大理石
ぎょう灰岩
砂岩
粘板岩
その他の天然石材基礎製品（主として建設用）
れんが
粘土かわら

陶管

タイル（陶磁器タイルを含む）

セラミックブロック

その他の粘土製品（主として建設用）

板ガラス

普通板ガラス

変り板ガラス

みがき板ガラス

安全ガラス

複層ガラス

ステンドガラス

その他の板ガラス

ガラスブロック（板ガラスを除く）

プリズムガラス（　　〃　　）

多ほう（泡）ガラス（　　〃　　）

ポルトランドセメント

高炉セメント

シリカセメント

フライアッシュセメント

左官用セメント

アルミナセメント

その他の水硬性セメント

気硬性セメント

コンクリート製品

石綿セメント製品

セメントモルタル製品

木毛セメント製品

テラゾー製品

気ほうコンクリート製品

その他のセメント製品

焼石こう

石こうボード

石こうプラスタ

その他の石こう基礎製品

耐火れんが

耐火断熱れんが

耐火れんがおよび断火断熱れんが以外の耐火物

粘土質るつぼ（付属品を含む）

岩綿製品

鉱さい綿製品

アスファルトおよびれき青タール基礎製品

製造用に加工した耐火原料

石灰

軽量骨材

他に分類されない非金属鉱物基礎製品（主として建設用）

ガラス塊および粉（主として非建設用）

ガラス棒、ガラス球およびガラス管（　〃　）

電気用ガラスバルブ（　〃　）

光学用および眼鏡用ガラス素地

ガラスレンズ（光学用および眼鏡用レンズを除く）

ガラス繊維基礎製品

石英ガラス製品

その他のガラス基礎製品（主として非建設用）

天然研磨材整粒品および粉

人造研削材かい（塊）

研削材整粒品および粉

天然と石

人造研削と石

研磨布紙

研磨剤（コンパウンド）

石綿織物製品

プレークライニング

石綿ジョイントシート

石綿板

石綿紙

その他の石綿基礎製品

精製天然黒鉛

人造黒鉛

炭素質電極

炭素棒

炭素および金属黒鉛質ブラシ素材ならびにブラシ

不しん（滲）透炭素製品

黒鉛るつぼ（付属品を含む）

高純度カーボン

特殊炭素製品

その他の炭素製品

加工雲母

合成宝石

模造宝石

装飾品

科学および技術的用途のための鉱石（切られて
いるか組み立てられていないもの）

水ひ粘土

粉末長石

粉末けい石

フリット

銑鉄

原鉄

製鋼用ベースメタル

純鉄塊

ねずみ鑄鉄品

球状黒鉛鑄鉄品

合金鑄鉄品

可鍛鑄鉄

その他の鑄鉄品

フェロマンガ

シリコマンガ

スपीゲル

フェロシリコン

カルシウムシリコン

フェロクロム

フェロニッケル

その他のフェロアロイ

フェロアロイ類似製品

粗鋼

鋼半製品

鑄鋼

鍛鋼

鍛工品

熱間圧延鋼材

普通鋼熱間圧延鋼材（熱間押出形鋼を除く）

形鋼（鋼矢板、リムバー、リングバーおよびサッ
シバーを含む）

重軌条および付属品

軽軌条および付属品

大形山形鋼

大形みぞ形鋼

大形I形鋼

大形H形鋼

鋼矢板

その他の大形形鋼

中形山形鋼

中形みぞ形鋼

中形I形鋼

中形H形鋼

その他の中形鋼

小形山形鋼

小形みぞ形鋼

小形I形鋼

サッシバー

その他の小形鋼

棒鋼（管材を含む）

大形丸鋼

大形角鋼
大形平鋼
中形丸鋼
中形角鋼
中形平鋼
小形丸鋼
小形角鋼
小形平鋼
異形棒鋼
管材
普通線材
特殊線材
バーインコイル
厚板
中板
薄板
電気鋼板
広幅帯鋼（幅50mm以上のもの）
帯鋼（幅50mm未満のもの）
外輪
圧延輪心
圧延車輪
特殊鋼熱間圧延鋼材（熱間押出形鋼を除く）
工具鋼
構造用鋼
特殊用途鋼
その他の熱間圧延鋼材
普通鋼鋼管
特殊鋼鋼管
その他の鋼管
冷間仕上鋼材
めっき鋼材
表面処理鋼板（めっき鋼板を除き、巻いたものを含む）
冷間ロール成型鋼材

溶接形鋼
純鉄の成品
鉄系粉末や金成品
鉄鋼の粒
鉄鋼の粉（他に分類されない鉄および鋼）

金粗製品
金地金
金合金（金ろうを含む）
金展伸材
金合金展伸材
その他の金および金合金（半製品を含み、別に掲げるものを除く）

銀粗製品
銀地金
銀合金（銀ろうを含む）
銀展伸材
銀合金展伸材
その他の銀および銀合金

白金粗製品
白金地金
白金合金
白金展伸材
白金合金展伸材
その他の白金および白金合金
その他の貴金属

銅粗製品
銅地金
銅合金
銅母合金
伸銅品
板（条を含む）（銅のもの）

棒（銅のもの）
 管（銅のもの）
 線（銅のもの）
 その他の銅のもの
 板（条を含む）（黄銅のもの）
 棒（黄銅のもの）
 管（黄銅のもの）
 線（黄銅のもの）
 その他の黄銅のもの
 板（条を含む）（りん青銅のもの）
 棒（りん青銅のもの）
 線（りん青銅のもの）
 その他のりん青銅のもの
 板（条を含む）（ニッケル銅合金のもの）
 棒（ニッケル銅合金のもの）
 管（ニッケル銅合金のもの）
 線（ニッケル銅合金のもの）
 その他のニッケル銅合金のもの
 他に分類されない銅合金のもの
 銅およびその合金の鍛造品
 銅およびその合金の鋳物
 銅およびその合金の粉末や金成品
 その他の銅およびその合金
 鉛粗製品
 鉛地金
 鉛再生地金
 鉛合金
 鉛およびその合金の展伸材
 鉛およびその合金の鋳物
 鉛およびその合金の粉末や金成品
 その他の鉛およびその合金
 亜鉛粗製品
 亜鉛地金
 亜鉛再生地金
 亜鉛合金

板（亜鉛およびその合金の展伸材）
 棒（ " ）
 鍛造品（ " ）
 粉末や金（ " ）
 その他の亜鉛および合金
 すず
 アンチモン
 水銀
 ニッケル
 コバルト
 タングステン
 モリブデン
 アルミニウム
 マグネシウム
 チタン
 マンガン
 クロム
 カドミウム
 そう鉛
 テルル
 セレン
 シリコン
 ゲルマニウム
 バナジウム
 ジルコン
 セリウム
 タンタル
 ベリリウム
 インジウム
 ウラン
 トリウム
 他に分類されない非鉄金属の地金

 鉄骨

鉄塔	引手
鋼橋	取手
貯蔵そう	その他のとびら用金物
液体貯蔵そう	ブラインド
ガス貯蔵そう	その他の金属目よけ
金属さく	その他の金物
金属門	鉄鋼製ばね
金属格子	重ね板ばね
鋼板煙突	つるまきばね
鋼板製の管（ベンディングロールで加工したものに限る）	ねじり棒ばね
帯鋼製の管（溶接したものを除く）	線ばね
水圧鉄管	薄板ばね
水道管	ぜんまいばね
その他の建設用金属製品	ばね座金
金属とびら	その他の鉄鋼製ばね
軽量シャッター	非鉄金属製ばね
重量シャッター	鉄鋼製ねじおよび同付属品
サッシ	ボルト
オペレータ	ナット
建築用板金製品	小ねじ
建築用ラス製品	タッピンねじ
建築装飾用金属製品	木ねじ
その他の建築用金属製品	ねじ付属品
丁番	割ピン
錠	座金
ドアクローザ	その他の鉄鋼製ねじおよび付属品
フロアヒンジ	非鉄金属製ねじおよび同付属品
とびら用金物	鉄丸くぎ
戸車	特殊くぎ（線製品）
レール（とびら用）	馬ていくぎ
ドアハンガ	犬くぎ
ガイドレール	船くぎ
上げ落し	その他の鉄鋼製くぎ
あふり止め	非鉄金属性くぎ
	鉄鋼製リベット

非鉄金属製リベット

鉄鋼製線製品

有刺鉄線

より線

鋼索

金網（ラスを除く）

溶接網

ガス溶接棒

アーク溶接棒

その他の鉄鋼製線製品

非鉄金属製線製品

柔軟金属チューブおよびホース

他に分類されない金属加工基礎製品

電線およびケーブル

荒引線（銅線）（絶縁してないもの）

裸線（"）（"）

綿線（銅線）（絶縁したもの）

普通ゴム線（"）（"）

コード（"）（"）

キャブタイヤ（"）（"）

機紐（"）（"）

船用電線（"）（"）

自動車用電線（"）（"）

プラスチック線（"）（"）

合成ゴム線（"）（"）

巻線（"）（"）

電力ケーブル（"）（"）

通信ケーブル（"）（"）

荒引線（アルミニウム線）（絶縁してないもの）

裸線（"）（"）

アルミニウム導体絶縁電線（アルミニウム線）

（絶縁したもの）

アルミニウム導体巻線（アルミニウム線）

（絶縁したもの）

アルミニウム導体電線ケーブル（"）

（絶縁したもの）

アルミニウム導体通信ケーブル（"）

（絶縁したもの）

成形パッキン

グラントパッキン

Oリング

セミフシールパッキン

オイルシール

その他のパッキン

成形ガスケット

オイルシート

その他のガスケット

ダイヤフラムシール

ベローズ

その他の密封用部品

毛皮（染色未了のもの）

毛皮（染色済のもの）

獣毛、羽毛および綿毛

豚毛（選り分けしたもの、束にしたものまたは調整したもの）

馬毛（調整したものおよびすいたもの）

牛毛

やぎ毛

と（兎）毛

羽毛（調整したもの）

綿毛（調整したもの）

その他の獣毛

平ベルト（かわベルト）

縫合わせベルト（"）

丸ベルト（マシン用を除く）（"）

リングベルト (かわベルト)
 Vベルト (")
 積層ベルト (")
 その他のかわベルト (")
 紡織機械用かわ製品
 ローラカバリング
 エブロンバンド
 シート
 ピッカー
 ステッキ受革
 ピッキンバンド
 その他の紡織機械用かわ製品
 かわ製くつ材料
 合成樹脂製くつ材料
 その他の製くつ材料
 かわ製付属品 (製くつ付属品)
 合成樹脂製付属品 (")
 その他の製くつ付属品 (")
 生圧さくコルク板
 炭化コルク板
 コルク粒
 その他のコルク加工基礎資材
 マイカ製品 (電気絶縁材料)
 絶縁布 (")
 ワニスクロス (絶縁布)(電気絶縁材料)
 ワニスペーパー(")(")
 ポリエステルフィルム加工紙(絶縁布)(電気絶縁材料)
 ワニステープ (絶縁布)(電気絶縁材料)
 絶縁管 (")(")
 絶縁テープ
 粘着テープ (絶縁テープ)
 非粘着テープ (")
 その他の絶縁テープ
 けい素樹脂積層板

その他の絶縁用積層板
 がいしピン (通信電力用架線金物)
 ストラップボルト (")
 アームタイ (")
 クランプ (")
 クレビス (")
 ワイヤクリップ (")
 足場釘, 足場ボルト (")
 コンクリート柱バンド(")
 その他の通信電力用架線金物
 曲線引金具 (電車線路用架線金物)
 振止金具 (")
 ハンガ金具 (")
 ワイヤクリップ (")
 セクションインシュレータ (")
 接続金具 (")
 き電金具 (")
 タンバックル (")
 その他の電車線路用架線金物
 その他のケーブルつり金物
 ケーブルつり金具
 飛垂がい子
 ピンがい子
 支持がい子
 配電線用がい子
 電車線用がい子
 通信線用がい子
 耐霧がい子
 電解槽用台がい子
 電らん(纜)終端函がい子
 コットレル用終端函がい子
 とう(套)管
 その他の電気絶縁用配線用資材
 工業用ブラシ
 塗装用はけ(刷毛)
 産業用ほうき

ガット

天然てぐす

植物製刷子繊維，調整，漂白，染色，または長さを整えたもの

バガス

ボタン型

他に分類されないその他の加工基礎資材

牛肉（冷蔵または冷凍鮮肉を含むが冷凍食品は除く）

豚肉（ " ）

馬肉（ " ）

めん羊肉（ " ）

やぎ肉（ " ）

うさぎ肉（ " ）

家きん肉（ " ）

鯨肉（ " ）

内臓肉およびその他の生鮮肉

保存牛肉（塩づけ，くん製，乾燥）

保存豚肉（塩づけ，くん製，乾燥）

ハム

ベーコン

保存鶏肉（塩づけ，くん製，乾燥）

保存鯨肉（ " ）

その他の保存肉（ " ）

牛肉（かん・びん詰肉）（気密容器入のもの）

豚肉およびハム・ベーコン（かん・びん詰肉）

（気密容器入のもの）

鶏肉（かん・びん詰肉）（気密容器入のもの）

鯨肉（ " ）（ " ）

コンビーフ（ " ）（ " ）

その他のかん・びん詰（気密容器入のもの）

プレスハム

混合プレスハム

ソーセージ

つくだに肉

かすづけ肉

みそづけ肉

その他の調整肉製品

牛乳

還元乳

加工乳

脱脂乳

クリーム

バターミルク

乳飲料（全乳または脱脂乳に甘味料等を添加し

たもの）

発酵乳

乳酸菌飲料

練乳および濃縮乳

粉乳

バター

ナチュラルチーズ

プロセスチーズ

その他のチーズ

アイスクリームおよびその他の関連製品

アイスクリームミックスパウダ

その他の酪農製品

みがきにしん

干かすのこ

素干いわし

干たら

さめひれ

するめ

その他の素干魚介類

塩干魚介類

煮干魚介類

塩蔵魚介類

かん詰魚介類

冷凍魚介類（冷凍食品は除く）

かまぼこ

焼ちくわ
魚肉ハム
魚肉ソーセージ
その他のねり製品
その他の加工魚介類
果実、野菜およびきのこの水煮（気密容器入のもの）
果実シロップづけ（ ” ）
たくあんづけ（気密容器入と否とを問わない）
梅干
福神づけ
奈良づけ
らっきょうづけ
梅づけ
しょうがづけ
その他の野菜および果実のつけもの
いちごジャム（気密容器入と否とを問わない）
りんごジャム
あんずジャム
いちじくジャム
マーマレード
ピーナツバター
その他のジャム、マーマレードおよび果実バター
果実、野菜の原果料
豆甘煮（気密容器入と否とを問わない）
乾燥野菜および果実
加工海そう（藻）類
こんぶ
こんぶ加工品
干のり
のり加工品
干わかめ
干ひじき
その他の加工海そう類
その他の加工果実および野菜

めん類
うどん類
そばめん
中華そばめん
マカロニ類
その他のめん類
人造米
アルファ化穀（白玉粉、みじん粉を除く）
もち
オートミル
育児用食料
ビタミン強化米
強化精麦
その他の調理穀粉
食塩
みそ
しょうゆ
ソース
食酢
化学調味料
香辛料
スープ類
その他の調味料および関連製品
砂糖
水あめ
ぶどう糖
その他の糖類
食パン
乾パン
菓子パン
焼菓子
キャンデー、チョコレートおよびチューインガム
和生菓子
洋生菓子
米菓

油菓
干菓子
砂糖づけ
その他の菓子類
コーヒー
ココア製品
普通せん茶
玉緑茶
玉露
てん茶(まっ茶)
番茶
紅茶
ウーロン茶
包種茶
その他の茶
粉末ジュース
乾燥鶏卵
芳香シロップ抽出品、濃縮品、ペーストおよび
粉末品
精製はちみつ
冷凍食品
他に分類されない冷凍食品

大麦ぬか
裸麦ぬか
小麦ふすま
ライ麦ぬか
その他の精穀所製品
しょうゆかす
と(屠)場副産物(海獣類を含む)
製糸副産物
魚かす
魚粉
乾燥魚類(肥飼料用)

その他の魚介類製造飼肥料
植物性製造飼料
動物性製造飼料
配合肥料
混合肥料
愛玩動物飼料(調整されたもの)
製造有機質肥料
有機質配合肥料
その他の製造飼料および製造有機質肥料

飲料水
炭酸水
サイダー
ラムネ
果汁飲料
人工果汁飲料
芳香シロップ
その他の清涼飲料
その他のアルコールを含まない飲料
ぶどう酒
りんご酒
その他の果実酒
ビール
エール、スタウト、ポータ
ビール類似の発泡性飲料(ビールを除く)
清酒
合成清酒
濁酒
その他の発酵された穀物性飲料
コニャックまたはブランデー
ぶどう以外の果実によるブランデー
ウイスキー
ジン(スロージンを除く)
ラム

焼酎

その他の蒸留酒

味りん

白酒

リキュールおよびコーディアル（ベルモットを含む）

その他のアルコールを含む飲料

人造氷

天然氷

その他の飲料

両切紙巻たばこ

口付紙巻たばこ

フィルタ付紙巻たばこ

葉巻（普通形）

シガリオおよびチェルト

その他の葉巻

板たばこ

スクラップ（かみたばこ）

なわたばこ

刻たばこ

その他のかみたばこ

細刻たばこ

荒刻たばこ

グラニュレイテッド

その他のパイプたばこ

かきたばこ

その他の製造たばこ

全身麻酔剤

催眠鎮静剤

抗てんかん剤

解熱鎮痛剤

興奮剤、覚せい剤

鎮うん剤

精神神経用剤

総合感昌剤

その他の中枢神経系用薬

末梢神経系用薬

局所麻酔剤

骨格筋弛緩剤

自律神経剤

鎮けい剤

発汗剤、止汗剤

その他の末梢神経系用薬

眼科用剤

耳鼻科用剤

その他の感覚器官用薬

抗ヒスタミン剤

刺激療法剤（非特異性免疫原製剤を含む）

その他のアレルギー用薬

強心剤

不整脈用剤

利尿剤

血圧降下剤

血管補強剤

血管収縮剤

血管拡張剤

動脈硬化用剤

その他の循環器官用薬

呼吸促進剤

鎮咳去たん剤

含そう剤

その他の呼吸器官用薬

歯科口腔用剤

消化性潰瘍用剤

健胃消化剤

制酸剤

下剤，浣腸剤
利胆剤
整腸剤（止しゃ，吸着，内服殺菌剤）
総合胃腸剤
その他の消化器官用薬
脳下垂体ホルモン剤
唾液腺ホルモン剤
甲状腺，副甲状腺ホルモン剤
たん白同化ステロイド剤
副腎ホルモン剤
男性ホルモン剤
卵胞ホルモンおよび黄体ホルモン剤
混合ホルモン剤
その他のホルモン剤（抗ホルモン剤を含む）
尿路消毒剤
子宮収縮剤
通経剤
避妊剤
泌尿生殖器官用剤（性病予防剤を含む）
痔疾用剤
その他の泌尿生殖器官および肛門用薬
外皮用殺菌消毒剤
創傷保護剤
化膿性疾患用剤
鎮痛，鎮痒，収斂，消炎剤
寄生性皮膚疾患用剤
皮膚軟化剤（腐しよく剤を含む）
毛髪用剤（発毛，脱毛，染毛，養毛剤）
浴剤
その他の外皮用薬
ビタミン剤
ビタミンAおよびD剤
ビタミンB₁剤
ビタミンB剤（ビタミンB₁剤を除く）
ビタミンCおよびP剤

ビタミンEおよびK剤
混合ビタミン剤（ビタミンA・D混合製剤を除く）
その他のビタミン剤
カルシウム剤
無機質製剤
糖類剤
有機酸製剤
たん白アミノ酸製剤
臓器製剤
乳幼児用剤
その他の滋養強壮変質材
血液代用剤
止血剤
血液凝固阻止剤
その他の血液および体液用薬
肝要疾患用剤
解毒剤
習慣性中毒用剤
催乳剤
酵素製剤
糖尿病用剤
総合代謝性製剤
他に分類されない代謝性医薬品
クロロフィル製剤
色素製剤
その他の細胞賦活用薬
抗悪性腫瘍剤
放射性医薬品
その他の組織細胞の治療および診断を目的とする医薬品
その他の組織細胞の機能用医薬品
熱射病用剤
放射線障害用剤
その他の物理的障害用薬

その他の外力による障害関係医薬品

ペニシリン製剤

バシトラシン製剤

グラミシジンJ製剤

ノボビオシン製剤

その他の主としてグラム陽性菌に作用するもの

コリスチン製剤

ポリミキシンB製剤

フラジオマイシン製剤

その他の主としてグラム陰性菌に作用するもの

ストレプトマイシン製剤

バイオマイシン製剤

サイクロセリン製剤

カナマイシン製剤

その他の主として抗酸性菌に作用するもの

エリスロマイシン製剤

カルボマイシン製剤

ロイコマイシン製剤

オレアンドマイシン製剤

その他の主としてグラム陽性菌、リケッチア、

ウイルスに作用するもの

クロラムフェニコール 製剤

クロルテトラサイクリン製剤

オキシテトラサイクリン製剤

テトラサイクリン製剤

その他の主としてグラム陽性陰性菌、リケッチ

ア、ウイルスに作用するもの

オーレオスリシン製剤

トリコマイシン製剤

ナイスタチン製剤

グリセオフルビン製剤

ペンタマイシン製剤

その他の主としてカビ、原虫に作用するもの

ザルコマイシン

マイトマイシン製剤

カルチノフィリン製剤

クロモマイシン製剤

その他の主として悪性腫瘍に作用するもの

複合抗生物質製剤

その他の抗生物質製剤

サルファ剤

抗結核剤

治らい剤

駆梅剤

フラン系製剤

その他の化学療法剤

ワクチン類

細菌ワクチン類

リケッチアワクチン類

ウイルスワクチン類

スピロヘーターワクチン類

その他のワクチン類

毒素類

トキソイド類

抗毒素類

抗菌血清類

血液製剤類

抗原類

診断用血清類

補体および溶血素類

その他の生物学的試験用製剤類

混合製剤

その他の生物学的製剤

抗原虫剤

駆虫剤

その他の寄生動物に対する薬

その他の病原生物に対する医薬品

賦形剤

軟膏基剤

溶解剤

矯味，矯臭，着色剤

乳化剤

その他の調剤用薬

X線造影剤

診断用試薬

診断用培地

その他の診断用薬

防腐剤

防疫用殺菌消毒剤

防虫剤

殺虫剤

殺そ剤

その他の公衆衛生用薬

その他の治療を目的としない医薬品

あへんアルカロイド系製剤

コカアルカロイド系製剤

その他のアルカロイド系麻薬（天然麻薬）

合成麻薬

その他の非アルカロイド系麻薬

その他の麻薬

神経系用薬（動物に使用する医薬品）

全身麻酔剤（ " ）

催眠鎮静剤（ " ）

解熱鎮静剤（ " ）

興奮剤，覚せい剤（ " ）

鎮痛，鎮痙剤（ " ）

局所麻酔剤（ " ）

自律自経剤（ " ）

強心剤（ " ）

利尿剤（ " ）

止血剤（ " ）

血液凝固阻止剤（ " ）

鎮咳きよ痰剤（ " ）

その他の循環器官，呼吸器官および泌尿器官系用薬（動物に使用する医薬品）

健胃消化剤および製酸剤（動物に使用する医薬品）

整腸剤（動物に使用する医薬品）

内服殺菌剤（抗生物質製剤，サルファ剤を除く）
（動物に使用する医薬品）

下剤（動物に使用する医薬品）

利胆剤（ " ）

鎮吐剤，催吐剤（ " ）

浣腸剤（ " ）

ホルモン製剤（脳下垂体後葉ホルモン剤を除く）
（動物に使用する医薬品）

子宮収縮剤

子宮腔内殺菌剤（動物に使用する医薬品）

乳房炎用剤（抗生物質サルファ剤を除く）
（動物に使用する医薬品）

人工授精用剤（動物に使用する医薬品）

催乳剤（ " ）

その他の繁殖用薬（ " ）

外皮用殺菌消毒剤（ " ）

化膿性疾患用剤（抗生物質，サルファ剤を除く）
（動物に使用する医薬品）

鎮痛，鎮痒，収斂，消炎剤（動物に使用する医薬品）

寄生性皮膚疾患用剤（動物に使用する医薬品）

皮膚軟化剤（腐蝕剤を含む）（ " ）

溶剤（動物に使用する医薬品）

嫌忌剤（ " ）

皮膚刺激剤（ " ）

その他の外皮用薬（ " ）

ホルモン剤（繁殖に応用するホルモン製剤を除く）（動物に使用する医薬品）

ビタミン剤（飼料添加して用いるものを除く）
（動物に使用するもの）

飼料に添加して用いるビタミン剤（動物に使用する医薬品）

糖類および血液代用剤（動物に使用する医薬品）

無機質および有機酸製剤（ " ）

骨軟症およびケトージス用剤（ " ）

解毒および肝臓疾患用剤（ " ）

その他の代謝性用薬 （ " ）

サルファ剤 （ " ）

抗原虫剤（コクシジウム症、黒頭病、ヘキサミ
タ症およびロイコチトゾーン病に使用するもの

を除く）（動物に使用する医薬品）

コクシジウム症、黒頭病、ヘキサミタ症および
ロイコチトゾーン病用剤（サルファ剤を除く）

（動物に使用するもの）

消化器官寄生虫駆除剤（動物に使用する医薬品）

肝てつ駆除剤 （ " ）

肺虫駆除剤 （ " ）

フィラリヤ駆除剤 （ " ）

その他の病原生物用薬（ " ）

経口投与で用いる抗生物質製剤（飼料に添加し

て用いるものを除く）（動物に使用する医薬品）

飼料に添加して用いる抗生物質製剤（ " ）

注射に用いる抗生物質製剤 （ " ）

注入、さう入剤として用いる抗生物質製剤

（動物に使用する医薬品）

血清類（ γ グロブリン製剤を含む、診断用血清

を除く）（動物に使用する医薬品）

生物学的製剤 （動物に使用する医薬品）

診断用生物学的製剤（ " ）

殺菌消毒剤 （ " ）

防虫、殺虫剤 （ " ）

殺そ剤 （ " ）

診断用試薬 （ " ）

飼料添加剤（抗生物質製剤、ビタミン製剤、サ

ルファ剤を除く）（動物に使用する医薬品）

香水

オーデコロン

シャンプー

養毛料

整髪料

ポマード（液状を含む）

チック

香油

ヘアクリーム

セットローション

パーマネントウェーブ液

ヘアラッカー

染毛料

その他の頭髪化粧品

クリーム

ファンデーション

化粧水

白粉、化粧粉および打粉

仕上化粧品

口紅およびリップクリーム

ほほ紅

眼、まゆ、まつげ用化粧品

つめ化粧料

パック剤

日焼け止め化粧品

脱毛剤

浴用化粧品

化粧用油

ひげそり用化粧料

化粧紙

その他の化粧品（香水、オーデコロンおよび
頭髪用化粧品を除く）

歯みがき

固形石けん

液状石けん

軟石けん
 その他の浴用石けん
 薬用石けん
 洗たく石けん
 繊維用石けん
 農薬用石けん
 工業用石けん
 その他の石けん（アルカリ石けん）（シャンプーを除く）
 合成洗剤（工業用を除く）
 合成洗剤（衣料用）
 合成洗剤（衣料用を除く）
 家庭用洗剤、みがき剤およびクリーニング剤（石けんおよび合成洗剤を除く）
 家庭用つや出し剤、ワックスおよび関連製品（自動車用つや出し剤およびワックスを含む）
 家庭用染料
 家庭用接着剤（ゴムセメントを除く）
 その他の家庭用化学製品（包装されたもの）

アンダーシャツ（メリヤス製下着）
 パンツおよびズボン下（"）
 アンダーシャツ（繊維製下着）
 パンツおよびズボン下（"）
 ベストおよびアンダーシャツ（子供および幼児用）（繊維製下着）
 コンビネーション（"）（"）
 パンティ・ブロースおよびブルマース（子供および幼児用）（繊維製下着）
 シュミーズ・スリッパおよびベチコート（子供および幼児用）（繊維製下着）
 パジャマ（メリヤス製寝着）
 ネグリジェ（"）
 ナイトガウン（"）

パジャマ（子供および幼児用）（繊維製寝着）
 ネグリジェ（"）（"）
 ナイトガウン（"）（"）
 その他の子供および幼児用繊維製寝着
 上衣（メリヤス製外衣）
 ズボン（"）
 ジャンパー（"）
 セーターおよびチョッキ（"）
 ポロシャツ、ワイシャツ、ランニングシャツおよびスイートシャツ（メリヤス製外衣）
 海水着および海水パンツ（"）
 ドレスおよびスーツ（"）
 ブラウスおよびポロシャツ（"）
 セーターおよびチョッキ（"）
 コート（"）
 スカートおよびスラックス（"）
 海水着（メリヤス製外衣）
 その他のメリヤス製外衣
 タキシード、モーニングおよびその他の礼服（繊維製外衣）
 背広服（"）
 制服（"）
 作業服（"）
 スポーツ着（"）
 オーバーコート（"）
 スプリングコート（"）
 背広上衣（"）
 作業服上衣（"）
 スポーツ用上衣（"）
 その他の繊維製上衣
 替ズボン（繊維製外衣）
 作業服ズボン（"）
 スポーツ用ズボン（"）
 その他のズボン（"）
 ワイシャツ（"）

ポロシャツ	(")	比翼長着
開きんシャツ	(")	その他の本裁長着
その他のシャツ	(")	ひとえ羽織
ドレス	(")	あわせ羽織(半てんを含む)およびあわせ被布
スーツ	(")	綿入れ羽織(半てんを含む)および綿入れ被布
ホームドレス	(")	その他の本裁羽織および被布
ブラウス	(")	かわ製羽織
シャツウエスト	(")	肌じゅばん
スカート	(")	半じゅばん
スラックス	(")	長じゅばん
オーバーオールおよびロンパース	(")	角帯
その他の織物製外衣		袋帯
開きんシャツおよびその他のシャツ		ひとえ帯
(レース製外衣)		折帯
ドレスおよびスーツ	(")	兵古帯
上衣	(")	腹あわせ帯
ブラウスおよびシャツウエスト(レース製外衣)		丸帯
スカート	(")	改良帯(名古屋帯・半巾帯を含む)
その他のレース製外衣		はかま
作業用上衣	(かわ製外衣)	ひとえ半コート(上張を含む)
スポーツ用上衣	(")	あわせ半コート
その他の上衣	(")	防寒コート
ズボンおよびスラックス	(")	ひとえ長コート
スカート	(")	あわせ長コート
オーバーコート	(")	その他の和服
その他のかわ製外衣	(")	横編靴下
レインコート	(防水製外衣)	丸編靴下
作業用合羽	(")	長靴下
潜水服	(")	フルファッション靴下
その他の防水製外衣		シームレス靴下
その他の外衣		たび
ひとえ長着		帽子
あわせ長着		手袋
綿入れ長着	(丹前を含む)	メリヤスおよびレース製被服用手袋
重ね長着		織物製被服用手袋

かわ製被服用手袋
 その他の被服用手袋
 メリヤス製作業用手袋
 織物製作業用手袋
 かわ製作業用手袋
 その他の作業用手袋
 コート、ジャケットおよびラップ（毛皮製品）
 （帽子および手袋を除く）
 えり巻（毛皮製品）（帽子および手袋を除く）
 オーバーえり（ " ）（ " ）
 チョッキ （ " ）（ " ）
 ズボン下 （ " ）（ " ）
 マッフ （ " ）（ " ）
 毛皮製服飾品（ " ）（ " ）
 その他の毛皮製品（帽子および手袋を除く）
 他に分類されない衣服

ハンカチ
 ネクタイおよびクラバット
 織タイ
 編タイ
 マフラー （織物製）
 " （メリヤス製）
 スカーフおよびネッカチーフ （織物製）
 " （メリヤス製）
 ショール （織物製）
 " （メリヤス製）
 ストール （織物製）
 " （メリヤス製）
 ボーア （毛皮製を除く）
 その他のえり飾り （ " ）
 ズボン吊り（サスペンダー）（男子および少年
 用）
 くつ下止め（ガーターおよび長くつ下止め）

アームバンド
 衣服用ベルト
 ハンドバック
 札入れ
 がま口
 名刺入れ（定期入れ兼用のものを含む）
 その他の袋物
 かさおよびつえ
 洋がさ
 長骨かさ （男物洋がさ）
 折たたみかさ （ " ）
 雨がさ （女物洋がさ）
 長骨（柄）かさ （ " ）
 折たたみかさ （ " ）
 日がさ
 長骨（柄）かさ （女物洋がさ）
 折たたみかさ （ " ）
 子供用かさ
 ビーチパラソル（ガーデンパラソルを含む）
 洋がさの部品および付属品
 長骨
 折畳骨
 みぞ地金
 中棒
 ろくろ
 柄
 その他の洋がさの部品および付属品
 その他の洋がさ
 つえ（ステッキ）
 和装用身のまわり品
 帯どめ
 帯あげ
 腰ひもおよびだて巻
 腰ひも
 だて巻

羽織ひも	
組ひも	
平打ち	衣服用かわぐつ(男子大人用かわぐつ(23センチメートル以上で運動ぐつを除く))
その他の羽織ひも	
半えり	総かわぐつ(")
すそよけ(けだし)	甲の部分に他の材料を使用したかわぐつ(男子大人用かわぐつ(23センチメートル以上で運動ぐつを除く))
髪飾りリボン	
ふろしき	底の部分に他の材料を使用したかわぐつ(男子大人用かわぐつ(23センチメートル以上で運動ぐつを除く))
ふくさ	
扇子	その他の衣服用かわぐつ(男子大人用かわぐつ(23センチメートル以上で運動ぐつを除く))
うちわ	
扇子およびうちわの部品	
シングルカラー	(23センチメートル以上で運動ぐつを除く))
ダブルカラー	作業用かわぐつ(安全ぐつ, 耐電, 耐酸, 耐油ぐつを含む)(男子大人用かわぐつ(23センチメートル以上で運動ぐつを除く))
つめえり用カラー	
カフス	衣服用かわぐつ(婦人用かわぐつ(21センチメートル以上で運動ぐつを除く))
コルセット	
ガードルおよびガータベルト	総かわぐつ(")
ブラジャー	甲の部分に他の材料を使用したかわぐつ(婦人用かわぐつ(21センチメートル以上で運動ぐつを除く))
バンドブラジャー	
ブラジャー付コルセット	
ウエストニッパー付コルセット	
その他のコンビネーション, ファンデーション	底の部分に他の材料を使用したかわぐつ(婦人用かわぐつ(21センチメートル以上で運動ぐつを除く))
ガーマット	
その他のコルセットおよび類似の衣服	その他の婦人用かわぐつ(婦人用かわぐつ(21センチメートル以上で運動ぐつを除く))
おしめ	
おしめカバー	(21センチメートル以上で運動ぐつを除く))
衛生バンド	学生用かわぐつ(18.5センチメートル以上23センチメートル未満)
衛生パンツ	学童用かわぐつ(15.5センチメートル以上18センチメートル未満)
よだれ掛	総かわぐつ(子供用かわぐつ(15センチメートル未満))
エプロン	
ドレスシールド	甲の部分に他の材料を使用したかわぐつ(子供用かわぐつ(15センチメートル未満))
巻脚はん	
レギンス	
他に分類されない身のまわり品	

底の部分に他の材料を使用したかわぐつ
 (子供用かわぐつ(15センチメートル未満)
 その他の子供用かわぐつ(子供用かわぐつ
 (15センチメートル未満))
 地下たび
 ゴム底布ぐつ
 長ぐつおよび雨ぐつ (総ゴムぐつ)
 短ぐつおよび浅ぐつ (")
 豆ぐつ (")
 その他の総ゴムぐつ
 総ゴムぞうり
 ゴム裏ぞうり
 総スポンジぞうり
 スリッパ
 その他のゴム製はきもの
 総合成樹脂製ぐつ
 ゴム底合成樹脂製ぐつ
 合成樹脂製サンダル
 合成樹脂製スリッパ
 その他の合成樹脂製はきもの
 陸上競技ぐつ (スパイクぐつ)
 野球ぐつ (")
 ゴルフぐつ (")
 その他のスパイクぐつ
 体操ぐつ
 フェンシングぐつ
 バレーボールぐつ
 バスケットボールぐつ
 庭球ぐつ
 卓球ぐつ
 バレーシューズ
 その他の平底ぐつ
 しゅう球ぐつ
 ラクビーぐつ
 アメリカンフットボールぐつ

ハンドボールぐつ
 サッカーぐつ
 陸上ホッケーぐつ
 その他のグラウンドボール用ぐつ
 アイススケートぐつ
 ローラースケートぐつ
 登山ぐつ
 スキーぐつ
 ボクシングぐつ
 レスリングおよびウェイトリフティングぐつ
 乗馬ぐつ
 その他の運動ぐつ
 男ものげた
 女ものげた
 子供げた(ぽっくりを含む)
 あしだ
 ひよりげた
 サンダルげた
 その他のげた
 男ものぞうり
 女ものぞうり
 その他のぞうり
 鼻緒
 げたの歯および台
 その他の和風はきものの付属品
 スリッパ
 モカシンぐつ
 わらぐつ
 わらぞうり
 わらじ
 その他のわら製はきもの
 その他のはきもの
 機械織床敷物

手織製床敷物

組ひも製床敷物

刺しゅう製床敷物

張りつけおよびフェルト製床敷物

麻製床敷物

畳

畳床

畳表類

角マット 円座

リノリューム

タイル

エナメル床敷物

フローオイルクロス

コルクマット

その他の硬面床敷物

その他の床敷物

寝台掛け

夜具および上掛け（和式を除く）

毛布

タオルケット

敷布

まくらカバー

まくら

寝台敷きぶとん

寝台カバー

和式夜具

その他の夜具

クッション

座ぶとん

カーテン

とばり

テーブル掛け

ナプキン

テーブルカバー

ドレッサーカバー

スカーフ

テーブルドイリーおよびマット

テーブルセット（ランチョン、ブリッジおよび
類似品）

その他のテーブル掛け、ナプキンおよび関連製
品

いすカバー

座ぶとんカバー

バスタオル

ハンドタオル

ウォッシュクロス（おしぼり）

手ぬぐい

トイレットシートカバー

バスマット

浴室セット（タオル、ウォッシュクロス、シート
カバーおよびバスマット等）

その他のタオル、バスマットおよび関連製品
つかや（寝台用を除く）

寝台用かや

ほろがや

その他の家庭用繊維製品

布巾

他に分類されていない家庭用繊維製品

指輪

首飾り（ラバリエー、ネックチエンを含む）

腕輪

イヤリング

ペンダント（ロケットを含む）

ブローチ

カフスボタン

ネクタイ止め

ネクタイピン

ネクタイクリップ

カラーボタン，カラー止めおよび刺しピン
(金製服ボタンを含む)

帽子飾り

髪飾り(リボンを除く)

造花(室内装飾，冠婚葬祭用を含む)

バックル

化粧用具

コンパクト

香水用その他化粧用噴霧器

喫煙用具

オイルライター

ガスライター

たばこケース(葉巻き，刻み入れを含む)

かざわ(鍵環)

銀製および銀めっき製食卓用品

銀製および銀めっき製うつろもの

銀製および銀めっき製化粧用具

銀製および銀めっき酒器および賞杯

その他の銀器，銀めっき製品

S型バンド(時計)

箱型バンド(")

特殊なもの(くさり類を含む)(")

かわ製バンド(")

布製バンド(")

合成樹脂製バンド(")

時計バンドの部品および付属品

その他の時計バンド

和風たんす

洋風たんす

飾り戸だな

書籍戸だな

サイドボード

食器戸だな

茶だな

整理戸だな類

陳列戸だな

げた箱

その他の戸だな

書だな

飾りだな

陳列だな

整理だな

その他のたな

箱

座机

平机

片そで机

両そで机

わき机

学童机(学校用を除く)

タイプライタ用机

簿記机(ビューロー机)

製図机

その他の立机

学校用机

応接卓子(座卓子)

食卓子(")

ゲーム卓子(")

その他の座卓子

応接卓子(立卓子)

茶卓子(")

わき卓子(")

すみ卓子(")

食卓子(")

会議用卓子(")

化粧用卓子(")

ゲーム用卓子(")

その他の立卓子

一面鏡台
三面鏡台
姫鏡台
姿見（脚付き）
壁掛け鏡
その他の鏡台
調理台
配ぜん（膳）台
流し台
ガス台
作業台
実験台
陳列台
売場台
その他の台
スツール
座いす
小いす
ひじ掛けいす
長いす（ベンチを含む）
寝いす
特殊用途のいす
シングルベット
ダブルベット
セミダブルベット
幼児用ベット
特殊用途の寝台
その他の寝台
マットレス
ベッスプリング
金庫
ロッカー
花器台
植木台
電話台

置物台
テレビ台
囲碁・将棋盤用の台
見台
その他の器物台
衣こう、つい立、およびびょうぶ
帽子掛けおよび傘立て
ベビーサークルおよび揺らん
サービスワゴン
本立（ブックエンドを含む）およびマガジンラック
黒板
冷蔵庫（電気を使用しないもの）
火ばち
教壇および演壇
ふみ台
家具の部分品および付属品
その他の家具

ボール
洗おけ
あわたて器
フライ返し類
しゃくし類
こし器
皮むき器
おろし器
削り器
手持缶切り
果物しぼり器
すりばち
ろうと
まな板
すりこぎ

ざる
しゃもじ
その他の調理用具

かま

なべ

湯沸かし

鉄びん

飯むし

せいろ

フライパン

玉子焼き器

コーヒー沸かし

網

飯ごう

どびん類

その他の料理用具

小判さら

ステーキさら

グラタンさら

ソースボート

サンデーカップ

野菜はち

カレーボール

スープわん

コップ類 (ガラス製)

コップ受ざら (")

細足コップ類 (")

ソフトドリンクグラス (ガラス製)

ソーダグラス (")

パンチボール (")

サラダボール (")

茶わん類

どんぶり類

浅はち類

ふたはち類

湯のみ類

番せん茶わん類

酒器類

その他の和飲食器

洋わんさら類

洋どんぶり類

洋さら類

洋はち類

キャセロール

その他の洋飲食器

その他の飲食器

ピッチャ類

ポット類

盆

ナプキンリング

フィンガーボール

きゅうす類

配置盆

茶卓

膳

飯びつ

その他の食卓器具

米びつ

茶筒

ポット

茶つば

水筒

弁当箱

梅づけびん

菓子びん

ジャー

魔法びん

つば

水がめ

重箱

菓子器

その他の食料貯蔵器具

ナイフ

フォーク

スプーン

レードル

トンダ

バースプーン

れんげ

はし

はし箱

はし置

はし立て

カクテルシェーカ

ビータスびん

ウィスキーポーラ

ドリンクミキサー

ウィスキージガー

ソーダーサイホン

その他のバーアクセサリー

食事用紙製品

レモン絞り器

爪ようじ

飲料用ストロー

洗たく器具および洗たく器（電気を使用しない）

家庭用器具

ほうき類

ブラシ類

ちり取り

はたき

ぞうきん

モップ

ペイントローラ

スクイージー

その他の清掃器具

家庭用バスケット

バケツ

洗面器

風呂おけ

腰掛け

すのこ

脱衣かご

その他の風呂場用品

家庭用袋もの

ハンガー

ふきん掛け

網だな

芝刈り機

じょうろ

植木ばち

花器

花器台

香器

茶器

置物

雲盤

額縁

木彫り額

柱掛け

壁掛け

壁面装飾品

額ざら

手箱

文箱

書

絵画

その他の芸術品および装飾品

カーテンおよびとばり用品（生地を除く）

日おい、日よけおよびすだれ

鳥かご

鳥飼育小物品

首輪

くさりおよびかわひも

その他の鳥獣用品

他に分類されない家庭用装置および家庭用器具

新聞（ニュース、その解説、評論を主な内容とし
広告を含む。但し、商業宣伝用の印刷物は除く。製
印刷方式は活版、特殊印刷たるを問わない。製
本してないもの、但しニュース資料源として新
聞社等に配布されるいわゆる通信類は、仮どめ
してあっても製本とは見なさずに新聞として取
扱う）

日刊一般紙

非日刊一般紙

学芸新聞（日刊）

芸能、娯楽、スポーツ新聞（日刊）

業界、産業新聞（日刊）

児童向および婦人、家庭向新聞（日刊）

学校、学生新聞（日刊）

団体紙（広報紙、機関紙）（日刊）

通信紙（紙名、誌名にはとらわれずに新聞社等で
ニュース材料として利用するもの）（日刊）

点字紙（日刊）

その他の日刊特殊紙

学芸新聞（非日刊）

芸能、娯楽、スポーツ新聞（非日刊）

業界、産業新聞（日刊）

児童向および婦人家庭向新聞（非日刊）

学校、学生新聞（非日刊）

団体紙（広報紙、機関紙）（非日刊）

通信類（紙名、誌名にはとらわれずに新聞社等で
ニュース材料として利用するもの）（非日刊）

点字紙（非日刊）

その他の非日刊特殊紙

一般教養、総合紙

学術紙

文学および美術誌

芸能、娯楽、スポーツ紙

経営、業界、産業誌

児童向雑誌および定期刊行物

学生向雑誌および定期刊行物（受験準備誌も含
む）

官公報

点字誌

他に分類されない雑誌および新聞雑誌以外の定
期刊行物

書籍（49ページ以上のもの）

パンフレット（48ページ以下）

地形図

海図、航空図

気象図、気候図

地質図、土壌図

植生図（森林経営図を含む）

交通図（道路図を含む）

経済図（人口図を含む）

地籍図

その他の地図

地球儀

天球儀

写真地図（写真を含む）

学術図（図表）

設計図（"）

統計図（"）

その他の図表

統計表

時刻表

その他の表

書画、楽譜等（書籍ならびにパンフレットに含ま
れないもの）

単色（書画の複製（絵はがきは除く））

色刷(”)

版面(オリジナルを作るのと同一プロセスを用いた高級複製品も含む)

楽譜

催物のプログラム

カレンダーおよび暦(広告用でないもの)

電話帳

商業印刷物

プレート(石版, 写真版および写真凹版)

紙型

その他の印刷業用サービス製品

デカルコマニア(うつし絵)

他に分類されない印刷物

万年筆

シャープペンシル

ボールペン

付ペン

鉛筆

毛筆

速乾性筆記具(フェルトペン)

その他の筆記具

筆記用インキ

墨

墨汁

白墨

インクスタンド

文鎮

すずり, 筆立および水差し

その他の筆記具関連品

印章

印肉

スタンプ

スタンプ台

計算用事務用具(計算機を除く)

計算尺

計算盤

4玉そろばん

5玉そろばん

製図版

製図器

定規

その他の図案製図用具

鉛筆箱(筆入れ)

手動吸取器

手動開封機

鉛筆削り器

はとめおよび小穴補強器

その他の一般事務用具

帳簿類

伝票類

封筒

事務用紙

事務用カード

事務機械用紙

その他の事務用紙製品

ノート類

画用紙類

原稿用紙

方眼紙

工作用紙

面板

板ばさみ

その他の学用紙製品

便せん

巻紙

アルバム, 写真コーナおよび写真台紙

慶弔袋および金封

かけ紙およびのし紙

荷札
 包装紙
 名刺台紙
 その他の日用紙製品
 謄写板
 謄写版原紙
 謄写用やすり
 謄写用鉄筆
 謄写用ビームコンパス
 カーボン紙
 インキリボン
 その他の謄写および複写用品
 画筆
 絵具
 クレヨンおよびパス
 絵画用品
 ポスタカラー
 画架
 その他の絵画用品
 事務用のり
 接着テープ
 消しゴム
 インキ消し
 事務用クリップおよびピン
 画びょう
 とじひも
 他に分類されない文具および事務用具

 丸ボイラ (一般陸用)
 煙管ボイラ (")
 水管ボイラ (")
 一般陸用ボイラの部分品および付属品
 その他の一般陸用ボイラ
 水管ボイラ (発電用)

発電用ボイラの部分品および付属品
 その他の発電用ボイラ
 煙管ボイラ (船用)
 水管ボイラ (")
 特殊ボイラ (")
 船用ボイラの部分品および付属品
 車両用ボイラ
 一般陸用ボイラ用設備
 発電用ボイラ用設備
 船用 " "
 車両用 " "
 原子炉(臨界実験装置を含む)
 核燃料(原子炉構成材)
 被覆材(")
 減速材(")
 反射材(")
 制御材(")
 原子炉部品および装置
 その他のボイラ
 はん用内燃機関
 航空機用ピストン発動機
 船用内燃機関
 自動車用内燃機関
 ガソリン機関
 ディーゼル機関
 回転ピストン機関
 自動二輪車用内燃機関
 車両用内燃機関
 内燃機関の付属品
 " の部分品
 その他の内燃機関
 陸用ガスタービン
 船用ガスタービン
 航空機用ガスタービン、ジェット発動機および
 ロケット発動機

ガスタービン、ジェット発動機およびロケット発動機の部品、取付具および付属品	平軸受の部品ならびに付属品
陸用蒸気機関	その他の軸受
船用蒸気機関	スチールチェーン
車両用蒸気機関	鑄鋼チェーン
蒸気機関の部分品および付属品	溶接チェーン
その他の蒸気タービン	鍛造チェーン
一般陸用蒸気タービン	マリアブルチェーン
発電用蒸気タービン	その他のチェーン
船用蒸気タービン	平歯車
蒸気タービンの部品、取付具および付属品	はすば歯車
その他の蒸気タービン	やまば歯車
ペルトンタービン	その他の円筒歯車
フランシスタービン	すぐばかき歯車
プロペラタービン	まがりばかき歯車
斜流タービン	マイタ歯車
筒形タービン	斜交すぐばかき歯車
水力タービンの部分品および付属品	斜交まがりばかき歯車
水車（水力タービンを除く）	その他のかき歯車
その他の機関およびタービン	ウォームギア
	ラック
	内歯車
ラジアル玉軸受	スプロケット
スラスト "	その他の歯車
その他の "	動力伝導装置
円筒ころ軸受	機械的変速機
棒状 "	流体式伝導装置
針状 "	逆転機
円錐 "	その他の動力伝導装置
球面 "	潤滑装置
その他のラジアルころ軸受	
スラストころ軸受	普通旋盤
その他のころ軸受	ならい旋盤
重合軸受	多刃旋盤
玉およびころ軸受用部品および付属品	タレット旋盤
平軸受	自動盤

立て旋盤	その他の研削盤
卓上旋盤	ホブ盤
卓上タレット旋盤	歯車形削り盤
正面旋盤	かさ歯車歯切り盤
ねじ切り旋盤	ラック歯切り盤
中ぐり旋盤	その他の歯切り盤
鉄道車両用旋盤	歯車研削盤
クランク軸旋盤	歯車仕上盤
クランクピン旋盤	専用機およびユニット
カム軸旋盤	ブローチ盤
その他の旋盤	形削り盤
直立ボール盤	立削り盤
ラジアルボール盤	キーみぞ盤
多軸ボール盤	ホーニング盤
卓上ボール盤	ラップ盤
その他のボール盤	金切り盤
横中ぐり盤	ねじ切り盤
精密中ぐり盤	ねじ立て盤
ジグ中ぐり盤	放電加工機
その他の中ぐり盤	電解加工機
ベッド型フライス盤	超音波加工機
ひざ型フライス盤	その他の工作機械
万能工具フライス盤	圧延機械および装置
ならいフライス盤	条材引抜機および条材押出機
プラノミラ	製管機械および装置
ねじ切りフライス盤	精製仕上装置
卓上フライス盤	めっき装置
その他のフライス盤	ベンディングマシン
平削り盤	液圧プレス
円筒研削盤	機械プレス
内面研削盤	せん断機
心なし研削盤	鍛造機
ならい研削盤	ワイヤーフォーミングマシン
工具研削盤	人力プレス
卓上研削盤	その他の第二次金属加工機械

アーク溶接機および装置	バイト	(ダイヤモンド工具)
抵抗溶接機および装置	ドリル	(")
ガス溶接および溶断機	ポイント	(")
テルミット溶接機	ガラス切	(")
溶接機械および装置の部品	ビット	(")
その他の電気溶接機(電子ビーム溶接機、高周波抵抗溶接機、高周波誘導溶接機、超音波溶接機等を含む)	カッティングソー	(")
	グラインディングホール	(")
	ダイス	(")
治具	かたき試験機用圧子	(")
金属加工用付属品	その他のダイヤモンド工具	
金属加工機械の部分品	弓のこ刃	
金属加工機械の取付具	丸のこ刃	
金属加工機械の付属品	帯のこ刃	
工具の保持具	円筒のこ刃	
その他の金属加工機械	糸のこ刃	
	チェーンソー	
	シャープブレード	
ドリル	合板用刃物	
リーマ	木工用刃物	
フライス	パルプ製紙工業用刃物	
ギャーカッタ	繊維工業用刃物	
ブローチ	紙断裁ほう丁	
バイト	その他の機械刃物	
タップ	セラミック工具	
ダイス	炭化チタン系工具	
ダイヘットチェザ	レンチ	
ねじフライス	スパナ	
転造工具	片目片口スパナ	
その他の特殊綱工具	プライヤ	
超硬チップ	ペンチ	
超硬切削工具	ドライバ	
超硬耐摩および耐蝕工具	万力	
超硬鉱山土木用工具	金床	
その他の超硬工具	携帯電気ドリル用チャック	
ドレッサ	(ダイヤモンド工具)	パイプねじ切器

ボルトクリップ

パイプカッタ

その他の作業工具

やすり

電動工具

空気動工具

その他の手持工具

金属製品用金型

非金属製品用金型

金型用部品および付属品

その他の金型

鋳鉄ロール

鋳鋼ロール

鍛鋼ロール

天井走行クレーン

ジブクレーン

橋形クレーン（内形クレーンを含む）

塔形クレーン

デリック

ロコモチブクレーン

自走式クレーン

クレーンの部分品、取付具および付属品

その他のクレーン

ベルトコンベヤ

チェーンコンベヤ

バケットエレベータ

スクリューコンベヤ

ローラコンベヤ

空気コンベヤ

コンベヤの部分品、取付具および付属品

その他のコンベヤ

巻上機（別に掲げるものを除く）

船用ウィンチ

ホイスト

チェンブロック

高炉用巻上機

ウインドラス

キャブスタン

巻上機の部分品、取付具および付属品

その他の巻上機

索道

索道の部分品、取付具および付属品

エレベータ

エスカレータ

エレベータおよびエスカレータの部分品、取付

具および付属品

その他の運搬、昇降および貨物取扱装置

うず巻ポンプ（タービン形を含む）

軸流ポンプ

斜流ポンプ

回転ポンプ

往復ポンプ

ポンプの部分品、取付具および付属品

その他のポンプ

ターボ形圧縮機

容積形圧縮機

圧縮機の部分品および付属品

その他の圧縮機

真空ポンプ

真空装置

ファン

ブロワ

送風機の部分品および付属品

油圧ポンプ

油圧モータ

油圧シリンダ

油圧バルブ

蓄圧器

増圧器

その他の油圧機器

ジョークラッシャ

ジャイレトリクラッシャ

コーンクラッシャ

ロールクラッシャ

インパクトクラッシャ

破碎機の部品および付属品

その他の破碎機

ローラミル

スタンプミル

タンブリングミル

インパクトミル

エヤームル

タワームル

摩砕機の部品および付属品

その他の摩砕機

ふるい分機

分級機

フィーダ

ウオッシャ

破碎機および摩砕機の補助機の部品および付属品

その他の破碎機および摩砕機の補助機

とうた盤

とうた機

浮遊選別機

重液選別機

磁気選別機

選別機の部品および付属品

その他の選別機

シックナ

選別機の補助機の部品および付属品

その他の選別機の補助機

重力ろ過機

加圧ろ過機

真空ろ過機

その他のろ過機

沈降分離機（水ひ分離機を含む）

遠心分離機

風力分離機

液化分離機

ふるい分離機

その他の分離機

電気式集じん機器

機械式集じん機器

その他の集じん機器

圧搾機器

とう管式熱交換器

平板式熱交換器

フィン式熱交換器

ら旋式熱交換器

その他の熱交換器

混合機

かくはん機

溶解機

ねつ和機

乳化機

造粒機

粉碎機

硝化機

発酵機

分解機

飽和機

転化機

重合機

オートクレーブ

加硫機

その他の反応機器

蒸煮機器

発生炉（機械部分に限る）

乾りゅう炉（ ” ）

加熱炉および燃焼炉（機械部分に限る）

蒸発機器（濃機を含む）

晶出機器

蒸留機

吸収機器

吸着機器

抽出機器

洗条用機器

水電解そう

食塩電解そう

溶融電解槽

その他の電解槽

たなく（棚）形乾燥機

枠形乾燥機

回転および円筒形乾燥機

バンド形乾燥機

トンネル形乾燥機

真空乾燥機

噴霧乾燥機

気流乾燥機

その他の乾燥機

ばい焼機

焼結機

か（版）焼機

貯蔵そう（化学装置用に限る）

特殊機械

往復動式開放形冷凍機

往復動式密閉形冷凍機

回転式冷凍機

吸着式冷凍機

吸収式冷凍機

蒸気噴射式冷凍機

電子式冷凍機

その他の冷凍機

パッケージタイプエアコンディショナ（ヒートポンプを含む）

ウインドタイプエアコンディショナ

車両用エアコンディショナ

除湿機

冷水機

ミルククーラ

冷蔵庫

冷蔵車両用冷凍ユニット

ショーケースおよびフリーザ

アイスクリームフリーザ

製氷機

その他の冷凍機応用製品

空気調節装置（ヒートポンプを含む）

冷蔵装置

凍結装置

製氷装置

その他の冷凍機応用装置

凝縮器

蒸発器

受液器

油分離器

冷却塔

カム天びん式直線本縫ミシン（家庭用）

リンク天びん式本縫ミシン（ ” ）

その他の本縫ミシン (")

ジグザグ本縫ミシン (")

その他の家庭用ミシン

1本針直線本縫ミシン (工業用)

複列本縫ミシン (")

複列単環縫ミシン (")

複列二重環縫ミシン

千鳥縫ミシン

刺しゅう縫ミシン

ボタン付けミシン

ボタン穴ミシン

かくぬき止ミシン

その他のサイクルミシン

飾り縫ミシン

すくい縫ミシン

へり縫ミシン

安全縫ミシン

カム天びん式家庭用直線本縫ミシン頭部

リンク天びん式家庭用直線本縫ミシン頭部

その他の家庭用直線本縫ミシン頭部

ジグザグ家庭用本縫ミシン頭部

家庭用ミシンの部品および付属品

ミシン針

ボビンケース (家庭用)

かま (")

縫機構部品

送り機構部品

動力伝達機構部品

普通形テーブル

キャビネット形テーブル

ベースカバー

足部

アームベット (家庭用)

その他の家庭用ミシンの部品および付属品

紙、麻、綿等の袋縫用ミシン

皮革縫用ミシン

溶着ミシン

工業ミシンの部品および付属品

アームベット (工業用)

かま (工業用)

ボビンケース

ボビン

ミシン針

テーブル

その他の工業用ミシンの部品および付属品

その他の工業用ミシン

乾繭機

煮繭機

繰糸機

場返機

副蚕処理機

生糸束装機

蚕糸付属機械

その他の蚕糸機械

紡糸機

後処理機械

その他の化学繊維機械

クリーニングおよびオープニング機

カード

前紡機

粗紡機

精紡機

紡績機械用装置および付属機械

撚糸機

仮撚機

糸毛羽焼機

糸巻き機

整経機

その他の準備機および関連機械

人力織機

力織機
自動織機
むひ（無紬）織機
タオル織機
帆布および重布織機
テープおよびリボン織機
ホース織機
カーペット織機
二重ビロード織機
ラペット縫取り織機
タイヤコード織機
その他の特殊織機
ジャカード
トビー
ジャカード用準備機
その他の織機および付属機械
メリヤス機
よこ編み機
丸編み機
靴下編み機
リンクングマシン
たて編み機
手編み機
その他のメリヤス機
漁網機
レース機
編みひも機
製網機
その他の編組機械
精練漂白機械
染色機およびその関連機械
なっ染機およびその関連機械
水洗機
乾燥機
普通仕上機械およびその関連機械

特殊仕上機およびその関連機械
その他の染色機械およびその関連機械
その他の繊維機器ならびに繊維機械用の部分品
ボーリングマシン
ワゴンドリル
チャンドリル
トリルジャンボ
クローラドリル
せん孔機の部品および付属品
その他のせん孔機
ジャックハンマー
ドリフタ
ストーパ
コールピック
オーガ
さく岩機の部品および付属品
その他のさく岩機
コールカッタ
カッタローダ
コールカッタおよびカッタローダの部品および
付属品
ホーベル（コールプラウ）
さく井機
採油機
積込機（建設用を含む）
トラックミル
その他の鉱山機械および装置
ショベル系堀さく機
建設用クレーン
バケット系堀さく機
スラックライン
ルータ
堀さく機械の部品および付属品

その他の掘さく機械

くい打機およびくい抜機

基礎工事用せん孔機

グラウトポンプ

タンピングローラ

グリットローラ

タイヤローラ

振動ローラ

その他のローラ

タンパ

ソイルコンパクタ

ランマ

バイブローランマ

締め固機械の部品および付属品

その他の締め固機械

パッチングプラント

コンクリートミキサ

コンクリート運搬機械

コンクリート振動機

その他のコンクリート機械

舗装機械

その他の建設機械

歩行用トラクタ

耕うん機

くわ、すき(鋤)

碎土機およびハロー

鎮圧機

うねたて機

培土機

整地用機具の部品、取付具および付属品

その他の整地用機具

施肥用機具

は種、移植および植付機

水田中耕除草機

カルチベータ

水田培土機

土入器

2-4D散布機

人力噴霧機

蓄力噴霧機

動物噴霧機

ミスト機

ブロースプレーヤ

人力散粉機

動力散粉機

煙霧機

土じょう消毒機

捕虫および捕獣用器具

鳥獣威かく機

その他の病虫害および鳥獣害防除器具

かんがい排水器具(ポンプを除く)

栽培管理用機具の部品、取付具および付属品

その他の栽培管理用機具

かま

稲麦刈取機

コンバイン

堀取機(ばれいしょ堀取機など)

収穫機

茶ばさみ

茶つみ機

脱穀機

もみすり機

農用扇風機

唐み

万石

米選機

俵締機

乾燥および貯蔵用機具

ヘイモア
 ヘイコンディショナ
 ヘイテッダ
 ヘイレーキ
 ヘイローダ
 ヘイベーラ
 ヘイプレス
 ホーレージハーベスタ
 収獲調製用機具の部品および付属品
 その他の収獲調製用機具
 わら打ち機
 なわない機
 製えん機
 かます編機
 俵編機
 その他のわら加工用機
 繊維加工用機具（わら加工用を除く）
 飼料用機具
 飼育管理用機具
 酪農用機具
 養豚用機具
 めん羊用機具
 養禽用機具
 養ほう（蜂）用機器
 蚕種採取用機器および用器
 蚕種浸酸用器具
 蚕種検査用器具
 飼育用機器および用具
 上ぞくおよび収蔵用機具
 蚕具製造用機具
 その他の蚕種製造および養蚕用機具
 林業用機械器具
 その他の農林用機械器具

ホイールトラクタ（農林用トラクタ）
 クローラトラクタ（ ” ）
 農林用トラクタの部分品、取付具および付属品
 （作業用を除く）
 ホイールトラクタ（建設用トラクタ）
 クローラトラクタ（ ” ）
 建設用トラクタの部分品、取付具および付属品
 精米麦機
 押麦材
 ひき割麦機
 製粉機
 製めん機
 製パン機械
 和菓子製造機械
 ビスケット製造専用機械
 あめ菓子製造機械
 チュウインガム製造機械
 チョコレート製造機械
 油糧機械および装置
 醸造用機械
 牛乳加工機械および乳製品製造機械および装置
 肉類加工機械
 水産製品製造機械
 かん詰、びん詰機械
 飲料製造用および製茶用機械装置
 その他の飲料および飲料加工機械および装置
 パルプ製造機械
 製紙機械（和紙製造機械を除く）
 和紙製造機械および装置
 紙工機械
 パルプ、製紙および紙工機械の部分品および付
 属品
 平圧式凸版印刷機

円圧式凸版印刷	その他の木工機械
輪転式凸版印刷機	単板切削機械
その他凸版印刷機	ベニヤレーズ
オフセット印刷機	スライサ
その他の平版印刷機	調板機械
凹版印刷機	接着機械
その他の印刷機	合板仕上機械
製版機械	合板工具研削盤
製本機械	その他の合板機械
ゴム工業用機械	繊維板機械
普通形圧縮成形機	金属用溶解炉
トランスファ成形機	金属用しゃく熱炉
積層プレス	金属用加熱炉
その他の圧縮成形機	金属用焼結炉およびばい焼炉
射出成形機	金属工業用乾燥炉
抽出成形機	窯業用窯炉
中空成形機	化学工業用窯炉
真空成形機	工業窯炉の部分品取付具および付属品
その他の合成樹脂加工機械	その他の工業窯炉
帯のと盤	ダイカストマシン
丸のと盤	金型鑄造機
長のと盤	鑄型機械および装置
チェンソー	砂処理機械および装置
のと仕上機械	製品処理機械および装置
その他の製材機械	個装機械および内装機械
木工のと盤	外装機械および荷造り機械
かんな盤	包装機械および荷造り機械用付属装置
木工フライス盤	その他の包装機械および荷造り機械
はぞ取盤	他に分類されない産業用機械
組子取盤	
木工用せん孔盤	
木工旋盤	実目盛付直尺
サンダ	伸縮目盛付直尺
木工工具研削盤	実目盛付曲り尺

伸縮目盛付曲り尺

巻尺

疊尺

れん尺

はさみ尺

回転尺

のぎす

ハイトゲージ

デプスゲージ

マイクロメータ

ダイヤルゲージ

ブロックゲージ

ゲージ

天びん

棒はかり

けんすい手動はかり

さら手動はかり

台手動はかり

ばね式手動はかり

その他の手動はかり

振子式指示はかり

ばね式指示はかり

その他の指示はかり

けんすい自動はかり

さら自動はかり

台自動はかり

その他のはかり

回転計

速さ計および加速度計

圧力計

光度計

光束計

照度計

屈折度計

湿度計

熱量計

流量計

液面計

密度計

濃度計

比重計

粘度計

その他の誘導単位計量器

比較測定器

万能測定器

アツベ式光学的測定器

光波干渉測定器

その他の長さ測定器

角度測定機器

ねじの測定器

歯車の測定機器

投影機

面の測定機器

平面度および真直度の測定器

精密測定機器の部品および付属品

その他の精密測定器

電気指示計器

電気測定器

放射線測定器

医用電子計測器

温度計測器

流量計測器

圧力計測器

液面計測器

組成計測器 (連続式のものに限る)

データ処理装置

操作機器

工業計器の部品および付属品

その他の工業計器

金属材料万能材料試験機

金属材料疲労試験機
 金属材料引張り試験機
 金属材料圧縮試験機
 金属材料衝撃試験機
 その他の金属材料試験機
 セメントおよびコンクリート試験機
 繊維材料試験機
 ゴム試験機
 プラスチック試験機
 穀物試験機
 木炭材料試験機
 その他の金属材料を除く材料試験機
 構造物試験機
 動力試験機
 動釣合試験機
 耐振動試験機
 力計
 耐火度計
 試験用補助器
 分析機器（工業計器を除く）
 精密経緯儀
 トランシット
 六分儀
 八分儀
 平板測量器
 コンパス測量器
 分度器
 測角測量機の部分品および付属品
 その他の測角測量器
 水準測量機
 距離計量機
 写真計量機
 ジャイロ計器
 磁気コンパス
 測量機の部分品および付属品

その他の測量機
 天文機器および地球物理学機械器具
 その他の計量器、測定機器および測量機器

腕時計
 懐中時計
 ウォッチの組立品
 ウォッチの部分品および付属品
 その他のウォッチ
 天府式置時計
 振子式置時計
 電気式置時計
 旅行時計
 掛時計
 クロックの組立品
 クロックの部分品
 その他のクロック
 水晶時計
 音片時計
 クロメータ
 原子時計
 塔時計
 電光時計
 その他の特殊時計

化学機器（研究実験室用に限る）
 物理学機器（ ” ” ）
 気象観測機器
 教育用機器
 拡大鏡
 天体望遠鏡
 観測望遠鏡
 携帯望遠鏡

望遠鏡の部分品および付属品

その他の望遠鏡

プリズム式双眼鏡

ガリレイ式双眼鏡

大形双眼鏡

双眼鏡測望遠鏡

双眼鏡の部分品および付属品

その他の双眼鏡

潜望鏡

液浸系単眼顕微鏡

液浸系双眼顕微鏡

乾燥系単眼顕微鏡

乾燥系双眼顕微鏡

小形単眼顕微鏡

小形双眼顕微鏡

その他の生体顕微鏡

金属顕微鏡

偏光顕微鏡

位相差顕微鏡

双眼実体顕微鏡

解剖顕微鏡

顕微鏡付属装置

〃の部分品および用品

その他の顕微鏡

その他の光学機械

35mmカメラ

1眼レフカメラ

2眼レフカメラ

折畳みカメラ

ボルト版カメラ

ボックスカメラ

小形カメラ(16mm以下)

カメラの部分品

その他のカメラ

写真用品(現象焼付および仕上り器具を除く)

一般カメラレンズ

特殊カメラレンズ

引伸機および引伸機の部分品および付属品

現像焼付および仕上り器具

スライド映写機

反射映写機

リーダおよびビューワ

その他の写真器具

映画撮影機

映画特殊撮影装置

映画移動撮影装置

映画撮影用レンズ

映画撮影装置の付属品

映画撮影装置の部分品

映画現像仕上装置

映画映写装置

映画録音装置

映画用フィルム(写真用白黒フィルム)

X線用写真フィルム(〃)

ロールフィルム(〃)

シートフィルム(〃)

その他の写真用白黒フィルム

写真用天然色フィルム

写真用乾板

印画紙

青写真紙

複写機用感光紙

その他の写真感光材料

写真用薬品(調整包装されたもの)

映画用白黒フィルム

映画用天然フィルム

写真製品

その他の写真装置および映画装置ならびに用品

加算機	かな、ローマ字タイプライタ
計算機	欧文タイプライタ
計算機械の部品および付属品	せん孔タイプライタ
記帳会計機	印刷電信用タイプライタ
乗算会計機	漢字タイプライタ
分類会計機	タイプライタの部品および付属品
計算タイプライタ	活字可変タイプライタ
出納用会計機	刻字タイプライタ
会計機械の部品および付属品	速記用タイプライタ
その他の会計機	点字用タイプライタ
計算機械および会計機械の補助機	音符用タイプライタ
液体輪転謄写機	他に分類されないタイプライタ
ステンシル輪転謄写機	金銭登録機
その他の謄写機	加算機形金銭登録機
ジャゾー複写機	精算書発行機
銀塩式複写機	金銭登録機および類似機械の部品および付属品
感電式複写機	その他の金銭登録機および類似機械
静電式複写機	ファイリングシステム用器具
青写真複写機	ファイリングキャビネット
その他の複写機	ビジュアルレコーダ
オフセット事務用印刷機	バーチガルカードケース
その他の事務用印刷機	帳票分類機
あて名印刷機	文書細断機
マイクロ写真機械	レコーダ
謄写機、複写機、事務用印刷機、あて名印刷機	紙そろえ機
およびマイクロ写真機械の補助機械付属品	ステーブラ
タイムレコード	バインディグマシン
タイムスタンプ	穴あけ機
巡回時計	番号機
時間記録、機械の部品および付属品	チェックライタ
その他の時間記録機械	硬貨計数機
書類搬送装置（空気式運送機）	紙幣計数機
郵便用機械	有価証券まっ消機
和文タイプライタ	自動つり銭機
かなタイプライタ	その他の有価証券ならびに貨幣処理機械

ラベルタグ機械

クレジットカード機械

連統伝票発行機

カードせん孔機（ハンドソートカードシステム）

カード選出機（ ” ）

カード集計機（ ” ）

製図機械

図案機械装置

ランドリー用印付機

その他の前処理機械装置

ランドリーユニット

回転式洗たく機

かくはん式洗たく機

その他の洗たく機械装置

脱水機械

乾燥機械および装置

仕上機械および装置

シャツ仕上機

ズボン仕上機

白衣、ゆかた仕上機

平物仕上機

シャツ折たゝみ機

ランドリー用包装機

その他の後処理機械

業務用ランドリー機械装置の部分品、取付具および付属品

前処理機械装置（ドライクリーニング用）

ドライクリーニングユニット

洗じょう機械装置

脱液機械装置

乾燥、脱臭機械および装置

ウール用仕上機

絹織物用仕上機

後処理機械（ドライクリーニング用）

業務用ドライクリーニング機械装置の部分品、

取付具および付属品

その他の業務用ドライクリーニング 機械装置

くつ修繕装置

菓子自動販売機

飲料自動販売機

冷凍食品自動販売機

氷自動販売機

調理済み食物自動販売機

多種食品自動販売機

その他の食品自動販売機

たばこ自動販売機

切符自動販売機

切手および印紙自動販売機

証紙自動販売機

はがき自動販売機

日用品および雑貨自動販売機

文具自動販売機

衣料品自動販売機

新聞・雑誌自動販売機

医薬品および衛生材料自動販売機

自動販売機の部分品および付属品

その他の自動販売機

美容院および理髪店装置

ドライヤーいす

シャンプーいす

セットいす

美顔いす

理髪いす

美容セット台

美顔器

美容、理髪消毒器

タオル蒸し器

その他の美容院および理髪店装置

燃料補給用装置
潤滑油給油脂装置
洗じょう装置（自動車サービスステーション機器）
自動車用リフト
サービスステーション用空気ポンプ装置
その他の自動車サービスステーション機器
および装置
その他の産業およびサービス業用装置

防じんマスク
防毒面
ホースマスク
酸素呼吸器
簡易救命器
自己救命器
しゃ光保護具
サングラス（眼面保護具）
防じん眼鏡
防護面
耳せん（栓）
ガス検定器
粉じん測定器
保護衣
柱上安全帯
鋳山用安全帯
命綱
防護網
機械防護物
安全標識（道路標識を除く）
その他の産業用安全保護具
救命いかだ
救命浮器
救命浮環

救命胴衣
救命索発射器
救命艇備品
消防用避難用具
その他の救命器具
消火装置
屋外消火せん（栓）
屋内消火せん（栓）
ホース掛け
格納箱
送水口および放水口
消火用機械
消火器
消火薬剤
消防ホース
排煙装置
直結送水管
鉄道電気信号および保安装置
鉄道機械信号および保安装置
分岐器
交さ類
転てつ器
てっさ
護輪機
その他の分岐類
警報設備および信号装置
火災警報設備
防犯警報設備
非常警報設備
航海用発光信号灯
飛行場用発光信号灯
音響信号器具
発火信号器具
その他の信号装置および器具
上下水道処理装置
その他の保安および衛生装置

診察用（各科共通のものおよび内科用のもの）

（医科用手術台および診療台）

外科用（ " ）

整形外科用（ " ）

産婦人科用（ " ）

眼科用（ " ）

耳鼻いんこう科用（医療用手術台および診療台）

皮膚泌尿器科用（ " ）

医科用手術台および診療台の部品および付属品

その他の医科用手術台および診療台

煮沸消毒器

蒸気消毒器

ガス消毒器および薬物消毒器

乾熱滅菌器

光熱滅菌器

殺菌水装置

消毒滅菌用器具

鉄の肺（ジュラルミン製等を含む）

医科用酸素吸入器

酸素テント

人工呼吸器（携帯用を除く）

保育器

その他の呼吸補助器

放射線障害防護用装置

赤外線治療器

紫外線治療器（人工太陽灯装置）

殺菌灯治療器

光線治療器の部品および付属品

その他の光線治療器

電気刺げき治診器

光刺げき治診器

音刺げき治診器

光音刺げき治診器

その他の刺げき治診器

電位治療器

低周波治療器

治療浴装置

その他の理学診療用機械および装置

機械台（診療施設用）

機械テーブル（卓子）（診療施設用）

保管設備（診療施設用）

運搬用機械器具（ " ）

薬室用機械器具および装置

刀（医科用鋼製器具（医科用つちを含む）切断
および切削器具）

はさみ（ " ）

のこぎり（ " ）

のみ（ " ）

やすり（ " ）

その他の切断および切削器具

ピンセット（きょう（挟）器）

かん（鉗）子（ " ）

その他のきょう（挟）器（ " ）

鋭ひ（匙）および鈍ひ（匙）

こう（鉤）

起子およびはく（剝）離子

つち

その他の医科用鋼製器具

聴診器

電気聴診器

打診器

打けん（腱）器

聴診器および打診器の部品および付属品

その他の聴診器および打診器

舌圧子

消息子

開口器

開げん（ 瞼 ）器およびきょう（ 挟 ）瞼器

耳鏡および鼻鏡

ちっ（ 腔 ）鏡

こう（ 肛 ）門鏡

その他の開創および開工器

血液検査用器具

梅毒検査器具

血圧検査用機械器具

筋電計

その他の血液および血圧、脈波検査用機械器具

尿検査用器具

ふん便検査用器具

体液検査用器具

内臓機能検査用機械器具

検眼用機械器具

聴力検査用機械器具および装置

知覚検査用機械器具（ 歯科用を除く ）

運動機能検査用機械器具

その他の機能検査用機械器具および装置

額帯反射鏡

胃鏡

直達鏡

ぼうこう（ 膀胱 ）鏡

尿道鏡

その他の医科用鏡

閉鎖循環式麻醉器

往復式麻醉器

混合麻醉器

麻醉センターおよび麻醉センター用部品

電気麻醉器

麻醉器の部品および付属品

その他の麻醉器

人工心肺装置

人工じん（ 腎 ）臓装置

その他の内臓機能代用器

電気吸引器

焼しゃく（ 灼 ）器

その他の手術用電気機械

縫合針

持針器

結さつ（ 紮 ）糸輸送器

胃腸縫合器

その他の結さつ（ 紮 ）縫合用機械器具

絞断、切断機械器具

へん（ 扁 ）桃絞断器

へん（ 扁 ）桃切除器

鼻用絞断器

外科および整形外科用切断器

その他の絞断切断機械器具

骨せん（ 穿 ）ろ（ 顱 ）器

その他のせん（ 穿 ）削、せん（ 穿 ）孔機械器具

骨接合機械器具

その他の手術用機械器具および装置

注射針

せん（ 穿 ）刺針

注射筒

せん（ 穿 ）刺器具（ せん刺針を除く ）

採血および輸出用器具

その他の注射器具およびせん（ 穿 ）刺器具

し（ 嚙 ）管、体液誘導管および拡張器

医科用けん（ 捲 ）綿子

気胸および気腹器

人工気胸器

人工気腹器

人工気胸気腹器

その他の気胸および気腹器

洗眼受水器 （ 医科用洗浄器 ）

鼻用洗浄器 （ " ）

イルリガートル （ " ）

ちっく(腔)洗浄器 (")
 処置用定圧持続吸引器(医科用吸引器(手術用
 電気吸引器を除く))
 吸液器 (")
 排のう(膿)器 (")
 分べん(娩)用吸引器(")
 その他の医科用吸引器
 けん(牽)引装置(整形用機械および装置)
 展伸、屈伸回転運動装置(")
 整復固定器 (")
 ついく(推)骨きょう(矯)正器(指圧代用器を
 除く)
 その他の整形用機械および装置
 医薬品注入および噴霧用器具注入器具
 医療用散粉器(防疫用薬剤散布器を除く)
 医科用吸入器(酸素吸入器を除く)
 その他の医薬品注入および噴霧用器具
 その他の処置用機械器具
 医科用ふ卵器
 無菌装置
 解剖台および固定装置
 解剖用機械器具
 標本作製用機械器具
 標本固定用機械器具
 標本びん
 その他の病理解剖用機械器具および装置
 その他の試験検査用機械器具および装置
 治療台
 歯科用ユニット
 エヤーコンプレッサー
 歯科用電気エンジン
 歯科用タービンエンジン
 足踏式エンジン
 歯科用エンジン関連器具
 歯科用電気診療用機械および装置

その他の歯科診療室用機械および装置
 切断および切削器具 (歯科用鋼製器具)
 きょう(挟)器 (")
 ひ(匙) (")
 こう(鈎) (")
 起子およびはく(剝)離子(")
 充てん器 (")
 歯科用エレベーター (")
 その他の歯科用鋼製器具 (")
 歯鏡 (歯科診療用機械器具)
 探針けん(捲)綿子、ブローチおよび関連製品
 (歯科診療用機械器具)
 注射器具および洗浄器具(")
 せん(穿)刺、せん(穿)削、せん(穿)孔器
 具 (歯科診療用機械器具)
 充てん用機械(鋼製充てん器を除く)(")
 練成用機械器具 (歯科診療用機械器具)
 防湿用機械器具 (")
 印象こう(咬)合採得用器具(")
 電気レース (技工用機械器具および装置)
 蒸和器 (")
 重合器 (")
 鋳造器 (")
 ブローパイプ (")
 金属展伸器 (")
 きょう正用機械器具および装置
 診断用機械器具(動物専用機械器具および装置)
 細菌学的診断用機械器具 (")
 病理学的診断用機械器具 (")
 寄生虫病的診断用機械器具(")
 物理的診断用機械器具 (")
 化学的診断用機械器具 (")
 運動機能診断用機械器具 (")
 その他の診断用機械器具
 手術台および診療台(動物専用機械器具および
 装置)

歯科機械器具 (")
 産科機械器具 (")
 乳房機械器具 (")
 去勢機械器具 (")
 その他の手術用機械器具
 鋼製器具(診療用機械器具)(動物専用機械器具および装置)
 保定用器具(")(")
 開口器具 (")(")
 投薬器具(診療用機械器具)(動物専用機械器具および装置)
 注入用器具(")(")
 注射器具 (")(")
 その他の診療用機械器具
 標識用機械器具(診療用機械器具)(")
 せん孔器具 (")(")
 耳標用刻印器具(")(")
 入墨用器具 (")(")
 耳標 (")(")
 耳標装着かん(鉗)子(")(")
 鼻紋採取器具 (")(")
 その他の標識用機械器具
 人工授精用機械器具 (")(")
 精液採取機械器具 (")(")
 精液処理機械器具 (")(")
 精液注入機械器具
 精液保存輸送機械器具 (")(")
 体重測定器具(保健衛生機械器具)(")
 生体測定器具
 その他の保健衛生機械器具(動物専用機械器具および装置)
 その他の機械器具および装置(")
 その他の医療用および関連機械器具および装置
 内科用 (医科用組合せ機械器具)
 外科および整形外科用(")

産婦人科用 (")
 眼科用 (")
 耳鼻いんこう科用 (")
 病理解剖用 (")
 その他の医科用組合せ機械器具
 口こう(腔)外科用(歯科用組合せ機械器具)
 保存治療用 (")
 補てん(填)用 (")
 きょう正用 (")
 その他の歯科用組合せ機械器具
 救急用具 (他に分類されないもの)
 防疫用具 (")
 他に分類されない医療用および関連機械器具および装置
 バリカン(電気式を除く)
 日本かみそり
 西洋かみそり
 ランギレザー
 軽便かみそり
 安全かみそり(替刃)
 安全器具(ホルダー)
 ローラーかみそり
 その他のかみそり
 美容刃物
 理髪はさみ
 その他の理髪用刃物
 ほう(庖)丁
 ナイフ(食卓用を除く)
 はさみ(理髪用はさみを除く)
 左官こて
 針
 その他の利器
 のみ

かなな
 のとぎり
 きり
 金づち
 その他の工匠具
 ショベル
 スコップ
 えんぴ
 つるはし
 ハンマ
 石工用具
 その他の手道具

玉形弁（ステンレス鋼製弁）（自動調整および
 高温高圧弁を除く）

アングル弁（ " ）
 仕切弁（ " ）
 逆止弁（ " ）
 コック（ " ）
 鉄鋼製弁（ " ）
 鍛鋼製弁（ " ）
 鋳鉄製弁（ " ）
 青銅製弁（ " ）

圧力調整弁

温度調整弁

液位調整弁

安全弁

蒸気トラップ

膨らちよう弁

気圧作動式調整弁

液圧作動式調整弁

電気作動式調整弁

その他の自動調整弁

高温高圧弁

給排水せん
 非金属製弁
 金属製管継手
 非金属製継手
 その他の弁および管継手

蒸気装置

温水装置

温風暖房装置（配管等設置工事を必要とするもの）

放熱器

太陽熱利用温水装置

ヒートポンプ

暖房用装置および放熱器の付属品

その他の暖房用装置および放熱器

ストーブ

石炭ストーブ

コークスストーブ

ふく射対流式ストーブ

赤外線ストーブ

その他のガスストーブ

しん上下式ストーブ

落差式ストーブ

加圧式ストーブ

蒸発式ストーブ

回転式ストーブ

その他の石油ストーブ

その他のストーブ

大型ストーブ（発熱量が毎時 10,000 キロカロ
 リー以上のもの）

温風暖房機

暖房機器の付属品

その他の暖房機器

こんろ

レンジ（オープン付）

てんぴ（ガスオープン）

焼物器

揚物器

ガス自動炊飯器

石油自動炊飯器

ガスかまど

石油かまど

その他のかまど

食品貯蔵庫

家庭用調理器具の部品ならびに付属品

その他の家庭調理器具

熱調理器

調理用機器および装置

業務用調理装置の取付具

その他の業務用調理装置

瞬間湯沸器

貯湯湯沸器

ふろ釜

湯沸器の部品および付属品

その他の湯沸器

ガスバーナ

石油バーナ

その他のバーナ

衛生設備用品

陶器製衛生設備用品

和風浴槽

洋風浴槽

シャワー受け

洗面器

手洗器

大便器（水洗式）（和風）

小便器（"）（"）

大便器（"）（洋風）

小便器（"）（"）

大便器（非水洗式）

小便器（"）

台所用流し

洗たく流し

汚物流し

実験室用流し

水のみ器

洗浄槽

陶器製衛生設備用品の取付具および付属品

その他の陶器製衛生設備用品

鉄器製衛生設備用品

和風浴槽（合成樹脂製衛生設備用品）

洋風浴槽（"）

手洗器（"）

洗浄槽（"）

合成樹脂製衛生設備用品の取付具および付属品

その他の衛生設備用品

その他の暖房用、食品調理用器具および装置

焼却炉

下水タンク

直流発電機

原動機直流発電機セット

水車発電機

タービン発電機

エンジン発電機

原動機交流発電機セット

直流電動機（70W以上）

標準単相誘導電動機

非標準単相誘導電動機（70W以上）

標準三相誘導電動機

非標準三相誘導電動機（70W以上）

同期電動機（70W以上）

整流子電動機
 ポットモータ
 家庭ミシン用電動機
 クラッチ電動機
 超小形電動機（マイクロモータ：入力3W以下）
 サーボモータ
 シンクロ電機（セルシンモータ）
 特殊小形電動機
 その他の電動機
 調相機
 電動発電機
 回転変流機
 周波数変換機
 その他の調相機および回転変換装置
 回転電気機械の部分品および付属品
 信号発電機
 他に分類されない回転電気機械

鉄ろう形水銀整流器
 ガラス形水銀整流器
 セレン整流器
 ゲルマニウム整流器
 シリコン整流器
 その他の金属整流器
 接触整流器
 その他の機械的整流器

インバータ

コンバータ

他に分類されない整流器

油入標準変圧器（200KVA以下）

油入非標準変圧器

非油入形変圧器

昇圧器

炉用変圧器

整流器用変圧器

信号用変圧器

ネオン変圧器

他に分類されない変圧器

電圧変成器

変流器

変圧変流器

誘導電圧調整器

配電盤（開閉装置）

配電箱（"）

継電器（"）

自動調整装置（"）

断閉器（"）

その他の開閉装置

高速度しゃ断器

配線用しゃ断器

その他の気中しゃ断器

タンク形油入りしゃ断器

がい子形油入りしゃ断器

その他の油入りしゃ断器

磁気しゃ断器

空気しゃ断器

その他のしゃ断器

制御装置

制御盤

制御器具

その他の制御装置および器具

特別高圧蓄電器

高圧蓄電器

低圧蓄電器

特殊用途蓄電器

避雷器

放電器

その他の避雷装置

消弧リアクトル

限流リアクトル

起動用リアクトル

そく流線輪

その他のリアクトル

小形開閉器

点滅器

接続器

電球保持器

ヒューズ

パネルボード

小形配線箱

その他の配線器具および部分品

配電および制御装置の部分品

普通形アイロン

スチームアイロン

自動アイロン

小形アイロン（裁縫用電気こて等）

その他のアイロン

電気ストーブ

電気温風機

電気火ばち

その他の暖房用電熱用品

電気ぶとん

電気毛布

電気敷物

電気被服

やぐら式電気こたつ

ユニット式電気こたつ

あなか式電気こたつ

電気足温器

その他の保温用電熱用品

電気こんろ

電気がま

電気なべ

電気ポット

トースター

ロースター

肉あぶり機

魚焼器

電気オーブン

テーブルグリル

家庭用レンジ

コーヒー沸し器

ワッフルアイロン

卵ゆで器

熱蔵庫

電子レンジ

他に分類されないちゅう房用電熱用品

電気温水器

投込み式湯沸し器

布地乾燥器

写真乾燥器

湿潤器

エアタオル

他に分類されない電熱用品

電気冷蔵庫（冷凍庫と一体のものを含む）

冷凍庫（電気冷凍庫と一体のものを除く）

卓上扇風機

床上扇風機

天じょう扇風機

冷風扇

その他の扇風機

換気扇

脱水洗たく機（乾燥機付を含む）

電気洗たく機（脱水機および乾燥機を有しないもの）

電気洗たく機関連製品

電気さら洗機

シリンダー式真空掃除機
ポット式真空掃除機
アップライト式真空掃除機
その他の真空掃除機
床みがき機
ウエスコ式電気井戸ポンプ
ジェット式電気井戸ポンプ
往復動式電気井戸ポンプ
頭髮乾燥器
巻毛器
電気かみそり
電気バリカン
その他の理容用電気器具
民生用電気機器の部分品、取付具および付属品
ジュースミキサー
ジュースー
フッドミキサー
コーヒー挽き機
カンオープナー
アイスクラッシャー
その他の食料品調理器
ちゅう房くず処理機
鉛筆削り機
タイムスイッチ（機器組込み用を除く）
電池応用民生用電気機器（がん具を除く）

一般照明用電球
耐振電球
投光用電球
シールドビーム電球
赤外線電球
沃素電球
その他の大形白熱電球
自動車電球（シールドビーム電球を除く）

自転車用電球
豆電球
配電盤用電球
ラジオ・テレビ用電球
電話用電球
鉄道信号用電球
その他の信号表示用電球
ミシン用電球
鉱山安全灯用電球
その他の小形白熱電球
せん光用電球
映写用電球
その他の写真用電球
クリスマスツリー用電球
ペーパーランプセット
その他のクリスマス用電灯セット
照明用直管形蛍光ランプ
照明用環形蛍光ランプ
照明用水銀ランプ
その他の水銀ランプ
殺菌ランプ（放電ランプ）
ネオンランプ（ " ）
点灯管 （ " ）
ナトリウムランプ（放電ランプ）
キセノンランプ（ " ）
その他の放電ランプ
ELランプ
他に分類されない電球類
白熱電灯器具
蛍光灯器具
水銀灯器具
携帯電灯
発電ランプ
照明器具の部品
湿電池

筒形マンガン電池
積層マンガン電池
アルカリ乾電池
水銀電池
空気乾電池
その他の一次電池
鉛式蓄電池
アルカリ式蓄電池
極板
隔離板
電そう
その他の二次電池の部分品
その他の電池
産業用電気機器（別に掲げるものを除く）
電気乾燥装置および加熱装置
電磁搬送機
電磁選別機
つりあげ電磁石
電磁チャック
電動振動形圧縮機
その他の電磁応用製品
産業用電気機器の部品および付属品
その他の産業用電気機器
点火用コイル
スターターモータ
ディストリビュータ
充電発電機
磁石発電機（組立品および付属品）
点火せん
点火せん用結線装置
内燃機関付属電気装置の取付具および付属品
その他の内燃機関付属装置
電気集じん装置
電気はんだごて
永久磁石

他に分類されないその他の電気機械器具

電話機
手動交換装置
自動交換装置
電話装置の付属装置
課金装置
その他の電話装置
モールス電信機器
印刷電信装置
模写電送装置
写真電送装置
電信中継交換装置
電信用架および装置類
その他の電信装置
裸線搬送装置
ケーブル搬送装置
電力線搬送装置
音声周波伝送装置
同軸搬送装置
無線用端局装置
搬送電信装置
搬送装置用付属装置
その他の搬送装置
ラジオ放送受信機
テレビジョン放送受信機
ラジオ放送装置
テレビジョン放送装置
産業用テレビジョン装置
投射形テレビジョン装置
送配電線放送装置
固定用単一通信路装置
固定用多重通信路装置
可搬形通信装置

車両用通信装置
船用通信装置
航空機用通信装置
携帯用通信装置 (ハンディトーカー等)
簡易無線用通信装置
その他の無線通信装置
ロラン装置
方向探知機
標識装置
レーダ装置
その他の無線応用装置
録音装置およびその応用装置
ラジオ兼用電気蓄音機
電気蓄音機
円盤再生器
レコードプレーヤ
増巾器
ジュークボックス
その他の再生装置
拡声装置
スピーカ
スピーカシステム
イヤホン
マイクロホン
ピックアップ
ホノモータ
SP盤 (レコード)
EP盤 (")
LP盤 (")
シート盤 (")
その他のレコード
録音テープ (記録したもの)
その他の音声周波装置の部品および付属品
継電器
抵抗器

コンデンサ
装荷線輪
中継線輪
誘導線輪
そく流線輪
偏向線輪
収束線輪
その他の線輪
可聴周波変成器
搬送周波変成器
中間周波変成器
高周波変成器
映像周波変成器
その他の変成器
電源変圧器
フライバック変圧器
複合部品 (L. C. R.)
微少複合回路素子
パラメトロン
コアメモリ
その他の複合回路部品
有線通信装置用部品および付属品
ラジオ・テレビ受信機, 無線通信機用部品および付属品
有無線通信装置共通部品および付属品
その他の通信および関連装置

医療用X線装置
産業用X線装置
X線装置の部品および付属品
粒子加速装置
サイクロトロン
シンクロトロン
シンクロサイクロトロン

ペーパートロン

直線加速装置

ファンデグラフ式粒子加速装置

コッククロフトウオルトン式粒子加速装置

粒子加速装置の部品および付属品

その他の粒子加速装置

医療用放射性物質応用装置

産業用放射性物質応用装置

放射性物質応用装置の部品および付属品

水中聴音装置

地震探鉱装置

超音波信号応用装置

超音波動力応用装置

磁気探知装置

電気探知装置

磁気探傷機

高周波誘導加熱装置

高周波誘電加熱装置

医療用高周波電力応用装置

その他の高周波電力応用装置

相似形電子計算機

計数形電子計算機

カード読取り装置

紙テープ読取り装置

その他の読み取り装置

カードせん孔装置

紙テープせん孔装置

逐次式印字機

行印字機

複合入出力装置

その他の入出力装置

磁気ドラム式記憶装置

磁気ディスク式記憶装置

磁心式記憶装置

その他の記憶装置

磁気テープ電子計算機

補助電子計算機

電子計算機応用装置

電子計算機の部品および付属品

電子顕微鏡

電子冷却装置

電子ビーム装置

赤外線暗視装置

医用電子制御装置

他に分類されない電子応用装置

受信用真空管

高信頼度真空管（通信用を含む）

送信用真空管

整流管

板極管

クライストロン

磁電管

進行波管

その他のマイクロ波用真空管

白黒テレビジョン受像用ブラウン管

カラーテレビジョン受像用ブラウン管

測定観測用ブラウン管

イメージオルシコン（撮像管）

ビジコン（撮像管）

その他の撮像管

蓄積管

その他の陰極線管

熱陰極グリッド制御放電管

イグナイトロン

定電圧放電管

リレー放電管

計数放電管

ガイガミューラー計数管

T R 管

A T R 管

その他の特殊放電管

X線管

真空光電管

ガス入り光電管

光電子増倍管

バラスト管

他に分類されない電子管

ゲルマニウム・ダイオード

シリコン・ダイオード

定電圧ダイオード

トンネル・ダイオード

その他のダイオード

ゲルマニウム整流素子

シリコン整流素子

亜酸化銅整流素子

その他の整流素子

制御整流素子

ゲルマニウム・トランジスタ

シリコン・トランジスタ

フォト・トランジスタ

サーミスタ

バリスタ

その他の半導体素子

蒸気機関車

電気機関車

内燃機関車

蓄電池機関車

その他の機関車

電車

内燃動車

客車

鋼索客車

モノレール客車

その他の旅客車

貨物電車

貨物内燃動車

貨車

鋼索貨車

その他の貨物車

雪かき車

操重車

暖房車

モータカー

蓄電池カー

産業用特殊車両

その他の特殊車両

車体および台わく

台車

輪軸

連結装置

ブレーキ装置

制御装置（別に掲げるものを除く）

集配電装置

その他の車両部品（別に掲げるものを除く）

ガソリン機関装備車（完成自動車（四輪および六輪自動車）乗用自動車）

ディーゼル機関装備車（完成自動車（四輪および六輪自動車）乗用自動車）

乗合自動車（完成自動車，四輪および六輪自動車）

貨物自動車（全輪駆動車を除く）（完成自動車，四輪および六輪自動車）

全輪駆動車（完成自動車，四輪および六輪自動車）

けん引自動車(")

特別用途車

救急車(完成自動車, 四輪および六輪自動車)

医療保健車(完成自動車, 四輪および六輪自動車)

放送宣伝車(")

消防自動車(")

タンク車(")

じんかい車(")

衛生車(")

ミキサー車(")

その他の特別装備車(")

乗用自動車 (三輪自動車)

貨物自動車 (")

けん引自動車 (")

特別用途車 (")

オートバイ (原動機付自転車を含む)

モータースクータ(")

その他の二輪自動車

フルトレーラ

セミトレーラ

二輪自動車用側車

ガソリン機関装備車シャシ(乗用自動車)

ディーゼル機関装備車シャシ

その他の乗用自動車シャシ

ガソリン機関装備車シャシ(乗合自動車)

ディーゼル機関装備車シャシ(")

その他の乗合自動車シャシ

ガソリン機関装備車シャシ(貨物自動車)

(全輪駆動車シャシを除く)

ディーゼル機関装備車シャシ(貨物自動車)

(全輪駆動車シャシを除く)

その他の貨物自動車シャシ

ガソリン機関装備車シャシ(全輪駆動車)

ディーゼル機関装備車シャシ(")

その他の全輪駆動車シャシ

ガソリン機関装備車シャシ(けん引自動車)

ディーゼル機関装備車シャシ(けん引自動車シャシ)

その他のけん引自動車シャシ

三輪乗用自動車シャシ

三輪貨物自動車シャシ

三輪けん引自動車シャシ

四輪、六輪の車輪を有する自動車車体

三輪自動車車体

二輪自動車車体(原動機付自転車を含む)

トレーラおよび側車車体

その他の車体

機関部品

計器および電気部品

駆動、伝導、操縦装置部品

懸架、制御装置部品

シャシ部品

車体部品

実用車 (運搬車を除く)(自転車)

軽快車 (")

スポーツ車 (競技車を除く)(自転車)

子供車 (")

特殊車 (")

サイドカー (")

フレーム (自転車用部品および付属品)

泥除 (")

ハンドル (")

にぎり (")

ブレーキ (")

ギャクランク (")

ペダル (")

フリーホイール(小ギアを含む)(")

ハブ (自転車用部品および付属品)
 スポーク (")
 リム (")
 サドル (")
 チェン引 (")
 クランクピン (")
 外装変速機 (自転車用部品および付属品)

構内運搬車

フォークリフトトラック

ラムリフトトラック

パレットトラック

ストラドルキャリア

構内けん引車

動力付運搬車の部品および付属品

その他の動力付運搬車

動力のない運搬車

マラプレータトラック

構内清掃車

地上電源車

構内作業車の部品および付属品

その他の構内作業車

人力けん引車

蓄力車

他に分類されない輸送用車両

客船

貨客船

一般貨物船

油送船

石炭運搬船

鉱石運搬船

穀物運搬船

セメント運搬船

その他のばら積貨物船

果実冷蔵運搬船

肉類冷蔵運搬船

その他の冷蔵運搬船

果実冷凍運搬船

肉類冷蔵運搬船

その他の冷凍運搬船

重量物運搬船

木材運搬船

薬品運搬船

液化ガス運搬船

家畜運搬船

果実運搬船

汚物運搬船

給水船

その他の特殊運搬船

その他の商船

車両渡船

練習、調査船 (漁船を除く)

警備、救難船

工作船

砕氷船

海底電線敷設船

しゅんせつ船

起重機船 (自航式)

引船

押船

その他の作業用船

水洗船

灯船

消防船

検疫船

設標船

灯台補給船

灯台見回り船	プロペラの部分品および付属品(")
その他の特殊業務用船舶	かじ取り装置 (")
はしけ(非自航)	サイドスラスト (")
舟艇	スタビライザ (")
特殊水上装置	係船機 (")
その他の特殊用途船	主様自動制御装置 (")
漁ろう船	主様遠隔制御装置 (")
母船, 工船	エンジンモータ (")
漁獲物運搬船	データロガ (")
漁業指導調査練習船	オートパイロット (")
漁業取締船	遠隔水面制御装置 (船舶)
軍艦	荷役制御装置 (")
軸 (船舶)	自動温度調整装置 (")
プロペラ軸 (")	その他の自動制御装置および遠隔制御装置
中間軸 (")	船灯
スラスト軸 (")	アンカー
その他の軸 (")	アンカーチェーン
船尾管 (")	フェンダ
張出軸受 (")	係船索発射機
中間軸受 (")	その他の係船設備
スラスト軸受 (")	かじ(船舶)
その他の軸受 (")	荷役設備(")
流体継手 (")	通風装置および採光装置
電磁継手 (")	その他のき装置
機械継手 (")	ピストン機
その他の継手 (")	ターボジェット機
軸系の部分品および付属品(")	ターボブロック機
減速逆転装置 (")	その他の飛行機
減速装置 (")	ヘリコプタ
逆転装置 (")	ジャイロブレイン
減速逆転装置の部分品および付属品(")	ジャイロダイナ
普通形プロペラ (")	その他の回転翼航空機
可変ピッチプロペラ(")	機体部品および付属装置
翼車プロペラ (")	木製プロペラ (航空機)
その他の特殊形プロペラ(")	金属製プロペラ (")

その他のプロペラ (")

ムリネ

主回転翼

補助回転翼

プロペラ部品

プロペラ付属品

回転翼部品

回転翼付属品

補器 (航空機)

自動操縦装置および電子機器

航空用地上設備 (航空用設備を除く)

その他の航空機用装備品

酸素装置

パラシュート

他に分類されない航空機用装備品

銃

砲

爆発物投射機

戦車 (無限軌道のもの)

自走砲 (")

装甲車 (")

装軌車 (戦車, 自走砲, 装甲車を除く)

戦闘車両の部分品および付属品

その他の戦闘車両

銃弾

砲弾

爆発物

指揮装置

その他の武器

工場生産建築物

屋根部材

天井部材

壁部材

床部材

柱部材

はり部材

基礎部材

その他の建築部材

網漁具

はえなわ

せきやま

サルカン

おもり

釣りばり

擬じばり

擬じ

捕鯨砲

もり銃

捕鯨もり

ラインホーラ

ラインスタンド

ネットボーラ

漁具用浮標

浮子

沈子

オッターボード

雑漁具

その他の漁具

釣ざお (漁業用を含む)

釣糸車

擬じ

導かん

釣用かご

釣ばり

釣箱
釣袋
浮木
その他の遊魚用釣道具および付属品
その他の漁具

ガーゼ（動物専用品を含む）
脱脂綿類
生理用品
ほう帯
衛生マスク
その他の衛生材料
放射線物質治療用品
放射線障害防護用具
その他の放射線関連用品
縫合糸
手術用手袋
手袋用指サック
人工血管
副本
骨接合用板
骨接合用くぎ
骨接合用ねじ
骨接合用ねじまわし
その他の骨接用品
整形材料
外科用接着剤
医療用石こう
医療用石こう製品
義手
義指
義足
その他の義し（肢）
運動補助器（他に分離されないもの）

眼鏡（完成されたもの）
眼鏡用レンズ
コンタクトレンズ
眼鏡わく
眼鏡付属品
検眼用品
義眼
点眼びん
その他の眼科用品および関連製品
補聴器
眼鏡わく装着補聴器
人工鼓膜
散布および噴霧用品
その他の耳鼻いんこう科用品および関連製品
人工呼吸器
脱痰治療器
家庭用吸入器
バイブレータ
肩たたき
吸引あんま器
医療用イオン導入器
その他の簡易電気治療器
指圧代用器
はりおよびきゅう用器具
磁気治療器
医療用物質生成器
その他の簡易治療器
歯科用金属
歯冠材料（金属を除く）
義歯床材料（　　”　　）
歯科接着用充てん材料（　　”　　）
歯科用印象材料（石こう製品および密ろうを除く）
歯科用ワックス
歯科用石こう歯

歯科用研削，研磨材料

その他の歯科材料

コンドーム

避妊用具（コンドームを除く）

病人用品

乳児用品

他に分類されない医療用ゴム製品およびビニール製品

その他の衛生用品および関連製品

その他の医療用品および関連製品

ドラム缶

18リットルかん

食かん（かん詰用）

雑かん（主としてブリキ製のもの）

圧縮ガス容器

液化ガス容器

コンテナ

押出しチューブ

金属製取枠及び巻き枠

その他の金属製容器

食料用容器

しょうゆびん

ソースびん

食酢びん

食卓塩びん

その他の調味料用容器

清酒びん

ビールびん

焼酎びん

洋酒びん

その他の酒類用びん

サイダーびん

ラムネびん

炭酸水びん

その他の清涼飲料びん

果じゅうびん

牛乳びん

ヨーグルトびん

乳酸菌飲料びん

その他の嗜好および滋養飲料用びん

その他のガラス製飲料用容器

一般薬びん

投薬びん

軟こうびん

アンプル

その他のガラス製医薬品容器

クリームびん

ポマードびん

化粧液びん

整髪液びん

白粉びん

香水びん

つめ化粧料びん

その他の化粧品用容器

歯みがき用容器

石けんおよび洗剤用容器

インキびん

ポスターカラーびん

速乾性インキびん

その他のガラス製学用および事務用容器

くつ墨用容器

家庭染料用容器

他に分類されないガラス製容器

段ボール箱

ファイバー箱

ファイバーかんおよびドラム

紙器

紙袋

板紙およびファイバー製コーン取柄、巻き棒、

ブロックおよびコア

セロファン袋

その他の紙製容器

飲食料品容器 (合成樹脂製)

化粧品用容器 (")

歯みがき用容器 (")

薬用液状石けん容器 (")

ペースト状洗剤用容器 (")

薬びん (")

ドラムかん (")

18リットルかん (")

雑かん (")

袋 (")

箱 (")

その他の合成樹脂製容器

木製容器

木箱

洋たる

和たる

折箱

その他の木製容器

竹製容器

綿袋

麻袋

化学繊維袋(合成繊維を除く)

合成繊維袋

その他の繊維製容器

俵

かます

その他のわら製容器

アンペラ袋

炭俵(わら製を除く)

その他の植物性容器

せん・ふたおよび容器の付属品

その他の容器

ゴム製容器

陶磁器製容器

セルロイド製容器

パルプ成型容器

他に分類されない容器

トラックおよびバス用タイヤ

小型トラック用タイヤ

乗用車用タイヤ

自動二輪車用タイヤ

特殊車両用タイヤ

自転車用および運搬車用ゴムタイヤ

航空機用ゴムタイヤ

ソリッドタイヤ

更生タイヤ(更新タイヤ再生タイヤ)および

タイヤ修繕用練生地

自動車ゴムチューブ

トラックおよびバス用チューブ

小型トラック用チューブ

乗用車用チューブ

自動二輪車用チューブ

特殊車両用チューブ

自転車用および運搬車用ゴムチューブ

航空機用ゴムチューブ

その他のゴムタイヤ、チューブおよびフラップ

ならびにリムバンド

遊園地装置

射的場装置

パチンコ装置

玉突台および球

プール式玉突台および球

すべり台
ぶらんこ
ボーリング装置
はしごおよびのぼり木
とび箱
木馬装置
メリーゴーランド
大波遊び道具
シーソー
砂箱および砂盤・砂遊び道具
その他の運動場装置
囲碁
将棋
チェス
マージャン
その他類似の室内娯楽用具
トランプ
花札
すごろく
玩具
人形
季節品(きわもの)
玩具楽器
総合玩具
他に分類されない玩具
野球およびソフトボール用具
バスケットボール・バレーボール・ハンドボ
ール・ラグビー・サッカー・アメリカンフット
ボール・ドッジボール等用具
トラックおよびフィールド用具
テニス・ピンポンおよびバドミントン用具
ゴルフ・フィールドホッケー・アイスホッケー
用具
スキー・アイスホッケーその他のウィンタース
ポーツの用具

ボクシング・弓・フェンシング・剣道用具
体操用具

その他の運動競技用品

子供用車両

アクアラング用具

硬貨投入娯楽機

他に分類されない娯楽装置

スーツケース(大割かばん・エアーケース・カ
ーケースを含む)

トランク

ボストンバッグ

化粧ケース

ショルダーバッグ

タウンバッグ

ブリーフケース

書類入れかばん(ハンティケース, ポートフォ
リオを含む)

手提かばん

肩掛けかばん

ランドセル

リックサック

ゴルフバック

ユニフォームバッグ

銃入れケース

ボールバッグ

スポーツ用ケースおよびカバー

光学用およびラジオ用ケース

楽器用ケースおよびカバー

工具用ケース

職業用ケースおよびバッグ

その他のかばん

ピアノ

ハープレコードその他鍵盤のある弦楽器

ハーモニウム
パイプオルガン
ハーモニカ
アコーディオン
その他のリード楽器

トランペット
ホルネット
トロンボーン

アルト

バリトン

バス

サクソホン

スザホン

メロホン

ホルン

らっぱ

フルート

ピッコロ

クラリネット

オーボエ

バズーン

その他の管楽器

バイオリン

ビオラ

セロ

コントラバス

ギター

マンドリン

ウクレレ

バラライカ

その他の弦楽器

太鼓

テンパニー

木琴(マリンバを含む)

鉄琴

シンバル

タンバリン

ディナーチャイム

ゴング

その他の打楽器

電気ピアノ

電気オルガン

電気ギター

その他の電気楽器

電子楽器

そう(箏)

三味線

びわ

こと

鼓

和太鼓

尺八

明笛

その他の和楽器

楽器の部分品および付属品

その他の楽器

マッチ

つけ木

ろうそく

くん(薫)物

線香

ボタン

スナップ

ホック

こはぜ

ファスナ

縫針

指ぬき

その他の裁縫用小物道具

化粧用ブラシ

歯ブラシ
頭髮用品
くし
かんざし
髪飾りおよび同類似品
ヘアーピン
ヘアーネット
かつら
つけひげ
かもじ（人形の髪を含む）
つけまつげ
その他の化粧用小物用具
マネキン
模型
標識
広告用品（印刷物を除く）
神だな（棚）
仏具
祭壇
祭具
葬具
その他の宗教用具

テント柱およびテントピン
その他の木製最終製品
旗ざお
庭園用さお
物干さお
その他の竹製最終製品
擬装ネット
カンバス製品（日よけおよび帆を除く）
スリーピングバッグ
刺しゅう用押型美術品および裁縫美術品
刺しゅう品

旗・三色旗および旗のぼり
その他の紡織最終製品
灯ろう
石碑および石像
門柱
庭石
墓石
その他の石材最終製品
他に分類されない材料別最終製品

鉄くず
鋼くず
スケール
その他の鉄スクラップ
銅およびその合金のスクラップ
鉛およびその合金のスクラップ
亜鉛およびその合金のスクラップ
すずおよびその合金のスクラップ
ニッケルおよびその合金のスクラップ
アルミニウムおよびその合金のスクラップ
マグネシウムおよびその合金のスクラップ
チタニウムおよびその合金のスクラップ
その他の非鉄金属スクラップ
綿紡織ウェィスト
麻紡織ウェィスト
毛紡織ウェィスト
絹紡織ウェィスト
人絹紡織ウェィスト
スフ紡織ウェィスト
合成繊維紡織ウェィスト
混合材料紡織ウェィスト
その他の紡織ウェィスト
さい（裁）落紙
反故紙

板紙故紙

チューブスクラップ

タイヤスクラップ

ゴムはきものくず

工場スクラップ(ゴム)

生キャンバスくず

雲母スクラップ

プラスチックスクラップ

解体用船舶

その他のスクラップおよびウェィスト

日本画 (美術工芸品)

洋画 (")

版画 (")

水彩画 (")

その他の絵画 (")

木製彫刻 (")

その他の彫刻 (")

金工品 (")

陶磁器 (")

漆工品 (")

染織品 (")

かっちゅう(甲冑)(")

刀・剣および小道具(")

その他の工芸品

書籍 (骨とう品)

典籍 (")

考古資料 (")

その他の美術工芸品

4.3.3 属性の洗いだし

属性とは素材、成因、機能、用途から発生し、品目を具体的に特徴づけ、他の品目と識別する指標である。この属性を洗いだし、素材、成因、機能、用途に分類してみたところ、たとえば次のとおりとなる。

分 類	コ ー ド 化 対 象	
素 材	元 素 状 態 色 比 重 純 度 濃 度 材 質 化 学 構 造 オ ク タ ン 価 成 分 ・ 組 成 雌 雄 育 成 法 樹 種 収 穫 時 点 成 長 期 間 履 歴	固形、結晶、粉末、コロイド状、練り、潤製、ペースト、イオン、溶液、液体、原液、搾汁、混性、チップフレーク、そばり 色各種、単色 純度％、‰、PPM 薄、濃、稀 鋼製、木製、プラスチック製、ゴム製 重合、縮合、多環式、鎖式 含有率、混合率 有機質、無機質 露地、温室 広葉、針葉 青刈 1.2年生、多年生 再生、廃××、改良 総合、組合せ、複合、混合、配合、調製
成 因	表面処理方式	人造、合成、天然、配合、添加、化合、人工、生成、薬剤、飼育 熱処理 加温式、コールド式 メッキ、研磨 アルファ化 矯味、矯臭

分 類	コ ー ド 化 対 象	
		折, 長切, 棒状, 板 切る, さく, 刻む, 細刻, 荒刻, 掘搾 溶接, 鑄造, 鍛造, 熱間圧延, 冷間圧延 冷凍, 蒸す, 煮る, 生鮮, 圧搾, すりつぶし 塩蔵, 砂糖漬, 粕漬, シロップ漬, 味噌漬 薫製, 乾燥, 缶詰, 瓶詰, 樽詰 佃煮, 加糖, 味付, 塩, 堅塩, 全脂, 脱脂 発酵, 半発酵, 醸造, 蒸溜, 濃縮, 薄い, 稀 精製 本干, 生干, 丸干, 半干, 素干, 煮干, 焼干 開, 切干, みりん干 練, 焼, あげ, (機械練り, わくねり) 節, 削節 去勢 継月 あみ方, おり方, 紡糸法, 撚糸法 台木, さし枝 紙巻, 両切, 口付, 葉巻 登録
機 能	芳 香 味 耐 性 硬 度 透 明 度 絶 縁	アルカリ性, 酸性, 中性, 活性 非活性 発泡性, 非発泡性 芳香 味, 苦味, 甘味, 酸味, 鹹味 耐水, 耐蝕, 耐候, 耐熱, 耐火, 耐寒 耐震, 耐酸, 耐油, 耐アルカリ 防水, 防弾, 防寒, 防爆, 防暴 硬, 柔, 軟質, 硬質 透明, 不透明, 半透明 有, 無 可燃, 不燃 油脂性, 水溶性, 乳液性, 懸濁性 手動, 自動, 電動 反射, 対流

分 類	コ ー ド 化 対 象	
	圧 力	かくはん, 調節 固定, 回転, 折りたたみ 単発, 連発 高圧, 低圧
用 途	使 用 者 業 務 等 使 用 場 所	大人用, 紳士用, 男子用, 婦人用, 少年用, 少女用, 子供用, 幼児用, 育児用, 学生用 盲人用, 病人用 作業用, 事務用, 計算用, 会計用, 料理用 裁縫用, 化粧用, 浴用, 寝台用, 家庭用 一般用, 台所用, 工作用, 図画用, 応接用, 会議用, 公共用, 美術用, 学習用, 医療用 封緘用, 飼料用 代用 インスタント, 防腐, 腐蝕, 防虫, 防疫 右用, 左用 直流, 交流 船用, 車輛用, 一般陸用, 地上, 航空機 気象用 固定, 移動, 屋内, 屋外, 野外 乗用, 卓上, 壁掛, 家庭 立, 坐, わき, すみ かむ, かぐ 麻酔, 催眠, 鎮静, 鎮病, 鎮痙, 鎮吐 鎮咳, 鎮療, 催吐, 発汗, 止汗 解熱, 覚醒, 興奮 試薬

注

4.4 結 論

品目コードを大別すると, 素材・成因別という基幹のものと, 機能・用途別という基幹のものに分けられる。たとえば, ミシンをみると, 電動ミシンは電機製品であるが, 用途別にみると, 家庭用ミシンと工業用ミシンに分けられる。この場合素材・成因別と用途・機能別の互換性は非常に困難になってくる。

J S C Cは基本的には, 大分類が素材・基礎資材・完成材になっているから, 関連する品目は各所

にバラバラにちらばっている。たとえば、砂糖をみると、素材では糖料作物、基礎資材では粗糖、完成材では砂糖というようにバラバラに展開されている。製鉄関係をみても、鉄鋼石、石炭、スクラップ、鉄鉄、普通鋼半製品、普通鋼鋼材、普通鋼二次製品、鑄鍛鋼品、鑄鉄品など、これらが一括のグループになっていると使いやすいが、これがバラバラになって使うにはまことに不便である。

ところが、実際には、企業のなかでは、品目と部門とが密着しているので、どうしても素材別・成因別に抵抗を感じ、機能・用途別の要求がでてくる。機能・用途別にすれば、関連品目はグループ化される。

しかし、機能・用途別にしたところで、問題が解決されるわけではない。たとえば、調味料を一つとってみても、素材別にみれば、化学品である。糖蜜や塩はもともと食料であるが、量的には商先は化学工場が圧倒的に多い。

そこで、まず品目の属性は、素材、成因、機能、用途のあらゆる角度のものが、付加されたものであるから、これらを洗いだして、純粹の品目名の抽出を試みてはどうかということになったのである。

もし、純粹の品目の抽出ができれば、品目コードを編成するにあたっては、素材・成因別の品目コードの体系と、機能・用途別の品目コードの体系の二つを作成してはどうかということを提言したのである。品目の要素が抽出されれば、目的に応じてまだほかの体系のコードを編成してもよいわけである。

コード体系の要素となる単位が、同一であれば、これをどのように組みかえても、クロス・レファレンスができるはずである。このようにすれば、官公庁や諸団体で作成する諸統計と民間会社で作成する諸統計とのコンバージョンが容易になるはずである。品目の要素となる単位がまちまちであっても、コンバージョンができるはずはないのである。

次に属性の洗いだしを行なったのは、属性自身のコード体系をつくればよいではないかという考えにもとづくものである。このコード体系ができれば、品目の要素と自由に組みあわせて、自分のところの目的に応じたコード体系を作ればよいではないかと考える。このコード化は相当の時間がかかると思われるが、目先にとらわれることなく、大きな理想に向かってデータ・コードの標準化体系をうちたてる基礎となるものと確信しているので、以上のことをここに提言する次第である。

あ と が き

データ・コードのJ I S化に当っては本文中で幾多の提言を試み、かつ多くの問題点の指摘をおこなっておいたので、これらを十分に考慮して制定されることを希望する。

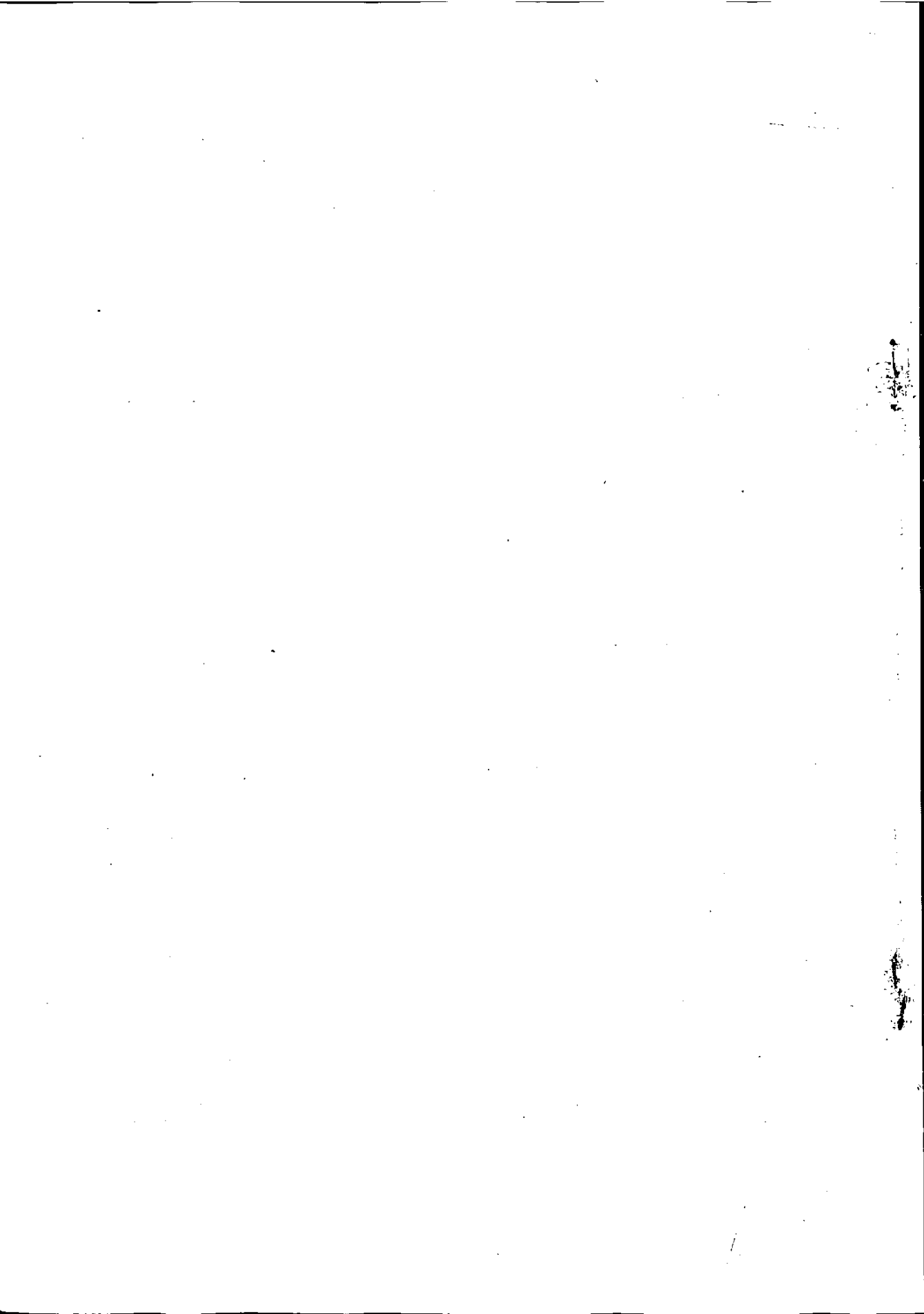
またこの場合とかく年度別予算等の関係から拙速にはしりがちとなることが懸念されるので充分な時間をかけて混乱を生じないよう慎重に検討されることを切望する。

なおJ I S化計画の策定に当っては、対象項目の選定、J I S化の範囲、優先順位等に対する諮問機関を設立し、適切な標準化の推進を図り、情報化社会の効果的发展を期すことも必要であろう。

以上がデータ・コード標準化体系調査委員会における調査と問題の提起であるが、これをどのように制度的に受けとめ、かつ、前向きに答えてくれるかは、われわれにとって一つの大きな期待である。

参 考 文 献

- | | | |
|-------------------------|----------------------|-------|
| 1. 日本標準商品分類 | 行政管理庁統計基準局
商品分類部会 | 昭和39年 |
| 2. 職業辞典 | 労働省職業安定局 | 昭和44年 |
| 3. 輸出入統計品目表 | 日本関税協会 | 昭和45年 |
| 4. 実行関税率表 | 日本関税協会 | 昭和45年 |
| 5. 現行商品別輸入制度一覧 | 貿易弘報社 | 昭和45年 |
| 6. データコード標準化体系調
査報告書 | 日本情報処理開発セン
ター | 昭和45年 |
| 7. 臨床に必要な血液型の知識 | 医学書院 | 昭和43年 |
| 8. 世界大百科事典 | 平凡社 | |
| 9. 第93回国税庁統計年報書 | 国税庁 | |
| 10. 株式・公社債コードブック | 証券コード協議会 | 1968年 |
| 11. 金融機関共同コード | 金融機関協同コード管
理委員会 | 昭和45年 |
| 12. 学校調査番号総覧 | 文部省 | 昭和43年 |
| 13. カメラ業界統一コード表 | 日本写真機工業会 | 1969年 |
| 14. 会社企業名鑑 | 総理府統計局 | 昭和43年 |
| 15. 第83登記・訟務・人権統
計年報 | 法務省 | |



—— 禁 無 断 転 載 ——

昭和 46 年 5 月 発 行

発行所 財団法人 日本情報処理開発センター

東京都港区芝公園21号地1番5

機 械 振 興 会 館 内

TEL (434) 8 2 1 1 (代表)

印刷所 三協印刷株式会社

東京都渋谷区渋谷3-11-11

TEL (407) 7 3 1 6

